

第 80 回全株懇定時会員総会審議事項

「英文開示の実務対応」

東京株式懇話会

提案の趣旨

2025年4月1日、東京証券取引所は、企業行動規範の「望まれる事項」として、プライム市場上場会社は、重要な会社情報について、可能な限り、日本語による開示と同時に、英語により同一の内容の開示を行うよう努めるものとするとの規定を新設し、また、企業行動規範の「遵守すべき事項」として、プライム市場上場会社は、決算情報および適時開示情報については、日本語による開示と同時に、英語による開示を行うものとするとの規定を新設した。

これに先立つ2023年12月、東京株式懇話会は、上場会社に対し英文開示の更なる拡充が求められていることを踏まえ、会員各社が英文開示に取り組むに際して参照することができる情報基盤を整理することを目的に、英文開示推進プロジェクトチーム（以下「英文開示PT」という）を立ち上げた。英文開示PTの活動の成果としては、2024年10月の全国株懇連合会（以下「全株懇」という）理事会決定に基づく「株懇モデル（英訳版）」の作成があるが、これに続く取組みとして本提案書を取りまとめることとした。

本提案書は、株主総会資料を中心的な題材として英文開示の実務対応の進め方や実際の翻訳作業の流れ、その留意点等を解説する手引書であるが、企業行動規範への対応の観点から、その他の主な開示書類の英文開示に際して留意すべき事項もとりまとめている。英文開示のタイミングは、企業行動規範を意識して、日英同時開示を前提とした。また、ハイコンテキストな日本語をローコンテキストな英語に翻訳する際の困難さから、より円滑な英文開示のためには、プレインランゲージの活用が望まれることも提案している。さらに、巻末資料として、英文開示に際してのチェックリスト、全株懇の株主総会参考書類モデルには掲載されていない議案等の英文開示事例、日英基本用語実態調査等の参考資料も添付した。

本提案書の特長は、何をおいても、上場会社の英文開示担当者が自ら執筆したことである。執筆に際しては、読者となる会員各社と同じ目線で、英文開示担当者の暗黙知を本提案書で形式知にすることを心掛けた。新たに英文開示を始める会員各社、英文開示の拡充に取り組む会員各社が、よりよい英文開示に向けて、本提案書を活用されることがあれば執筆者一同本望である。

なお、英文開示PTの活動には、西村あさひ法律事務所の武井一浩弁護士、田端公美弁護士に全面的にご協力いただいたほか、具体名は省略するが、機関投資家、議決権行使助言会社等の市場関係者、翻訳会社、発行会社、研究者の方々にゲストとして会議に参加いただき、有益な助言をいただいた。ここに記して謝意を表する。

目次

I	総論	6
1.	英文開示の意義	6
	(1)はじめに	6
	(2)政策的な意義（海外投資家の対日投資促進）	7
	(3)IR・SR活動としての意義	8
	(4)海外投資家の保有比率増大に伴う意義	12
2.	英文開示の現状（プライム市場における英文開示義務化前の状況）	15
	(1)英文招集通知の開示状況	15
	(2)招集通知を含めた開示書類の英文開示の状況	17
3.	英文開示制度の概要と義務化の動向	18
	(1)英文開示をめぐる東証の規律の変遷	18
	(2)海外市場における英文開示義務	26
II	英文開示の実務対応	28
1.	英文翻訳の作法	28
	(1)日本語と英語の言語間距離等	28
	(2)プレインランゲージに基づく英文開示書類の作成	38
2.	英文開示の事前準備	55
	(1)基本方針の決定	55
	(2)英文開示のための体制整備	60
	(3)日英同時開示に向けて考慮すべき事項	67
3.	株主総会資料の英文開示の実践と留意事項	71
	(1)スケジュールの作成	71
	(2)事前準備と英訳　～外部委託の場合～	80
	(3)事前準備と英訳　～内製（機械翻訳）の場合～	85
	(4)事前準備と英訳　～内製（人手翻訳）の場合～	102
	(5)校正	107
	(6)決裁、開示、その他留意事項	112
4.	その他書類の英文開示と留意事項	115
	(1)決算短信・四半期決算短信等	115
	(2)適時開示情報	118
	(3)CG報告書	129
	(4)有価証券報告書	131

Ⅲ 卷末資料	139
1. 英文開示のチェックリスト	139
2. 英文株主総会資料の記載事例集	148
(1) 株主総会参考書類	148
① 資本準備金の減少	148
② 退職慰労金の支給	149
③ 退職慰労金の打ち切り支給	151
④ 取締役賞与の支給	154
⑤ 株式報酬（譲渡制限付株式）の支給	155
⑥ ストックオプションの支給	163
(2) 任意記載事項（参考情報）	175
① 役員選任方針と手続	175
② スキルマトリックス	178
③ 独立性判断基準	184
④ 政策保有株式の保有状況	187
3. 日英基本用語実態調査	189
(1) 株懇モデル（英訳版）における訳語の採用理由等	189
(2) 日英基本用語実態調査	192
4. 機関投資家インタビュー	204
(1) ブラックロック・ジャパン株式会社	204
(2) インスティテューショナルシェアホルダーサービシーズ株式会社	211
(3) Glass Lewis Japan 合同会社	218

(凡例)

東証：東京証券取引所

上場規程：東京証券取引所の有価証券上場規程

上場規程施行規則：東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則

東証フォローアップ会議：東京証券取引所「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」

2023 年英文開示調査：東証「英文開示に関する海外投資家アンケート調査結果」（2023 年 8 月）

C G 報告書：コーポレート・ガバナンスに関する報告書

C G コード：コーポレートガバナンス・コード

S S コード：スチュワードシップ・コード

金融庁フォローアップ会議：金融庁「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」

T D n e t：適時開示情報伝達システム（Timely Disclosure network）

T C F D：気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）

T N F D：自然関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures）

J P X 日経 400：J P X 日経インデックス 400

印刷会社：発行会社の依頼に基づいて、招集通知等を印刷する会社。開示書類全般について、発行会社が法令に即した正確な書類を効率的に作成することができるよう、独自のシステムを提供していることが多い。

翻訳会社：発行会社の依頼に基づいて、和文を英文に翻訳する会社。印刷会社またはそのグループ会社が翻訳サービスを提供していることがある。

I 総論

1. 英文開示の意義

(1) はじめに

2024 年 2 月、東証は、プライム市場上場会社への更なる海外投資家の投資を呼び込み、対話を通じた企業価値向上を促していく観点から、プライム市場の英文開示の拡充に向けて、所要の制度整備を行うことを公表した。

日本の株式市場を俯瞰してみると、外国法人等の株式保有比率は 30%を超え、今なお漸増傾向にある（全国証券取引所の株式分布状況調査では 2024 年度 32.4%）¹。これを裏付けるように、海外投資家の株式売買金額は 1,500 兆円規模（東証の投資部門別売買状況の統計では、2024 年の海外投資家の株式売買金額は、プライム 1,484.7 兆円、スタンダード 28.9 兆円、グロース 24.7 兆円の合計 1,538.3 兆円）²と 10 年前に比べ 1.88 倍（2015 年の海外投資家の株式売買金額は、東証第一部 820.0 兆円、第二部 3.4 兆円、マザーズ 8.7 兆円、JASDAQ 8.2 兆円の合計 840.3 兆円）³に膨れ上がっている。今後の持続的な企業成長および中長期的な企業価値向上を実現するためには海外投資家との対話が必要不可欠であり、日本の経済成長を牽引していくことが期待されるプライム市場上場企業にとって、英文開示が重要な課題であることは疑いない。

英文開示は、【図表 I-1】のような経緯をたどって、プライム市場上場会社に義務づけられることになった。当初は、CGコードによるコンプライ・オア・エクスプレインの規律であったが、義務づけへの転換点となったのは、東証の市場区分再編であったと考えられる。ここでは、2020 年 12 月 8 日の金融庁フォローアップ会議の模様⁴を紹介しておきたい。同会議では、プライム市場上場会社の英文開示に関する検討がなされ、金融庁企業開示課長から「海外の投資家等からは、建設的な対話の実現のために、英文開示への取組みを求める指摘がなされている」ことや台湾証券取引所が 2024 年までに全上場会社に対して英文開示を義務づけるほか、ドイツや韓国といった非英語圏における英文開示の取組みが拡大傾向にあることが紹介された⁵。その後、多くのメンバー

¹ 東証他「2024 年度株式分布状況調査の調査結果について」（2025 年 7 月 4 日）
<https://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/examination/um3qrc000001nwjv-att/j-bunpu2024.pdf>

² 東証「投資部門別売買状況（株式・年間）」
https://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/investor-type/mklp77000000pini-att/stock_val_1_y24.pdf

³ 東証「投資部門別売買状況（株式・年間）」
https://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/investor-type/nlsgeu000001dvv7-att/stock_val_1_y15.pdf

⁴ 金融庁フォローアップ会議（第 22 回）議事録
<https://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/gijiroku/20201208.html>

⁵ 金融庁フォローアップ会議（第 22 回）資料 2 「株主総会に関する課題」12 頁
<https://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/siryou/20201208/02.pdf>

から英文開示の推進を求める意見が述べられ、「ソフトローであるコードで対応するのが適切なのか、あるいはもう一段、ハードローの検討を含めて、改めて考える必要があるのではないか」⁶という意見や、これに賛同する意見も述べられる等、義務づけに向けた機運が醸成されることとなった。

【図表 I－1】英文開示の義務化に至った経緯

2013 年 6 月	「日本再興戦略」において、「株主等が企業経営者の前向きな取組を積極的に後押しするようコーポレートガバナンスを見直し、日本企業を国際競争に勝てる体質に変革する」と明記
2014 年 6 月	「『日本再興戦略』改訂 2014」において C G コードの策定を明記
2015 年 6 月	C G コード制定。補充原則 1－2④で招集通知の英訳、補充原則 3－1②で海外投資家等の比率を踏まえた合理的な範囲での英語での情報開示を規定
2021 年 6 月	C G コード改訂。補充原則 3－1②で、プライム市場上場会社に対し開示書類のうち必要とされる情報についての英語での情報開示を規定
2022 年 4 月	東証が市場区分の再編を実施。プライム市場を「グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場」と位置づけ
2023 年 1 月	東証が「論点整理を踏まえた今後の東証の対応」を公表。プライム市場において、経過措置の終了にあわせて、必要な情報の英文開示を義務化することを念頭に、英文開示対象書類の拡充、日本語と英語の開示のタイムラグの解消を促進することを明記
2023 年 4 月	金融庁フォローアップ会議が「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」（意見書（6））を公表。企業と投資家との対話に係る課題であるグローバル投資家との対話促進に関して「特に、プライム市場における英文開示の義務化を含め、英文開示の更なる拡充を図る」と明記
2024 年 2 月	東証が、プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備を公表（2025 年 4 月実施）。決算情報および適時開示情報について日本語と同時の英文開示を義務化

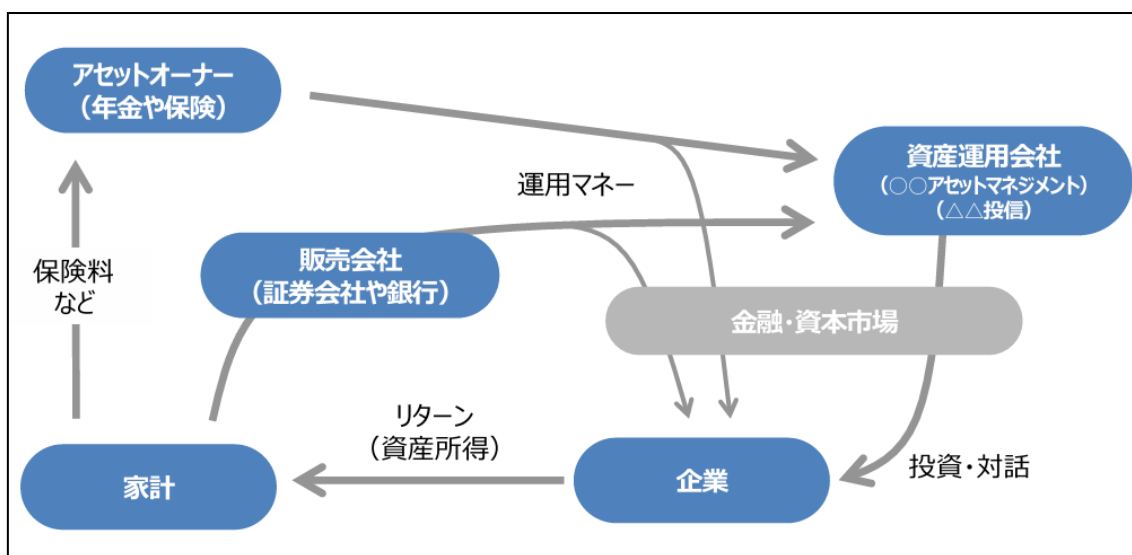
（2）政策的な意義（海外投資家の対日投資促進）

政府は、上場企業が価値創造をして、そこに投資家（家計）のお金が流れて、投資家（家計）に還流してくるという好循環社会を実現するための施策を矢継ぎ早に打ち出して

⁶ 金融庁フォローアップ会議、前掲注 4）上田メンバー発言

いる⁷。その実現のためには、インベストメント・チェーン（【図表Ⅰ－２】参照）における海外も含む資産運用会社（機関投資家）から企業に向けた投資・対話が重要な要素となる。2024年6月7日の「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム 2024」では、「プライム市場上場企業を中心として、更なる企業価値向上に向けては、グローバル投資家とも積極的に対話を行い、タイムリーに英文開示を実施する必要がある」ことが課題として取り上げられており、英文開示の義務化を踏まえ、実情を勘案し、各企業をフォローアップすることが必要とされている⁸。グローバル投資家へのエンゲージメントツールとして英文で開示された資料は、企業の実情への深い理解に基づく対話を促進させるうえで非常に有効な方法である。したがって、英文開示の義務化は、企業による開示コストの負担が重くはなるものの、対話を通じた中長期的な企業価値向上による好循環が日本市場の魅力を高め、海外投資家による対日投資を促進するための一つの施策と考えることができる。

【図表Ⅰ－２】インベストメント・チェーンについて



（出所）新しい資本主義実現会議 第1回資産運用分科会（2023年10月4日）資料（基礎資料（資産運用業関係））

（3）IR・SR活動としての意義

発行会社によるインベスター・リレーションズ（IR）活動、シェアホルダー・リレー

⁷ 新しい資本主義実現会議決定「資産所得倍増プラン」（2022年11月28日）、資産運用立国分科会取りまとめ「資産運用立国実現プラン」（2023年12月13日）など

⁸ コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム 2024（金融庁フォローアップ会議意見書（7））（2024年6月7日）5頁
<https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20240607.html>

ションズ(SR)活動の観点から、英文開示について考えてみる。IRは、投資家に対し、投資判断に必要な情報を適時に、公平に、継続して提供する活動を通じて、投資家に会社の成長性・将来性を説明し、理解を得て、新たな投資を呼び込むのが主な活動である。また、SRは、株主総会の議決権行使に至るプロセス(株主総会プロセス)において、中長期的企業価値創造に向けた上場会社と株主の対話を中心とする相互理解のための諸活動であり、主に株主となった機関投資家と関係を取り結ぶ活動である⁹。

2023年英文開示調査によれば、英文開示が不十分な上場企業に対しては、41%がディスカウントして評価、35%が投資対象から除外、28%がウェイトを減らしたなどと回答しており、投資活動へ大きな影響を及ぼしていることがわかる¹⁰。また、同調査では、69%の海外投資家が、英文開示が不十分なことにより、IRミーティングの対話が深まらなかったと回答し、24%が議決権行使に十分な検討時間を確保できなかったと回答したほか、十分な情報を得ることができなかったため取締役に対して反対票を投じたといったコメントがあった。このような英文開示調査の結果から、海外投資家からの投資を呼び込みたい上場企業、海外投資家との建設的な対話を推進したい上場企業にとって、英文開示は必要不可欠な取組みであることがわかる。

IR活動は企業価値評価や資本コストに好ましい影響を与えるという実証研究が報告されている¹¹。資本コストの低下とは、企業と投資家の情報の非対称性が小さくなることといえる。ファンダメンタルを重視する中長期的な投資家にとって、株式市場全体(株価指数)が一時的に大きく下落し、個別銘柄の株価も連動して大幅に下がった局面は、よい投資機会になる。普段からのIR活動によって、経営やファンダメンタルに対する投資家の信頼が厚い企業ほど、株価の下落を抑制できる。

資本コストは、 $(\text{リスクフリー・レート}) + (\text{ベータ}) \times (\text{マーケット・リスクプレミアム})$ により算出される。リスクフリー・レートとマーケット・リスクプレミアムはすべての企業に共通であるため、個別企業の資本コストを特徴づける指標はベータになる。ベータは、個別銘柄とマーケットの共分散をマーケットのリターンの分散で除した値である¹²。ベータの算出には実際の株式収益率が用いられる。リスクフリー・レートに

⁹ 井上卓「IR・SR編 経営に資する法務に求められるIR・SRの視点」ビジネス法務 2024年11月号 112頁

¹⁰ 東証「英文開示に関する海外投資家アンケート調査結果」(2023年8月) 14頁
<https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0060/jr4eth000000165w-att/jr4eth000000168g.pdf>

¹¹ 音川和久・村宮克彦「企業情報の開示と株主資本コストの関連性」会計第169巻第1号 79頁(2006年)など

¹² 砂川伸幸・岡田紀子「[研究ノート] IR活動による資本コストの低下と企業価値の向上」京都大学経営管理大学院経営研究センター・ワーキングペーパー【KAFM-WJ012】(2018年12月) 2、3頁

https://www.gsm.kyoto-u.ac.jp/wp-content/uploads/KAFM-WJ012_研究ノート_岡田_砂川.pdf

は長期国債の利回りを用いる。マーケット・リスクプレミアムには、過去に実現した株価指数の収益率と長期国債の収益率の差の平均値であるヒストリカル・リスクプレミアムを用いることが多い¹³。

資本コストの算出において、I R活動がベータの低下を通じて資本コストを下げる可能性を見いだすことができる¹⁴。つまり、I R活動によって、全体相場が大きく下落する際に自社株式の下落を抑制することができれば、資本コストの推定値が低くなり、企業価値が高くなる可能性がある。普段からの積極的なI R活動によって株価の変動が小さくなり、資本コストの低下を通じて企業価値や株式価値が向上することの可能性を示唆している¹⁵。

日本企業が投資家とのコミュニケーション能力を研ぎ澄まし、日本企業群のベータが小さくなると、資本コストの低下を通じて、企業価値評価が高まる可能性がある¹⁶。つまり、英文開示を行うことが海外投資家において企業のより深い理解につながることであり、株主の要求リターンである株主資本コストの低下を通じて企業価値の向上に寄与するということである¹⁷。例えば、2024年2月21日に開催された「英文I R人材育成講座」では、英文による決算説明会資料の有無、公表タイミングとPBR(中央値)の関係について、「決算発表と同時」、「決算発表と同じ日」、「決算発表翌日以降」、「英文開示なし」に区分して、PBRが「英文開示なし」の企業(中央値1.0未満)に比べて英文開示がある企業の方が高く(中央値1.0超)、英文開示がある企業の中でも「決算発表と同時」の企業の方がかなり高いPBRを示したことが紹介されている¹⁸。

また、資本市場とのコミュニケーションとして、既存株主(特にパッシブ運用機関)の議決権行使に向けたSR活動の重要性が高まっている。

アンケート調査によると、SR活動の主な目的としては直近議案の賛成率向上が多いが、他方でSR活動から得られた効果として、コーポレートガバナンス向上やESG・サステナビリティ施策のあり方等の中長期的経営課題に関する施策や企業開示の工夫等について、示唆に富む意見が得られているという回答がとても多い¹⁹。

¹³ 砂川＝岡田、前掲注12) 4頁

¹⁴ 砂川＝岡田、前掲注12) 4頁

¹⁵ 砂川＝岡田、前掲注12) 7頁

¹⁶ 砂川＝岡田、前掲注12) 7頁

¹⁷ 井川 智洋・児玉 高直・杉渕 均『海外投資家ニーズを押さえた英文開示のあり方・作り方』中央経済社(2023年) 37頁

¹⁸ 井川 智洋「英文開示のニーズと投資家が真に求める情報」英文I R人材育成講座(一般社団法人東京国際金融機構(FinCity.Tokyo)、株式会社日本取引所グループ・株式会社東京証券取引所共催)(2024年2月21日) 4頁

<https://fincity.tokyo/wp-content/uploads/2024/02/1708301599-da4d7a8088f36bd0e5c2e34c9fde100a.pdf>

¹⁹ 井上卓・平岡幸一郎・高橋直樹・監修 武井一浩「東京株式懇話会「SR活動実態調

換言すると、S R活動は、直近議案の賛成率向上という短期的契機で開始されつつも、そうした話すべきアジェンダがあることが一つのきっかけとなって、中長期的経営課題に関する貴重な意見交換の場となっていることがみてとれる²⁰。

S R活動の観点から英文開示の意義を考えると、企業と海外投資家双方にとって新たな価値を見出すことができる。

第一に、英文開示は、経営陣の声を海外投資家に対して直接「同じフィールド」で効果的に伝えることができる。経営トップや取締役会の考え方などを、英語というグローバルな共通言語で伝達することにより、投資家はより深いレベルで企業の姿勢や戦略を理解できるようになる。これは、S R活動の核心である「対話の深化」に直結する。海外投資家にとっても「自分たちの言語で経営陣の本音を聞ける」というのは、意見交換における心理的ハードルを大きく下げる要因になると考えられる。

第二に、英文での情報提供そのものが、企業としての「誠意」や「真摯なコミットメント」の証左となり得る。海外投資家は、企業がどの程度自分たちの声を受け止める姿勢をもっているかを常に見ている。コミュニケーションを英語で行うということは、それだけ海外投資家との対話を重視し、真摯に向き合う姿勢を示すことになる。S R活動では、株主総会や議決権行使をめぐる対話だけでなく、中長期的な企業価値向上、ガバナンスの在り方、さらにE S G・サステナビリティ施策など、広範なテーマで継続的に意見交換が行われる。このような対話を促進する基盤として、英語での情報開示が整備されているという事実は、企業への信頼感を高めるうえで大きなインパクトをもつ。

第三に、英文開示による海外投資家へのアプローチ拡大という側面も見逃せない。日本語中心の情報開示だけではそもそもリーチできていなかった潜在的な海外投資家層との接触機会が増し、エンゲージメントが広がる可能性がある。これによって、従来以上に多様な株主・投資家との対話を行うチャンスが高まり、企業の価値創造に向けた新しいアイデアや示唆を得られる余地が広がる。

S R活動が目指す「中長期的視点に立った投資家との対話による企業価値の向上」というゴールを考えたとき、英語によるコミュニケーション環境の整備は企業にとって大きな武器となる。プライム市場における英文開示の充実という流れは、まさに企業と海外投資家との間でグローバルスタンダードな対話を実現し、「同じフィールド」で経営課題や価値創造を議論するための基礎を築くものといえる。こうした取組みを通じて、国内外を問わず株主と企業との間で長期的な相互理解がさらに深まり、S R活動の真の価値を引き出していくことが期待される。

査」と実務上の示唆—企業価値向上に向けたS R活動の実践—」旬刊商事法務 No. 2363、2024年7月5日号 24頁

²⁰ 井上＝平岡＝高橋＝武井、前掲注19) 24頁

(4) 海外投資家の保有比率増大に伴う意義

日本取引所グループ（以下「J P X」という）の山道裕己取締役兼代表執行役グループC E Oは、記者からの質問に対し、プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度を整備する狙いについて、次のように説明している²¹。

- ・ ご存じのように、日本のマーケットの日々の売買の主体の 60%以上は海外投資家であり、株式の保有比率でも海外投資家が 30%を超えているという状況です。さらに、プライム市場のコンセプトとして、グローバルな投資家との対話が重要なポイントであると当初から申し上げているなかで、上場企業が自社の判断で、プライム市場を選ばれています²²。
- ・ 市場再編をしたときに、それぞれの市場のコンセプトは明示しているわけで、グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた市場というコンセプトのもとにあるプライム市場に上場をされた企業の皆様は、当然、英文開示の対応なども考えられたうえで、取締役会決議を経て、自主的にプライム市場を選んでいただいたということだと思っています²³。
- ・ 英文開示は、見せ方の問題というよりも、株式市場の基本は「開示」なのです。上場企業の開示があって、投資家が投資判断するということです。開示は株式市場の根幹を成すものです。（中略）海外投資家の要望としてやはり一番大きいのは日本語と英語の同時性です。プライム市場で、例えば、決算短信を英文で出している企業は 90%以上に達していますが、日英で同時に出している企業は 42%しかありません。リアルタイムに株価に影響を与える決算短信は、同時性が非常に重要な要素になってくると思うので、そういった意味で、単に見せ方というよりも、グローバルな投資家を相手にするマーケットである以上、同時性も達成していただきたいという趣旨です²⁴。

現に海外投資家の株式保有比率が 30%を超えている状況下、投資家との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットするプライム上場会社にとって、英文開示は必要不可欠なものといえる。

東証の 2023 年英文開示調査等では、海外投資家から英文開示が行われないことに対して、次のようなネガティブな意見が出されている。

- ・ 情報がない場合には非常に保守的な仮定を置くことを余儀なくされ、それがしば

²¹ 2024 年 2 月 26 日、山道C E O記者会見要旨

<https://www.jpx.co.jp/corporate/news/press-conference/skc8fn0000002je6-att/20240226JP.pdf>

²² 山道、前掲注 21) 14 頁

²³ 山道、前掲注 21) 11 頁

²⁴ 山道、前掲注 21) 9 頁

しば投資しないことにつながる。また、すべての投資家が同じ情報にアクセスできるわけではないと感じる場合、投資することに抵抗がある。²⁵

- ・ I R ミーティングと同様に、経営陣とのエンゲージメント・ミーティングにおいても対話が深まらなかった。²⁶
- ・ 英語資料がないことを理由に投資対象から除外することは明確にはしていないが、投資が成功する可能性は大幅に低くなる。²⁷
- ・ 日本企業の英文開示への取組みであるが、海外投資家の投資行動に直接的かつ深刻な影響をもたらしている。投資家アンケート調査では、不十分な英文開示による日本企業への投資活動の影響として、「対話が深まらなかった」、「ディスカウントして評価せざるを得なかった」、「ウェイトを減らさざるを得なかった」、「議決権行使までに十分な検討時間を確保できなかった」、「ユニバースから外さざるを得なかった」などが挙げられている。²⁸
- ・ 企業側から英文による説明がなければ、海外投資家からのボックス・ティックングな議決権行使(議案の機械的な賛否判断)を誘発しかねない。²⁹
- ・ 英文開示の不足によりせっかくの新製品による成長力が見逃されていたことに加え、そもそも会社の資本市場とのコミュニケーション不足が株式市場におけるディスカウント評価をもたらしていた。³⁰

英文開示は必要欠くべからざるものとはいえ、ニューヨーク証券取引所に上場し、米国規制上、英文開示資料の作成を義務づけられてきた企業と、今回の英文開示の義務づけを機に本格的な取組みを始める企業とでは、知見、ノウハウ等に歴然たる差異があるのも事実である。最初から日本語と同一内容の英文を日本語と同時に開示することは、リソースの観点等からも困難な企業は少なくないと考えられる。そのような企業は、当面、義務づけの対象である決算情報と適時開示情報について、日本語による開示の一部または概要を開示することが考えられる。

なお、英文開示に取り組むことで得られる効果には、次のようなものがあげられている。日本語による開示の一部または概要であっても、日英同時開示によってこれらの効果を相応に享受できると期待される。

- ・ 海外投資家との対話が促進され、企業が持続的な企業価値向上を果たしていく上

²⁵ 東証、前掲注 10) 14 頁

<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/survey-reports/nlsgeu000005qpys-att/jr4eth0000000yhe.pdf>

²⁶ 東証、前掲注 25) 15 頁

²⁷ 東証、前掲注 25) 21 頁

²⁸ 井川＝児玉＝杉渕、前掲注 17) 21 頁

²⁹ 井川＝児玉＝杉渕、前掲注 17) 36 頁

³⁰ 井川＝児玉＝杉渕、前掲注 17) 39 頁

での有益な機会である³¹。

- ・企業は、英文開示により海外投資家との対話機会が増加することで、グローバルスタンダードの観点や海外企業の先進事例を踏まえた多様な視点からの気づきが得られることが期待できる³²。
- ・英文開示が進めば、海外のベストプラクティスを知る海外投資家との対話も活発になり、事業ポートフォリオの見直しなど最適な資本配分の促進、設備投資や研究開発投資、人的資本への投資などを含む将来への成長投資の促進により、収益効率の改善や将来の成長期待の向上が期待できる。英文開示を通じた海外投資家との対話がきっかけとなり、こうした日本企業の持続的な企業価値向上に向けた取組みの加速と理解がもたらされ、それに伴って資本市場での評価の向上につながっていけばと考えている³³。
- ・企業側の視点で考えると、英文開示を行うことで資本市場での資金調達が容易になる³⁴。
- ・海外投資家を呼び込むことにより流動性が拡大し、株価上昇のきっかけとなりうる³⁵。
- ・海外投資家が目を付けた企業に、国内機関投資家、個人投資家が追随して投資することがあり、市場を動かす力を持っている³⁶。

プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備に対して、義務づけの範囲を超えて、どこまで取組みを進めていくかは、費用対効果を踏まえて各社が経営判断することでよい。ただし、例えば、現時点の株主構成で海外投資家の保有比率が低いことを理由に取組みを躊躇するのではなく、将来のあるべき株主構成も見据えて検討する必要がある。とりわけ、将来的に、海外からの資金調達も見据えている企業にとって、英文開示に積極的に取り組む意義は極めて大きい。この点は、プライム市場に上場していない企業にも共通する。

³¹ 井川＝児玉＝杉渕、前掲注 17) 34 頁

³² 井川＝児玉＝杉渕、前掲注 17) 34 頁

³³ 井川＝児玉＝杉渕、前掲注 17) 44 頁

³⁴ 井川＝児玉＝杉渕、前掲注 17) 10 頁

³⁵ 浜辺真紀子『「株主との対話」ガイドブッカーターゲットティングから E S G、海外投資家対応まで』中央経済社（2023 年）65 頁

³⁶ 浜辺、前掲注 35) 65、66 頁

2. 英文開示の現状（プライム市場における英文開示義務化前の状況）

（1）英文招集通知の開示状況

2024年9月20日に東証から公表された「2024年3月期決算会社の定時株主総会の状況及び今後の動向について」によれば、以下の調査結果が示されている。

① 英文招集通知（本文および株主総会参考書類のみ）

英文招集通知（本文および株主総会参考書類のみ）を提供する企業は、東証全体では54.4%で過半数が英文開示に対応しているが、市場別にみるとプライム市場が94.1%であるのに対し、スタンダード市場が15.3%、グロース市場が7.9%となり、市場によって大きく異なっている。他市場の上場企業と比較して、プライム市場上場企業は海外投資家の保有比率も高く、自社の議案を英語で説明しなければならないという必要性が高いことがこの理由であると推測される。

② 英文招集通知（事業報告および計算書類を含むすべて）

プライム市場において英文招集通知（事業報告および計算書類を含むすべて）を提供する企業は27.7%となっており、①の調査結果とは大きく異なる。2025年1月22日に東証から公表された「英文開示実施状況調査集計レポート（2024年12月末時点）」によれば、決算短信やIR説明会資料の英文開示が進展しているため、招集通知の事業報告や計算書類の英文開示の必要性がそれほど高くないことや、英文開示の対応に伴う実務負担が重いことがその原因と推測される。

また、時価総額が5,000億円以上の企業に占める英文開示の実施率は66.5%であるが、時価総額1,000億円以上5,000億円未満の企業では23.8%、時価総額250億円以上1,000億円未満の企業では12.3%、時価総額100億円以上250億円未満の企業では3.2%となっており、時価総額帯によっても実施率が大きく異なっている。

なお、2024 年度全株懇調査報告書では、招集通知の英訳の有無や英訳対象は以下のとおりとなっている。

【図表 I－3】英訳版作成の有無

	A	B	C	D	計	E	F	合計
	従来から招集通知の全てについて英訳版を作成	従来から招集通知の一部について英訳版を作成	今回、初めて招集通知の全てについて英訳版を作成	今回、初めて招集通知の一部について英訳版を作成		無(今後の作成を検討中)	無(今後も作成の予定なし)	
22年	189	693	29	159	1,070	94	437	1,601
	11.8%	43.3%	1.8%	9.9%	66.8%	5.9%	27.3%	100.0%
23年	229	828	10	25	1,092	89	440	1,621
	14.1%	51.1%	0.6%	1.5%	67.4%	5.5%	27.1%	100.0%
24年	227	836	9	18	1,090	88	420	1,598
	14.2%	52.3%	0.6%	1.1%	68.2%	5.5%	26.3%	100.0%

※地図・グラフ・写真等については、英訳の対象に含めない

【図表 I－4】英訳版の作成対象

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
	狭義の招集通知	来場にあたっての注意事項(お土産等)やライブ配信の案内等	議決権行使の方法等	参考書類(法定書類)	スキルマトリックスや独立性基準等の任意事項	事業報告	連結計算書類・計算書類	監査役(会)の監査報告書	会計監査人の監査報告書
22年	845	—	—	748	—	97	96	29	24
23年	844	—	—	781	—	103	91	27	21
24年	848	116	223	745	479	112	96	30	21
	J								
	その他								
22年	22								
23年	21								
24年	31								

※【図表 I－3】でB、Dのいずれかに回答の場合のみ回答

【図表 I－5】英訳版を作成していない理由

	A	B	C	D
	海外投資家の比率が低い	費用面	作成する時間的余裕が無い	その他
22年	478	123	86	43
23年	472	120	96	43
24年	451	128	100	35

※【図表 I－3】でE、Fのいずれかに回答の場合のみ回答

(2) 招集通知を含めた開示書類の英文開示の状況

招集通知を含めたその他の書類の英文開示の実施状況は、上述の「英文開示実施状況調査集計レポート（2024年12月末時点）」で取り上げられている。

以下では、この調査結果に基づき、招集通知を含めた開示書類の英文開示の状況を説明する。

① 英文開示範囲

全市場の社数ベースの英文開示実施率であるが、日本語資料すべてを英文開示している割合は、決算短信が27.3%、招集通知（招集通知本文・参考書類）が28.4%、IR説明会資料が35.0%となっており、この3種類の資料では30%前後という状況である。

他方、それ以外の資料についてみれば、日本語資料すべてを英文開示している割合は、適時開示資料（決算短信除く）が17.0%、CG報告書が16.0%、招集通知（事業報告・計算書類）が10.0%となっており、この3種類の資料では10%前後となっている。また、有価証券報告書についてみれば、この割合は4.4%である。

② 英文開示タイミング

英文開示を実施した会社における英文開示のタイミングについて、日本語資料と英文資料を同時に開示した企業の割合は、招集通知（招集通知本文・参考書類）が27.4%、決算短信が27.2%となっており、20%台である。また、適時開示資料（決算短信除く）が18.6%、IR説明会資料が16.9%と10%台であり、CG報告書が7.3%、招集通知（事業報告・計算書類）が8.4%と10%未満、有価証券報告書が1.8%という状況である。

3. 英文開示制度の概要と義務化の動向

(1) 英文開示をめぐる東証の規律の変遷

① C Gコード策定までの経緯

英文開示制度はC Gコードの制定によって始まった印象が強いが、C Gコード策定以前にも、開示書類に対する英文開示の規律が存在する。

2008年に東証が公表した「企業行動規範」の中では、狭義の招集通知（当時）および株主総会参考書類について、要約したものの英訳を作成し、株主に提供することが努力義務とされた（有価証券上場規程 446 条、有価証券上場規程施行規則 437 条（4））。

上場規程 446 条（議決権行使を容易にするための環境整備）

上場内国会社は、株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備として施行規則で定める事項を行うよう努めるものとする。

上場規程施行規則 437 条（抄）

(3)

- a 会社法第 298 条第 1 項各号に掲げる事項
- b 会社法第 301 条第 1 項に規定する株主総会参考書類又は施行令第 36 条の 2 第 1 項に規定する参考書類に記載すべき事項
- c 会社法第 305 条第 1 項の規定による請求があった場合は、同項の議案の要領

(4) 前号 a から c までに掲げる事項を要約したものの英訳を作成し、投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。

また、東証は J P X 日経 400 の算出を 2013 年 11 月から開始し、投資家にとって投資魅力の高い企業で構成される新たな株価指数の創生に着手し始めた。J P X 日経 400 の選定は、①営業成績や時価総額などのスクリーニング、②R O E など定量的な指標によるスコアリング、③定性的要素による加点を経て決定されるが、選定にあたっては決算情報やC G報告書の英文開示も考慮された。すなわち、決算情報等の英文資料をT D n e t上で開示している場合、「③定性的要素」による加点対象となるというものである³⁷。グローバルな投資基準に求められる条件を満たした企業で構成されることから、決算情報等の英文開示が選定の加点事由として盛り込まれたと考えられる。

② C Gコードの制定とこれに伴う上場規程の改正

東証は、2015 年 6 月にC Gコードを策定して、これを上場規程の別添に定めた。

また、それまで上場会社に対して尊重するよう求めていた「上場会社コーポレート・

³⁷新指数「J P X 日経インデックス 400」の算出・公表開始について 2 頁
<https://www.jpx.co.jp/files/tse/news/17/b7gje6000003yy0p-att/b7gje6000003yy3w.pdf>

ガバナンス原則」に代えて、ＣＧコードの趣旨・精神を尊重するよう求め（上場規程第 445 条の 3）、ＣＧコードを実施するか、実施しない場合の理由の説明を求めることとした（上場規程 436 条の 3）³⁸。

上場規程 445 条の 3

上場会社は、別添「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとする。

ＣＧコード³⁹は、ＣＧコードの策定に関する有識者会議が取りまとめた「ＣＧコード原案」を受けて制定されたものである。英文開示については、補充原則 1－2④、ならびに補充原則 3－1②で明文化されており、その具体的な内容は次のとおりであった。

【原則 1－2. 株主総会における権利行使】

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

（補充原則 1－2④）

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

【原則 3－1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- （i）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- （ii）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- （iii）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- （iv）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- （v）取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の

³⁸ ＣＧコードの策定に伴う有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表
<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/nlsgeu000000x597-att/hpnewold.pdf>

³⁹ ＣＧコード
<https://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000000xbfx-att/code.pdf>

指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

(補充原則 3-1 ②)

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

③ 2021 年の C G コード改訂 (2021 年 6 月 11 日)

2021 年の C G コード改訂は、2022 年 4 月 4 日に東証が市場区分の見直しを行い、プライム市場、スタンダード市場、グロース市場の 3 市場に移行することを前提に行われた。各市場のコンセプトは【図表 I-6】のとおりであるが、上場会社はそれぞれの特性に応じた市場に新たに上場することとなった。特にプライム市場においては、グローバルな投資家からの投資対象となる特徴が読み取れる。

【図表 I-6】各市場のコンセプト

プライム市場	多くの機関投資家の投資対象になりうる規模の時価総額（流動性）を持ち、より高いガバナンス水準を備え、投資者との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場
スタンダード市場	公開された市場における投資対象として一定の時価総額（流動性）を持ち、上場企業としての基本的なガバナンス水準を備えつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場
グロース市場	高い成長可能性を実現するための事業計画およびその進捗の適時・適切な開示が行われ一定の市場評価が得られる一方、事業実績の観点から相対的にリスクが高い企業向けの市場

本改訂では、補充原則 3-1 ②の「合理的な範囲において英文での情報の開示・提供を進めるべき」とされていた部分に上乗せして、プライム市場に対して「開示書類のうち必要とされる情報については英文開示を進めるべき」と明文化されたことが大きな特徴である。

(補充原則 3-1 ②)

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。

④ プライム市場における英文開示の義務化（2024年2月26日 東証発表）

③で取り上げた2021年のCGコード改訂後、プライム市場に上場する会社の英文開示への取組みはより進展し、2023年8月時点で、決算短信は約89%、招集通知は約87%が、英文開示を行っている⁴⁰。その一方、海外投資家からは依然として日本語と英語の違いや開示のタイミングの差が指摘されており、金融庁フォローアップ会議や東証フォローアップ会議においても、海外投資家から英文開示情報の充実やタイミングの早期化を求める声のあることが指摘された⁴¹。

こうした一連の状況を踏まえ、東証は、プライム市場上場会社への更なる海外投資家の投資を呼び込み、対話を通じた企業価値向上を促していく観点から、プライム市場の英文開示の拡充に向けて、決算情報および適時開示情報の英文開示を義務化することとした。

【図表 I-7】プライム市場における英文開示の拡充の内容（概要）

- 企業行動規範の望まれる事項として、プライム市場の上場会社は、**重要な会社情報について、可能な限り、日本語と同時に、英語で同一の内容の開示を行うよう努める**旨の努力義務を新設
- そのうえで、上場会社における実務上の負荷も鑑み、まずは、特に投資判断に与える影響が大きく、速報性が求められる開示情報として、**決算情報及び適時開示情報**について、企業行動規範の遵守すべき事項として**日本語と同時の英文開示を義務化**

【具体的な義務化の内容】

項目	想定される書類	開示のタイミング	留意事項
決算情報	・ 決算短信・四半期決算短信 ・ 決算補足説明資料	・ 日本語と同時（※）	・ 全書類・全文について同時開示することが望まれるが、日本語における開示の内容の一部又は概要を英語により開示することでも可
適時開示情報	・ すべての適時開示項目		

※ 例えば、発生事実に係る開示など急遽対応が必要になる場合や、関係者との調整等により開示直前まで日本語による開示内容が定まらない場合であって、英語による同時開示を行おうとすると、日本語による開示の遅延が生じるときは、同時になくても可（日本語を優先して開示）

【適用時期】

2025年4月1日以後に開示するものから適用

※ ただし、必要な体制整備に時間を要する企業も想定されることから、**具体的な実施予定時期を記載した書面を当取引所に提出している場合は、上記の適用を1年間猶予**（2025年3月下旬を目途に、書面の提出を行った上場会社の名称及び実施予定時期の一覧を当取引所のウェブサイトで公表予定）

- 英文開示は**日本語の開示の参考訳**と位置づけ（**内容の正確性は規則違反に対する措置の対象外**）
 - ※ なお、英文開示自体を行っていない場合（書面の提出も行っていないときに限る）等は規則違反に対する措置（公表措置など）の対象
- **開示内容の充実や対象書類（有価証券報告書等）の拡大などについては継続検討**

（出所）東証「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備の概要」（2024

⁴⁰ 東証「プライム市場 英文開示義務化に向けた実態調査集計レポート（2023年8月末時点）」6頁

<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/survey-reports/nlsgeu000005qpys-att/jr4eth00000040cg.pdf>

⁴¹ 差し当たり、金融庁フォローアップ会議は前掲注4）参照。東証フォローアップ会議は、市場区分の見直しに関するフォローアップ会議 第五回 参考資料 22頁参照

<https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/nlsgeu0000006gevo-att/co3pgt0000004tk2.pdf>

年 2 月 26 日)

⑤ 各市場における英文開示の要請

東証の市場ごとに求められる英文開示の内容は、【図表 I－8】のとおりである。
なお、スタンダード市場、グロース市場は、従来どおりであり、英文開示の義務化は
なされていない。

【図表 I－8】各市場における英文開示の規律

書類	プライム市場 (グローバルな投資家との 建設的な対話を中心に据えた 企業向けの市場)	スタンダード市場 (公開された市場における 投資対象として十分な流動性 とガバナンス水準を備えた 企業向けの市場)	グロース市場 (高い成長可能 性を有する企 業向けの市場)
決算情報	義務 ¹	努力義務 ^{2,3} 、 Comply or Explain ⁴ (必要とされる 情報)	Comply or Explain ⁴ (合理的な 範囲)
適時開示情報			
招集通知			
その他の開示情報			

図表脚注 1：上場規程第 436 条の 4（決算情報・適時開示情報（抜粋・概要でも可）の日英同時開示）

2：上場規程第 445 条の 8（すべての開示情報の日英同時開示）

3：上場規程第 446 条、施行規則第 437 条（招集通知の英訳）

4：CG コード補充原則 1－2④（招集通知の英訳）、3－1②（開示書類のうち必要とされる情報／合理的な
範囲における英文開示）

（出所）東証『英文開示実践ハンドブック第 2 版』（2024 年）2 頁

ア．プライム市場

a．企業行動規範の「望まれる事項」

プライム市場上場会社は、重要な会社情報について、可能な限り、日本語と同時
に、英語で同一内容の開示を行うよう努めなければならない（上場規程 445 条
の 8）。ここでいう「会社情報」とは、リアルタイムの投資判断のほか、中長期
的な企業分析や議決権行使などにおいて重要と考えられるすべての開示情報を
指す。

b．企業行動規範の「遵守すべき事項」

上述 a．を前提に、決算情報および適時開示情報については、日本語による開
示と同時に、英語による開示を行わなくてはならない。

適時開示情報は、上場会社がT D n e tを利用して適時開示する会社情報(決算情報を除く)をいう。具体的には、上場規則において適時開示を求めている以下の会社情報のほか、会社がT D n e tを利用して任意で適時開示している会社情報を指す⁴²。

【図表 I－9】上場規則において適時開示が求められている会社情報

■上場会社の情報

- ・上場会社の決定事実
- ・上場会社の発生事実
- ・上場会社の業績予想、配当予想の修正等
- ・その他の情報(投資単位の引下げに関する開示、支配株主等に関する事項の開示、財務会計基準機構への加入状況に関する開示等)

■子会社等の情報

- ・子会社等の決定事実
- ・子会社等の発生事実
- ・子会社等の業績予想の修正等

決算情報については、決算短信・四半期決算短信のほか、通期決算・四半期決算の内容を投資家にわかりやすく伝達するために作成する、決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料が英文開示の対象となる(これらの書類のすべてまたは各書類の全文について英語での開示を求めるものではなく、日本語での開示の一部または概要の開示で足り、例えば、決算短信・四半期決算短信のみの開示や、決算短信・四半期決算短信のサマリー情報と決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料の開示なども想定される⁴³)。これらの資料は株価変動に直接影響を与える財務情報であり、かつ海外投資家から英文開示の必要性がもっとも高い情報⁴⁴であることから、義務化の対象として取り上げられたと考えられる。

c. 開示のタイミング

原則として、決算情報ならびに適時開示情報は、日英同時開示しなくてはならない。ただし、英文開示を行うことで日本語の開示が遅れる場合には、日本語の

⁴² J P X「上場会社向けナビゲーションシステム」F A Q
<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8611.html>

⁴³ J P X「上場会社向けナビゲーションシステム」F A Q
<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8598.html>

⁴⁴ 東証、前掲注10) 17 頁

開示を優先して開示してもよい⁴⁵⁴⁶。例として、発生事実に係る開示など急遽対応が必要になる場合や、関係者との調整等により開示直前まで日本語による開示内容が定まらない場合がこれに該当する。典型例として、前者については「災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」や「訴訟の提起」など、社内やグループ会社内で事実確認をしてから開示文書の作成を行うものが挙げられる。また、後者については、不祥事等の際に設置される第三者委員会からの報告や、MBO・支配株主による完全子会社化の際に設置される特別委員会からの答申内容が挙げられる。

また、決算情報、適時開示情報については全書類・全文について同時開示することが望ましいが、日本語による開示の内容の一部または概要を開示すれば足りる（上場規程 436 条の 4）。

d. 開示内容の正確性

東証の見解によれば、開示された英文資料に誤訳が見つかった場合でも、英文開示は日本語の開示の参考訳として位置づけられ、万が一英文の内容が不正確であっても、上場規則違反に基づく措置の対象外とされている。この点、法的な観点からは、上場規則違反とは別に、故意または過失によって誤りのある英文開示を行った場合には、風説の流布や一般不法行為の問題を招来する可能性は排除されないとの見解もある⁴⁷。もっとも、これらリスクに過剰に囚われることで英文開示を控えることは望ましいことではない。法的責任の追及可能性を低減させる観点からは、英文の正確性を担保するための体制整備を行うとともに、英文開示にディスクレイマー（免責文言）を記載することも有効であるため、参考にされたい⁴⁸。

イ. スタンダード市場

スタンダード市場は、プライム市場のような英文開示の義務化はされておらず、議決権行使を容易にするための環境整備として招集通知の英文開示が努力義務として

⁴⁵ 東証「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備の概要」（2024 年 2 月 26 日）14 頁

<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/skc8fn0000002jw1-att/skc8fn0000002jyd.pdf>

⁴⁶ 日本語の開示を優先する場合であっても同日中には英文開示をする必要がある。

<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8617.html>

⁴⁷ 水越恭平「東証プライム市場の英文開示制度の実務と法務のポイント」株懇会報 873 号 89 頁

⁴⁸ ディスクレイマーの記載例については、後述Ⅱ 3. (6)③イ、Ⅱ 4. (2)⑤ア. g. を参照されたい。

求められる（上場規程 446 条、上場規程施行規則 437 条(4)）ことと、C G コードの適用があるにとどまる。これは、プライム市場とのコンセプトの違いを踏まえたものであるが、海外投資家から投資を呼び込み、企業価値向上につなげる観点からは、英文開示が有用であるとされている。

なお、C G コードにおいて、招集通知の英訳（補充原則 1－2④）ならびに合理的な範囲内での英文開示が求められていることから（補充原則 3－1②）、英文開示を一切実施しない場合には、その理由を説明する必要がある。

ウ．グロース市場

グロース市場についても、プライム市場のような英文開示の義務化はされておらず、招集通知の英文開示が努力義務として求められる（上場規程 446 条、上場規程施行規則 437 条(4)）にとどまる。これは、プライム市場とのコンセプトの違いを踏まえたものであるが、例えば、将来の成長の実現に向けて資金需要がある場合などは、海外投資家から投資を呼び込み、さらなる成長につなげるためにも、英文開示が有用であるとされている。

エ．東証以外の市場における英文開示の規律

東証以外の市場、すなわち札幌証券取引所（アンビシャス、本則市場）、名古屋証券取引所（ネクスト、メイン、プレミア市場）、福岡証券取引所（本則市場、Q－B o a r d）において、英文開示は義務化されていない。

ただし、C G コードの全原則が適用される市場では、招集通知の英訳（補充原則 1－2④）ならびに合理的な範囲内での英文開示（補充原則 3－1②）が求められる。

また、各証券取引所が定める企業行動規範により、議決権行使を容易にするための環境整備として招集通知の英文開示が努力義務として求められる。

(2) 海外市場における英文開示義務

① アメリカにおいて外国法人が上場する場合の対応

アメリカで外国法人が上場する場合、米国証券取引委員会（SEC: Securities and Exchange Commission）に提出する各種書類について英語での情報開示が求められている。特に外国企業（Foreign Private Issuers）は、アメリカの法律と規則に従って、投資家への情報提供のために、主に以下のような書類を英語で提出する必要がある。

●登録書類（Registration Statements）

Form F-1: 外国企業がアメリカ市場に新規上場（IPO）する際に使用

企業の概要、業績情報、リスク要因、資金調達目的等を開示

Form F-3: すでに上場している外国企業が追加で証券を発行する場合に使用

Form F-4: 合併、買収、交換提案等の場合に使用

●定期報告書（Periodic Reports）

Form 20-F: 外国法人が年次報告書としてSECに提出する書類（アメリカの企業が提出する「Form 10-K」に相当）

開示内容として、財務諸表（米国会計基準またはIFRSに基づき英語で作成）、業績分析（MD & A: Management Discussion and Analysis）、リスク要因、会社概要、ガバナンス情報などが含まれる

Form 6-K: 四半期報告やプレスリリース、その他の重要情報を適時に提出するための書類

母国で開示した情報をアメリカの投資家向けに英語で提供する形式

●その他の開示

プレスリリース: 上場企業として重要な出来事（例：決算発表、買収、合併、業績予想など）がある場合、投資家への情報提供のため、英語でプレスリリースを発行することが一般的

② 非英語圏における英文開示義務

ア. EU圏

ユーロネクスト（Euronext）に上場している企業において、ユーロネクストの規則およびEUの「透明性指令（Transparency Directive）」に基づき、上場企業は適時開示や定期報告を行う義務があるが、英語での情報開示は義務づけられているわけではない。ただし、英文開示は多くの上場企業において一般的な慣習となっている。これは、EUが多言語圏であり、英語が事実上の「共通言語」として広く認識されていることや、国際的な投資家基盤が存在するためであると考えられる。ユーロネクストは、フランス（パリ）、オランダ（アムステルダム）、ベルギー（ブリュッセル）、ポルトガル（リスボン）、アイルランド（ダブリン）など多国間にまたがる取引所であり、グローバルな投資家が多いため、実務上、多くの上場企業

は海外投資家や機関投資家をターゲットにしており、英文での情報開示を積極的に行っている。しかし、上述のとおり、英語での開示は法的義務ではないため、一部の小規模企業や地域限定の企業は英文開示を行っていない場合があることや、英語翻訳の質やタイムリーな提供が課題になることがある。

一方、フランクフルト証券取引所は、プライム・スタンダード市場の上場会社に、財務情報および適時開示をドイツ語と英語の双方で行うことを義務づけている⁴⁹。

イ．アジア圏

中国本土（上海・深圳）の証券取引所では、企業情報の開示は通常、中国語で行われるのが基本であり、英語での情報開示の法律や規則における義務づけはなされていない。ただし、「滬港通（Shanghai-Hong Kong Stock Connect）」や「深港通（Shenzhen-Hong Kong Stock Connect）」などのプログラムによって、海外投資家が中国本土の株式市場にアクセスできるようになり、英文開示へのニーズが高まっていて、英語での情報開示を行うケースが増えてきている。

台湾では、2020 年以降、台湾証券取引所の規則に定める重要な情報について中国語による開示と同時に英文でも開示を行うように義務づけている。英文開示の対象となる上場会社は、払込資本金や海外投資家比率毎に段階的に増やしてきたが、2024 年からは全上場会社において、中国語と同時の英文開示を求めている。

韓国では、2024 年から、韓国有価証券市場（K O S P I 市場）の上場企業に対し、開示情報を韓国語で韓国取引所（K R X）に提出した後、同じ情報を 3 日以内に英語で公開することが義務づけられた。2024 年から資産や海外投資家比率による段階的な適用が始まり、開示項目も限定的であるが、2026 年以降は海外投資家比率にかかわらず資産での判断が行われ、開示項目も拡大される予定である。

上述のように、台湾においては全上場会社へ、韓国においても段階的に対象会社を増やしており、重要情報の英文開示を義務づける動きがみられ、非英語圏における英文開示の取組みが拡大傾向にあるといえる。

この他、アジアにおける主要な市場は、シンガポールや香港、インドがあげられる。シンガポールでは、英語が公式言語であるため、すべての上場企業は情報開示を英語で行うことが義務づけられている。香港証券取引所では、中国語と英語の両方で情報を開示することが義務づけられている。インドでは、英語が公式言語の一つであり、上場企業には英語での情報開示が義務づけられている。

⁴⁹ 金融庁フォローアップ会議（第 22 回）会議資料 資料 2 「株主総会に関する課題」 12 頁

<https://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/siryou/20201208/02.pdf>

II 英文開示の実務対応

1. 英文翻訳の作法

英文開示は、日本の株式市場に投資する海外投資家が読むことを想定して行われる。当然のことではあるが、上場会社が英語で開示する資料を、海外投資家が読み、その内容が正しく理解されてこそ、英文開示制度の所期の目的を果たすことができる。

そのためには、読み手に配慮した英文（自然で読みやすく、内容が正しく伝わる英語）で開示資料を作成することが肝要である。

(1) 日本語と英語の言語間距離等

① 日本語と英語の言語間距離

英語に苦手意識を持つ日本人は多い。英語を長年勉強しているけれど「なかなか使いこなせない」と嘆く人もいれば、ずっと国内相手の仕事をしてきたのに突如「英文開示」の担当を命じられて戸惑っている人もいるだろう。英文開示対応を機に改めて英語と向き合うにあたり、苦手意識の原因の一つである日英両語の特徴や差異について考えてみたい。

米国国務省の外交官養成機関 Foreign Service Institute (F S I) のウェブサイト⁵⁰に興味深い情報が掲載されている。F S I における長年の外国語教育の経験から、世界各地の言語をその習得に要する時間によって4カテゴリーに分類したものである。

習得しやすい順に、Category I は Languages similar to English（英語に似ている言語）としてオランダ語、フランス語、イタリア語などの9言語が、続く Category II にはドイツ語、インドネシア語、スワヒリ語などの5言語が挙げられている。

Category III には、ロシア語、トルコ語、ヒンディー語、タイ語、モンゴル語などの47言語が例示列挙されている。Hard languages—Languages with significant linguistic and/or cultural differences from English と形容されているとおり、言語的あるいは文化的な違いが大きいために習得が難しいようである。そして、最後に Category IV の Super-hard languages—Languages which are exceptionally difficult for native English speakers として、日本語・韓国語・中国語・広東語・アラビア語の5言語が挙げられている。日本語は、世界の言語の中でも、英語ネイティブにとって並外れて難しい言語の一つに位置づけられているのである。なお、General Professional Proficiency のレベルに到達するまでに要する標準時間は、Category I の 24～30 週に対し、Category IV は 88 週とされている。

F S I のウェブサイトに各言語の難易度を判定した基準などは書かれていないが、習得に時間を要するということは、それだけ言語間の距離が遠い（差異が大きい）ということと考えるとよいだろう。

⁵⁰ <https://www.state.gov/foreign-language-training/>

英語と日本語では、文法、語彙、発音、表記などの仕組みが全く異なる。例えば、英語ネイティブが日本語の表記システム（特に漢字）を完全に習得するにはかなりの時間と労力が必要かもしれない。他方で、日本語話者にとっての英語もまた、母語から遠く、簡単に使いこなせる言語ではないと言えるだろう。

② 英語の特徴

国際会議の通訳者としても活躍した英語の達人、長部三郎教授は、著書『伝わる英語表現法』において「英語は日本語と違う、まるで違う」、「何もかもが異なる言語」だということを強調している⁵¹。そして、単語の暗記と英文の訳読を中心とした従来型の英語学習を改め、日本人が「使う英語」を身につけるための方法を提示している。本節では、同書の整理も参考に、日本語とは対照的な英語の特徴を概観してみる。

ア．日本語は「△型」、英語は「▽型」

日本語の世界では、重要な情報がセンテンスや文章の後ろの方に置かれる傾向がある。日本語のセンテンスは文末の述語を聞くまで結論が分からないことが多い。文章を書く時も、背景や理由を丁寧に述べて、最後に結論に至る論法が望ましいと教えられてきた。

これに対し、英語の文は「主語＋動詞」から始まり、重要な情報ほど先に来るのが原則である。否定文であれば早い段階で **not** が出てくる。英語話者は最初に重要な情報が示されることに慣れており、長い文章を読んだり聞いたりするときも、そのような論理構成を期待している。

英文学者の外山滋比古教授は、このことを指して「日本語を後方重心型（△）のことばと呼ぶならば、英語は前方重心型（▽）の言語だと言ってよかろう」とし、「われわれが英語を読み、話し、聞くとき、この三角形が逆になっているという点をいつも心にとめている必要がある。英語を△型で話しても相手に通じにくい」と述べている⁵²。

イ．英語は「構造的」

我々は英語を初めて習ったとき、“**I like playing tennis.**”のような例文を学び、英語の文が日本語とは異なる原理（この場合はSVO）で構成されていることを知った。“**He cooked me breakfast.**”や“**She lives with her parents.**”といった簡単な英文を改めて眺めてみても、英語と日本語の文の構造がことごとく異なることがわかる。

⁵¹ 長部三郎『伝わる英語表現法』岩波新書4頁、30頁

⁵² 外山滋比古『英語の発想・日本語の発想』NHKブックス10頁

長部教授は、英語は「構造的な言語」とであると指摘する⁵³。現代の英語では語順のルールが厳格であり、「主語＋動詞」を骨格とする文の構造が徹底している。英文には必ず主語があり、“This medicine will make you well.”のような無生物主語の文も多い。そして、文の中核をなす動詞の働きに応じて、すべてのセンテンスが基本5文型のいずれかに整理されるのだという⁵⁴。

技術翻訳の第一人者である中山裕木子氏は「最初に主語を置き、続いて動詞を置き、必要な情報があれば付け加えていく」のが英語の決まりであるとし、このシンプルで合理的な構成を指して「英語はブロックの組み立てのような言葉」と形容している⁵⁵。

これに対して、日本語では主語を必ずしも明示的に述べる必要がない。文脈上明らかであるために表現されないケース（「親譲りの無鉄砲で小供の時から損ばかりしている」（夏目漱石『坊ちゃん』））もあれば、補おうにも主語にあたるものが考えにくい、主語なし文と呼ぶべきもの（「国境の長いトンネルを抜けると雪国であった」（川端康成『雪国』））もある。また、日本語が英語とは異なるSOV式の言語であることはつとに有名であるが、それとは別に、日本語では「が」「を」「に」といった助詞によって文法関係が示されるため、文を構成する語句の配列（語順）が比較的自由であることも、英語とは対照的と言える⁵⁶。

ウ．英語は「具体的」で「説明的」

長部教授はさらに、日本語は概して言葉がコンパクトで、抽象的で説明が少ないのに対し、英語は「具体的」で「説明的」とであると指摘する⁵⁷。

日本は漢字文化圏に属しており、現代日本語では実に多くの概念を僅かな字数の漢字語で表現することができる。日本人はこのような漢字語を、文章はもとより会話においても多用する傾向がある。もちろん英語にも抽象概念を表す難しい単語はあるが、通常の場合では、英語話者はもっと具体的な形で表現することを好むとされる。長部教授が駆け出しの通訳だった頃、「地形」という言葉にtopographyという単語を充てて通訳したが、相手がrivers and mountainsと言い換えて話すのを聞いて、これが英語の感覚かと妙に納得したそうである。また、日

⁵³ 長部、前掲注51) 26頁。

⁵⁴ 長部、前掲注51) 119頁。なお、長部教授は英語の構造的な性格を示すものとして、語順の規則性のほかにも並列性や対比性などを挙げる。例えば、andを用いて複数のものを並べる場合(A, B, C and D)、A, B, C, Dは文法的に同形・同質でなければならないといった性質を指すが、詳細は割愛する。

⁵⁵ 中山裕木子『シンプルな英語』講談社現代新書14頁

⁵⁶ 早津恵美子「日本語」（東京外国語大学語学研究所編『世界の言語ハンドブック2』（三省堂）所収）207頁

⁵⁷ 長部、前掲注51) 19頁、21頁

本語では「社会基盤」**infrastructure** といった言葉も日常的に使われるが、これも英語では **roads and bridges** などが好まれる。日本語は抽象的な表現を志向し、日本人はそれが何を指すのかをいちいち詮索せずとも何となく納得できてしまうのに対して、英語はひたすら具体性を求めるのだという。

そのような特徴に関連して、少し視点を変え、当該言語を使う社会や文化に関わる事柄にも言及しておきたい。すなわち、日本はこれまで比較的均質性の高い社会であり、同じ常識や感覚を共有する者同士ゆえ、言葉で詳しく表現しなくても済む環境にあったのに対して、例えば米国のように多種多様な背景を有する人々が共存する社会では、分かりやすい言葉で、具体的・明示的に伝達することを求める文化が発展したというのである。

このような違いについて、前者を「ハイコンテキストな文化」、後者を「ローコンテキストな文化」と呼んで対比することがある。ハイコンテキストな文化では「メッセージは行間で伝え、行間で受け取る」ものであるのに対し、ローコンテキストな文化では「良いコミュニケーションとは厳密で、シンプルで、明確なもの。メッセージは額面通りに伝え、額面通りに受け取る」ものであるとされる

⁵⁸。

③ どのような英語を目指すべきか

忙しい海外投資家がストレスを感じずに最後まで読み、記載内容を効率よく理解できるよう、英文開示資料はどのような英語を目指すべきだろうか。

本節では、前節で概観した英語の特徴を踏まえ、日本語から英語への翻訳にあたって留意すべき点を述べる。

ア. 英語らしい自然な英語

自社の英文開示資料を作成するにあたり、日本語に忠実な翻訳（直訳調）にするのがよいか、英語として自然な表現による翻訳（意識調）とするのがよいか。各社それぞれの好みもあると思われるが⁵⁹、結論を言えば、「英語として自然な表現で、かつ原文の意味を正確に伝える翻訳」が望ましい。

大手商社の法務部門から大学教授に転じ、後述の日本法令外国語訳整備プロジェクトでも中心的役割を果たした柏木昇教授は、法令の条文や裁判例などを翻訳する場合は機械的逐語訳が無難であるとする一方で、それ以外の法律文書につい

⁵⁸ 中山、前掲注 55) 46 頁

⁵⁹ 東証『英文開示実践ハンドブック第2版』（2024年）は、上場会社が翻訳会社に翻訳を依頼する場合、表現の好み（直訳調か意識調か）を含む翻訳方針を、社内用語集やスタイルガイドなどとあわせて、事前に翻訳会社に伝えておくことを推奨している。

ては、原文の意味を伝えることこそが重要であり、原文の語順や構文にこだわる必要はないとして、「意味の伝達」を重視した翻訳の必要性を強調している。

会社が公式に開示する書類なのだから、とにかく原文に忠実に直訳すべきだという考え方は根強いと思われる。しかるに柏木教授は、原文への忠実性とは「原文の単語や構文への忠実性」ではなく「（原文が伝える）意味内容への忠実性」と了解すべきだという。そして、「逐語訳でなければ正確な訳ではないとの主張には根拠がない。このような思い込みによる「正確性」に固執するあまり、難解で意味が理解できないような文章に翻訳すべきではない」と述べて、安易な「逐語訳至上主義」を厳しく戒めている⁶⁰。日本人に対する英語教育に長年携わったミントン教授も同意見で、「原文を逐一外国語に訳したもののこそ正確な翻訳だとする見方は、大きな間違い」と述べている⁶¹。

そもそも「直訳」と「意識」を区別する明確なメルクマールがあるわけではなく⁶²、どちらが望ましいかと抽象的に議論すべき問題ではない。しかし、言語の構造が異なる日英両言語間で「逐語訳」にこだわることには無理がある。原文の一語一語に対応する単語を辞書で調べ、英語の特徴を無視して繋ぎ合わせたような翻訳は、不自然で読みにくい日本人英語（Japanese English）に仕上がってしまう可能性が高い。上場会社が英文開示を行うにあたって、読み手が最後までストレスなく読めるよう、英語らしい自然な翻訳を目指すべきである。

イ．平易・簡潔・明解な英語

前出の長部三郎教授は、例えば日本語の「国際情勢」を英語にする場合、機械的に international situation と訳すのではなく、what's going on in the world と訳した方がよいとアドバイスしている。同様に、「私は選挙公約を果たした」であれば、campaign pledge や promise といった難しい名詞を使うのではなく、“I did what I said I would do (during my election campaign).”でよいとする。「予算は効率的に使用すべき」であれば、“We must focus the spending of Federal tax dollars on things that work.”でよい。後の二つはいずれも米国の大統領が用いた、十分に立派な英語だそうである。

長部教授によれば、日本語の名詞を英語の名詞に単純に置き換えるのではなく、what's going on や what I said I would do のように動詞を使って表現することで、時制などを変化させて応用することもできて使い勝手がよくなる。約束と言

⁶⁰ 柏木昇『法律文書の英訳術』商事法務 41 頁、66 頁

⁶¹ T. D. ミントン『日本人の英語表現』研究社 99 頁

⁶² 柏木、前掲注 60) 23 頁

ったら **promise** という逐語的な発想をやめ、単語ではなく文で考える発想に転換することが「使う英語」の成否を握るという⁶³。

英語が苦手な日本人の多くは、訳読中心の英語教育のおかげで難しい単語をたくさん知っているが、英語を「使う」視点が欠落しているため、逐語的に単語を置き換えることしかできない。それでいて、難解な日本語を簡単な英語で表現することを「幼稚だ」と感じてしまうのだという。長部教授は「英語は単語も構文も、簡単かつ明瞭であることを常に要求します。簡単な英語は決して幼稚な英語ではありません」と強調している⁶⁴。

株式市場に向けた情報開示は、文学作品のように格調の高い文体で書く必要もないし、難解な語彙で飾り立てる必要もない。「プレインイングリッシュ」

(Plain English) の考え方を後述するが、受験英語で学んだ難しい知識は一旦忘れて、むしろ平易・簡潔・明解な英語で書くことが望ましい。

ウ．行間を埋めて、ぼんやりをシャープに

松尾芭蕉の有名な俳句「古池や蛙とびこむ水の音」を英米人が英訳すると、蛙は **a frog** か **frogs** かで意見が分かれるという⁶⁵。日本人の感覚では1匹だったのでないかと思うが、日本語に単数形と複数形の区別がない以上、どちらが正解かは分からない。また、前に挙げた「国境の長いトンネルを抜けると……」は、主語を補って“The train came out of the tunnel into the snow country.”(サイデンステッカー訳)となる。このように、日本語を英語に翻訳する場合、原文上は明確でないが、日本人が深く意識せずに漠然と理解していること(単複の区別等)を改めて明確にしたり、英語が構文上要求する主語を補ったりしなければならないことがしばしば発生する。

また、日本語は概して言葉がコンパクトで英語に比べて簡潔であるから、抽象的な日本語の「行間」を読み、具体的で説明的な英語との「差を埋める」作業が必要となる。再び長部教授の著書から例を引けば、「将来のために(今がんばる)」は単に“for our future”では不十分で、“because we want to be happy in the future”などと説明する必要があり、「使い捨ての時代だ」は“This is an age of

⁶³ 長部教授は「日本語は名詞が主役、英語は動詞が主役」と説明している(前掲注 51) 39 頁)。ちなみに、英文学者の外山教授らは、全く逆に「英語は名詞中心、日本語は動詞中心」の言語であると述べている(外山滋比古『日本語の論理』中公叢書 10 頁、安西徹雄『英語の発想』ちくま学芸文庫 40 頁)。きわめて興味深いが、ここでは深入りせず、長部教授の説に沿って論を進める。

⁶⁴ 長部、前掲注 51) 5 頁

⁶⁵ 牧野成一『日本語を翻訳するということ』中公新書 91 頁、池上嘉彦『日本語と日本語論』ちくま学芸文庫 175 頁。ちなみに、ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)による英訳は“Old pond—frogs jumped in—sound of water.”である。

disposables.”ではなく、“This is an age when people throw away things so easily.”のように行間を補って英訳することが推奨されている⁶⁶。前出の中山裕木子氏の表現を借りれば、行間を埋めて翻訳することで「ぼんやりした日本語の世界から、シャープな英語の世界へと変換」することが求められるのである⁶⁷。

なお、先に見た外山教授の指摘を踏まえると、英文開示資料を英語話者がストレスなく読み取るためには、日本語の原文を作成する段階から「重要な情報をなるべく先に示す」といった工夫をしておくことも有効だと思われる。

④ 英文開示対象文書を訳すときのポイント

最後に、株主総会参考書類などの会社法文書を英文開示することを念頭に、法律用語の英訳について触れておきたい。

ア．日英の法律用語が1対1で対応するケースは少ない

言語はそれが用いられている国・地域の文化や自然と密接に関係している。このため、ある単語に対応する訳語が別の言語にはない場合があり、対応する訳語があってもそれぞれの意味に広狭の差があることが多い⁶⁸。法律用語も同様であり、法制度が異なれば、使われる法律用語やその意味も異なる。日本法が大陸法を継受した関係上、日本の法律用語に対応するものが英語（コモンロー国）にない、あるいは類似の概念はあっても意味にずれがあるケースも多々ある。

したがって、日本法の基礎知識を持たない外国人が、日本の法律文書の英訳を読んで内容を正確に理解することは難しい。読者の理解を助けるための工夫（訳者が訳注を付ける、本文中で説明を補充する等）を積極的に行うことが望ましい

⁶⁹。

イ．日本法令外国語訳データベースシステム（J L T：Japanese Law Translation）

現在、法務省が所管する日本法令外国語訳データベースシステム（J L T）において、法令の日英対訳が無償提供されている。日本の法令について統一的な外国語訳は長らく存在しなかったが、グローバル化する世界において我が国の法令の対外発信と理解促進を図ることを目的として2000年代初頭から計画的に英訳作業が進められてきたもので、公開法令数は2025年3月末現在で累計995に上る。

⁶⁶ 長部、前掲注51）79頁、90頁

⁶⁷ 中山、前掲注55）45頁

⁶⁸ 英語のbrotherは兄か弟かを区別しない、フランス語のpapillonは蝶（butterfly）と蛾（moth）を区別しない等。柏木、前掲注60）69頁参照。

⁶⁹ 柏木、前掲注60）50頁、54頁

各法令の英訳作業はそれぞれの所管省庁が担当するが、作業の統一性と効率性を確保するために「法令翻訳の手引き」と「法令用語日英標準対訳辞書」が整備されており、法令の日英対訳とあわせて公開されている⁷⁰。

これらにより、法令に使用されている法律用語については、日本政府による統一訳を容易に調べることができる。

ウ．いくつかの実例⁷¹

英文開示書類（特に株主総会参考書類など）には、コーポレートガバナンス関連を中心として法律用語や専門用語が多数用いられる。海外投資家からの理解と支持を得るために、書類の英訳にあたっては、特に海外とは異なる制度や概念について訳注や補充を行うなど、丁寧な説明を行って正当な理解を得られるよう努めたい。

なお、法律用語の英訳については、法令に使用されている法律用語であれば、前述の「法令用語日英標準対訳辞書」を利用できる。また、東証が公表している『東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書』は和文版と英文版とがパラレルな構造になっているため、両者を比較して読むことでガバナンス関連のさまざまな用語や表現の英訳を知ることができる⁷²。さらに、本提案書の巻末資料にも日英基本用語実態調査の結果（Ⅲ 3．日英基本用語実態調査）を掲載しているので、あわせて参照されたい。

以下では、日本企業の株主総会資料にしばしば登場する用語のいくつかについて例示的に説明する。

a．Director と Officer

会社法の分野では **director** は「取締役」を表す。**director** は取締役会 **board of directors** を構成する。

日本の会社では、代表取締役は **representative director**、また、役付取締役として取締役副社長 **deputy (or vice) president and director**、専務取締役 **senior managing director**、常務取締役 **managing director** が多く置かれる。社外取締役は **outside director**、独立取締役は **independent director** である。なお、英国の **managing director** は同国会社法に規定される経営責任取締役を指し、社長に相当する会社のトップを意味する。

米国の会社法では概念上、取締役 **director** と業務執行役員 **officer** が区別される。**officer** には社長 **president** や副社長 **vice-president** などが含まれるが、米国で

⁷⁰ <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja>

⁷¹ 全般にわたり、長谷川俊明『法律英語とガバナンス』第一法規を参照した。

⁷² <https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/02.html>

は部課長クラスも **vice-president** を名乗ることがあるため、代表権を有するような副社長の場合は特に **senior executive vice-president** とすることがある。

executive は業務執行権限を持ったという意味であり、(米国の) **executive officer** は代表権に近い権限を持つことが多い。その長である **chief executive officer** (CEO) は、日本の「社長」に近い最高経営責任者である。

日本の会社でも監督と執行の分離が進みつつあり、**officer** の肩書を使う機会が増えている。指名委員会等設置会社の執行役は **executive officer**、代表執行役は **representative executive officer** である。任意に置かれる執行役員も **executive officer** でよい。

b. 監査役

監査役は日本独特の制度であるため、英語には直接対応する用語がない。単に **auditor** と訳すと会計監査人や内部監査人と混同されるおそれがあることから、**corporate auditor** または **statutory auditor** の呼称を用いることが多い。

日本監査役協会は、海外における監査役制度の周知に向けて、監査役の英文呼称を **audit & supervisory board member** (監査役会は **audit & supervisory board**) とすることを推奨している。

一方、JLTの標準対訳辞書では「原則として **company auditor**。前後関係から明らかな場合には **company** を省略して **auditor** とするの也可」とされている。**audit & supervisory board member** とした場合、監査役会のない会社の監査役には使用できないことや、法令の英訳に3単語以上の長い訳語を用いると条文が著しく冗長になることが考慮されたようである⁷³。

なお、JLTの公定訳において、指名委員会等設置会社の監査委員は **audit committee member**、監査等委員会設置会社の監査等委員は **audit and supervisory committee member** である。

c. 株式、株主、株主総会

株式は **share**、株主は **shareholder** という英訳が一般的であり⁷⁴、我が国の会社法もそのように訳されていることをJLTで確認できる。ちなみに単元株式は **share unit(s)**、株主名簿は **shareholder register** である。

株主総会はJLTでは **shareholder meeting** と英訳されている。定時株主総会は **annual general meeting of shareholders** (略称はAGM) と訳することが多い。株懇モデル英訳版も、国内外で略称のAGMが広く使われていることを考慮し

⁷³ 柏木、前掲注60) 143頁

⁷⁴ 特に米国では株式を **stock**、株主を **stockholder** と呼ぶことがある。JLTの標準対訳辞書は「1. **share**、2. **stock**」とし、「文脈により **stock** も許容される」と注記する。

て、この英訳を採用している。臨時総会であれば **annual** に代えて **extraordinary** を付すことでよい。

株式会社一般について、J L Tでは **stock company** と訳されている。米国では **stock corporation** といい、会社の名称には～**Corporation** または～**Inc.**を付けることが多い。これに対し、英国では株式会社一般を **joint-stock company** といい、社名には～**Co., Ltd.**を付けることが多い。

(2) プレインランゲージに基づく英文開示書類の作成

(1) では、開示書類の英訳において目指すべき英語のあり方について、日本語と英語の言語間距離の観点から検討がなされ、「適切な逐語訳の使用」、「平易・簡潔・明解な英語」、「行間の補完」が、翻訳上、主要な3点として指摘された。このうちの「平易・簡潔・明解な英語」を中心に、「適切な逐語訳の使用」等にも焦点を当てながら、投資家が読みやすい開示文書について、より実務現場に近い目線から検討を行っていく。

① プレインランゲージとは

ここでも「平易・簡潔・明解な英語」とは、前出の長部教授の示す、「英語は単語も構文も、簡単かつ明瞭であることを常に要求」という趣旨に沿う英語を指す。アメリカ国立公文書記録管理局によれば、プレインランゲージとは「明瞭、簡潔で整理されており、意図された読者に適切である (clear, concise, organized, and appropriate for the intended audience)」と定義されている。これは、前述の長部教授の趣旨にも合致している。このような原則に基づいて書かれた英語は「プレインイングリッシュ」とも呼ばれ、今日に至るまで、英国や米国の公文書をはじめ、多くの文書に大きな影響を与えている。また、1998年にSECは「プレインイングリッシュハンドブック」⁷⁵を発行し、上場企業に対し、法的報告書を「明瞭、簡潔で情報整理がされており、意図された読者に適切である」ことを促した。そして2010年、アメリカ連邦政府は、市民が一度読んで正しく理解できる文章を書くため、「Plain Writing Act of 2010 (プレインライティング法)」という法律を制定し、翌2011年には、その具体的な書き方を示すガイドライン「Federal Plain Language Guidelines」⁷⁶を発行した。さらに2023年には、国際標準化機構 (ISO) が「プレインランゲージ規格 パート1」を発行した。この規格では、プレインランゲージを「読者の必要とする情報を、見つけやすく、理解しやすく、使いやすい形で提供すること」と定義している。

プレインランゲージは、時代の変化に合わせて進化し、その内容も少しずつ具体的に整理されてきている。なお、以下では、プレインランゲージの英語をプレインイングリッシュと表記する。

【図表Ⅱ－1】は、SECの「プレインイングリッシュハンドブック」等を示された、主な9つの原則と見直しテストの内容である。

⁷⁵ SEC「プレインイングリッシュハンドブック」

<https://www.sec.gov/pdf/handbook.pdf>

⁷⁶ アメリカ連邦政府出版局「プレインランゲージのガイドライン」

<https://www.plainlanguage.gov/guidelines/>

<https://www.govinfo.gov/app/details/STATUTE-124/STATUTE-124-Pg2861>

【図表Ⅱ－１】SEC「プレインイングリッシュハンドブック」等の主な9原則と見直しテスト

No.	原文	訳
1	Identify and write for your audience. Use Pronouns.	読み手を特定して、その読み手に向けて書く。代名詞を使う： 読み手を特定することは、読み手のニーズに応じたわかりやすい文書を作成する動機づけとなる。また、読み手を明確にすることで、より効果的な情報伝達が可能となる。さらに代名詞を使用することにより、読み手の意識を引き出すきっかけにもなる。
2	Start with your main idea.	メインとなるアイデア（ポイント）から文を始める： メインとなるアイデア（ポイント）から文を始めることで、読み手は話の要点をすぐに理解できる。冒頭で主旨が明確になるため、読み手の注意を引きやすく、記憶にも残りやすくなる。
3	Write short paragraphs and include only one topic in each paragraph.	段落は短く抑え、それぞれの段落のトピックは1点に留める： 短い段落にすることで、文章がすっきりして読みやすくなる。段落ごとに一つの話題だけを扱うことで、内容が明確になり、論理の流れもわかりやすくなる。
4	Use active voice.	能動態を使う： 文章が明確で力強くなり、誰が何をしたのかがはっきり伝わる。
5	Write short sentences.	短い文を書く： 文を短くすることで情報が整理され、読み手が内容を素早く理解できる。
6	Try to substitute everyday language for jargon as often as possible. When you have no way to express an idea except to use technical language, make sure you define your terms. Prefer the concrete	専門用語をできるだけ日常用語に置き換えて文章を作成する。専門用語以外で表現できない場合は、その用語を定義する。抽象的な用語よりも具体的な用語がよい： 必要以上に専門用語を羅列することで、誤解されたり、読み手に疎外感を与えたりする可能性がある。具体的な意味を持つ用語に置き換えて文章を

	word to the abstraction.	作成する。
7	Omit unnecessary words.	不要な語を省く： 余分な語を省くことで、文章の意味が明確になり、簡潔で理解しやすくなる。明確な文は注意を引きやすいため、情報の正確な伝達に役立つ。
8	Keep subject, verb, and object close together.	主語、動詞、目的語を近くに配置する： 英語において自然な文の構成は「主語—動詞—目的語」の順であり、最も読みやすい形でもある。この基本構造の中に、修飾語句や節などを挿入すると、文の流れが乱れ、読み手にとって理解しにくい文となる。
9	Use Informative Headings. Use lists and tables.	情報を要約した見出し、箇条書き、表を使う： これにより、内容が一目で把握でき、読み手は必要な情報をすぐに見つけることができる。 また、要点を迅速に理解できるため、全体の理解度も高まる。
10	Test.	テスト（見直し）： 書いた文書をテストすることは、プレインイングリッシュの執筆において欠かせない工程である。文書が読み手に正しく伝わるかを確認することで、表現の改善点を見つけ、よりわかりやすい内容に上げることができる

（出所）米国証券取引委員会（SEC） プレインイングリッシュ ハンドブックおよび Plain Language Action and Information Network (PLAIN) プレインランゲージのガイドラインより（一社）日本プレインランゲージ協会作成

なお、ISOのガイドライン (<https://www.iso.org/iso-standard/>) では、読者を特定したうえで、下記4つの基本原則に沿って文書を作成するよう求めている。

基本原則1：読者は必要な情報を入手できる (relevant)

基本原則2：読者は必要な情報を簡単に見つけられる (findable)

基本原則3：読者は見つけた情報を簡単に理解できる (understandable)

基本原則4：読者はその情報を使いやすい (usable)

② プレインランゲージの翻訳実務への適用について

①で示した原則に基づいて、大まかに翻訳実務を整理した場合、まず、原則1において対象読者を特定したうえで、原則2～9の記載ルールに従った英文を意識して

翻訳し、テスト（見直し）を行うという流れとなると思われる。以下では、開示書類の例として招集通知を取り上げ、その対象読者を海外投資家としたうえで、英語圏の現地の上場企業の実務担当者が、どのようにプレインイングリッシュを自社の招集通知（以下“proxy statement”）に落とし込んできたか検証を行う。その結果を踏まえたうえで、現状、どこまで国内の開示書類へプレインランゲージを反映することができるのかを検討していきたい。

ア．想定利用者を基にした逐語訳の是非と翻訳の基本方針

2023 年英文開示調査によれば、海外投資家からは「英文資料は、日本語の資料と同時に、日本語の資料と同じ詳細さで提供されるべきである。」⁷⁷、「多くの場合、日本語での開示が英語よりもはるかに優れている。」⁷⁸とのコメントが寄せられており、こちらの内容を踏まえると、差し当たって全文逐語訳をしておけば、内容の欠落という点での対策にはなると、一応の結論付けはできそうである。一方で、海外投資家が慣れ親しんでいる現地の招集通知と、逐語訳による招集通知では、読みやすさに差が生じることは否めない。翻訳実務の担当としては、どこまで内容を変えずに、かつ自然な英語で翻訳することで、この差を解消し、海外投資家の議決権行使判断の効率化に寄与できるかという点が、翻訳の基本方針となると考えられる。

イ．かつては難解であった英語圏の公文書

英文開示 P T で実施した海外投資家へのヒアリングにあたり、日本企業の英文開示書類は読みづらいという声がある一方で、おおむね正しく、品質がよいという有識者の指摘もあった。双方の意見を考慮すると、日本企業の英文開示資料は、概して英訳としては正確であるものの、ネイティブの感覚からすると読みづらい、難解な文章であると考えることができる。これはつまり、国内企業の担当者においても、逐語訳的な英訳が安全策として大勢を占めているとも考えられるだろう。

ここで注目すべき点は、開示書類の難解さは、実は英語圏でも同様であったということである。かつての英米の書類は、公文書をはじめとして、非常に格式高く、冗長な表現が多用されていた。英国では、英国大蔵省の依頼を受けた公務員アーネスト・ガワーズによって、1940 年代から 1950 年代にかけて「容易にかつ正確に、言いたいことを読み手に把握させること」の手引書が出版され、多くの支持を得た。また、米国では 1970 年代から公文書における平易な言語の導入が始まり、追って 1998 年、米国の上場企業に対しても、証券取引所への一部の提出書類について、

⁷⁷ 東証、前掲注 10) 9 頁

⁷⁸ 同 11 頁

プレインイングリッシュでの記載を義務づけることとなった⁷⁹。英米においては、このプレインイングリッシュの普及の過程において、文書の逐語訳的な(冗長な)読みづらさが、一定程度克服されてきた経緯がある。そのため、以降では、日本への対内直接投資が最大である(日本企業の開示書類をもっとも確認しているであろう)米国⁸⁰の上場企業に焦点を当てながら、同国のプレインイングリッシュへの対応過程を確認していく。

ウ．米国上場企業におけるプレインイングリッシュへの対応

現状、米国上場企業の“proxy statement”に関わる実務者はどこまでプレインイングリッシュへの対応義務を負っているのだろうか。【図表Ⅱ－２】は米国における“proxy statement”のプレインイングリッシュ義務化に関わる法令・規則を記したものであるが、実は、直接に“proxy statement”に対してプレインイングリッシュを義務づける法令規則は存在しない。SECの規則については、あくまで関連する主要な開示書類の“Prospectus”（目論見書）、“Notice of Internet Availability of Proxy Materials”（インターネットによる委任状資料の通知）、“proxy statement”の1セクションである“CD&A（Compensation Discussion and Analysis）”（報酬に関する議論と分析）等を対象としている。“Prospectus”（目論見書）についてはその一部のプレインイングリッシュによる記載、および、プレインイングリッシュの厳格な適用までは求めないものの、全体を通してわかりやすく（clear, concise and understandable）なるよう、4つの指針を基に記載することを義務付けるもので、後の2者については、その全体についてプレインイングリッシュで記載することを義務付けるものである。また、プレインライティング法においても、政府文書に対してプレインイングリッシュでの記載を義務づけるものであり、企業の開示書類について直接規制するものではない。強いて言えば、“proxy statement”はSECに提出され、縦覧に供されることから、その意味で“proxy statement”も政府文書の一部であるという考え方もできなくもないが、SECや連邦政府からは、広く一般の文書においてプレインイングリッシュを推奨する旨のガイドラインが発行されているのみで、2024年12月現在で、明確なルールが存在しない。したがって、各企業の“proxy statement”がプレインイングリッシュに準拠しているかという点は、ルール上は各企業の任意というのが現状である。しかしながら、1998年のSECによるプレインイングリッシュ義務化の後、米国企業から提出される書類が、全体的に読みやす

⁷⁹ （一社）日本プレインランゲージ協会（JAPL）「プレインイングリッシュとは」
<https://japl9.org/plainenglish/>

⁸⁰ 日本貿易振興機構（ジェトロ）『ジェトロ対日投資報告 2023 第2章 日本の対内直接投資動向第2節 国・地域別対日投資動向』
https://www.jetro.go.jp/invest/investment_environment/ijre/report2023/ch2/sec2.html

くなったとする研究結果⁸¹もあり、米国企業においてプレインイングリッシュを是とする一定の下地があるという認識は有用であると考えられる。

【図表Ⅱ－２】“proxy statement”のプレインイングリッシュ義務化に関わる法令・規則

法令・規則	適用書類	内容
SEC Plain English Disclosure Rules Section 218. Rule 421 (1998 年)	Prospectus (目論見書)	目論見書の表紙（表裏、内外）、要約、リスク要因の箇所をプレインイングリッシュで記載すること、および、プレインイングリッシュの厳格な適用までは求めないものの、全体を通してわかりやすく（clear, concise and understandable）記載することを発行事業者に義務づける
SEC 「Proxy Solicitation Rules」 17 CFR § 240.14a-16	インターネットによる委任状資料の通知	インターネットによる委任状資料の通知（Notice of Internet Availability of Proxy Materials）の読みやすさを高めるため、企業等は通知の構成、言語、デザインにおいて「プレインイングリッシュの原則」を用いなければならない
SEC Final Rule, Executive Compensation and Related Person Disclosure, Release No. 33-8732A (August 29, 2006), <u>Federal Register / Vol. 71, No. 164 / Thursday, August 29, 2006 / Rules and Regulations, p. 53158</u>	Compensation Discussion and Analysis (CD&A) を含む経営者報酬開示文書	CD&A（Compensation Discussion and Analysis、報酬に関する議論と分析）は、投資家にとって明確で理解しやすいように、プレインイングリッシュで記載されなければならない
The Plain Writing Act of 2010	Government documents (政府文書)	連邦政府機関に対し、一般市民とのコミュニケーションにおいて、明確で、簡潔で、よく整理され、対象や分野、対象読者に適したベストプラクティスに従った文章を使用することを義務づける

(出所)米国証券取引委員会ウェブサイトおよび GovInfo より筆者作成

⁸¹ Tim Loughran, Bill McDonald 『Regulation and Financial Disclosure: The Impact of Plain English』
https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1131643

エ. プレインイングリッシュはどのように米国上場企業の招集通知を変えたか

プレインイングリッシュの普及によって、どのように米国上場企業の招集通知は変わったのか。ここでは、その事例として、ディア・アンド・カンパニー社(世界最大の農業機械メーカー)の“proxy statement”を中心に、年代別に取り上げながら実際の変化を確認していく。

ａ. 1980 年代 (筆者が探せた範囲でもっとも古い招集通知)

【図表Ⅱ－３】は、ディア・アンド・カンパニー社ではないが、かつて存在した米国のコンピューターメーカー、コモドール社の 1980 年における“proxy statement”の取締役選任議案部分である。全体的に文字の羅列であり、内容も“Each of five persons whose names appear hereinafter is proposed to be elected at the meeting as a director of the Company to serve until the next annual general meeting of shareholders or until his successor is elected or appointed.”などのように、1990 年代以後の“proxy statement”と比較して冗長であることがわかる。

【図表Ⅱ－３】 コモドール社の 1980 年における“proxy statement”

ELECTION OF DIRECTORS			
Each of five persons whose names appear hereinafter is proposed to be elected at the meeting as a director of the Company to serve until the next annual general meeting of shareholders or until his successor is elected or appointed. It is intended that the shares represented by proxies solicited by the Board will be voted in favor of the election of such persons as directors of the Company unless otherwise instructed.			
If, at the time of the meeting, any nominees are unable or decline to serve or, for any other reason, vacancies occur in the slate of such nominees, it is intended that the discretionary authority provided in the proxy to Board nominees will be exercised to vote such proxies for the election of any other person or persons nominated by the Board as directors. The Board has no reason to believe that any nominee will be unable or will decline to serve or that any substitute nominee or nominees will be required.			
Each shareholder will vote AUTHORITY GRANTED or AUTHORITY WITHHELD for election as directors of each of five nominees. The election of five directors is authorized by the Company's Articles of Association (the equivalent of by-laws of an American corporation) as presently in effect.			
Set forth below is a list showing the names, ages and positions of all directors of the Company:			
Name	Age	Office	Director Since*
Irving Gould	61	Director and Chairman of the Board of Directors	1966
Jack Tramiel	52	Director and President	1958
Burton Winberg	56	Director	1973
Gerald Shefsky	47	Director	1975
Leonard I. Schreiber	66	Director	1977

* Directors are elected annually.

The following table shows the names, ages, and positions of executive officers of the Company who are not also directors:

Name	Age	Office	Officer Since
Richard D. Sanford	37	Executive Vice President and Secretary	1979
Charles I. Peddle	42	Vice President, Advanced Systems Technology	1979
Gregory A. Pratt	32	Vice President, Finance	1980
Christopher T. G. Fish	37	Vice President	1975
David Alderson	29	Vice President	1978

Irving Gould for more than five years has been Chairman of the Boards of Directors of the Company, of Suprapack Corporation Limited, a laundry packaging and distribution company, and of Interpool Limited, a container leasing company.

3

Jack Tramiel for more than five years has been president and a director of the Company.

Burton Winberg has been president of Rockport Holdings Limited, a construction company, and a director of the Company for more than five years.

Gerald Shefsky has been president and a director of the Greater York Group, a real estate development company, and a director of the Company for more than five years.

Leonard I. Schreiber, Attorney-at-Law, has represented the Company and the Company's U.S. subsidiaries, Commodore Business Machines, Inc., MOS Technology, Inc., Frontier Manufacturing, Inc., and Micro Display Systems, Inc. for sixteen years, fifteen years, four years, three years and two years, respectively. He has been a director of the Company since 1977. He is also a director of United National Industries, a manufacturer of felt and related products, and of Official Industries, Incorporated, a distributor of women's apparel, television films, shoes and building supplies.

Richard D. Sanford became Executive Vice President of the Company in June, 1980. He retains the office of Secretary of the Company to which he was elected in June, 1979. He originally joined the Company in 1976 as International Controller and served as Vice President, Finance from June, 1979 until his election as Executive Vice President. Prior to joining the Company, he was with Arthur Andersen & Co., accountants and auditors, for four years.

Charles I. Peddle became Vice President, Advanced Systems Technology of the Company in November, 1979. He originally joined the Company in November, 1976 upon the acquisition of MOS Technology, Inc., where he had been employed since 1975. He has served in various engineering capacities with the Company.

Gregory A. Pratt became Vice President, Finance in June, 1980. He joined the Company in June, 1979 as Assistant Vice President, Finance. Prior to joining the Company, he was with Arthur Andersen & Co. for nearly four years.

Christopher T. G. Fish became Vice President of the Company in November, 1975. He joined the Company in November, 1971 and has served in various capacities including European Controller, International Controller, and Vice President, Finance and Secretary.

David Alderson became Vice President of the Company in May, 1978. He originally joined the Company in May, 1974, first as Commodore Business Machines (U.K.) Ltd. Controller until February, 1977, then as Commodore Electronics (H.K.) Ltd. Controller until October, 1977, and then as Director and General Manager of Commodore Electronics (H.K.) Ltd.

The Company has no standing audit, nominating or compensation or other similar committees of the Board of Directors. During the last fiscal year, there were six meetings of the Board of Directors and all directors attended all meetings of the Board.

Irving Gould and Jack Tramiel, individually or collectively, may be deemed to be "control persons" of the Company within the meaning of the Securities Exchange Act of 1934, due to their shareholdings of 18% and 8.8%, respectively, of the capital shares of the Company.

4

(出所) Wayback Machine 『1980-11-03 Commodore Meeting Of Shareholders』

<https://archive.org/details/19801103CommodoreMeetingOfShareholders/page/3/mode/2up>

ｂ. 1990 年代

【図表Ⅱ－４】は、SECによってプレインイングリッシュの部分的な義務化が行われた 1998 年当時における、ディア・アンド・カンパニー社の“proxy

statement”の取締役選任議案部分である。文章のみではあるが、“The persons named below were recommended by the Corporate Governance Committee and nominated by the Board of Directors.”など、文章自体は短く読みやすい印象である。プレインイングリッシュの原則「短い文を書く」（原則５）への適合とみることもできる。

【図表Ⅱ－４】 ディア・アンド・カンパニー社の 1998 年における“proxy statement”

ELECTION OF DIRECTORS

Four directors are to be elected for terms expiring at the annual meeting in 2001. The persons named below were recommended by the Corporate Governance Committee and nominated by the Board of Directors. The nominees' principal occupations during the past five or more years, positions with the Company, directorships in other companies, ages, and beneficial ownership of shares, share units, and of exercisable options to purchase shares of the Company at December 31, 1997 appear in that order after their names. As used below "restricted stock" refers to non-transferable stock, issued pursuant to the John Deere Restricted Stock Plan, the John Deere Equity Incentive Plan or the Nonemployee Director Stock Ownership Plan, which is subject to risk of forfeiture if certain conditions are not met. "Share units" represent director compensation and earnings thereon deferred pursuant to the Nonemployee Director Deferred Compensation Plan and valued as if invested in shares of the Company. No nominee owned beneficially more than .1% of the shares outstanding on December 31, 1997.

1

Mr. Antonio Madero B. and Mr. John R. Stafford were appointed to the Board during 1997. The terms of Mr. Agustin Santamarina V. and David H. Stowe, Jr. expire at the annual meeting and they are retiring from the Board and not standing for re-election.

NOMINEES FOR TERMS EXPIRING AT ANNUAL MEETING IN 2001

Mr. Hans W. Becherer Chairman and Chief Executive Officer of Deere & Company since 1990; prior thereto, President. Director of Deere & Company since 1986; Chair of Executive Committee. Director of AlliedSignal Inc. and Schering-Plough Corporation. Age 62. Shares owned, 215,947 (includes 100,807 shares of restricted stock); and shares under exercisable option, 75,000.

Mr. Antonio Madero B. Chairman, President and Chief Executive Officer of SANLUIS Corporacion, S.A. de C.V. (automotive components manufacturing and mining) since 1979. Director of Deere & Company since August 1997; member of Pension Plan Oversight Committee. Director of Federal-Mogul Corporation, a variety of corporations in Mexico and a member of the International Advisory Council of The Chase Manhattan Corporation. Age 60. Shares owned 299 (includes 299 shares of restricted stock). Share units owned 175.

Mr. John R. Stafford Chairman, President and Chief Executive Officer of American Home Products Corporation (pharmaceuticals, consumer health care and agricultural products) since 1986. Director of Deere & Company since May 1997; member of Corporate Governance Committee. Director of AlliedSignal Inc., American Home Products Corporation, Bell Atlantic Corporation and The Chase Manhattan Corporation. Age 60. Shares owned 2,450 (includes 450 shares of restricted stock). Share units owned 314.

Mr. John R. Walter President and Chief Operating Officer of AT&T Corp. (telecommunications) from November 1996 to July 1997; prior thereto, Chairman and Chief Executive Officer of R. R. Donnelley & Sons Company (print and digital information management, reproduction and distribution). Director of Deere & Company since 1991; Chair of Committee on Compensation and member of Special Subcommittee of Committee on Compensation, Corporate Governance and Executive Committees. Director of Abbott Laboratories, Dayton Hudson Corporation and LaSalle Partners Incorporated. Age 50. Shares owned, 3,900 (includes 3,000 shares of restricted stock).

OTHER BUSINESS

The Board of Directors is not aware of any other matters that will come before the meeting. However, if any other proper business should come before the meeting, your proxy, if signed and returned, will give to the persons designated in it discretionary authority to vote according to their best judgment.

DIRECTORS CONTINUING IN OFFICE

The seven persons named below are now serving as directors of the Company for terms expiring at the annual meetings in 1999 and 2000 as indicated. Their principal occupations during the past five or more years, positions with the Company, directorships in other companies, ages and beneficial ownership of shares, including restricted shares, share units, and of exercisable options to purchase shares of the Company at December 31, 1997 appear in that order after their names. As used below "restricted stock" refers to non-transferable stock issued pursuant to the Nonemployee Director Stock Ownership Plan, which is subject to risk of forfeiture if certain conditions are not met. "Share units" represent director compensation and earnings thereon deferred pursuant to the Nonemployee Director Deferred Compensation Plan and valued as if invested in shares of the Company. No director continuing in office owned beneficially more than .1% of the shares outstanding on December 31, 1997.

2

(出所)ディア・アンド・カンパニー社ウェブサイト

<https://d1lge852tjqow.cloudfront.net/CIK-0000315189/f5d652d2-78e9-4e21-8dc6->

c. 2000 年代

【図表Ⅱ－５】は、2005 年におけるディア・アンド・カンパニー社の“proxy statement”の取締役選任議案部分である。候補者情報のまとめ方が表や箇条書きを利用した現代的な形式へ変更され、より読みやすく工夫されている。プレインイングリッシュの原則「情報を要約した見出し、箇条書き、表を使う」（原則 9）への適合とみることもできる。

【図表Ⅱ－５】ディア・アンド・カンパニー社の 2005 年における“proxy statement”

ELECTION OF DIRECTORS

John R. Block, T. Kevin Dunnigan, Dipak C. Jain and Joachim Milberg are to be elected for terms expiring at the annual meeting in 2008.

The Corporate Governance Committee of the Board recommended these individuals to the Board and the Board nominated them.

Each nominee's age, present position, principal occupations during the past five or more years, positions with Deere and directorships in other companies appear below.

THE BOARD OF DIRECTORS RECOMMENDS THAT YOU VOTE “FOR” ALL FOUR NOMINEES

Name and Age at December 31, 2004	Present Position, Principal Occupations during the Past Five Years, Positions with Deere and Other Directorships
John R. Block Age 69 Director since 1986	Executive Vice President and President, Wholesale Division of Food Marketing Institute • Executive Vice President and President, Wholesale Division of Food Marketing Institute (trade association of food retailers and wholesalers) since January 2003 • President and Chief Executive Officer of Food Distributors International (formerly the National-American Wholesale Grocers' Association) – 1986 to January 2003 • United States Secretary of Agriculture – 1981 to 1986 • Part owner and operator of Block Farms (farming) • Director of Deere since 1986. Chair of Compensation Committee and Special Subcommittee of Compensation Committee, and member of Corporate Governance and Executive Committees • Other directorships: Hormel Foods Corporation
T. Kevin Dunnigan Age 66 Director since 2000	Chairman of Thomas & Betts Corporation • Chairman of Thomas & Betts Corporation (electrical components) since January 2004 • Chairman, President and Chief Executive Officer of Thomas & Betts Corporation – August 2000 to January 2004 • Retired Chairman of Thomas & Betts Corporation – May 2000 to August 2000 • Chairman of Thomas & Betts Corporation – 1997 to May 2000 • Chairman and Chief Executive Officer of Thomas & Betts Corporation – 1992 to 1997 • Director of Deere since 2000. Member of Audit Review and Corporate Governance Committees • Other directorships: C. R. Bard, Inc., Imagistics International Inc. and Thomas & Betts Corporation

5

(出所)ディア・アンド・カンパニー社ウェブサイト

<https://d1lge852tjqow.cloudfront.net/CIK-0000315189/2ff5a31b-c20e-41a1-a109-49fb33941b3f.pdf>

d. 2010 年代

【図表Ⅱ－6】は、2016 年におけるディア・アンド・カンパニー社の“proxy statement”の取締役選任議案部分である。選任の記載を充実させ、候補者の写真掲載を開始し、近年のものと同様の形式が整ってきたが、それ以上に、内容が増えた影響で見づらさが出てきている。

【図表Ⅱ－6】ディア・アンド・カンパニー社の 2016 年における“proxy statement”

Item 1 – Election of Directors

Identification and Evaluation of Director Nominees

The Corporate Governance Committee of the Board is responsible for screening candidates and recommending director nominees to the full Board, which nominates the slate of directors for election at each annual meeting of stockholders and also elects directors to fill vacancies or newly-created seats on the Board. The Corporate Governance Committee considers candidates as recommended by stockholders, directors, officers, and third-party search firms. Recommendations from stockholders are considered by the Corporate Governance Committee in accordance with the procedures described under the “2017 Stockholder Proposals and Nominations” section of this Proxy Statement. The Corporate Governance Committee reviews all candidates in the same manner, regardless of the source of the recommendation.

The general criteria and framework for assessing director candidates are provided by our Corporate Governance Policies, which are described below in the “Corporate Governance” section of this Proxy Statement. In accordance with our Corporate Governance Policies, when screening candidates for nomination to the Board, the Corporate Governance Committee considers skills, experience, international versus domestic background, diversity, age, and legal and regulatory requirements in the context of an assessment of the perceived needs of the Board. The Corporate Governance Committee seeks to ensure that the Board is composed of members whose particular skills, qualifications, experiences, and attributes, when taken together, allow the Board to satisfy its responsibilities effectively.

At a minimum, the Board assesses the diversity of its members and nominees on an annual basis during its performance evaluation by considering, among other factors, diversity in expertise, experience, background, ethnicity, and gender.

A director of Deere must tender his or her resignation from the Board upon any material change in his or her occupation, career, or principal business activity, including retirement. A director must retire from the Board upon the first annual meeting of stockholders following his or her 72nd birthday, except as approved by the Board under rare circumstances.

Director Nominees

Following the process described above, the Corporate Governance Committee has recommended and the Board has nominated each of Samuel R. Allen, Crandall C. Bowles, Vance D. Coffman,

Dipak C. Jain, Michael O. Johanns, Clayton M. Jones, Brian M. Krzanich, Gregory R. Page, Sherry M. Smith, Dmitri L. Stockton, and Sheila G. Talton to be elected for terms expiring at the annual meeting in 2017. As required by the Company’s Certificate of Incorporation, all members of the Board are elected annually.

Dmitri L. Stockton and Sheila G. Talton were elected to the Board effective May 27, 2015 and Brian M. Krzanich was elected to the Board effective January 6, 2016 for terms expiring at the 2016 annual meeting.

As discussed above, a Deere director is expected to retire from the Board effective with the first annual meeting of stockholders following his or her 72nd birthday, except as approved by the Board under rare circumstances. In accordance with this policy, Joachim Milberg, Richard B. Myers, and Thomas H. Patrick will be leaving the Board effective with the 2016 annual meeting. In addition, Charles O. Holliday, Jr. has chosen to retire from the Board effective with the 2016 annual meeting and will not stand for reelection. The size of the Board will be reduced in accordance with these retirements.

The biographies provided below for each nominee include the nominee’s:

- Age as of December 31, 2015;
- Present and past professional positions (including positions with Deere, if applicable);
- Current directorships at other companies;
- Previous directorships at public companies and registered investment companies held during the past five or more years; and
- Key qualifications, experiences, and attributes qualifying him or her to serve on the Board.

Each nominee’s biography also includes the nominee’s Board committee memberships under the new committee structure and composition approved by the Board in January 2016, which will become effective in February 2016.

**THE BOARD OF DIRECTORS RECOMMENDS THAT YOU VOTE
“FOR” ALL ELEVEN NOMINEES.**

Samuel R. AllenChairman and Chief Executive
Officer of Deere

Age: 62

Director since: 2009

Committees:
Executive (Chair)**Current and Past Positions:**

- Chairman and Chief Executive Officer of Deere since February 2010
- President and Chief Executive Officer of Deere - August 2009 to February 2010
- President and Chief Operating Officer of Deere - June 2009 to August 2009
- President, Worldwide Construction & Forestry Division and John Deere Power Systems of Deere - March 2005 to June 2009
- President, Global Financial Services, John Deere Power Systems, and Corporate Human Resources of Deere - November 2003 to March 2005

Other Current Directorships:

- Whirlpool Corporation

Key Qualifications, Experiences, and Attributes:

In addition to his professional background and prior Deere Board experience, the following qualifications led the Board to conclude that Mr. Allen should serve on Deere's Board of Directors: his leadership experience as an officer of Deere since 2001, the breadth of his management experiences within and knowledge of each of Deere's major global operations, and his subject matter knowledge in the areas of engineering, manufacturing, and industrial management.

Crandall C. Bowles

Director of The Springs Company

Age: 68

Director from: 1990 to 1994
and since 1999**Committees:**
Corporate Governance (Chair)
Compensation
Executive**Current and Past Positions:**

- Director of The Springs Company (asset management) since 1978
- Chairman of The Springs Company - August 2007 to March 2015
- Chairman of Springs Industries, Inc. (Springs Window Fashions) - January 2006 to June 2013
- Co-Chairman and Co-Chief Executive Officer of Springs Global US, Inc. and Springs Global Participacoes S.A. - January 2006 to June 2007
- Chairman and Chief Executive Officer of Springs Industries, Inc. - April 1998 to January 2006

Other Current Directorships:

- JPMorgan Chase & Co.

Other Previous Directorships:

- Sara Lee Corporation

Key Qualifications, Experiences, and Attributes:

In addition to her professional background and prior Deere Board experience, the following qualifications led the Board to conclude that Ms. Bowles should serve on Deere's Board of Directors: her leadership qualities developed from her service as Chairman and Chief Executive Officer of Springs Industries, Inc., the breadth of her experiences in auditing, risk management, and other areas of oversight while serving as a member of the boards of directors of other global corporations, and her subject matter knowledge in the areas of economics and sales and marketing of consumer products.

5

(出所)ディア・アンド・カンパニー社ウェブサイト

<https://d1lge852tjjqow.cloudfront.net/CIK-0000315189/d8398681-d14a-428d-88fd-2b7fbb1f45bb.pdf>

e. 2020 年代

【図表Ⅱ－７】は2024年における、ディア・アンド・カンパニー社の“proxy statement”の取締役選任議案部分である。従来の“proxy statement”とは大きく変わり、全体的にデザイン性の高いものとなっている。選任の記載についても小見出しを付したり、長くなってしまった文章の間に行間を設けたりするなど、ブレインイングリッシュ的な整理(「情報を要約した見出し、箇条書き、表を使う」(原則9)等)も目立つ。2010年代で充実させた影響で、全体として見づらくなりがちとなった記載をよりコンパクトにまとめようとする努力が見える。

【図表Ⅱ－7】ディア・アンド・カンパニー社の 2024 年における”proxy statement”

[Table of Contents](#)

PROXY SUMMARY	PROPOSAL 1: ELECTION OF DIRECTORS	PROPOSAL 2: ADVISORY VOTE ON EXECUTIVE COMPENSATION	PROPOSAL 3: RATIFICATION OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM	OTHER MATTERS FOR VOTE	ADDITIONAL INFORMATION	APPENDICES
---------------	---	--	---	---------------------------	---------------------------	------------

ANNUAL ELECTION OF DIRECTORS

PROPOSAL

01



The Board of Directors unanimously recommends that you vote **FOR** each of the 11 director nominees.

2024 PROXY STATEMENT

13

[Table of Contents](#)

PROXY SUMMARY	PROPOSAL 1: ELECTION OF DIRECTORS	PROPOSAL 2: ADVISORY VOTE ON EXECUTIVE COMPENSATION	PROPOSAL 3: RATIFICATION OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM	OTHER MATTERS FOR VOTE	ADDITIONAL INFORMATION	APPENDICES
---------------	---	--	---	---------------------------	---------------------------	------------

HOW WE IDENTIFY AND EVALUATE DIRECTOR NOMINEES

The Corporate Governance Committee of the Board is responsible for screening candidates and recommending director nominees to the full Board. The Board nominates the slate of directors for election at each Annual Meeting of Shareholders and elects directors to fill vacancies or newly created Board seats.

The Corporate Governance Committee considers candidates recommended by shareholders, directors, officers, and third-party search firms. Third-party search firms may be used to identify and provide information on director candidates. If you wish to nominate a director, please review the procedures described in the Additional Information section under “2025 Shareholder Proposals and Nominations” in this Proxy Statement. The Corporate Governance Committee evaluates all candidates in the same manner, regardless of the source of the recommendation.

Deere’s Corporate Governance Policies, which are described in the “Corporate Governance” section of this Proxy Statement, establish the general criteria and framework for assessing director candidates. In particular, the Corporate Governance Committee considers each nominee’s skills, experience, international versus domestic background, age, and race, ethnicity, and gender diversity, as well as legal and regulatory requirements and the particular needs of the Board at the time. The Committee also considers qualitative criteria, such as alignment with Deere’s core values, when evaluating director candidates. The Committee assesses all these criteria when considering information about the nominee provided by the proponent, the nominee, third parties, and other sources. In addition, the Board assesses the diversity of its members and nominees as part of its annual performance evaluation by considering, among other factors, diversity in expertise, experience, background, ethnicity, race, and gender. We believe a Board composed of members with complementary skills, qualifications, experiences, and attributes is best equipped to meet its responsibilities effectively.

Any director who experiences a material change in occupation, career, or principal business activity, including retirement, must tender a resignation to the Board. Upon a recommendation from the Corporate Governance Committee, the Board may decline to accept any such resignation. Directors must retire from the Board upon the first Annual Meeting of Shareholders after reaching the age of 75, except as approved by the Board.

DIRECTOR NOMINEES

The Corporate Governance Committee has recommended, and the Board has nominated, each of Leanne G. Caret, Tamra A. Erwin, Alan C. Heuberger, L. Neil Hunn, Michael O. Johanns, Clayton M. Jones, John C. May, Gregory R. Page, Sherry M. Smith, Dmitri L. Stockton, and Sheila G. Talton to be elected for terms expiring at the Annual Meeting in 2025. Charles O. Holliday, Jr., currently our Presiding Director, will retire from the Board effective as of the Annual Meeting in accordance with our Corporate Governance Policies. Effective with his retirement, the size of the Board will be reduced to 11 directors.

We are confident that this talented slate of nominees will continue to provide exceptional oversight and leadership in the year ahead. We discuss the nominees’ professional backgrounds and qualifications in the brief biographies that follow. Based on these qualifications and skills, the Board has concluded that each of these nominees should serve on Deere’s Board of Directors.

BOARD DIVERSITY

The Corporate Governance Committee believes that our Board is most effective when it embodies a diverse set of viewpoints and practical experiences. To maintain an effective Board, the Corporate Governance Committee considers how each nominee’s particular background, experience, qualifications, attributes, and skills will contribute to Deere’s long-term success. As shown below, the Board nominees have a range of viewpoints, backgrounds, expertise, and attributes.

14

2024 PROXY STATEMENT

PROXY SUMMARY	PROPOSAL 1: ELECTION OF DIRECTORS	PROPOSAL 2: ADVISORY VOTE ON EXECUTIVE COMPENSATION	PROPOSAL 3: RATIFICATION OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM	OTHER MATTERS FOR VOTE	ADDITIONAL INFORMATION	APPENDICES
---------------	---	--	---	---------------------------	---------------------------	------------



LEANNE G. CARET

Committees: Audit Review (Chair), Executive, Finance

Independent | Director Since: 2021 | Age: 57

Retired Executive Vice President and Senior Advisor of The Boeing Company and Former President and Chief Executive Officer of Boeing Defense, Space & Security

Past Positions at The Boeing Company
(aircraft, defense, intelligence and satellite systems and services, and related financing)

- Executive Vice President and Senior Advisor – April 2022 to December 2022
- Executive Vice President and President and Chief Executive Officer of Boeing Defense, Space & Security – 2016 to March 2022
- President, Global Services & Support – 2015 to 2016
- Chief Financial Officer and Vice President, Finance, Defense, Space & Security – 2014 to 2015
- Vice President and General Manager, Vertical Lift – 2013 to 2014
- Vice President, H-47 Programs, Vertical Lift – 2009 to 2013
- General Manager, Global Transport & Executive Systems – 1998 to 2009

Other Current Directorships

- Raytheon Technologies Corporation (RTX)

Key Experience and Qualifications

- Strong leader in manufacturing and high-technology industries.** Draws upon her experience as Executive Vice President of The Boeing Company, President and Chief Executive Officer of Boeing Defense, Space & Security, and as an officer of other global operations.
- Varied functional experiences in global business operations.** Practical experience in global supply chain operations, financial management, investor relations, business acquisitions and integrations, government contracting, diversity and inclusion strategies, and other areas of oversight developed from serving as an executive officer of The Boeing Company.
- Valuable perspective on robust application of technology.** Over 25 years of experience in digital engineering and advanced manufacturing solutions, the development of advanced and new technologies, highly complex and integrated systems, and automation.

(出所)ディア・アンド・カンパニー社ウェブサイト

<https://d18rn0p25nwr6d.cloudfront.net/CIK-0000315189/543b9434-8ccb-4b49-90b6-a9c588a8d789.pdf>

f. “proxy statement”の年代別比較のまとめ

a. ～ e. の各事例より、確かに 40 年以上前の“proxy statement”は冗長で読みづらかったものの、その後、プレインイングリッシュによって「短い文を書く」（原則 5）、「不要な語を省く」（原則 7）、「情報を要約した見出し、箇条書き、表を使う」（原則 9）ことで、読みやすさに配慮してきたことがわかる。また、候補者や事業に関する写真の利用やそのカラー化など、同時並行でデザイン面での読みやすさの改善が行われてきたことも特徴的である。このような変化の背景としては、2000 年代から 2010 年代の間にディア・アンド・カンパニー社の“proxy statement”の総ページ数が 2 倍近く (48⇒87) に増えていることから、米国内でも強い開示への圧力があった可能性が考えられる。上述のとおり、“proxy statement”へのプレインイングリッシュの適用は任意だが、増え続ける開示内容の整理の手段として有用であった面も、少なからずその普及に影響したのではないだろうか。

オ. “proxy statement”と招集通知の英訳の比較分析

では、現在の米国上場企業の“proxy statement”は、実際どこまでプレインイングリッシュに基づいており、また、日本企業の英文はどのように読みづらいのか。ここでは、米国企業と日本企業の英文をプレインイングリッシュの観点から比較分析する。比較用のテーマとして、招集通知の法定記載事項である「社外取締役候補者とした理由(施行規則 74 条 4 項 2 号)」および「当該候補者が社外取締役に選任

された場合に果たすことが期待される役割の概要(施行規則 74 条 4 項 3 号)」を対象とし、比較サンプルとしては、招集通知と記載内容が近い GM 社の“proxy statement”の役員候補者紹介欄と、全株懇による「株主総会参考書類モデル」(英訳版)を使用する。【図表Ⅱ－8】は両者の和文と英文、【図表Ⅱ－9】はプレインイングリッシュの 9 原則のうち原則 2～9 から見た分析である。

【図表Ⅱ－8】 GM 社の“proxy statement”と株主総会参考書類モデル (英訳版)

	proxy statement (GM 社)	株主総会参考書類モデル (英訳版)
和文	指名理由：バーラ氏は、当社およびグローバルな自動車業界に関する深い見識、豊富な幹部経験、戦略立案、運営、ビジネスの経験、およびグローバルな製品開発の経験を含む強力な技術系のバックグラウンドがあります。また、企業文化を変革の取組みと一致させるために多くの取組みを率先し、顧客、従業員、地域社会にとって安全な企業文化を推進する責任を自らとリーダーシップ・チームに課しています。	選任理由および期待される役割の概要 △△△氏を社外取締役候補者とした理由は……です。 △△△氏には……や……といった経験を生かし、当社において、主に……を果たしていただくことを期待しております。
英文	Reasons for Nomination: Ms. Barra has in-depth knowledge of the Company and the global automotive industry; extensive senior leadership, strategic planning, operational, and business experience; and a strong engineering background with experience in global product development. She has spearheaded many initiatives to align the Company's culture with its transformation efforts and holds herself and the leadership team accountable for driving a culture of safety for customers, employees, and communities.	Reasons for nomination and summary of his/her expected roles The reason why the Company has nominated YYYY YYYY as a candidate for outside Director is because XXXX. The Company expects him/her to utilize his/her experience in XXXX and XXXX mainly to fulfill the role of XXXX in the Company.

(出所) GM 社ウェブサイトおよび東京株式懇話会ウェブサイト

【図表Ⅱ－９】両者のプレインイングリッシュ 9 原則のうち原則 2～9 についての分析

原則	原則 2～9		適合状況	
	原文	訳	GM社	株懇モデル
2	Start with your main idea.	メインとなるアイデア（ポイント）から文を始める	該当なし	該当なし
3	Write short paragraphs and include only one topic in each paragraph.	段落は短く抑え、それぞれの段落のトピックは 1 点に留める	適合： 候補者のスキルと実際に行っていることで 2 文に分けている	適合： 候補者の選任理由と期待役割で 2 文に分けている
4	Use active voice.	能動態を使う	適合： “Ms. Barra has in-depth knowledge” や、“She has spearheaded many initiatives”など、能動態を用いた文章構成となっている	適合： “The reason why the Company has nominated YYYY YYYY as a candidate for outside Director is because XXXX.”や“The Company expects him/her”など、能動態を用いた文章構成となっている
5	Write short sentences.	短い文を書く	適合： あくまで候補者のスキルと実際に行っていることの記載に焦点を当て、体裁のための記述がない	差異あり：“utilize his/her experience in XXXX” や “mainly to fulfill the role of XXXX”といった体裁上の記述の直訳によって、文章が冗長になっている
6	Try to substitute everyday language for jargon as often as possible. When you have no way to express an idea except to use technical language, make sure you define your terms. Prefer the concrete word to the abstraction.	専門用語をできるだけ日常用語に置き換えて文章を作成する。専門用語以外で表現できない場合は、その用語を定義する。抽象的な用語よりも具体的な用語がよい	該当なし	該当なし
7	Omit unnecessary words.	不要な語を省く	適合： あくまで候補者のスキルと実際に行っていることの記載に焦点を当て、体裁のための記述がない	差異あり： すでに「選任理由および期待される役割の概要」の項目を設けているにも関わらず、“The reason why the

				Company has nominated YYYY YYYY as a candidate for outside Director is because XXXX.”と定形的な記述を再度繰り返す
8	Keep subject, verb, and object close together.	主語、動詞、目的語を近くに配置する	適合： “Ms. Barra has in-depth knowledge” や、“She has spearheaded many initiatives”など、主語の直後に動詞が置かれている	差異あり： “The reason why the Company has nominated YYYY YYYY as a candidate for outside Director is”において、主語（The reason（から動詞（is）まで10語以上の開きがある
9	Use Informative Headings. Use lists and tables.	情報を要約した見出し、箇条書き、表を使う	該当なし	該当なし

(出所) 筆者作成

【図表Ⅱ－9】の分析においては、取り上げた短い事例の中でも、8原則中、3原則(原則5, 7, 8)で、プレインイングリッシュへの適用に差異が確認できる。特に、株主総会参考書類モデル(英訳版)においては、定型的で、情報としての意義が必ずしも高くない記述がそのまま翻訳されていたり、あるいはすでに記載されている情報の繰り返しや、直訳によって生じる相当程度の主語と動詞間の距離等、文章として冗長になったりしやすい傾向があることがわかる。また、この他にも、GM社では、ある能力を「持っている(has)」、何かを「率先してきた(has spearheaded)」など、明瞭な動詞が用いられている一方、株主総会参考書類モデル(英訳版)においては、直訳ではあるものの、「……といった経験を生かし(utilize his/her experience in XXXX)や、「主に……を果たしていただく(mainly to fulfill the role of XXXX)」など、能動態ではありながらも、意味としては曖昧な動詞を主体として文が構成されていることも注目すべき点である。

カ. プレインイングリッシュを踏まえた今後の翻訳方針について

オ. における検証を考慮すると、現状の英文開示書類については、プレインイングリッシュの原則へのコンプライは必ずしも十分でないことが推測され、逐語訳的な要素が多いことが、海外投資家からの読みづらさという評価に繋がる一因と考えられる。今後、この状況を改善するためにもっとも適切な方法は、英訳の際にプレインイングリッシュの原則に当てはめて文章を作成することであるが、原則

の適用にあたり、例えば、オ. において指摘したような曖昧な動詞を明瞭な動詞へ切り替えることを考えた場合でも、和文の構成そのものをプレインランゲージ（プレインジャパニーズ）に基づくものに変更する必要があると思われる。

現時点では、全株懇を始めとする各団体のモデルやひな型が、必ずしもプレインジャパニーズに対応したものではなく、また、ビジネス文書の一般的な記載スタイルとしても十分普及していないことから、プレインランゲージに準拠した和文で招集通知を作成することは、実務慣行上、難易度が高いと言わざるを得ない。ただし、原文（和文）がプレインランゲージに準拠していればいるほど、その英訳はプレインイングリッシュに近づきやすくなるはずである。プレインランゲージを意識して原文（和文）を作成することの意義は少なくない。

次に、折衷的な取組みとしては、英訳用にプレインランゲージ版を作成してから翻訳するという方法も考えられる。翻訳前に和文を整理する工程は、「プリエディット」として「3. 英文開示の実践と留意事項」でも紹介しているが、プレインランゲージに基づいて文章を再構成することは、別の文章を作成することに近く、プレインランゲージ版の内容の正確性をどう担保するか検討することも必要になり得る。

最後に、翻訳前の工程は変えずに、翻訳に際して、可能な範囲でプレインイングリッシュを利用することが考えられる。例えば、プレインイングリッシュ9原則のうち、以下の原則であれば、比較的活用しやすいのではないと思われる。

- ・原則3「段落は短く抑え、それぞれの段落のトピックは1点に留める」
- ・原則5「短い文を書く」
- ・原則7「不要な語を省く」
- ・原則8「主語、動詞、目的語を近くに配置する」

2. 英文開示の事前準備

(1) 基本方針の決定

英文開示を行うためには、適時開示体制と同様に、予算・人材・時間のリソースを確保するなど、各種対応や調整が必要となる。そのため、新たに英文開示を始める際には、英文開示に関する基本方針を定めることになる。基本方針を定めておくことで、個別の英文開示を行う際の迷いを最小限にとどめることができる。

この基本方針の決定は、適切な社内機関で決定すればよく、必ずしも取締役会や執行役員会などの経営陣による合議体の承認を要することはないと考えられる。しかしながら、英文開示の元となる和文の書類は原則として東証に提出する開示書類であること、また英文自体も東証に提出することになるため、東証に届け出ている情報取扱責任者レベルでの承認は得ておく必要があると解される⁸²。

さらに、英文開示を行う際、個別の英文開示資料の内容についても和文と同様に取締役会等の社内機関での承認または報告を行うのか、和文とは別の決裁レベルとするのかもあわせて検討しておくことが望ましい。

① 基本方針の内容

基本方針の具体的な項目は、英文開示すべき対象書類の選定、開示範囲の設定、翻訳の品質基準、英文開示のタイミング、さらに基本方針の実現のための体制づくりを挙げることができる。

また、英文開示を円滑に行うため、基本方針では基本事項を定め、詳細は実務レベルで方針を定めて運用する二段構造とすることが望ましい。こうした構造とすることで、より機動的で柔軟な対応も可能となる。

さらに、あらかじめ定めた英文開示の基本方針は、中期経営計画等において自社の方針として示すことも有益である。基本方針を開示することで、投資家との信頼関係が一層深まると共に、英文開示の目的である海外投資家との対話の円滑化に資する⁸³。また、社内で英文開示についての意識付けができ、体制づくりもしやすくなる。

ア. 対象書類の選定

自社の経営方針に沿って、持続的な成長、中長期的な企業価値の向上および顧客満足最大化を目指しているなかで、英文開示の方針もこれと一貫性をもたせることが不可欠である。自社の経営方針の策定は、経営企画部門等の担当役員を中心として、経営陣によるコンセンサスをもって行われる。この経営方針に沿っ

⁸² 上場規程 417 条。情報取扱責任者は、取締役・執行役又はこれに準ずる役職の方で東証との連絡窓口となるほか、重要な会社情報の社内管理や開示を担当する立場にある。

⁸³ 海外投資家との対話の重要性については、「I 1. 英文開示の意義」参照。

て、書類の重要性や投資家への影響度を考慮しつつ、英文開示すべき対象書類を選定する。特に、海外事業を展開している企業や海外投資家の割合が高い企業、あるいは過去と比較して海外投資家が増加している傾向にある企業においては、積極的に英文開示の範囲を広げることによって、経営方針と整合する効果的な情報発信を図ることが望ましい。東証のウェブサイトには、英文開示に積極的に取り組んでいると海外投資家から評価された上場会社の取組み（英文開示開始・拡充の経緯や、英文開示を行ううえでの工夫、海外投資家の反応など）についてのインタビュー記事が掲載されていて、参考になる⁸⁴。

なお、プライム市場上場会社は、決算情報と適時開示情報について英文開示が義務づけられていることに留意が必要である。また、東証『英文開示実践ハンドブック第2版』（2024年）では、英文開示の段階別の取組み例も紹介されていて参考になる（【図表Ⅱ－10】参照）。

【図表Ⅱ－10】英文開示実践の3段階（例）

	第1段階 英文開示のスタート期		第2段階 英文開示の拡充期	第3段階 積極的な英文開示の実践期
	プライム市場	スタンダード市場・グロース市場		
	東証規則で英文開示が求められる書類を中心に取組む段階	プライム市場で英文開示が求められる書類を参考に取組む段階	日英同時開示を進め、開示範囲を拡大する段階	日本語と英語で同一の内容の同時開示に取り組む段階
決算情報	●決算短信（サマリー・財務諸表／同時開示） ●決算補足説明資料（抜粋・概要／同時開示）	●決算短信（サマリー・財務諸表／翌日開示） ●決算補足説明資料（抜粋・概要／翌日以降開示）	●決算短信（全文／同時開示） ●決算補足説明資料（全文／同時開示）	●決算短信（全文／同時開示） ●決算補足説明資料（全文／同時開示） ●IR説明会書き起こし¹⁶（全文／同時開示）
適時開示情報	●適時開示（抜粋・概要／同時開示）	●適時開示（抜粋・概要¹⁷／翌日以降開示）	●適時開示（全文／同時開示）	●適時開示（全文／同時開示）
法定開示書類	●招集通知・株主総会資料（招集通知本文・参考書類／翌日以降開示）		●招集通知・株主総会資料（招集通知本文・参考書類／同時開示） ●有価証券報告書（抜粋¹⁸／翌日以降開示）	●招集通知・株主総会資料（全文／同時開示） ●有価証券報告書（全文／同時開示）
その他の書類（ガバナンス・サステナビリティ）	なし		なし	●CG報告書（全文／同時開示） ●統合報告書（全文／同時開示） ●サステナビリティレポート（全文／同時開示）

（出所）東証『英文開示実践ハンドブック第2版』（2024年）15頁

⁸⁴ 上場区分に応じて各社の取組みを紹介している。

<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/interview/index.html>

イ．開示範囲の設定

対象書類の選定後は、対象書類の中から英文開示する範囲（全文か、一部または要約か）を設定する必要がある。もちろん国内外を問わず投資家との対話を深めるためには、和文の全文を翻訳して英文開示することが望ましいが、各社の経営方針やリソース等の諸般の状況を考慮して、優先的に開示する範囲を決定する。この検討に際しても書類の重要性や投資家への影響度を考慮する必要がある。例えば、決算情報の主要項目や経営陣のコメント、重大なリスク情報など、投資家がもっとも知りたい部分を先に翻訳し開示することで対話の質を深めることができる。また、株主総会参考書類においても、役員の選任議案の選任理由やスキルマトリクス、経歴部分などを先行して英訳することで、海外投資家による議決権行使の促進にも寄与すると考えられる。

なお、適時開示情報は、内容によって分量が膨大になるケースもあるため、あくまで原則的な開示範囲とし、実務レベルで柔軟に範囲を決定して対応できるようにしておくことが望ましい。

ウ．翻訳の品質基準

英文開示に必要なリソースである予算・人材・時間についてコストをかければかけるほど、高い品質の英訳が可能であると考えられる。しかしながら、英訳のために多大なコストをかけすぎて本業に影響を及ぼすことは避けなければならない。また、英文開示の主要な受け手は、海外投資家である以上、その品質の良し悪しを評価するのは海外投資家である。換言すれば、海外投資家が英文開示された文書に基づいて、日本語版の開示資料の内容が正確にわかる程度が翻訳の品質基準と解される⁸⁵。東証『英文開示実践ハンドブック第2版』（2024年）では、海外投資家が特に重視するポイントが整理されており、翻訳品質を決定するうえでの有益な考え方を示しているので、これを参考にして、翻訳の品質基準を定めることが考えられる⁸⁶。

エ．英文開示のタイミング

英文開示のタイミングは、東証の方針に則り、日英同時開示を原則とするのが

⁸⁵ 東証「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備の概要」（2024年2月26日）で英文開示は日本語の開示の参考訳と位置づけ（内容の正確性は規則違反に対する措置の対象外）とされているが、海外投資家のニーズに応えるためにもできる限り正確な英訳をすることが大切であると解される。

⁸⁶ 具体的には日本語原文の情報が正しく翻訳されているか（日本語の内容と乖離していないか、間違った情報になっていないか）。日本語原文の意図が分かりやすい英文で書かれているか。適切なタイミングで英文開示されているかの3つに集約している。

望ましい⁸⁷。日英同時開示に当たっては、一部または概要を同時開示し、その後
に全文を翻訳した資料を補足として提供する方法も検討に値する。

オ．基本方針の実現のための体制づくり

基本方針の実現に必要な体制を整備するうえでは、英文開示の所管部署を決定
しておかなくてはならない。所管部署が中心に必要な体制づくりも進めることにな
る。必要な予算・人材は、所管部署が手当てし、関連部署（ＩＲ・ＳＲ部門や
法務部門等。これらの部署が所管部署にならないということではない）とも緊密
に連携できるようにする必要がある。

英文開示の所管部署は、日本語の開示資料の所管部署と一致することが多いと
思われるが、対象書類ごとに所管部署が異なると、社内の人的リソースが分散さ
れ、非効率であることや、英文の品質が対象書類ごとにばらつくおそれもあるた
め、例えばＩＲ・ＳＲ部門や法務部門に英文開示の所管部署を一本化することも
考えられる。最近では、投資家向けに開示する書類（日本語）の所管部署を一本化
している会社も少なくないと思われるので、その場合には、当然に英文開示の所
管部署も一本化され、社内の人的リソースの効率配置や英文の品質確保がやりや
すくなるであろう。

② 他社動向の収集

自社の方針を決定するうえで、他社の動向を把握することは重要である。日本
企業の英文開示の状況は、東証「英文開示実施状況調査集計レポート（2024 年
12 月末時点）」によると、2024 年時点でプライム市場の 90%以上の企業がすで
に「決算短信」や「株主総会招集通知（通知本文・参考書類）」の英文開示を実
施している。

また、東証は各社の英文開示実施状況を定期的に調査しており、決算情報およ
び適時開示情報の英文開示について他社の実施状況を確認することができる⁸⁸。
他社事例を収集するツールとして、後述Ⅱ 4.（2）⑤ア． e． の TDnet Database
Service や Listed Company Search がある。

他社をベンチマークしながら英文開示を検討するにあたっては、以下の観点を
総合的に考慮することが重要である。まず同業他社を選定し、自社と同様の業種

⁸⁷ プライム市場上場会社は、決算情報と適時開示情報について日英同時開示が義務づけら
れているので留意を要する。

⁸⁸ 各社の決算情報、適時開示情報などの英文による開示状況を、上場会社からの回答に基
づき「Availability of English Disclosure Information by Listed Companies」として
とりまとめ、一覧として公表している。

<https://www.jpx.co.jp/english/equities/listed-co/disclosure-gate/availability/index.html>

や市場に上場している企業を対象とすることで、よりの確な比較が可能となる。同時に売上高や時価総額、あるいは従業員数など規模の近い企業を選ぶことで、より現実に即した水準での検証が可能となる。

さらに、他社がどの範囲まで英文開示を実施しているかを詳細に調査することも大切である。決算短信やIR説明会資料、有価証券報告書など、具体的にどの文書を掲載しているのかを把握すれば、自社においてもより充実した開示体制を整備する糸口となる。

加えて、翻訳の質を見極めることも欠かせない。他社が使う専門用語や業界特有の表現が的確に英語へと置き換えられているかを検証すれば、自社の英文開示にも深みと正確性をもたらす参考となる。同業他社の事例を多面的に把握することで、自社の英文開示の質をより高めるとともに、今後の方針策定にも大いに寄与するはずである。

③ 英文開示の振り返りと改善

実際に英文開示を行うと、あまり多くはないようであるが、海外投資家や関係者から問い合わせが寄せられることもある。また、海外投資家等とのIR・SR面談において、英文開示の内容が話題になることも考えられる（積極的に話題にすることも考えられる）。海外投資家等からのフィードバックがあれば、そこから得られた課題を次回以降の英文開示に反映して、よりよい英文開示につなげていくことが考えられる。また、フィードバックの内容によっては、経営陣に報告することも必要である。

発見された課題がすぐには改善できないものである場合には、優先順位を設け、計画的に取り組むことも必要である。あわせて、すでに決定した基本方針についても、企業を取り巻く環境や自社の株主構成の変化も踏まえて定期的に検証し、よりよい英文開示にするための対応策を立案・検討していくことが望ましい。

(2) 英文開示のための体制整備

① 英文開示のための体制

実際に英文開示を行うにあたっては、業務フローに応じて以下のような社内体制が必要となる。社内における具体的な分担に関しては、開示業務を担う部門が以下の役割をまとめて対応することや開示資料の和文作成を複数の部門で分担している場合に各部門でそれぞれ以下の役割を担う者を置くことも考えられる。なお、実際には数名で英文開示にあたることも考えられ、その場合には1人が複数の役割を担うこと等も想定される。

ア. プロジェクトマネージャー

2.(1)で述べた英文開示の基本方針の決定や英文開示全体の設計・管理を行う者が必要となる。通常は、所管部署の管理職が担うことになる。

プロジェクトマネージャーの役割は、英文開示の目的に基づき、株主総会招集通知・決算短信等英文開示の対象書類の決定、各書類の中での翻訳範囲の決定等の基本方針のとりまとめと、当該基本方針に基づく日英同時開示の要否等を含めたスケジュールの策定・管理、予算管理、自社のリソースも踏まえた翻訳・校正方法の決定、翻訳・校正を外部へ委託する場合の業者選定や契約手続、契約後のやりとり等多岐にわたる。

イ. 翻訳担当

開示資料について和文から英文への翻訳作業を行う者が必要となる。人手で翻訳を行う場合は正確な翻訳を行うために相応の言語スキルを有する人材が必要となるほか、英文開示の範囲・分量やスケジュールによる制約もあることから必要に応じて翻訳会社への委託や機械翻訳の利用等の検討が必要となるが、これについては、②人員体制の整備で詳述する。

ウ. 校正担当

翻訳が行われた後に翻訳文の誤記や訳抜け、表現・ニュアンスの相違等の確認を行い、誤りがあれば修正作業を行う者が必要となる。ここでは、誤りの確認・修正のほか、英語を母国語とする者が読んで自然な文章になっているかの確認を行うネイティブチェックも校正に含めて記載する。ネイティブチェックを行う場合には当然ながら英語を母国語とする人材が必要となり、ネイティブチェックを行わない場合であっても細かな英語の文法や文章のニュアンスの相違等の校正を行うためには相応の語学力を有する人材や翻訳に関する専門知識を有する人材が必要となる。

エ. 英文資料開示の決裁者

校正が完了した英文資料の開示に係る決裁者が必要となる。英文資料開示については、和文の開示と同一の決裁基準とすることが考えられるが、あくまで参考書類という位置づけとして和文よりも緩やかな決裁基準とすることも考えられる。各社において当該開示資料の重要性に鑑み、決裁基準を設定することになる。

② 人員体制の整備

開示資料の分量や内容によって必要な人員の能力・人数は異なるが、特に翻訳・校正作業については相応のスキルを有する人材や多くの工数が必要となることから、各社の状況に応じて適切な翻訳・校正方法を選択する必要がある。

ア. 翻訳・校正方法の概要

翻訳・校正方法として、翻訳会社（法律事務所に翻訳を委託することも考えられるが、以下の説明では「翻訳会社」に統一する。なお、法律事務所に翻訳を委託する場合に特に留意すべき事項は、後述Ⅱ 3.（2）④を参照されたい。）に委託する外製と自社で対応する内製とに分けられ、内製を選択する場合は機械によって翻訳する機械翻訳と人の手によって翻訳する人手翻訳による対応が考えられる。

a. 外製（外部委託）

翻訳会社に翻訳作業を委託した場合の翻訳・校正フローとしては、会社で作成した和文原稿を翻訳会社に提供し、翻訳会社が翻訳した原稿が会社に提出され、修正事項があれば修正依頼を行う、という流れが一般的であろう。

翻訳サービスの国際規格である ISO17100 では【図表Ⅱ－11】のプロセスが必須のものとされており、ISO認証を受けている翻訳会社内では複数回のチェックを行う体制が担保されている。

【図表Ⅱ－11】 ISO17100 が定める必須プロセス

必須プロセス	概要
翻訳・セルフチェック	翻訳作業と翻訳者によるセルフチェック
バイリンガルチェック	翻訳者以外による訳文と原文の照合検査
最終検品	プロジェクトマネージャーが仕様に照らして行う最終確認

また、翻訳・バイリンガルチェック作業者に要求される資格・力量として【図表Ⅱ－12】の事項が定められ、相応の能力を有する作業者による翻訳・チェック作業が行われることから、翻訳の品質についても一定の担保がなされているといえる。

【図表Ⅱ－12】 I S O17100 で規定されている作業者の資格・力量要件

a) 高等教育機関が認定した翻訳の卒業資格
b) 高等教育機関が認定した翻訳以外の卒業資格および専門専門家として2年の翻訳経験
c) 専門専門家として5年の翻訳経験

※ 日本では高等教育機関が翻訳の学位を認定しているケースが少なく、翻訳専門家としての実務実績が実質的な基準となっている

このように、翻訳作業を翻訳会社に委託することで社内での翻訳リソース確保が不要となるほか、翻訳後の社内における校正作業も専門用語や明らかな誤りの確認で済む等負荷軽減が可能となる。

また、翻訳作業は内製で対応し、ネイティブチェックのみ翻訳会社に委託する方法もあり得るが、この場合、翻訳作業に関する社内リソース確保や翻訳の正確性の担保等について検討が必要となる。

b. 内製かつ機械翻訳

翻訳作業を外部に委託せず内製で対応する場合の一つの選択肢として機械翻訳の利用が挙げられる。機械翻訳を利用した場合、人手翻訳と比較して翻訳期間や費用を大幅に削減することができ、また、2010年代半ばにA I技術の一つであるディープラーニング（深層学習）を用いたニューラル機械学習（Neural Machine Translation、NMT）が登場して以降、大幅に翻訳精度が向上しており、近年では大規模言語モデル（Large Language Models、LLM）による機械翻訳の開発も進む等、さらに進歩が続いていることから、能力・人数の面で社内リソースが不十分な会社や効率化を図りたい会社においては有力な選択肢となる。

このように精度の向上が著しい機械翻訳であるが、原文の誤りを起因とする誤訳や訳抜け、文脈を考慮した翻訳が不十分となる等の可能性もあることや翻訳会社へ委託する場合と異なり翻訳文のチェック作業が行われないこと等から、機械翻訳の正確性を上げるため機械翻訳前に原文を編集するプリエディットや機械翻訳により出力された翻訳文を機械翻訳の作業者が編集・修正するポストエディット、その後の作業者以外の者が行う校正作業が必要となる。

プリエディットは和文の主語・述語を明確にする等の作業となるため高い英語スキルは要求されないが、ポストエディットに関しては翻訳文の誤り等の修正作業となり相応の言語スキルを有する人材が必要となる。社内リソースに制限がある場合はポストエディットのみ翻訳会社に委託することも考えられる（この場合、厳密には、ポストエディットではなく、翻訳会社に校正を委託することになる）。なお、I S O18587 ではフル・ポストエディットを対

象としたポストエディットサービスの規格を定めているが、そこでは作業者の資格・力量に関する要求事項として翻訳サービスに関する規格である I S O 17100 と同様の要求事項に加え、「機械翻訳技術および機械翻訳エンジンが出力する典型的なエラーに対する一般的知識」等を規定しており、機械翻訳後の編集・修正にフォーカスしたものとなっている。2025 年 3 月時点で I S O 18587 を認定する認証機関が日本国内に存在していないため各翻訳会社が自己適合宣言を行っている状況であるが、ポストエディットを外部に委託する場合はこれらの情報も踏まえ選定を行うとよいだろう。

なお、機械翻訳を利用する場合の注意点としてセキュリティ面の問題が挙げられる。機械翻訳を利用する際は、機械翻訳システムに翻訳対象のテキストを入力し翻訳文が出力されることとなるが、入力した情報が当該システム提供者のサーバーに保存されると、システム提供者によって無断で当該データを利用されるおそれやシステム提供者のサーバーへの不正アクセス等により当該データが外部に漏洩するおそれがある。

各機械翻訳サービスにおいて規約・各ポリシーで無料版に関しては一定期間の入力データ保持やサービス向上のためのデータ利用を行う旨を定める一方で、有料版に関してはデータの保持やトレーニング目的での利用を行わない旨規定する傾向にあるので、機械翻訳サービス選定の際は有料版の利用を前提に各サービスの規約やセキュリティポリシーやプライバシーポリシー、データ保護のルール、I S O 認証の有無等セキュリティ面の検証を行うことが必要となる。

c. 内製かつ人手翻訳

翻訳・校正作業を社内の人材で対応する場合、和文の翻訳作業と翻訳後のチェックを行うというフロー自体は外製の場合と大きく異なるものではない。翻訳作業の量やスケジュールによっては相応の言語スキルを有する人材を社内ですべて確保する必要があるが、分量が僅少である場合や社内リソースの問題をクリアできる場合であれば翻訳文の確認・修正等のやりとりは外製に比べ容易であるので一つの有力な選択肢となり得るだろう。

イ. 翻訳・校正方法の選択

これまで述べてきた翻訳方法については、メリット・デメリット等をまとめると【図表Ⅱ-13】のようになる。機械翻訳については、使用する機械翻訳サービスによって異なり、また近年急激に改善が進んでいる分野もあるため、あくまで一般論として参照いただきたい。

【図表Ⅱ－13】各翻訳方法のメリット・デメリット等

	メリット	デメリット・留意点
外製（翻訳会社）	・過去の文書や他の開示文書との整合の調整が可能 ・同一文書内での整合性が担保される ・固有名詞等の反映が柔軟に対応可能 ・一定の品質が担保されるため校正作業の負荷が小さい	・翻訳・修正作業やスケジュール管理の工数が多い ・特に繁忙期等、適当な翻訳者の探索に時間がかかることがある ・相対的にコストが高い
内製（機械翻訳）	・社外との調整が不要で、タイムロスを最小にして、効率的な作業が可能 ・翻訳作業自体の時間短縮が可能 ・訳文レベルが均一 ・適当な翻訳者の探索が不要 ・相対的にコストが低廉	・過去の文書や他の開示文書との整合が困難 ・同一文書内での不整合が生じやすい ・固有名詞等の反映に対応できないことがある ・機械翻訳の性能によっては校正作業の負荷が大きくなる ・セキュリティ面の問題に留意する必要がある
内製（人手翻訳）	・社外との調整が不要で、タイムロスを最小にして、効率的な作業が可能 ・自社または自社の属する業界の専門用語への対応が容易	・人材の確保等、社内で十分な翻訳・校正を行うことができる体制整備が必要

上述のメリット・デメリット等に加え、【図表Ⅱ－14】のように、社内の専門人材の有無によって自ずと選択肢は限られてくると考えられる。

例えば、社内に専門人材が豊富に在籍する場合にはいずれの方法も選択が可能と思われるが、専門人材が1名のみで翻訳と校正を分担できない、または専門人材が在籍しない等の状況であれば外製や機械翻訳という選択肢に親和性があるといえよう。

なお、校正について、機械翻訳を利用する余地があるところは「△」とした。

【図表Ⅱ－14】専門人材の有無と翻訳方法の親和性

	専門人材なし	専門人材あり (1名)	専門人材あり (複数)
外製	△	○	○
内製（機械）	△	△	○
内製（人手）	×	△	○

ウ．体制整備の方法

実効的・効率的な翻訳体制を整備するためには相応の言語スキルを有する人材

の確保に加え、英文開示業務の平準化・簡素化や外部リソースの活用等も検討すべきである。

a. 英文開示業務の平準化・簡素化

専門用語の調査や頻出用語等をまとめた用語集やマニュアル等を整備することで翻訳作業の工数の削減や文書内の用語の不整合等を防止できる。その他、開示資料はフォーマットが決まっていて過去の資料と文章の変更が生じない箇所が多いこともあるため、過去資料からの変更箇所のみ新たに翻訳・校正を行う等、作業範囲を限定することも有用である。

b. 翻訳会社との契約上の注意点、選定基準等

翻訳会社の選定にあたっては、対象となる開示資料に関する専門性や実績、費用に加え、翻訳の正確さや流暢な読みやすさを重視する場合は、「翻訳体制や工程表」、「翻訳スタッフの経歴」を確認することが望ましい。ネイティブチェックを含むサービスを提供している会社や、即時性を重視して機械翻訳を活用している会社など、英文開示における自社の優先事項に応じて選定することが重要である。

翻訳会社との契約にあたっては、開示資料には機密情報等重要な情報が含まれるため、外部翻訳業者へ委託する際は契約内容に機密保持等を含むことが必要となる。

c. 支援事業・支援ツールの活用

特にこれから英文開示に取り組む会社等では、以上のほか、英訳支援や海外投資家とのコミュニケーションに関するアドバイス等の支援サービスを積極的に活用することが有用である。主な支援サービスを提供している団体については以下を参照されたい。

- ・（一社）東京国際金融機構（FinCity. Tokyo）の英文情報開示支援事業
<https://fincity.tokyo/activities/2088/>
- ・JPX English Disclosure GATE
<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/support/index.html>

③ 英文開示体制の実例

ア. A社の場合

株主総会招集通知については、和文作成は複数の部門で分担して行っているが、和文作成を取りまとめる部門が英文開示についてもスケジュール策定・管理を行っている。翻訳作業については翻訳会社に委託し、校正作業はパートごとに和文作

成部門がそれぞれ1・2名で対応にあたっている。英文開示の決裁については取りまとめを行っている担当部門内での確認で完結している。その他の開示資料についても基本的には翻訳作業は外製で対応しており、和文の開示担当部門内で校正・決裁作業を行っている。

イ．B社の場合

決算説明会資料については機械翻訳ソフトで翻訳したものを外部にネイティブチェックを依頼している。その他の開示資料については機械翻訳ソフトで翻訳したものを社内でチェックして完結している。

(3) 日英同時開示に向けて考慮すべき事項

以下では、東証が求める日英同時開示（以下「同時開示」という）の観点から、特に考慮すべき事項について説明する。

① スケジュール管理

同時開示を行ううえで、スケジュール管理がもっとも重要であり、余裕をもったスケジュールで取り組む必要がある。具体的なスケジュールはⅡ 3. (1)で後述するため、ここでは、特に気を付けるべき点について簡潔に述べることにする。

スケジュール管理でもっとも重要なことは、開示日から必要作業を逆算して、和文の完成時期を決定することである。具体的には、同時開示が行えるよう、英文開示資料の作成期間を踏まえて、和文を完成させなくてはならない。英文開示資料の作成期間は、英訳する和文の分量（翻訳する範囲）、翻訳・校正方法によって異なる。

英訳する和文の分量（翻訳する範囲）が少ない場合（例えば、適時開示資料の一部または概要を英文開示する場合）は、和文の資料を校了してから翻訳作業を開始しても、同時開示は可能なことが多い。一方で、英訳する和文の分量（翻訳する範囲）が多い場合（例えば、招集通知の全文を英文開示する場合や適時開示情報の分量が多く、かつ全文を英文開示する場合）は、和文の資料を校了してから翻訳作業に入るのでは、同時開示は困難なことが多い。このような場合は、和文資料が一定比率（一般に8割程度といわれる）完成した段階で翻訳作業に入ることが望ましいとされる。また、セクションごとに区切ることができる資料の場合⁸⁹は、セクションごとに翻訳すること、開示直前まで和文が確定しない資料の場合は、確定している箇所から随時翻訳していくことで、その後の作業の負担が軽減され、翻訳作業の効率化につながる。なお、翻訳する和文の分量が少ないほど余裕のあるスケジュールで進めることができるが、「概要」を開示するために「概要」の和文を新たに作成しなければならない場合は、その作成に時間を要する可能性もあり、かえって全文翻訳した方が効率的なことも考えられるので注意されたい。

翻訳方法に関しては、外製と内製（機械翻訳・人手翻訳）に分けることができ、それぞれスケジュールが異なってくる。

ア. 外製

翻訳会社とは、事前に翻訳範囲のすり合わせを行ってスケジュール調整しておけば、和文原稿の入稿後速やかに翻訳作業が開始され、期限までに翻訳原稿が納品されるため、スケジュール管理がしやすい。また、反復的に利用している翻訳会社であれば、企業ごとにナレッジが蓄積され、翻訳時間の短縮や校正の負担軽減につ

⁸⁹ 例えば、株主総会資料は狭義の招集通知、株主総会参考書類、事業報告などに分けることができる。

なかりやすい。一方で、翻訳原稿の納品まで待ち時間が発生する点、また、スケジュールどおりには進まないリスクもあり得る点、繁忙期には特に校正時に翻訳原稿に関する照会等が円滑に行えないこと（回答の待ち時間が発生する等）もあり得る点には留意が必要である。

また、いかに自社と翻訳会社間で認識の差異を生じさせないかが時間短縮の観点から重要になるので、例えば「翻訳依頼の箇所をマーカー等で示す」、「コメント機能で表現方法を指示する」など、工夫の余地は考えられる。また、初めて翻訳会社に依頼する場合は、過去の英文資料や社内の用語集を共有することも重要であろう。

イ．内製（機械翻訳）

翻訳のための時間を選ばず、かつ即時に翻訳原稿が出力されるため、スケジュール調整を柔軟に行うことができる。しかし、現状の翻訳精度では、人の目による確認が一定の質を保つためには欠かせない。具体的には、翻訳前のプリエディット、翻訳後のポストエディットが必要になり、その後の校正も、できれば英語に精通している人材が対応することが望ましい。

作業者が機械翻訳に慣れている場合には、プリエディット、ポストエディットの勘所を押さえつつ、効率的な機械翻訳が可能と考えられるが、経験が豊富でない場合は、プリエディット、ポストエディットにかかる時間に余裕を持たせておくべきであろう。

ウ．内製（人手翻訳）

人手翻訳には英語の知識が十分ある人材が必要になることは言うまでもない。英文開示の担当者のレベルとしてTOEIC800～900点が必要とされている⁹⁰が、このレベルに到達していれば人手翻訳ができるというわけでもないであろう。ただし、人手翻訳が可能で人材がいれば、翻訳作業は社内で完結するため、スケジュール調整やその変更も柔軟に行うことができる。翻訳箇所や用語、表現方法に関する認識差異が生じるリスクも少なくなり、さらに、英文の質も確保されているため、校正に必要な時間はより短時間で済む。また、コストがかからない等のメリットもある。

以上、スケジュール管理の観点で留意事項を述べてきたが、どのような体制にし、和文の作成をできる限り早期に行う必要があることは言うまでもない。緊急の開示等に備えて、常に早期開示できるよう、余裕をもった和文の作成が重要である。

⁹⁰ 2024年10月8日開催 英文IR人材育成講座 宝印刷株式会社「英文開示の実践～日英同時開示の実現に向けて～」12頁

また、原稿管理も効率化の観点からは重要である。翻訳においては、和文作成の段階で前回の開示内容との差異を把握することで、翻訳が必要な箇所を絞ることができ、翻訳時間の短縮につながる。校正においては、通常は複数回、校正を行うため、適宜コメントを残したり、校正ごとにファイルを別にしたりすることで無駄なダブルチェックを防ぐことができる（詳細は、Ⅱ 3.（6）③参照）。資料によっては、数字のみ変化し、英文自体は変更が少ない資料も少なくない。各開示資料の特徴を見定め、資料によって翻訳方法を変更するなど、適宜対応することが、開示実務全体の効率化にも寄与すると考えられる。

② 用語集の作成

同時開示においてスケジュール管理がもっとも重要であると述べたが、Ⅱ 2.（2）で言及したように、用語集を準備しておくことも効果的である。用語集は、社内外の関係者で事前に共有することで、翻訳・校正を容易かつ正確に行うことができ、表現上の迷いが生じた場合の判断材料としても活用することができる。

用語集の作成は、英文開示に従事している者全員（作成部署が複数部署の場合は部門横断的に）が関与することが望ましい。加えて、会社独自の用語（例えば、役職や商品名など）の選定を効率的に行うために、人事部や法務部、企画部署等も必要に応じて参加させることが望ましい。

用語のピックアップは、自社や他社の開示済み資料のほか、モデル訳等を活用して行うことが多い。少なくとも、人物名の表記や役職、製品名等、会社独自の表現はまとめておくべきである。

留意事項として、必要以上に作成に時間を費やさないために、事前に参照資料の範囲やその遡及範囲を決定しておくことも重要である。また、後述する用語集の更新作業の負担削減にもつながることから、用語の選定基準を記録しておくことも有用である。様式は、用語の探索を効率的に行うために、検索可能なファイル形式で保管しておくことが望ましい。

用語集の更新作業は、英文開示を行うごとに、前回の資料から変更した用語や新しく使用した用語の追加を検討する等、定期的に更新することで、次の開示作業をより効率的に行うことができる。この作業も英文開示に従事している者全員で行うことが望ましい。

リソース不足などで用語集の作成が困難な場合には、開示資料を一つのファイルにまとめ、開示担当者で情報を容易に共有できる体制を構築するとよい。また、翻訳会社へ翻訳を依頼することも一つの手段である。翻訳会社の多くは、その企業が開示した他の英文資料を参考にしたり、翻訳依頼が2回目以上の場合は過去の翻訳を参考にしたりしている。翻訳会社は翻訳の際に調査を徹底しており、依頼のたびに使用した用語の更新も行っているため、同じ翻訳会社へ翻訳依頼し続けることで、質の高

い用語集を外部に保有することになる。とはいえ、用語集は同時開示を行ううえで重要なツールであるため、極力、自社内で用語集を作成しておくのが望ましい。情報を資産として認識し、外部に過度に依存しすぎないような体制を確立することも重要である。

3. 株主総会資料の英文開示の実践と留意事項

以下では、株主総会資料を題材に英文開示の一連の実務対応について説明する。英文開示の範囲とタイミングは、株主総会資料の一部（一体型アクセス通知＋株主総会参考書類）を日英同時開示することを前提とし、必要に応じて、株主総会資料の全部を日英同時開示する場合の留意事項等にも言及する。

（1）スケジュールの作成

① 株主総会資料の開示範囲と翻訳方法によるプロセス分類

【図表Ⅱ－15】は、英文開示の範囲と翻訳方法によるプロセス分類を示したものである。株主総会資料の一部（一体型アクセス通知＋株主総会参考書類）を英文開示する場合は、和文の校了後に英訳を開始して日英同時開示する手順とし、株主総会資料の全部（一体型アクセス通知＋株主総会参考書類＋事業報告＋計算書類等）を英文開示する場合は、和文の制作と並行して英訳を開始する手順とする。なお、株主総会資料の一部を英文開示する場合でも、和文の制作と並行して英訳を開始することもある。逆に、株主総会資料の全部を英文開示する場合に、和文の校了後に英訳を開始することも考えられなくはない。便宜上の整理にすぎないことをご了承願いたい。

また、翻訳方法は、翻訳会社への外製と機械翻訳または人手翻訳による自社での内製を想定した。

【図表Ⅱ－15】 英文開示の範囲と翻訳方法によるプロセス分類

	翻訳方法		
	外製	内製	
英文開示範囲	翻訳会社	機械翻訳	人手翻訳
株主総会資料の一部	A-1	A-2	A-3
株主総会資料の全部	B-1	B-2	B-3

【図表Ⅱ－16】は、株主総会資料の一部を和文校了後に英訳するA-1からA-3のプロセスを示している。

英訳のプロセスや留意事項は、（2）事前準備と英訳 ～外部委託の場合～、（3）事前準備と英訳 ～内製（機械翻訳）の場合～、（4）事前準備と英訳 ～内製（人手翻訳）の場合～、でそれぞれ説明する。また、具体的なスケジュール例は、A-1について【図表Ⅱ－20】に掲載した。

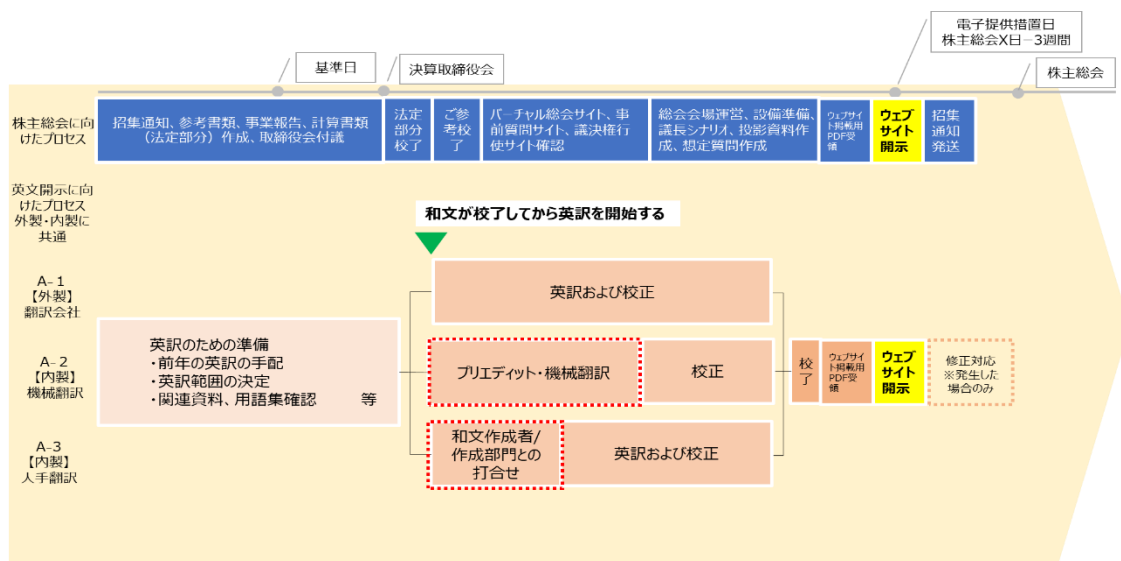
【図表Ⅱ－17】は、株主総会資料の全部を和文の制作と並行して英訳するB-1からB-3のプロセスを示している。英訳を開始するタイミングは、A-1からA-3と比べると、より早くなる。

これらについて、英訳のプロセスや留意事項を逐一説明することはしないが、A-

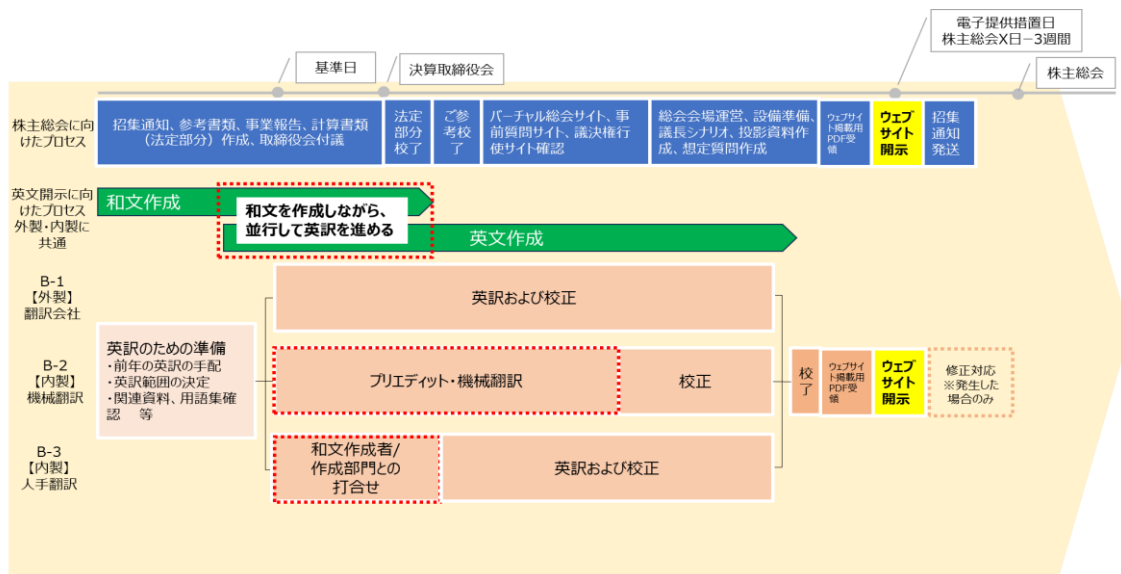
1 からA-3 と共通する部分が多いため、(2)事前準備と英訳 ～外部委託の場合～、(3)事前準備と英訳 ～内製(機械翻訳)の場合～、(4)事前準備と英訳 ～内製(人手翻訳)の場合～をそれぞれ参照いただきたい。また、具体的なスケジュール例は、B-1 について【図表Ⅱ-21】に掲載した。

なお、和文の更新が随時なされていく中で英訳を進めていくため、和文のどの時点のものを英訳したのか、英訳している間に和文の更新がなされた箇所はどこになるのか、という原稿管理(版管理)を適切に行うことが重要なポイントとなる。

【図表Ⅱ-16】和文校了後に英訳するA-1からA-3のプロセス



【図表Ⅱ-17】和文制作と並行して英訳するB-1からB-3のプロセス



② 関係者との調整

株主総会資料の英訳において、重要なポイントとなるのがスケジュールの作成とその管理である。周知のとおり、株主総会の準備実務でもっとも重要な作業は株主総会資料の和文の作成であり、それだけでも多くの工程をこなす必要があるが、そこにさらに英訳の工程を組み込むこととなるため、入念な準備が欠かせない。大きな流れとしては、【図表Ⅱ－16】や【図表Ⅱ－17】のように、和文の株主総会資料の作成や他の株主総会準備実務と並行して、英文の制作を進めていくことになる。

株主総会の準備実務においては、和文および英文の株主総会資料の制作スケジュールを社内関係部門のほか、主に証券代行機関、印刷会社、翻訳会社と調整の上作成する必要がある。

ア．社内関係部門

英文開示を初めて行う場合は、英文の制作をどの部署が行うかという問題がある。和文の制作部署が一通貫で英文も制作するのか、別の部署とする場合にはどの部署が英文を制作するのか、校正作業はどの部署がどのような手順で関与するのか、社内であらかじめ合意し、英文の制作スケジュールを準備することになる。

また、英文作成後、自社ウェブサイトへの掲載等は、広報等の担当部署に依頼しなくてはならないこともある。いつまでに引き渡す必要があるかは、事前にスケジュール調整しておかなくてはならない。

イ．証券代行機関

アクセス通知、交付書面等の発送は、証券代行機関が行うため、証券代行機関との間でアクセス通知、交付書面等の発送日や納品日はあらかじめ日程調整を行うことになる。

証券代行機関は、基本的に株主総会資料の英文開示に関与することは少ないが、電子投票の議決権行使サイトに和文の株主総会資料とともに英文の株主総会資料を掲載したウェブサイトのURLを表示する場合には、当該URLの連携が必要となる。

ウ．印刷会社

証券代行機関と調整した招集通知の発送日および納品日から逆算して、印刷会社との間で和文の校了日を決定する。また、校了日から逆算するかたちで、入稿日や校正日程等も調整する。和文の校了後に英訳する場合、和文の校了日が決まると英訳の開始日が定まる。和文の制作と並行して英訳する場合も、英訳の開始日がおおむね定まる。

なお、英文の株主総会資料は、一般に、紙媒体での制作は行わず、ウェブサイト

への掲載のみであるため、印刷に要する時間を考慮する必要はない。

エ. 翻訳会社

英訳を翻訳会社に外部委託する場合は、翻訳会社との間で、英訳の開始日、和文原稿の提出日や初校の納品日、校正の回数や日程、校了日等を調整し、納品日、納品物等も確認しておく。和文校了後の英訳であれば、和文原稿の提出は一度で済むが、和文の作成と並行しての英訳となると、和文原稿を何回かに分けて提出することが少なくないので、そのあたりも、いつ、どの程度の分量の原稿を提出するのか、あらかじめ調整しておくことになる⁹¹。

初校等の翻訳会社からの納品のタイミングについて、できたものから納品するのか、一括納品するのか等もあらかじめ決めておく必要がある。短期間での作業となるため、できたものから納品し、少しでも早く社内関係部門に校正を依頼できるようにすることが望ましいが、五月雨式の納品になると、かえって確認作業等が煩雑化するリスクもあり、注意が必要である。納品日だけでなく、納品時間についても細かく調整し、納品後速やかに社内関係部門に連携できるようにしておく。

英文の株主総会資料は、和文と同様にPDFファイルでウェブサイトに掲載して開示するのが一般的である。翻訳会社からの納品物は、PDFファイルの場合もあればWordファイル等の場合もあると考えられる。自社でPDFファイルの作成を行う場合はその工程が発生する。

③ スケジュール策定上の留意事項

ア. 余裕をもった日程

和文の作成と同様であるが、実務を進めるうえでは、スケジュールのとおりに進まないこともある。あらかじめ適度な余裕をもったスケジュールにしておくことも重要である。

また、翻訳会社への連絡および調整は遅くとも原稿提出日までに終えておき、原稿提出日は原稿を送るだけの状態にしておくといよい。

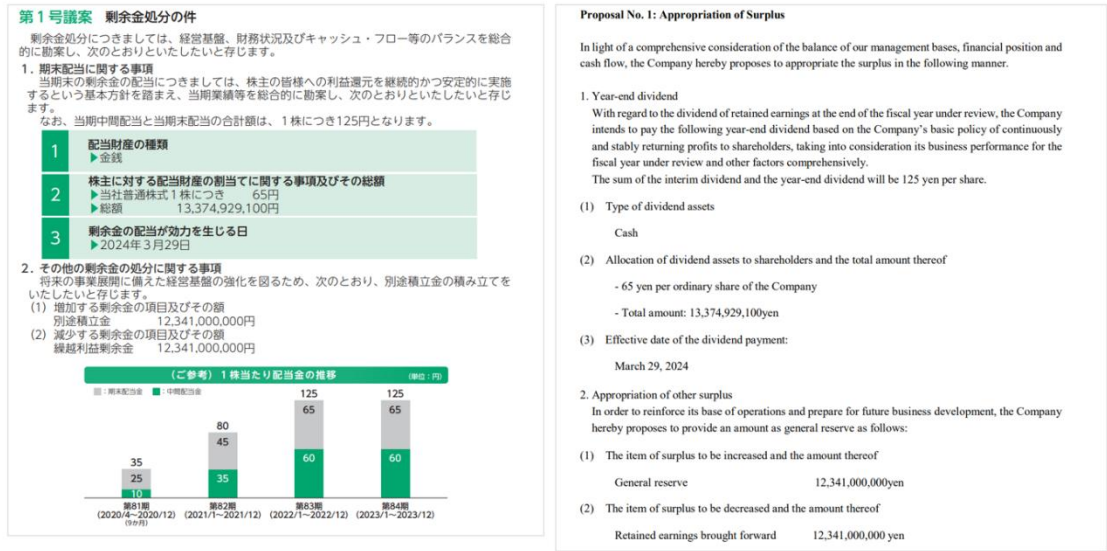
イ. レイアウト

英文開示を和文と同じレイアウトで作成するのか、Wordファイルのような文章の形式で作成するのかによっても、英訳にかかる時間や手間が変わってくる。和文と同じレイアウトにする場合は、グラフ内の数値、用語や写真のキャプションなども英訳することになるため、英訳の分量そのものが増えるとともに、和文と同じレ

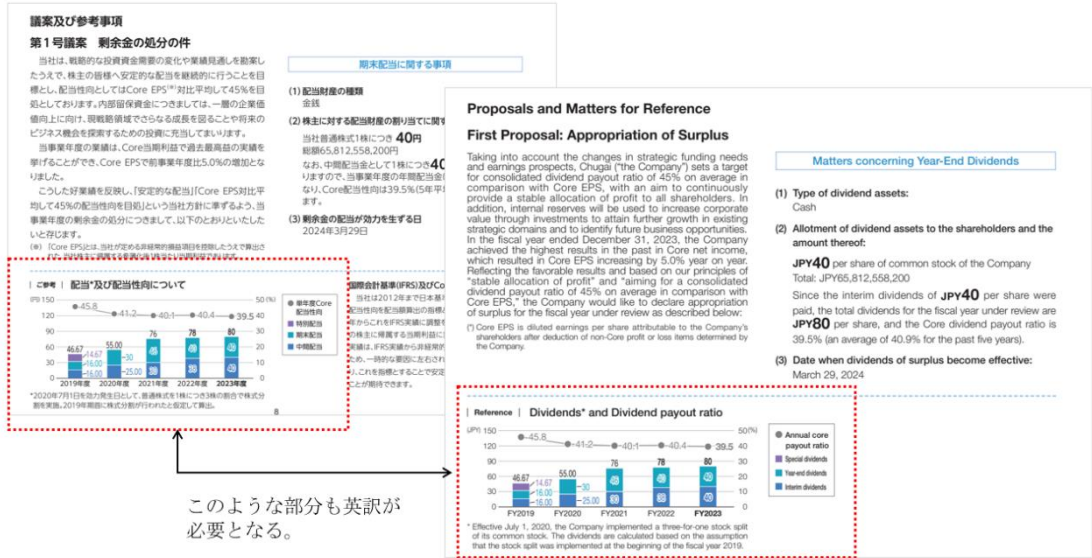
⁹¹ 初稿の提出が早すぎても修正回数が増えてしまったり修正量が多すぎて修正漏れや、かえって負担増になってしまったりするリスクがある。回数としては2～3回以内に収める方がリスクは少ない。

イアウトにするために簡潔な言い換えや意識が必要になる可能性もある。どちらの形式がよいという観点ではなく、和文と英文を同じレイアウトにする場合は、その工程にあわせたスケジュールを考えなければならないと認識し取り掛かることが重要である。

【図表Ⅱ－18】英文が文章形式の例



【図表Ⅱ－19】和文と英文を同じレイアウトにしている例



なくてはならない。前年までの英訳をそのまま利用できる部分（日付等を変更すればよい部分を含む）は、重ねて英訳を依頼しないことにすると英訳スケジュールの効率化やコスト削減にも資するであろう。

また、海外投資家にとって重要でない、または参考にならない項目は、あえて英訳の対象から外すことも考えられる。英訳版の作成対象から外すことが多い事項については、【図表Ⅰ－４】（Ⅰ２．（１）参照）が参考になる。定款の規定に基づく電子提供措置事項記載書面への記載省略事項（以下「交付書面省略事項」という）についても、英訳するのか省略するのか、それによって英訳の作業量やスケジュールは変わってくる可能性がある。

さらに、他の書類の英訳を流用することも考えられる。例えば、事業報告の「事業の経過及び成果」は、決算短信の「経営成績の概況」と内容が重複していることが多い。双方の内容が一致している場合、決算短信の「経営成績の概況」が英訳されているのであれば、事業報告で重ねて英訳する必要はない。

【コラム①】英文省略範囲の実例（J P Xの例）

一例として、株式会社日本取引所グループの株主総会資料を題材に、英文開示資料で和文のどの部分の翻訳を省略しているのか、確認してみた。

同社の「Notice of the 23rd Annual General Shareholders Meeting」（2024 年英文招集通知）では、代表者挨拶と目次、企業理念と簡易版組織図、ウェブサイトへリンクされた二次元コード、議決権行使のご案内、インターネット等による議決権行使、ライブ配信のご案内、事前質問受付のご案内、総会会場ご案内地図、I R ウェブページおよびメール配信サービスのご案内など計 8 頁が省略されている。ライブ配信については、和文・英文双方の招集通知の表紙でライブ配信について案内文を記載し、さらに「招集ご通知」「Notice of the 23rd Annual General Shareholders Meeting」でも同様に案内しているものの、日本語版にある詳細な「ライブ配信のご案内」は英語版にはなく、ライブ配信の詳細は日本語版を見るよう案内している。また、日本語版の表紙で案内されている「スマート招集⁹²」についての説明と二次元コードも英語版の表紙には記載されていない。

なお、定款の規定に基づく電子提供措置事項（交付書面省略事項）の英語版も掲載されており、日本語版と比較して省略されている項目はなかった。

エ．社外役員候補者の経歴等の確認

社外役員候補者の経歴等を英訳する際は、所属会社から経歴書の和文と英文を入手することが望ましい。和文と英文を照合し、差異がないかを確認しておく。疑

⁹² 「スマート招集」とは株式会社プロネクサスが提供するサービスで、株主総会関連のコンテンツをより便利に、パソコンやスマートフォンからでも見やすく最適化するための仕組み。

間に思った場合は、候補者本人に確認することも必要である。

稀なケースではあるが、英語名にすると氏名にミドルネームが入る場合やそのアルファベットのみを表記する場合もある。企業名や大学等の固有名詞は、経歴書だけではなく、候補者の所属会社や公式ウェブサイト等複数のリソースで確認することが望ましい。

また、外国人が候補者となる場合は、日本の会社法で求められている記載事項を満たした経歴書が提出されるとは限らない。あらかじめ自社の参考書類記載事項を一覧化しておき、必要な項目を満たすよう依頼することで追加の確認等の手間を省くことができる。

なお、社内の役員についても経歴や氏名の読み仮名を一覧表等にしておくと、スムーズに翻訳を依頼できる。

④ スケジュールの作成例

【図表Ⅱ－20】は、株主総会資料の一部（一体型アクセス通知と株主総会参考書類）の英訳を翻訳会社に委託し、日英同時開示するA-1のプロセスを反映したスケジュール例である。なお、作成例においては、和文原稿は「二校」「三校」と漢数字、英文原稿は「2校」「3校」と数字で区別を図っている。

【図表Ⅱ－20】 A-1のプロセスを反映した6月総会会社のスケジュール例

月 日 曜日			主要項目	発行会社		翻訳会社
				和文	英文	
1	13	火	招集通知等印刷全体の打合せ	制作スケジュール策定 ※基準日までに	制作スケジュール策定 英訳のための準備 ※基準日までに	制作スケジュール策定 英訳のための準備 ※基準日までに
2	12	木	取締役会（定時総会日確定）			
3	31	火	事業年度末日			
4	20 ～ 27	月 ～ 月	事業報告、計算書類等会計監査人、監査役に提出	原稿随時入稿および校正		
	30	木	株主提案権の行使期限			
5	15	金	決算取締役会	アクセス通知、参考書類、事業報告等確定 →法定部分と文校了		
	20	水	和文校了、決裁	※法定部分以外を含めて校了、決裁、印刷開始指示		
	21	木			確定した和文を翻訳会社に連携	英訳作業

	27	水		開示用 PDF 受領 ※自社作成の場合省略		英訳初校納品
	28 ～	木 ～			※2校、3校…と必要に 応じた対応	※2校、3校…と必要に 応じた対応
	28	木	証券代行機 関にアクセス通 知等納品			
6	1	月	英文校了、決裁		英文校了、決裁	
	2	火			開示用 PDF 受領 ※自社作成の場合省略	
	3	水	ウェブサイト 掲載手続	自社ウェブサイト掲載 手続、TDnet登録	自社ウェブサイト掲載 手続、TDnet登録	
	5	金	電子提供措置 開始期限	自社・東証ウェブサイト 掲載	自社・東証ウェブサイト 掲載	
	8	月	アクセス通知 等発送	アクセス通知・交付書面 発送		
	●	●		※修正が発生した場合 修正原稿を作成。株主総 会までに、自社ウェブサ イトおよびTDnet での修正内容掲載	※和文の修正原稿を翻 訳会社に連携、校正、校 了。株主総会までに、自 社ウェブサイトおよび TDnetでの修正内 容掲載	英訳作業
	26	金	定時株主総会			

※ 網掛け部分は発生する場合のみ

【図表Ⅱ－21】は、株主総会資料の全部（一体型アクセス通知と株主総会参考書類）の英訳を翻訳会社に委託し、日英同時開示するB-1のプロセスを反映したスケジュール例である。

【図表Ⅱ－21】 B-1 のプロセスを反映した 6 月総会会社のスケジュール例

月 日 曜日			主要項目	発行会社		翻訳会社
				和文	英文	
				制作スケジュール策定 ※基準日までに	制作スケジュール策定 英訳のための準備 ※基準日までに	制作スケジュール策定 英訳のための準備 ※基準日までに
3	31	火	事業年度末日			
4	6	月		入稿（アクセス通知、参 考書類、事業報告、監査 役会監査）		
	8	水		随時追加入稿		
	15	水			入稿（英訳開始）	
	16	木		初校戻し	和文での更新箇所を入 稿	
	20	月		二校戻し	和文での更新箇所を入 稿	
	22	水		三校戻し	和文での更新箇所を入 稿	英訳初校提出
	23	木		入稿（法定外ご参考箇 所）	英訳初校校正	

	24	金		四校戻し 入稿（法定外ご参考箇所）	和文での更新箇所を入稿・英訳初校戻し	
	27	月				英訳 2 校提出
	28	火			英訳 2 校戻し 会計監査人の監査原稿入稿	
	30	木	株主提案の行使期限 監査役会 決算取締役会	五校戻し アクセス通知、参考書類、事業報告等法定部分確定	和文での更新箇所を入稿 ご参考頁入稿	英訳 3 校提出
5	1	金		※法定部分以外の校正	英訳 3 校戻し	
	6	水				英訳 4 校、ご参考頁初校 英文組版開始
	8	金		色校正受領	英訳 4 校、ご参考頁初校戻し	英文組版版初校提出
	11	月	和文校了		組版版初校戻し	
	12	火		開示用 PDF 受領 ※自社作成の場合省略		組版版 2 校提出
	13	水			組版版 2 校戻し	
	14 ～ 19	木 ～ 火			※組版版 3 校、4 校…と 必要に応じた対応	※組版版 3 校、4 校…と 必要に応じた対応
	19	火	証券代行機関 にアクセス通知等納品			
	20	水	英文校了		英文組版版校了	
	21	木			開示用 PDF 受領 ※自社作成の場合省略	
	25	月		自社ウェブサイト掲載 手続、TDnet 登録	自社ウェブサイト掲載 手続、TDnet 登録	
	27	水	電子提供措置 の開始日	自社・東証ウェブサイト 掲載	自社・東証ウェブサイト 掲載	
	28	木	アクセス通知 等発送	アクセス通知・交付書面 発送		
	●	●		※修正が発生した場合 修正原稿を作成。株主総 会までに、自社ウェブサ イトおよび TDnet での修正内容掲載	※和文の修正原稿を翻 訳会社に連携、校正、校 了。株主総会までに、自 社ウェブサイトおよび TDnet での修正内 容掲載	英訳作業
6	26	金	株主総会			

※ 網掛け部分は発生する場合のみ

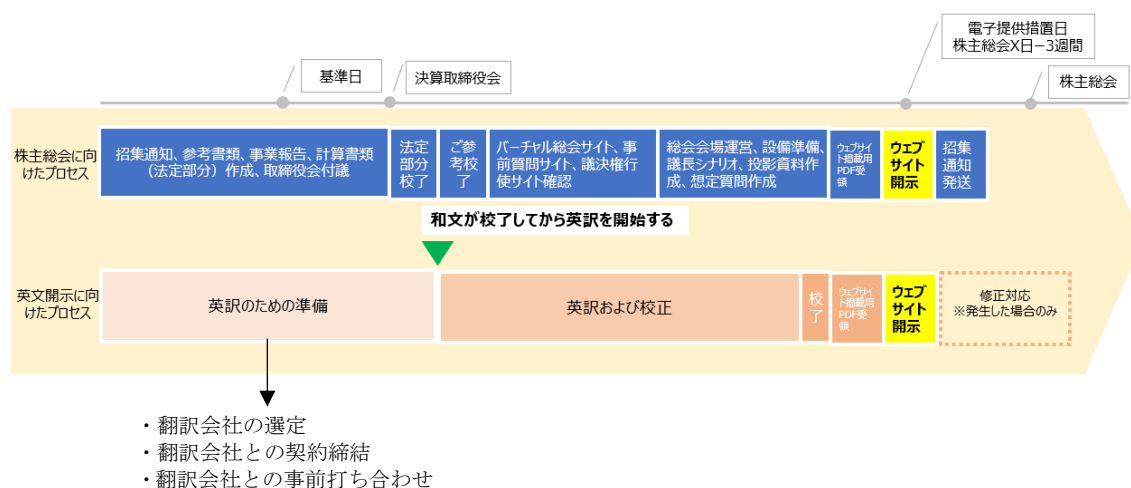
(2) 事前準備と英訳 ～外部委託の場合～

① 外部委託のスケジュールと作業イメージ

英訳を外部委託により作成する際のスケジュールイメージは、【図表Ⅱ－22】のとおりである。初めて翻訳会社へ委託する場合や翻訳会社を変更する場合は、英文開示を始める総会の前事業年度の第2四半期から第3四半期頃より準備を始めるとよい。

翻訳会社は、大別すると印刷会社またはそのグループ会社が翻訳サービスを提供する場合とそれ以外の第三者が翻訳サービスを提供する場合がある。前者は、原稿のやりとりの窓口を和文と英文で一本化でき、また、スケジュール調整もまとめて行うことができるが、後者は発行会社において日英それぞれについて原稿のやり取りを行い、作成スケジュールを調整することとなる。

【図表Ⅱ－22】 外製（A-1）の日英同時開示に向けたスケジュールイメージ



② 英訳のための準備

ア．翻訳会社の選定

翻訳会社を選定する際のポイントとしては、以下のようなものが考えられる。また、試訳を実施して品質を確認できる翻訳会社もあるので、相談してみることも考えられる。

- ・ 英訳の品質（会社法等の法令を踏まえた表現ができるか）
- ・ I S O17100 に沿った翻訳品質確保のための要件の確認
- ・ 会社法開示文書の英訳実績
- ・ 発行会社・業界に対する知識
- ・ ネイティブチェックの有無
- ・ 費用
- ・ 対応速度

イ．翻訳会社との契約締結

発注内容や費用等の一般的な契約内容の他、以下を盛り込むことが推奨される⁹³。

a．翻訳物の著作権帰属について

翻訳会社による英訳の著作権は、原則として発行会社および翻訳会社の双方に帰属するため（著作権法 28 条）、契約によって著作権の帰属先や範囲、使用ルール等を明確にすることが求められる。

b．機密保持

招集通知は公開前の開示書類であり、インサイダー情報等機密情報が含まれているため、情報漏洩を防ぐ必要がある。

ウ．翻訳会社との事前打合せ

翻訳会社とは、あらかじめ以下の内容について確認・決定し、英訳を開始してからは原稿のやり取りのみを行うようにする。

a．スケジュール

英訳範囲・昨年度から変更する分量、決算取締役会の日程、和文の校了日、開示日を踏まえ、英訳の作成スケジュールを決める。

スケジュールを調整する際のポイントには、次のようなものがある。

i．校正回数

和文と異なり、厳密なレイアウト設定をしない場合が多いため、翻訳会社が行った英訳に対する修正の反映は、発行会社において対応することでもよく、初校の受領後に修正を反映して校了することも考えられる。一方で、株主総会資料の全文を英訳する場合や例年に比べて議案の分量が多い場合などは、和文作成スケジュールや分量の都合により、和文全文が確定してから英訳するのでは日英同時開示ができない可能性が高い。このため、和文が確定した部分から順次英訳することになるため、どの箇所がいつまでに確定するのか、大きな更新があるときはどの程度の分量になるのかを踏まえて、いつ、何校まで依頼する必要があるか検討する。

ii．社内校正の所要時間

翻訳会社から提出された英文原稿について、社内での校正時間はどの程度必要かを加味する。

b．校了のタイミング

翻訳会社にPDF化まで依頼するか、最終版の和文の反映をもって校了と

⁹³ 東証『英文開示実践ハンドブック第2版』（2024年）25頁

するかを決める。後者の場合は、開示の直前まで社内での校正を反映することができる。

c. レイアウト

和文1ページ分の英訳は同じ用紙サイズには収まらないことが多い。用紙サイズ・ページ数を合わせたい場合は、余白を調整したり文字を小さくしたりする等の必要がある。異なる用紙サイズ・頁数でよい場合は、英文はA4判を選択することが多い。なお、前者を希望する場合であって図版を含むときは、特に文字サイズに無理がないか、あらかじめ確認することが好ましい。

d. 社内情報の共有

用語集（英語役職名、部署名や商品名等の日英表記をまとめたもの。詳細はⅡ2.（3）②参照）、その他翻訳の際に参考にしてほしい資料や自社ウェブサイトのURL、留意点などを翻訳会社と共有する。初めて依頼する翻訳会社の場合や、昨年度において校了版と開示版に差異がある場合は、昨年度の開示版の英訳も提供する。

e. その他

昨年度の反省を踏まえた留意点、英訳表現の方向性（日本語に忠実な英訳、意識にするか等）、費用等を確認し、適宜、対処する。

③ 英訳および校正

実際に英訳を依頼する際の流れは以下のとおり。校正以下の工程の説明は後述する（Ⅱ3.（5）、（6）参照）。

ア. 入稿（発行会社⇒翻訳会社）

英訳依頼対象とする和文を提出する。変更履歴機能を使う等して、昨年度からの更新箇所がわかるようにするとよい。翻訳依頼範囲が限られる場合は該当箇所にハイライトを入れたり、文字色を変更したりして明確にする。また、図版を英訳対象とする場合、編集可能な元データも提出する。

イ. 英訳初校の提出（翻訳会社⇒発行会社）

昨年度からの更新箇所がわかるようにし、社内で校正を行う。

ウ. 初校戻し（発行会社⇒翻訳会社）

社内校正結果を提出する。なお、校正を複数回行う場合は、あわせて和文の更新

箇所の英訳依頼をし、ア．～ウ．を繰り返す。また、社内校正において、文言の統一等全体の平仄を合わせる必要が出た場合は、このとき指示することもできる。

エ．校了

最終校正の内容を反映して校了となる。

④ 法律事務所に依頼する場合

ア．法律事務所への依頼検討、依頼先の選定

近年は翻訳会社でも招集通知の翻訳実績が積み重なり、翻訳会社への委託のみで十分な品質の翻訳を得られる。しかし、高度に専門的かつ難解な事項（複雑な役員報酬議案や株主提案議案等）や、他社実績が少ない事例に関しては、翻訳会社ではなく法律の専門的な知見を有する法律事務所へ依頼するという選択肢も取り得る。近年では日本の法律事務所においても翻訳スタッフや外国人弁護士を置いており、専門的で複雑な事項でも安心して依頼することができる。ただし、法律事務所は翻訳会社ではないこと、また、法律事務所への翻訳依頼は、翻訳会社へ依頼する場合と比較して翻訳時間を要し、費用も高額となるケースが多いことから、翻訳を依頼する範囲をある程度限定しておくことが無難である。

依頼する法律事務所の選定は、発行会社・業界に対する知識の豊富な顧問弁護士の所属する法律事務所が挙げられる。その他には、英訳の品質の観点から、翻訳スタッフや外国人弁護士が所属している法律事務所や海外向けの法律相談に強い法律事務所が挙げられる。また、招集通知の和文作成時に法律事務所へ依頼した場合は、対応速度の点から同じ法律事務所へ依頼することが望ましい。

イ．スケジュール

招集通知の翻訳を、翻訳会社と並行して法律事務所へ依頼する場合、翻訳会社とは別にスケジュールを調整する必要がある。翻訳会社に依頼する場合と同様であるが、校正の時間および英訳の結合作業の時間を考慮してスケジュールを調整する必要がある、特に英文校正の段階で社内関係部門にチェックを依頼する場合は、十分な校正期間が確保できるよう、余裕を見て法律事務所へ依頼する。

ウ．依頼時の注意点

和文から英文への翻訳を依頼する場合と、社内で一旦英文を作成し、その内容の確認を依頼する場合では、前者の方が時間を要するため、可能であれば社内で一旦暫定版の英訳を作成することが望ましい。また、一般的に、法律事務所へ翻訳を依頼する場合は、翻訳会社より時間がかかることが多いため、和文の内容が決定次第、暫定版の英訳を速やかに連携することが望ましい。

翻訳会社へ依頼するときと同様、依頼時には、用語集、その他翻訳の際に参考にしてほしい資料等を共有することが望ましい。

エ．翻訳納品後の対応

翻訳会社に依頼する場合は、初校、二校と数回にわたって校正が行われるが、法律事務所に依頼する場合、翻訳範囲が限定されていること、体裁面は社内で整えること、および法的観点から問題のない翻訳が提供されることから、追加確認事項がない限り法律事務所とのやり取りが新たに生じることは少ないと思われる。

法律事務所へ招集通知の一部分のみ翻訳を依頼した場合、他の依頼していない箇所と整合性を取る必要があるため、共通する用語等について、法律事務所へ依頼した英訳を正とするのか、他の部分の英訳を正とするのかをあらかじめ決めておく必要がある。

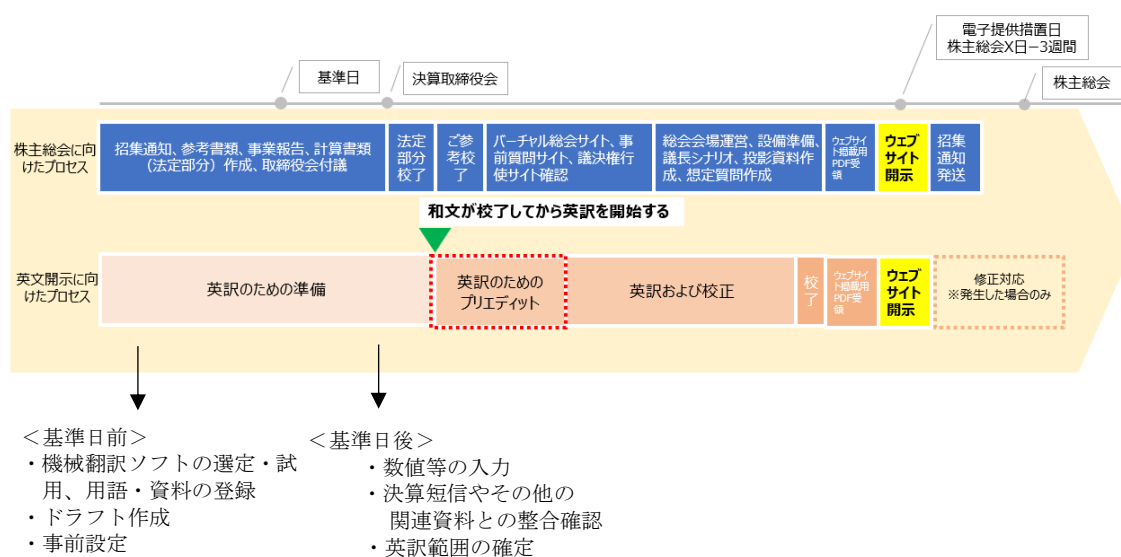
(3) 事前準備と英訳 ～内製（機械翻訳）の場合～

① 内製（機械翻訳）のスケジュールと作業イメージ

英訳を内製（機械翻訳）する場合のスケジュールイメージは、【図表Ⅱ－23】のとおりである。

A - 2のパターン、すなわち株主総会資料の一部（アクセス通知・株主総会参考書類）の英訳を内製（機械翻訳）する場合、和文校了後に英訳するプロセスではあるが、実際には、事前の準備で英訳範囲を特定していく際に、前年までの英訳をそのまま利用できる部分（日付等を変更すればよい部分を含む）を切り分ける作業の中で本年分の英訳原稿をかなりの部分準備できることになる。特に、和文の制作担当者が英文翻訳も行う場合には、和文の予定原稿の制作を前倒しで進めつつ、英文翻訳も並行して作業を進めることも困難ではないであろう。内製を採用する場合の最大のメリットは、社外との調整なしに機動的・効率的に作業ができることにある。突発的に英訳が必要となった際にも対応はしやすいであろう⁹⁴。

【図表Ⅱ－23】内製（機械翻訳）（A-2）の日英同時開示に向けたスケジュールイメージ



② 英訳のための準備

ア. 機械翻訳ソフトの選定・試用、用語・資料の登録

機械翻訳のサービスには、さまざまなものがある。また、生成AIを活用する選択肢もある（以下、機械翻訳と生成AIをあわせて「機械翻訳」という）。多くの選択肢の中から、いずれを利用するかは、慎重に判断しなければならない。ただし、英文契約書作成業務等で機械翻訳を活用している会社であれば、社内で

⁹⁴ 機械翻訳の種類や契約内容によっては、文字数・使用回数制限等がある

実績のある機械翻訳ソフトを活用するのが自然であろう。

社内で利用実績がない新たな機械翻訳ソフトを採用する場合には、試用してみても使い勝手を確認しておくことも重要である。それぞれのサービスに一長一短があり、工数のほか、訳文の質や傾向、用語登録機能の有無、料金やセキュリティなど、多方面から検討することをおすすめする。

また、使用するサービスが決定したら、固有名詞などの自社の用語集、何度も使用されるフレーズや共通する文章、類似文や訳例として参考になる文章や資料を登録しておく、表現が統一され、翻訳結果の精度が上がる。

【コラム②】機械翻訳の試用例

Microsoft Word⁹⁵、DeepL⁹⁶、T-400⁹⁷、Google 翻訳⁹⁸、ChatGPT / Copilot⁹⁹を用いて英訳してみた。以下で紹介する¹⁰⁰。

・工数の比較

翻訳サービス 5 種の工数は、【図表 1】のとおりである。工数は、各ソフトのサイト、または原文挿入画面を開いた状態から、翻訳を指示し、訳文が画面上に出され原稿にレイアウトするまでの工程の数を表している。2 回目以降は初回で使用した設定を維持して使用することができるので工数は減少する。連続して機械翻訳作業をする場合は 2 回目以降の工数を繰り返し行うことになる。

工数が少ない（素早く使える）のは Microsoft Word、DeepL、Google 翻訳であった。

Microsoft Word の翻訳機能は Microsoft Translator の技術を使用し Word 上で翻訳できる。T-400 は最初に細かい設定を行い、カスタマイズして高精度な訳文を生成するソフトのため、工数は増えるが専門分野に特化した品質が強みである。Google 翻訳は、工数は少ないものの、用語の設定などがない分、翻訳結果や後の手直しに違いが出る場合がある。ChatGPT / Copilot は、高品質な翻訳結果のために入念なプロンプト¹⁰¹が欠かせな

⁹⁵ Microsoft Word の [翻訳]、[エディター]、[比較] の機能を使用

⁹⁶ DeepL SE 社のニューラルネットワークと大規模言語モデルを土台に、ビジネス向けの翻訳に特化して開発されたツール。機械翻訳の性能については DeepL が定期的にプロの翻訳者にブラインドテストを実施し、最も制度の高いシステムとして選ばれている。井上多恵子『グローバル×AI 翻訳時代の新・日本語練習帳』BOW&PARTNERS（2022 年）244 頁

⁹⁷ ニューラル機械翻訳と生成 AI 翻訳の両方の機能を持つロゼッタ社の翻訳ソフト

⁹⁸ Google が提供するリアルタイム翻訳サービスでニューラル機械翻訳をエンジンとする

⁹⁹ OpenAI の GPT 技術を基に構築された AI アシスタント機能である Microsoft Copilot を利用

¹⁰⁰ 5 種類の翻訳サービスのいずれか、またはすべての利用を推奨する、あるいは推奨しないといった意図は一切ない。以下で個別の翻訳サービスに言及する場合も同様である

¹⁰¹ ChatGPT に適切に翻訳結果を確認させるプロンプト例については、山田優『ChatGPT 翻訳術』180 頁参照

いことから、用語や文書の目的・背景など細かく指示した際の工数である。工数がかかるソフトの場合は、1文ずつの翻訳作業を何度も行うのではなく、ある程度まとまった段落で翻訳して、手数を減らすことも考えられる。

【図表 1】

翻訳サービス		訳文をレイアウトするまでの 工数	
文書作成ソフト	Microsoft Word	初回 5回	8回
		2回目以降 3回	
翻訳専用ソフト	DeepL	初回 5回	8回
		2回目以降 3回	
翻訳専用ソフト	T-400	初回 7回	12回
		2回目以降 5回	
翻訳専用ソフト	Google 翻訳	初回 4回	6回
		2回目以降 2回	
A I アシストソフト (生成A I)	ChatGPT / Copilot	初回 7回	12回
		2回目以降 5回	

・訳文の比較

翻訳サービス 5 種にそれぞれ 2 つの和文を翻訳させた結果は、【図表 2】のとおりである（2024 年 11 月時点。英訳の下の評価は筆者の私見である）。

【図表 2】

翻訳 サービス	和文 「監査等委員でない取締役等に対する 株式報酬制度の一部改定の件」 指定した単語： Audit and Supervisory Committee Member	和文 「電子提供措置の開始 日」
Microsoft Word	Partial revision of the stock-based remuneration system for directors who are not members of the Audit and Supervisory Committee ・ 監査等委員が複数形 ・ 語頭がタイトルとして適切でない ・ 適した単語の選択（remuneration） ・ “等”が訳されていない	Commencement date of electronic provision measures ・ フォーマル ・ provisioning であればさら に適切
DeepL	Partial Revision of the Stock Compensation Plan for Directors, etc. who are not Audit and Supervisory Committee Members ・ 監査等委員が複数形	Start date of electronic provisioning measures ・ ややカジュアル

	・語頭が大文字でタイトルとして適切 ・適した単語の選択（Compensation） ・“等”が訳されている	・適した単語の選択（provisioning）
T-400	Partial Revision of the Stock Compensation Plan for Directors, etc. other than Audit and Supervisory Committee Member ・用語登録のため監査等委員が単数形 ・語頭が大文字でタイトルとして適切 ・適した単語の選択（Compensation） ・“等”が訳されている	Commencement Date of Electronic Provisioning Measures ・フォーマル ・適した単語の選択（provisioning）
Google 翻訳	Partial Revision of the Stock Compensation Plan for Directors, etc. who are not Audit and Supervisory Committee Members ・監査等委員が複数形 ・語頭が大文字でタイトルとして適切 ・適した単語の選択（Compensation） ・“等”が訳されている	Start date of electronic Provision ・カジュアル ・「措置」の訳がない。
ChatGPT / Copilot	Partial Revision of the Stock Compensation Plan for Directors (Excluding Audit and Supervisory Committee Members) ・監査等委員が複数形 ・語頭が大文字でタイトルとして適切 ・適した単語、（ ）書きという工夫 ・“等”が訳されていない	Start Date of Electronic Provision Measures ・カジュアル

イ．ドラフト作成

前年の英訳をベースに、本年の英文原稿のドラフトを作成することができる。

そのまま利用できる部分（日付等を変更すればよい部分を含む）が多いため、この時点で英文原稿のドラフトの7割程度は固めることができると思われる。

期数や日付、頁数、URL、役員の在任期間や会議出席数、新たな役員の情報など、事前に更新可能な箇所はすべて修正していき、役員の退任・新任により変更が出る箇所、新たな内容の文章が想定される箇所、当期（次年）の数値を記載する箇所など、前年より変更になると想定される箇所はマーキングしておくといよい。マーキングしておくことで、それ以外のマーキングされていない箇所は本年用に更新済みであることが理解できる。

本年は記載されない項目や、英訳を省略することが明らかな項目があれば、削除しておく。

作成した英文原稿のドラフトは、この時点でいったん校正しておくといよい。

ウ．事前設定

事前作業として、翻訳作業専用開発された機械翻訳を実際に設定、試用し、自社に適した翻訳結果を生じやすくするような仕様にカスタマイズしておくこと

が考えられる。事前に試行錯誤して機械特有の「くせ」をつかみ、登録した用語やフレーズの修正を済ませておくとう有用なツールとなる。

対話形式で指示を出す生成AIでは、関連資料や用語集をあらかじめ読み込ませて、テスト的に訳出ししてみたり、条件をきちんと反映させた精度の高い英訳が生成されるよう何度も試してみたり、プロンプトを作りこんでおく作業が非常に有用となる。

【コラム③】機械翻訳の事前設定例 ～ロゼッタ社 T-400 を試用した事例～

翻訳作業専用開発されたソフトウェアである T-400（ロゼッタ社）の試用例を紹介する。

以下は、各設定方法と試用する際の留意点である（実際に翻訳する際の留意点でもある）。

・用語とフレーズ対訳の登録

T-400 に用語・フレーズの登録を行う。自社の用語集を登録することで T-400 が自社用にカスタマイズされ、自社に適した翻訳結果を生成しやすくなる。

登録方法は、用語を入力画面から直接入力する方法と、翻訳ソフト用に作成した CSV、TSV、または TXT ファイルの用語をアップロードする方法の 2 つがある。また、入力・アップロードの際は、個人使用、グループ使用、全社統一使用から適したものを選択して登録することができる。複数の状況にあわせて複数の用語集を登録することができ、翻訳を実行する前に、登録された用語集の優先度を入力して、どの用語集から優先的に反映させるのか順位付けすることができる。

登録する用語は、人名・組織名・住所・商品名等の固有名詞や自社で統一して使用している独自の専門用語、繰り返し使用される語句などが考えられる。法令用語等については、東証ウェブサイトの日英対訳集に準拠し登録することも考えられる。一つの用語に対して一つのみの対訳をさせたい場合に適しており、複数の意味を持ち複数のシーンで使われる用語、漢字一字の用語などは、誤訳に繋がりがやすいため避けた方がよい。登録する用語の品詞は名詞（名詞句を含む）のみが望ましい。名詞以外の品詞を登録すると訳文が崩れる原因となり得る。登録する用語の単数・複数形や頭文字の大文字・小文字は、登録されたとおりに訳出されるため、多用する方を登録するのがよいと思われる。日本語の複数の語句を適切な 1 語に訳出させたい場合、登録する日本語の用語および、機械翻訳する原文に改行やスペースが入っていないかを確認し、適した訳語と結びつくようにする。

（例）「株式会社 東京株懇」

⇒ 「株式会社」と社名の間にスペースがあるため、用語登録をしても 1 語として認識されず正しい訳語に置き換えられない場合がある。1 語として認識さ

れる必要がある用語の登録は、日本語のこのようなスペースを削除して登録するほか、機械翻訳する際の原文も同様に不要なスペースや改行を削除（プリエディット）して、あらかじめ登録した用語と一致させる必要がある。人名などの氏名間のスペースも同様である。

用語と同様にフレーズや文章の登録を行う。何度も使用されるフレーズや共通する文章、類似文や訳例として参考となる文章（定款、決算短信、CG報告書など関連資料）を登録する。パターン化された文章は機械翻訳が得意とするところであり、それらを登録しておくことで、表現が統一され翻訳結果の精度が上がる。用語登録と同じく直接入力する方法と、ファイルをアップロードする方法があり、使用範囲、優先度を選択して登録する。

用語・フレーズ登録はあとの手直しを減らすための便利ツールではあるが、機械特有のワンパターンな翻訳により手直しが多発する状況を生むこともある。事前準備が可能な時期に、過去の資料で機械翻訳のテストを行い手直し多発の事象が発生しないか検証しておくといよい。

・分野とスタイルの選択

T-400 の翻訳機能には、自動AI翻訳と生成AI翻訳がある。自動AI翻訳は人が言葉を理解するのと同様の仕組みで訳文を出力するニューラル機械翻訳（NMT）で、2,000 分野の専門データベースとディープラーニングにより、高速で高精度な翻訳を可能にした翻訳エンジンである。一方の生成AI翻訳は、OpenAI によって開発された GPT をベースとし、前後の文脈やトーン（語調・書き振り）を踏まえた文章の出力が強みの AI アシスタントである。試用にあたっては、「株主総会招集通知」や「事業報告」という専門の分野を選択できるニューラル機械翻訳を基にした自動AI翻訳が望ましいと思われる。分野を適切に選択することで、書き手と読み手の社会的属性、関係性、状況やポライトネス（言語的配慮）のレベルなどが適切に訳文に反映される。

次に、テキスト翻訳、Web 翻訳、ファイル翻訳からテキスト翻訳を選択する。Web 翻訳は Web ページを翻訳、ファイル翻訳はファイルごとアップロードし、原文と同じレイアウトに訳文が自動で挿入される機能¹⁰²である。テキスト翻訳では一度に日本語 200,000 文字が英語に翻訳可能で、原文を翻訳ソフトの画面にコピー&ペースト、または直接入力する。さらにオプションで「訳文編集機能」を選択すると、ソフト上で翻訳

¹⁰² レイアウトそのまま翻訳は、ロゼッタ社「T-400」の Word、Excel、PowerPoint、PDF ファイルのレイアウトを保持したままファイルごと生成できる翻訳機能のこと。株主総会資料招集通知のような複雑なレイアウトにより語中や文中に改行が多く入るものには手直しが多く発生してしまい不向き。英文原稿全体の校正を行う際などに、確認するためのツールとして使う方法もある。株主総会資料約 60 頁の Word ファイルを投入し、約 8 分程度で翻訳結果が映し出される。

結果を修正することができる。この段階で、なるべく理想の状態に編集（ポストエディット）して登録すると、自社専用にカスタマイズされた対訳データとしてオリジナルのデータベースが蓄積でき、その後の翻訳結果の精度向上に寄与する。また、翻訳タイミングの即時実行もしくは夜間予約実行を選択でき、先に登録した用語・フレーズはこの場面で、「反映させる/させない」の選択も可能である。

最後に訳文のスタイルを選ぶ。桁数の多い数字は、thousand / million / billion / trillion のどれに統一して表示するのか、単位や西暦、年月日（英国式、米国式）、貨幣、年度、四半期・上下期などの表記のスタイルが細かく選べる。ここで適切に指定ができると、あとの手直しが楽になる。これらの細かい選択でどのように翻訳結果が出るか、仮説検証を繰り返すとよいと思われる。

エ. 数値等の入力

基準日後に決算数値や役員の会議出席数等が確定したタイミングで、作成した英文原稿のドラフトに当該数値等を入力していく。

オ. 決算短信やその他の関連資料との整合確認

作成した英文原稿のドラフトが、新たに作成した決算短信やその他の関連資料における記載と整合性を保っているかどうかを確認しておく。また、日本語の表記が資料によって揺れてしまっていることもあるので、注意する。

カ. 英訳範囲の確定

和文が校了するタイミングで、英訳範囲が確定することになる。前年の和文にはなく、新たに追加された箇所が英訳範囲となる。一文の一部だけの変更されていたり、数ページ分が新たな項目として追加されていたりとさまざまと思われる。

機械翻訳に入る前に、過去分も含めた決算短信やその他の関連資料に同じ内容の英文や用語がないか、また、東証の英文開示サポートコンテンツや、全株懇モデル（英訳版）、あるいは他社の英訳資料から引用できるものがないか、確認することも有益である。参考にできるものがあれば、それらを用いて容易に英訳することができる。

【コラム④】英訳範囲の抽出に、Word の「比較」機能を使って英訳範囲を抽出する事例

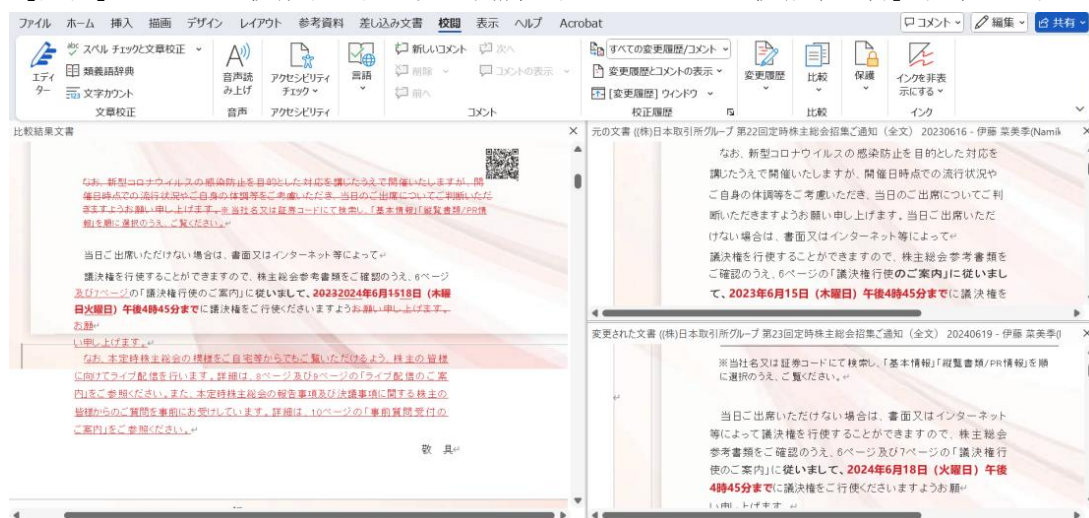
英訳範囲は、Word の「比較」機能を用いて抽出することも可能である。

Word の「校閲」タブ - 「比較」 - 「文章の 2 つの版を比較します」を順にクリックし、「前年の和文原稿」、「校了した和文原稿」の順に選択して「OK」を押すと、変

更箇所や追加・削除された部分が表示された「結果の比較 / 比較結果文書」¹⁰³が Word の別ウィンドウで作成される。

別ウィンドウの赤文字は、元の文書を基準にした変更点であり、赤文字+取り消し線は元の文書から削除されたテキスト、赤文字+下線は元の文書に追加されたテキストを示している。また、新しい文書を基準にした変更点を示すこともでき、その場合は緑文字で表示され、緑文字+取り消し線は新しい文書から削除されたテキスト、緑文字+2重下線は新しい文書に追加されたテキストを示す。赤や緑で示された変更箇所は、最初 はわかりづらいが、使い慣れてくると必要な箇所を効率よく拾えるようになる。

【図表】 Word の比較機能を使い変更箇所が表示された「比較結果文書」ウィンドウ



なお、招集通知の全文でこの比較機能を使って一度に「比較結果文書」を出すと、パソコンの動作を遅くしてしまうことがあるため、和文が上がってきた項目ごとに、その部分と同じ範囲の前年の和文を用意して比較するとよい。この「比較結果文書」に表示された変更箇所に沿って、英訳範囲を抽出することができる。

また、役員選任議案の候補者一覧やスキルマトリックスなどは、主に表形式のレイアウトのため、「比較結果文書」に表示される変更箇所が複雑になり過ぎて使いにくい場合もある。

③ プリエディット

プリエディットとは、機械が翻訳しやすいように(翻訳の正確性を上げるために)原文を修正する作業のことである。「人にとって正しい文章」と「機械翻訳にとって正しい文章」は異なる。機械翻訳が誤訳を起こす場合、人が機械翻訳にとって理解不

¹⁰³ 別に表示されるウィンドウは「結果の比較」と表示されたり、「比較結果文書」と表示されたりする

能な文章を入力していることが原因である。つまり、機械翻訳の精度の問題ではなく、使用者が機械翻訳を十分に使いこなせていないことに、その原因があるといえる。ポストエディットや校正で、人による確認作業を大幅に減らすためにも、プリエディットの段階で機械翻訳が（人にとっての）間違いを起こさない和文を入力することが重要である。一方で、現在の機械翻訳は、ニューラル機械翻訳(NMT)が使用されており、翻訳の精度は日進月歩で進化している。プリエディットの作業を省いて原文をそのまま機械翻訳にかけても、誤訳は生じにくくなってきている。とはいえ、思わぬ誤訳のリスクはあるので、プリエディットを省略する場合は、後述のポストエディットを入念に行うことが望ましい。

従来、【図表Ⅱ－24】にあげた項目が、機械翻訳に際して推奨されるプリエディットとされてきた。

【図表Ⅱ－24】推奨されるプリエディット

a. 不要な改行・スペースを削除する	不要な改行・スペースを含む文書内のテキストをそのまま機械翻訳にかけた場合、テキスト情報をそのまま再現して翻訳し、不適切な翻訳に繋がる可能性がある
b. 句読点を意識する	句読点が抜けた和文を機械翻訳にかけると、不完全な文章に翻訳されたり、次の文章とつなげて翻訳されたりする可能性がある
c. 長い文章は短く区切る	一文が長く、複数の主語・述語が連なっている場合、複数の文章に区切るのが望ましい。機械翻訳は単語を1語ずつ対応させて翻訳していく仕組みではないため、文章が長いほど「訳抜け」も起きやすい
d. 機械翻訳しやすい表記に変換	漢数字よりもアラビア数字、ひらがなよりも漢字表記が望ましい。特殊記号は使わない
e. 固有名詞や専門用語は英語で表記	初めから英語で表記しておけば、誤訳は生じない
f. 主語・目的語が省略されていないことを確認する	日本語文書では主語や目的語が省略されているケースや文章の途中で主語が変わっているケースがあり、適切な翻訳ができないので、主語や目的語を補わないといけない
g. 主語・述語の明確化	主述関係を明確にする。主語・述語が離れている場合や「誰が」「どうした」という部分が明確になっていない場合は、和文の意味を変えない範囲で修正のうえ、機械翻訳にかけると望ましい
h. あいまいな日本語表現の修正	敬語表現はなるべく避ける。「～的」「～性」「～なもの(である)」のような日本語独特のあいまいさを含む表現は機械翻訳

	と相性が悪い。「多義語」「同音異義語」「オノマトペ」にも弱いため、翻訳結果を注意して確認する
--	--

(出所) 坂西優・山田優『自動翻訳大全』、山田優『ChatGPT 翻訳術』等を参考に筆者作成

【コラム⑤】プリエディットの必要性の検証

「事業報告モデル」の「補償契約の内容の概要」から「取締役〇〇〇〇氏……………」、監査役〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏および〇〇〇氏は、当社と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。」という文章を Google 翻訳にかけ、【図表Ⅱ-24】の a. ～e. について、プリエディットの必要性を検証した。

なお、f. から h. の項目は、日本語と英語の文化的背景から生じる言語の違いであり、文章の文脈等にもよるが、プリエディットの必要性は高いと考えられる。

a. 不要な改行・スペースを削除する

不要な改行・スペースをあえて挿入し、Google 翻訳にかけてみたところ、訳文全体が大きく崩れるような不適切な翻訳には繋がらなかった。不要な改行・スペースに係るプリエディットに時間をかける必要は少ないように思われた。

b. 句読点を意識する

和文に句読点を全く入れずに、Google 翻訳にかけてみたが、訳文全体が大きく崩れるような不適切な翻訳には繋がっていない。句読点に係るプリエディットを事前に考慮する必要性は少ないように思われた。ただし、句読点がないために、複数の文章がつながってしまうような場合は、誤訳の元になりかねないので、留意は必要である。

c. 長い文章は短く区切る

用意した和文程度であれば、問題なく訳出できることは a. の検証結果で明らかである。

ここでは敢えて、和文を文章の途中で区切って、それぞれを Google 翻訳にかけてみたところ、前後関係が不透明な翻訳結果となった。一つの文章を無理に短く区切りすぎるのも問題であることが理解できる。

d. 機械翻訳しやすい表記に変換

特殊記号「○」については、a. の検証結果で問題は生じなかった。

「ひらがなよりも漢字表記」に関して、「監査役」、「会社法」、「補償契約」を「ひらがな」に変換して Google 翻訳にかけてみたところ、「Director」、「the Company Law」、「a compensation agreement」と訳出した。実際に、実務でこのような用語をひらがなで機械翻訳にかけることは考えにくいですが、誤訳のリスクは残るので、ひらがなよりも漢字表記というプリエディットは重要である。

e. 固有名詞や専門用語は英語で表記

「取締役」、「監査役」、「会社法」、「補償契約」をそれぞれ英語(アルファベット)表記に変換のうえ、Google 翻訳にかけてみたところ、a. の検証結果で生じていた誤訳が解消され、より適切な翻訳結果となった。

【図表Ⅱ－25】和文の記号の置き換え例

和文の記号	英文の記号
ア.イ.ウ. / イ.ロ.ハ.	a. b. c.
※	アスタリスク (*)
〒	「ZIP」 / 「Postal Code」
¥	JPY
～ (波)	ハイフン (-) やエン・ダッシュ (–)
・ (中黒)	コンマ (,) やセミコロン (;)
() (丸括弧)	丸括弧 () / 角括弧 [] / 波括弧 {}
「 」 (鉤括弧)	“ ”

④ 機械翻訳とポストエディット

プリエディットの終了後、機械翻訳を実行する。新たに翻訳が必要な和文を、文章ごとまたは段落程度のまとまりで機械翻訳し、ポストエディットを済ませてドラフトにレイアウトしていく。

現在の機械翻訳は段落単位の翻訳には非常に精度の高い結果を出す。しかし、一度に投入する文章の量が多過ぎたり、一文自体が長文になったりすればするほど、誤訳や訳抜けが発生するという性質を踏まえて利用する必要がある。ファイルごと一括で翻訳できる機能もあるが、招集通知のように複雑なレイアウトの文書の場合は、訳文が崩れる箇所が多発しがちである。段落ごとに必要な文章だけを機械翻訳し、ポストエディットして、手作業でドラフトにレイアウトしていく方法が、結果的には工数や時間を抑えることにつながると思われる。

ポストエディットとは、機械翻訳した訳文を編集する作業を指す。和文と機械翻訳された英文を対比して、機械翻訳者が自ら修正が必要な英文を手直しすることができる。「校正」は翻訳者以外の第三者が行うものであるが、機械翻訳者自らが行う「校正」ということもできる。ポストエディットを適切に行うことで、校正の作業における手間を減らすことができる。

ポストエディットで確認するのは「正確性」と「流暢性」の2つであり、双方を確認するものを「フル・ポストエディット」、正確性のみを確認するものを「ライト・ポストエディット」という¹⁰⁴。機械翻訳者が英語に堪能で時間に余裕がある場合はフル・ポストエディットが可能であるが、機械翻訳者が英語にそれほど堪能でない場合や時間に余裕がない場合はライト・ポストエディットで済ませることも考えられる。海外投資家のニーズが日英同時開示にある以上、正確性を担保しつつ、流暢性を犠牲にすることも賢明な判断といえよう。

正確性の観点で確認すべきポイントは、【図表Ⅱ－26】のとおりである。

【図表Ⅱ－26】正確性の観点での確認ポイント

確認事項	説明
固有名詞や数字、単位に誤訳はないか	用語登録すればある程度の誤訳は防げるが、機械が学習したデータにない単語、略語や漢数字などは機械が誤訳しやすい。 単位や桁数の誤表記にも注意が必要 (機械が桁を誤訳した例) 8 億 71 百万円 → ¥800, 000, 071 million
句点のない原文を誤認識していないか	句点がない文章は、機械が文の終わりを認識できず、不自然な訳になることがある

¹⁰⁴ 坂西優・山田優『自動翻訳大全』三才ブックス 122 頁

記号の誤認識はないか	「・（ナカグロ）」は or の意味で使用される場合と and の意味で使用されることがあり、この様な記号が適切に訳されているか確認が必要
日付の表記は英語として正しく記載されているか	「1/1」という日付の表記は機械翻訳ではそのまま「1/1」と表示することがある。英語では「January 1」などの記載が適切な場合がある
「誰が、誰に、何を、いつ」が一致しているか	和文はさまざまな言葉を省略していることがあるため、機械が解釈を間違えることがある。これらが一致しているか確認が必要
適切な語句が選択されているか	一つの単語で複数の意味を持つ「多義語」や、同じ読み方で異なる意味がある「同音異義語」などは、機械が曖昧な候補から正解を選ぶことを苦手とし、選択ミスをすることがある
和文の慣用句は正しく訳されているか	機械翻訳は日本語の比喩表現を翻訳するのが苦手という特徴がある
日本語特有の重複表現が適切に訳されているか	「D X化」、「I T技術」など省略されたアルファベットと漢字が組み合わされた重複表現が、機械翻訳すると不自然は英訳になることがある
原文の情報が正しく訳されているか	機械翻訳は、単語を 1 語ずつ対応させて翻訳する仕組みではないため、原文の単語を抜かして訳文をつくることがある
原文の否定文は正しく訳されているか	否定文を肯定文に訳したり、二重否定文を誤訳したりすることがある
オノマトペは正しく訳されているか	会社の基本方針のフレーズやパーパスにオノマトペが使用されることがあるが、それらは機械翻訳ではうまく訳せないことが多い。事前に英語版のコピーライティングを依頼する等も検討したほうがよい。

【コラム⑥】機械翻訳の実践例（T-400 自動 A I 翻訳）

T-400 の自動 A I 翻訳（ニューラル機械翻訳）を使用して実際に翻訳を行ってみた（原文に問題ない場合は、プリエディットを省略している）。

（原文）「ライブ配信のお知らせ」

なお、本定時株主総会の模様をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主の皆様に向けてライブ配信を行います。詳細は、8 ページ及び 9 ページの「ライブ配信のご案内」をご参照ください。また、本定時株主総会の報告事項及び決議事項に関する株主の皆様からのご質問を事前にお受けしています。詳細は、10 ページの「事前質問受付のご案内」をご参照ください。

(翻訳結果) 付番、下線はポストエディットの対象

We will ①also provide ②live-action distribution to our shareholders so that they can see ③ the details of ④the Ordinary General Meeting of Shareholders from ⑤our home, ⑥etc. For details, refer to “⑦Live Distribution Guide” on pages 8 and 9. In addition, we ⑧have received prior questions from shareholders regarding ⑨the matters to be reported and resolved at this ⑩annual general meeting of shareholders. For more information, see”⑪Advance Question Reception Guide” on page 10.

(ポストエディットの内容)

- ① 「なお、」の訳として also が用いられているが、追記を表す「Additionally」「In addition」が適しており、「In addition」がすぐ後の文に出てくるため、「Additionally」に修正
- ② 「ライブ配信」は「live streaming」に修正
- ③ 株主総会の「模様」が「the details」と英訳されていたため、流暢性の確認として Copilot に英訳を指示し、「the proceedings」に修正
- ④ 「定時株主総会」は統一して使用されている「Annual General Meeting of Shareholders」に修正し、「本」の訳として「the」を「this」に修正
- ⑤ 「our」は発行会社を指し、株主を指す「their」に修正。それに伴い「home」を「homes」に修正。主語がない和文による機械の誤訳。事前にプリエディットで主語を補う事も考えられる。
- ⑥ 「etc.」とピリオドの連続表記を修正
- ⑦ 「ライブ配信」は「live streaming」を使用し、日本語のページに実際に記載されている日本語のタイトルと、「日本語版 Japanese version」を追加
- ⑧ 事前の質問を受け取ったという時制になっているため、「受け付けている」ことを表す「are accepting」に修正
- ⑨ 「報告事項」と「決議事項」は他のページにもすでに記載があり、一致していることを確認
- ⑩ 語頭の小文字を他と統一し、大文字に修正
- ⑪ 日本語のページに実際に記載されているタイトルを追加し、「日本語版 Japanese version」を参照いただく説明を追加

(ポストエディット後の英文)

Additionally, we will provide live streaming to our shareholders so that they can see the proceedings of this Annual General Meeting of Shareholders from their homes, etc. For details, please refer to

“Live streaming Information 「インターネットによるライブ配信のご案内」” on pages 8 and 9 of the Japanese version of this notice. In addition, we are accepting prior questions from shareholders regarding the matters to be reported and resolved at this Annual General Meeting of Shareholders. For details, please refer to “Advance Question Reception Guide 「事前質問受付のご案内」” on page 10 of the Japanese version of this notice.

【コラム⑦】機械翻訳の実践例（Copilot）

Copilot を使った翻訳を行う場合は、入念なプロンプトの作成が重要であり、それによって訳文の精度を上げることができる。T-400 の訳抜けや誤訳を参考に、あらかじめそれらに注意するようプロンプトに入力し、さらにプレインイングリッシュの原則を組み込むこともできる。

（プロンプト例）

あなたはプロフェッショナルなビジネス文書の翻訳者です。次の【原文】を英語に翻訳して下さい。訳抜けがないよう 1 語 1 語丁寧に翻訳してください。また、翻訳する時に以下3つの必須条件を満たし、4つの原則に可能な限りしたがってください。

- ・必須条件1- 翻訳の目的: 上場企業が英語の招集通知を作成し、海外投資家へ発信するため
- ・必須条件2- 対象読者: 海外の株主および投資家
- ・必須条件3- 用語: 定時株主総会 = Annual General Meeting of Shareholders
- ・原則1: 話題から逸れないこと。それぞれのパラグラフは一つの考えに絞り、短くすること
- ・原則2: 可能な限り短い文章にすること
- ・原則3: 文脈に影響のない不要な言葉は省略すること
- ・原則4: 主語と動詞は近づけること

【原 文】

（翻訳結果）

To allow shareholders to view the Annual General Meeting of Shareholders from their homes, we will be live streaming the event. For details, please refer to the "Live Streaming Information" on pages 8 and 9. Additionally, we are accepting questions from shareholders regarding the reports and resolutions of the Annual General Meeting of Shareholders in advance. For details, please refer to the "Advance Question Submission Information" on page 10.

生成 AI である Copilot を使って英訳する際は、一度で要望に沿った訳ができないこともある。生成された訳文に対して不足していることなど、追加指示を出して、より精度を上げていくことが重要である。「よりフォーマルな文章に」「より説得力をもたせて」など Copilot と対話しながら、納得のいく英文を作り上げていくことができる。また、プレインイングリッシュの原則を組み込むと、わかりやすき重視のシンプルな英訳となる傾向がある。和文の情報が決して 1 語も抜けてはいけない場合は、プロンプトでその点を強調して指示するか、ニューラル機械翻訳や逆翻訳を活用するなどして対策す

ることができる。

⑤ 生成A I 活用の留意事項

生成A I は間違った情報をいかにも正しいかのように回答したり、存在しない情報を捏造したりする場合がある（ハルシネーション）。回答を鵜呑みにせず、ポストエディットや校正をしっかりと行う必要がある。

また、生成A I は最新情報のデータを学習できておらず、把握していない場合がある。一般論の範囲は学習済みであるが、特定分野における狭く深い情報には対応していないこともある。生成A I の回答を「最新」であるとか、「特定分野の専門性が担保された回答」と、過大評価し過ぎないことも重要である。

なお、生成A I の利用ガイドラインが「日本ディープラーニング協会」から提供されているので、こちらも参照されたい。

<https://www.jdla.org/document/#ai-guideline>

【コラム⑧】 Copilot のプロンプト例

生成A I の利用は、株式実務の領域でも今後さらに拡大していくと思われる。

以下に、参考として、Copilot のプロンプト例を紹介するので、機会があれば試してみていただきたい。

1 文が長文の文章を分ける	Copilot ファイル一括校正
あなたはビジネス英語文書のプロフェッショナルな校閲者です。特に株式実務に精通しています。 【英文】 Ms. ○○ has been put forth as a candidate この英文は1文が長過ぎてわかりにくい文章となっていないか、文法的に問題が無いか確認してください。問題がある場合は、その点を指摘し解説して、修正案を提示してください。	あなたはビジネス英語文書のプロフェッショナルな校閲者です。特に株式実務に精通しています。「●●●.docx」の Word 文書を読んでください。この英文は上場企業が英語の招集通知に記載するための英文です。この文書を正確性、流暢性、文体、フォーマリティ、スペル、文法のエラーが無いか確認してください。エラーがある場合は、その点を指摘して更に解説を付けてください。
Word エディター Grammar の指摘確認	Word 「語彙の考慮」の指摘確認
あなたはビジネス英語文書のプロフェッショナルな校閲者です。特に株式実務に精通しています。【英文】 Outside directors are in the majority in both these committees. この英文は文法的に問題無いですか？前置詞の「in」は適切ですか？問題がある場合は、その点を指摘して更に解説を付けてください。	あなたは優秀なビジネス英語文書のプロフェッショナルな校閲者です。特に株式実務に精通しています。【英文】 Total average similar products この英文は文法的に問題無いですか？“similar products”はより具体的で明確な表現に修正すべきですか？問題がある場合は、その点を指摘し、解説と修正案を提示してください。
翻訳追加修正指示	訳文比較指示
前半部分の「日本の株式市場は、全体的に堅調な企業業績等が評価され」の部分は、「評価された」ということをより明確に表現してください。 ・金額はすべて billion を使わずに、“million”と“JPY”で記してください。 ・“an increase of compared to the previous	あなたは海外の大手の機関投資家です。以下の【訳文1】と【訳文2】は日本の上場企業の代表取締役が海外の機関投資家へ送るメッセージを英語の招集通知に記載したものです。【訳文1】と【訳文2】を比較して、どちらが海外の投資家に向けたメッセージにふさわしいか、詳細に評論

consolidated fiscal year” この表現が何度も頻出しているので、2 回目以降は省略した表現にしてください。 ・「税引前利益」= income before income taxes ・「親会社の所有者に帰属する当期利益」= income attributable to owners of the parent company	してください。 【訳文 1】 【訳文 2】
英文開示担当者用テスト作成	海外投資家視点の評価
上場会社の I R 部門の英文開示担当者として相応しい英語レベルを有しているかどうかを判断するため、社内で英語のテストを行います。I R の内容や I R 資料に関連した英語のテストを T O E I C 900 点レベルで 10 問作成してください。また、回答と解説を付けて下さい。解説は日本語にして、8 問正解で合格の問題にしてください。	以下の「Notice of the Annual General Shareholders Meeting」を読んでください。あなたはこの Notice の企業の大株主である海外投資家です。機関投資家の視点からこの Notice について評価し、3 つのポイントに絞って回答してください。
総会 Q & A 作成指示	アクティビストの株主提案予測
あなたは、〇〇〇会社の株主です。株主総会に出席した場合、この会社について議長に、どんな質問しますか？3 つ挙げてください。また、その質問に対して、この企業の議長として、適切な回答と解説を付けてください。	あなたは、〇〇〇会社の株主で、海外のアクティビストです。株主提案をする場合、この会社にどんな提案をしますか。3 つ挙げてください。

(4) 事前準備と英訳 ～内製（人手翻訳）の場合～

株主総会資料の英訳は、あくまで和文の参考訳ではあるものの、翻訳に不備があるのは望ましくない。内製（人手翻訳）により英訳する場合、複数の翻訳者（担当者）が割り当てられると思われるため、翻訳にかけることができる日数および英訳範囲を踏まえ、翻訳者間（担当者間）で翻訳のゴールを明確にしたうえで、スケジュールにゆとりを持って、計画的に英訳を遂行することが望ましい。

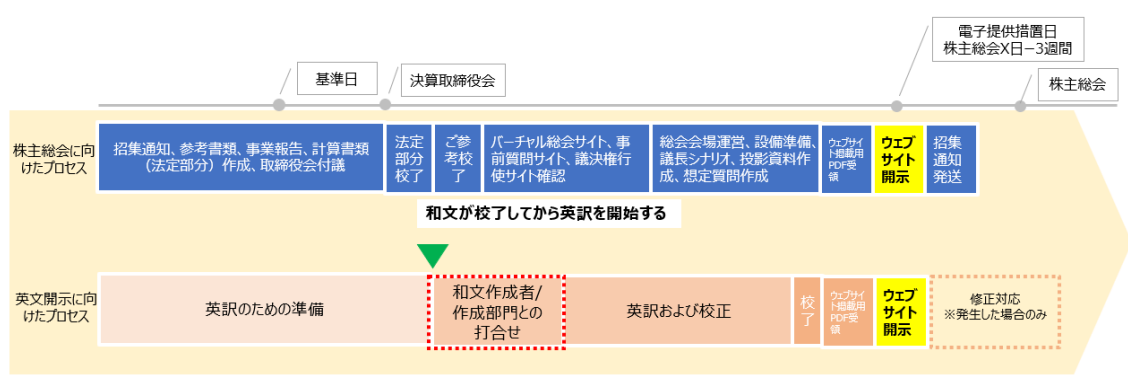
翻訳者間で認識統一を図るべき点としては、翻訳の方針として、原文が正しく訳されている「正確性」に重きを置くのか、海外投資家にとって自然な言い回し「流暢性」に重きを置くのか、あるいはその両者に重きを置いて翻訳を遂行するのかということが考えられる。株主総会資料の英訳は、法律文書の翻訳カテゴリーに分類されることから、書き手の主観的な要素を排除し、株主が必要な情報を適切に受け取り、意思決定できるような翻訳であることが望ましい。その観点からは、「正確性」と「流暢性」の両者のバランスをとる必要があるだろう。

① 内製（人手翻訳）のスケジュールと作業イメージ

英訳を内製（人手翻訳）する場合のスケジュールイメージは、【図表Ⅱ－27】のとおりである。

株主総会資料の一部（アクセス通知・株主総会参考書類）の英訳を内製（人手翻訳）する場合も、和文校了後に英訳するプロセスではあるが、実際には、事前の準備で英訳範囲を特定していく際に、本年分の英訳原稿をかなりの部分準備できるであろう。和文の制作担当者が英文翻訳も担当する場合には、和文の予定原稿の制作と並行して英文翻訳も前倒しで進めることもできる。内製の最大のメリットは、社外との調整なしに機動的・効率的に作業できることにある。

【図表Ⅱ－27】 内製（人手翻訳）（A-3）の日英同時開示に向けたスケジュールイメージ



② 英訳のための準備

ア. 株主総会資料の前回からの変更点の確認

和文の制作担当者または所管部署と前回からの変更点（招集通知修正範囲や新規で加わるページ等）を前もって確認のうえ、英訳のスケジュール感を把握する。前年度の招集通知日英と比較のうえ活用できる範囲、修正が必要な範囲、新規で翻訳が必要な範囲等を分けていく。

和文がどの程度仕上がった段階で、各範囲の翻訳に着手するのかは、和文の制作担当者または所管部署と相談のうえ決定する。英訳にかけることができる日数も必ず確認しておく。

イ. 翻訳の分担箇所決定

内製で複数人翻訳にあたる人材が確保できる場合は、ア. で確認した前回からの変更点を中心に英訳箇所の担当決めをおこなう。原則として、日時や候補者の略歴内の「数字」をはじめとする箇所、「取締役候補者とした理由」は訳文の整合性を保つため、それぞれ一貫して同じ人が担当する。和文の進捗状況も確認したうえで、翻訳の担当分けは注意して行う。内製翻訳を一人で担当する場合は、①数字②略歴チェック③取締役候補者とした理由というように、翻訳の質が乱れず遂行できるように着手順をあらかじめ明瞭にする。

ウ. 英単語の統一（用語集）

複数の翻訳者が初校から校正まで手掛ける際に、翻訳者間で統一した英単語を使用し、訳文全体の整合性がとれるように、翻訳前に基準となる固有名詞を含む英単語をあらかじめ確認・決定する。用語集があればそれに従い、用語集がない場合は過去の翻訳実績（統合報告書・決算短信等）から、あらかじめ基準となる英訳資料を選定する。表記ルールや英訳に係る社内ルール等も必要に応じて確認をおこない、翻訳者間で使用する用語を含めた認識統一を必ず行う。

英単語の統一が必要な理由は、文書内の同じ和文単語に対して異なる英単語を使用されている場合、それぞれ理由があって異なる英単語を使用しているという解釈に繋がり、誤解が生じる可能性があるからである。特に、株主総会資料の英訳は、株主が適切に議決権を行使できるようにするための判断軸となる重要な書類のため、和文の段階で同じ単語が異なる表現で使用されている場合、翻訳者は、和文の制作担当者に関わり合いの上、英訳の際は書類の中で、同じ単語を統一して使用するよう心がけることが望ましい。

エ. 他社の招集通知英訳の動向確認

過去の株主総会資料の英訳がある程度蓄積されてくると、自社の過去資料に頼

りがちになりやすいが、他社の株主総会資料の英訳の動向を把握し、他社の優れているところを自社の英訳に取り入れていくことも重要である。特に、業種・業界、事業形態、事業規模、取り組むべき課題等に類似点がある企業や自社のベンチマーク企業の英訳資料は事前にマークしておくといよい。

オ．翻訳支援ツールの活用

スペル（誤字脱字）および文法チェック機能等、事前に活用できる翻訳支援ツールがある場合は、翻訳の前段階として取り入れる。スペルチェック機能に限定するのであれば、Word の機能でも十分である。スペルおよび文法チェック機能を導入した場合、校正の段階での文法および誤字脱字チェック作業が格段に減るため、翻訳の前段階準備として導入を推奨する。

カ．翻訳前準備

ａ．過去の英訳資料等の活用

株主総会資料に新たに加わった部分に関して、株主総会資料以外の過去資料等から流用した箇所があるか、和文の制作担当者に確認する。過去の英訳資料で部分的にでも使用可能な箇所があれば、参照先としてまとめておく。その際、校正の担当者には参照先を必ず引き継ぐようにする。特に参照先がない場合は、機械翻訳を利用して英訳の土台を作成する前準備も考えられる。ただし、使用する機械翻訳の精度等によっては機械翻訳による翻訳結果のポストエディットに、かえって時間がかかることもあるため、自身の翻訳スキルと有効に作用する機械翻訳を選定する。

ｂ．和文を適切に把握する

翻訳の前に、和文全体を通読して起承転結の流れを把握し、構成を理解することが重要である。英文では、ポイント (Point) ・理由 (Reason) ・事例 (Examples) ・結論 (Point) の順に述べる P R E P 型が一般的であるため、翻訳前に和文の構成を P R E P に変えると、翻訳後の文章が海外投資家にとって読みやすくなる。

特に、途中で主語が変わっているケースや一つの名詞に対して複数の修飾語がさまざまな言い回しで使われているケース、一文が長く文章内で複数の接続詞が使用されているケースは要注意である。

また、日本語には、主語が明確でない曖昧な受動態の表現が多い。株主総会資料を含む法律英語では、主語の誤った補充は翻訳者による原文修正（誤訳）となる可能性があるため、慎重に行わなければならない。

c. 和文の制作担当者との打合せ

曖昧すぎる和文や一つの名詞に対して複数の修飾語がさまざまな言い回しで使用されているケース、一文が長く文章内で複数の接続詞が使用されているケースに関しては、和文の制作担当者に問い合わせのうえ、書き手の意図を正確に捉えた翻訳ができるように前準備をする。和文の制作担当者と打合せをすることで、当初和文を読んだ時に想定した英単語とは異なるシンプルな英単語に代替できたり、修飾語の誤った係受けを未然に防いだりすることが可能となる。

なぜこのような工程が大切であるのかを付言すると、日本語には日本文化独特の曖昧さを含む表現が多くあって、これらは日本人同士のコミュニケーションにおいて大切にしなければいけない要素であるが、文化が異なる海外投資家とのコミュニケーションにおいては、誤った理解につながるおそれ大きい。株主総会資料の英訳は、株主が適切に議決権行使をできるように情報を伝達するためのツールであり、情報を正確に伝達することがもっとも重要だからである。

【図表Ⅱ－28】は、一つの名詞に対して複数の修飾語がさまざまな言い回しで使用されているケース、かつ、一文が長く文章内で複数の接続詞が使用されているケースの例文である。和文の影響を受けて、自然さに欠ける英訳になっている。英訳をする際には、和文の文章構造を捉えたうえで、2～3文から成る英訳に書き換えるのが望ましい。また、分けた文章は重要なものから先に、順に並べ替える。

【図表Ⅱ－28】複雑な文章構造の和文に対する自然さに欠ける英訳事例

和文	英訳
当社の取締役会は、優れた人格、見識、能力、豊富な経験を有していることを前提に、当社グループの事業遂行に関わる基本的な価値観を当社グループと共有し、当社グループの経営理念に共感できる者で構成することを基本として、さらに取締役会の機能の実効性を確保する観点から、性別・国籍・年齢・職歴等を問わず多様性に配慮した構成とします。	The Company's Board of Directors shall be composed of persons who share the basic values related to the execution of the Group's business and who can empathize with the Group's management philosophy, based on the premise that they have excellent character, insight, ability, and a wealth of experience. Further, from the viewpoint of ensuring the effectiveness of the Board's functions, the composition of the Board of Directors shall take diversity into consideration, regardless of gender, nationality, age, professional experience, etc.

③ 翻訳

新たに翻訳が必要となる部分を翻訳し、事前の準備で前年の英訳等をベースに作成された本年分の英訳とあわせて英訳のファイルを更新する。

和文の作成と並行して英訳が進行する場合は、どのバージョンの和文ファイルを翻訳しているのか等、ファイル管理を徹底して行う。修正履歴も必ずつける。

④ 再翻訳（前回の英訳の修正等）

修正が必要な範囲、新規で翻訳が必要な範囲とは別に、前回の株主総会資料と同じ内容の和文に対して、英訳をより適切なものに修正したい場合は、翻訳者間で適宜、相談のうえ、再翻訳を行う。再翻訳を行う場合、機械翻訳のような不自然な英訳表現を海外投資家にとって自然な言い回しに修正する等、再翻訳のゴールを翻訳者間で必ず明確にする。再翻訳する場合も、修正履歴は必ずつける。翻訳にかける日数が限られるので、「やるべきこと」と「やらないこと」の線引きが大切である。

例えば、取締役選任議案における「取締役候補者とした理由」の英訳では、取締役候補者の略歴や能力を並列的に述べたような英訳が多数見られる。「取締役候補者とした理由」は、一個人の能力を紹介する箇所ではなく、該当候補者を取締役として選任する理由、株主が選任議案に賛成票を投じるべき理由となるような訳文を念頭に置き、翻訳を遂行する必要がある。

(5)校正

① 基本的な校正の手順等

外製（翻訳会社）か内製（機械翻訳、人手翻訳）にかかわらず、校正は必須である。翻訳会社に委託した場合であっても、翻訳会社は必ずしも発行会社や業界を熟知しているわけではないため、誤訳が生じるリスクは残る。

一方、人的リソースの関係から、精緻な校正が難しいこともあるため、自社で対応可能な校正のレベル感・方針をあらかじめ確認のうえ、校正に当たるとよい。校正のポイントは以下のとおりであり、少なくとも、翻訳の正確性に関するア.～ウ.は実施するべきである。

校正の基本的な手順は以下のとおりである。

- ・校正担当者/部署が複数ある場合、英訳原稿を複数ファイルに切り分けるか、担当箇所がわかるようマーキングのうえ、最新の和文とあわせて英訳を送付し、期日までに確認するよう校正を依頼する。このとき、校正方針や用語集等の資料を提供する。

- ・校正担当者からの校正結果を受けて、他の箇所と同様の修正が必要ないか、平仄が取れているか等を確認、検討する。外製の場合であって校正担当者から提案/質問を受けたときは、必要に応じて翻訳会社に問い合わせ、対応を検討する。

- ・校正結果を一つのファイルにまとめ、校了する。

なお、正確性に不備はないが、英文開示するまでに特に流暢性の観点で十分な校正ができなかった箇所については、開示後、翌年のために校正して適宜ファイルを最新のものに更新・整理し、まとめておく。また、英訳の過程で、困った点や日程等の調整が十分にできなかった点等も、記録として必ず残し、翌年の英訳実務の改善に役立てるのが望ましい。

ア. 固有名詞や数字、単位等の確認

英文が和文の参考訳という位置づけであっても、日時、場所、数字・数値、役員候補者情報は間違いが許されない。これらは、英語スキルがなくても確認可能であり、複数人で徹底的に確認するのが望ましい。

数値に関して、「億」などの桁数の表現は、英語ではそのまま使用することができず、英文における桁数の表現に合致するよう数値を変換することになるため、変換したものに誤りがないか確認する。なお、和文の数値をそのまま使用できるよう、凡例を用いて、英文の桁数の表現に合うようにすることも考えられる。例えば「億円」単位で表を作成した場合は、“unit: 100 millions of yen”とすれば、表内の数字は和文そのまま使用できる。この手法を用いる場合は、あらかじめ翻訳者（翻訳会社または社内の翻訳担当者）と調整しておく必要がある。

また、株主総会参考書類の役員候補者の略歴等は誤記載・表記間違い等を防ぐた

めに、和文とあわせて各役員候補者に確認を依頼することが望ましい。

イ．形式的な確認

時制の不一致、主語・目的語の取り違い等の文法ミスおよびスペルミス、訳漏れ・重複はないか、項目番号に誤りはないか、図版は更新されているか等を確認する。和文と英文で頁数が異なる場合は、参照頁番号が英文版に更新されているかも確認する。原稿の体裁（レイアウト）を確認することも必要である。

訳漏れの確認については、後記②のとおり、機械翻訳で英文を和文に翻訳する逆翻訳（バックトランスレーション）を活用して、原文と逆翻訳の和文間で比較すると効率的である。

【コラム⑨】 英文の様式

英文では、大文字と小文字の使い分け、数字や記号の表記等、和文とは異なる英文特有の様式があることから、体裁や形式の確認に際しては、これらの点にも留意する必要がある。自社での過去の英文資料や用語集を参考にするほか、スタイルガイド等¹⁰⁵も参照することが望ましい。

記号については、原則として和文は全角、英文は半角を用いるため使用方法に違いがあることから、以下、代表的な例を紹介する（図表Ⅱ－25 も参照）。

・括弧

括弧の前後には半角 1 字分のスペースを空ける（なお、直後がカンマ、ピリオドの場合はスペースを空けないといった例外がある）。特に、修正版等を T D n e t に掲載する際、文字数制限等によりタイトルを書き下ろす場合、冒頭に「(Correction)」等と付記することがあり得る。このような場合には、以下の例のように、アンダーバーの部分のスペースを空ける。

例 (Correction)_Notice of Convocation of the Xth Annual General Meeting of Shareholders
[Summary]_Convocation of Notice for the Xth Ordinary General Meeting of Shareholders

括弧のほか、引用符（“”）やブラケット（角括弧 [] ）、ピリオドの場合も同様にスペースを空ける。

¹⁰⁵ 石井隆之『英語スタイルブック ライティングの表記ルール辞典』クロスメディア・ランゲージ、デイビッド・セイン『英語ライティングルールブック 改訂新版』Gakken、森田修=マルコム・ヘンドリックス『ビジネス英語ライティング・ルールズ』日経文庫等

・ハイフン

和文で期間や範囲を「～」（波ダッシュ、波線）で表すことがあるが、英文ではハイフンで表記する。通常、ハイフンを使用する場合は、前後にスペースを挿入しない。

例 2025-2027 ※2025～2027 は用いない
50-60%

ウ．用語の確認

用語集を作成した場合、その英単語が一貫して使用されているかを確認する。文書内の同じ和文単語に対して、異なる英単語を使用することは、理由があつて異なる英単語を使用していると認められ、不要な誤読を招く可能性がある。ただし、リソースの都合上、あらゆる文言を統一することは難しい場合もあるため、その場合は、サービス名・商品名および経営計画等でのキーフレーズに絞って確認することもある。

エ．全体的な精読（流暢性の確認）

フォーマルな表現となっているか等の言い回し（流暢性）まで確認するのか、事実関係の正誤確認（正確性）にとどめるのか、方針はあらかじめ決めておかなければならない。表現の一貫性、専門用語が専門外の者にとって分かりやすく英訳されているか、日本特有の法令・制度等について英語圏の読者に分かりやすく英訳されているか、ニュアンスは適切に表現されているかも確認することが考えられる。

【コラム⑩】 インターネット検索を活用して流暢性を確認する方法

流暢性の確認には、フレーズの完全一致検索という手法も有効に用いることができる。具体的には、半角の“”（ダブルクォーテーション）で英語フレーズを囲って検索した際の、ウェブサイトのヒット数を確認し、他の表現のヒット数と比較して、よく使われている英語表現であるかを確認することができる。ウェブサイトのヒット数だけでなく、各英文サイトの中で、当該英語フレーズがどういう使い方をされているかも確認することが望ましいであろう。

前置詞が適切かどうかの確認には、ワイルドカード検索という手法を用いることができる。例えば、“send it through the internet”の「through」の箇所を「*（アスタリスク）」に置き換えて“send it * the internet”で検索すると、どのような前置詞が頻繁に使用されているか確認できる。

オ．リーガルチェック

株主総会資料は会社法に基づく文書であるため、法定記載事項は会社法の趣旨に沿った表現になっているかどうかは確認しておきたい。

外製（翻訳会社）で翻訳会社が印刷会社またはそのグループ会社の場合、会社法

に関する表現は翻訳会社で確認できることが多い。そのように会社法に関する表現のチェックが翻訳会社で提供されない場合や、内製（機械翻訳、人手翻訳）の場合、会社法に関わらず訴訟等の法的リスクがある記載が含まれる場合は、必要に応じて社内の法務部門や顧問弁護士等に英訳の確認・校正を依頼することが考えられる。

② 機械翻訳を活用した校正

校正を効率的に行うためには、逆翻訳（バックトランスレーション）という手法も有効である。逆翻訳による校正は、校正対象の英文原稿を機械翻訳で和文に翻訳し、当該和文（逆翻訳の和文）と翻訳前の和文（原文）の内容が一致していることを確認する方法により行う。

社内に英語に堪能な人材が乏しい場合には、有効な校正手法といえるかもしれない。

【コラム⑪】 Word の翻訳機能を活用した逆翻訳による簡易な校正

Word の英文原稿であれば、「翻訳」の機能を使って、手軽に訳文を確認することができる。英文 1 ～ 3 文ずつを選択し、右クリックで「翻訳」を選び、ウィンドウに表示される日本語訳を読みながら、確認していく。ウィンドウに表示された日本語訳を読んで違和感がなく、原文の内容と一致していれば、次へと進んでいく。

ただし、1 文が長いと、Word が自然な日本語に訳せないことも少なくない。その場合は、他の機械翻訳を用いて当該部分を逆翻訳しなくてはならない。

【コラム⑫】 Copilot を使用したファイル一括校正

Copilot を使用して、ファイルを一括校正することも可能である。

以下の（プロンプト例①）を実行してみたところ、いくつかの修正点が指摘されるとともに、「これらの修正点を反映させることで、文書の正確性、流暢性、文体、フォーマリティがさらに向上します。その他の部分については、特に問題は見当たりませんでした。文書全体が非常に高い水準で書かれていることを確認しました。

A I が生成したコンテンツには誤りが含まれる可能性があります。詳細や正確な情報については、専門家にご相談ください。」という説明が加えられていた。指摘そのものは違和感がないものではあったが、決して万能な校正ではないという点には留意しなくてはならない。

また、逐語訳的な英訳は海外投資家からの読みづらいという評価もあるため、和文を変更しない範囲でプレインイングリッシュの原則を適用するよう指示したものが（プロンプト例②）である。対話型で指示を与えることができる Copilot であれば、細かな注文をつけて、校正させることや適した文章を提案させることも可能となる。

（プロンプト例①）

あなたはビジネス英語文書のプロフェッショナルな校閲者です。特に株式実務に精通しています。「〇〇〇招集通知ドラフト.docx」の Word 文書を読んでください。この英文は上場企業が海外投資家へ発信するための英文招集通知です。この文書に正確性、流暢性、文体、フォーマリティ、スペル、文法のエラーがないかを確認してください。エラーがある場合は、その点を指摘して更に解説を付けて下さい。

（プロンプト例②）

あなたはビジネス英語文書のプロフェッショナルな校閲者です。特に株式実務に精通しています。「〇〇〇招集通知ドラフト.docx」の Word 文書を読んでください。この英文は上場企業が海外投資家へ発信するための英文招集通知です。この文書に正確性、流暢性、文体、フォーマリティ、スペル、文法のエラーがないかを確認してください。エラーがある場合は、その点を指摘して更に解説を付けて下さい。また、以下の原則に沿っていない箇所があれば、それを指摘し、原文の内容や情報を減らさない範囲で、修正案を提示してください。【原則】話題から逸れないこと。それぞれのパラグラフは一つの考えに絞り、短くすること。可能な限り短い文章にすること。不要な言葉を省略すること。主語と動詞は近づけること。

(6) 決裁、開示、その他留意事項

① 決裁

英文招集通知は、法令で機関決定が求められるものではないため、決裁の要否や決裁者は各社で判断することとなる。英文開示の基本方針で、あらかじめ決裁の要否、決裁者を定めておくことが望ましいであろう。

実例としては、取締役外国人がいる場合に会議資料を日英両言語で作成しているときは、株主総会招集の取締役会の添付資料にして、英訳もあわせて決裁を得ることが多い。ただし、英文は和文が確定してから作成される前提であるため、取締役会で英訳を確定するためには、和文の確定を従前のスケジュールから前倒しする必要がある。

取締役会資料に添付する等の対応が必要ない場合や、取締役会資料への添付物は英文確定前の参考資料とする場合は、他の開示文書の事例等を踏まえて、決裁手続（社長決裁、担当役員決裁、部門長決裁など）をとる（またはとらない）ことが考えられる。

なお、軽微な修正は、取締役会決議後または決裁後に行うことも可能と考えられるため、英文の決裁日を校了日と同日にする必要はない。

② 英文開示

ア．開示書類の準備

英文招集通知は、電子提供措置事項と同様に、PDF版を作成してT D n e tに登録する。自社でPDFを作成する場合はT D n e t登録前にPDFのプロパティ設定を行う必要がある。

また、東証へ提出する英文招集通知のPDF版を自社ウェブサイトに掲載する場合は、自社ウェブサイトを管理する担当部署と事前に連絡や調整を行っておく必要がある。

これらの対応は自社ウェブサイトで電子提供措置をとる際にも必要となるため、電子提供措置をとる際に英文招集通知の掲載対応を同時に進めるとスムーズである。

イ．修正対応

自社ウェブサイトで電子提供措置を開始した後に、電子提供措置事項を修正する場合、修正した旨および修正前の事項について追加電子提供措置をとることになる。この際、東証にも同内容のPDFファイルの提出が必要となる。英文招集通知を開示している場合、英文招集通知の修正が必要であれば、修正のお知らせ等も英文で開示することが望まれる。実務対応としては、早急な対応が必要となることから、修正に備えたフォーマット等をあらかじめ準備しておくことが望ましい。ま

た、和文と同時に開示できるよう前営業日までにT D n e t への登録および自社ウェブサイトへの掲載準備を完了させることにも留意が必要である。

さらに、開示した英文招集通知に誤訳が発覚した場合には、英文招集通知の修正のお知らせ等を開示することが望まれる。

③ その他留意事項

ア．原稿管理について

英訳を行うことにより、和文のみを作成するときより関係者が増えるため、原稿のやりとりが増える。また、英訳中に和文が更新される等、和文と英文で原稿の最新版が異なってくることがあるので、より厳重に版管理を行わなくてはならない。以下のような工夫をすることでファイルの取り違いや先祖返り・英訳漏れを防ぐことができる。

- ・修正時は変更履歴をつける。和文の更新に伴って英訳も更新する場合は、前回更新時の修正履歴はクリアにすると作業がしやすくなる。
- ・ヘッダーに自動更新の日付・時間を表示設定する。
- ・ファイル名に版番号をつける。
- ・英訳を依頼した和文のファイル名には版番号のあとに「英訳依頼」等と記載し、それとわかるようにする。
- ・原稿を格納するフォルダにおいて、古い版はそれ専用のフォルダに随時移動する。
- ・校正のために切り分けたファイルを統合する場合等、転記をするときは、修正箇所を都度転記するのではなく、段落ごと等文章のかたまり毎に転記する。
(各修正箇所を明示したい場合は、比較機能を使用して別途ファイルを作成すればよい。)
- ・一つのファイルを複数人で同時編集できるシステムを使用する。Office for the web や Google ドキュメント等のサービスがある。

イ．免責文言（ディスクレーマー）について

英文招集通知は参考訳の位置づけであるという前提のもと、対象の英文開示は参照用であることや、和文と英文で相違がある場合は和文が正しいものであること等を明記することは、誤訳等による訴訟リスクへの懸念といった英文招集通知作成への心理的ハードルを下げ、また、情報の受け手である海外投資家の注意を喚起するうえでも重要である。英文開示P Tでヒアリングした機関投資家からは、「英文開示において、機械翻訳の利用や参考訳である旨のディスクレーマーを付すことで、英文開示資料の完成度や分かりにくさ等について理解を示しやすくな

る」 とのコメントがあった。

【図表Ⅱ－29】 免責文言の参考例

Note:

This document has been translated from the Japanese original for reference purposes only. In the event of any discrepancy between this translated document and the Japanese original, the original shall prevail. The Company assumes no responsibility for this translated document or for any direct, indirect, or other forms of damages arising therefrom.

(出所) 東京株式懇話会 株式実務法規集 (英訳版)

【図表Ⅱ－30】 機械翻訳により翻訳されたことを明示する英語免責文例①

This document has been translated from the Japanese original for reference purposes only and is partially machine-translated. In the event of any discrepancy between this translated document and the Japanese original, the original shall prevail. The Company assumes no responsibility for this translated document or for any direct, indirect, or other forms of damages arising therefrom.

【図表Ⅱ－31】 機械翻訳により翻訳されたことを明示する英語免責文例②

DISCLAIMER: This English version is partially machine-translated and is not an official translation of the original Japanese document. It may be used for reference purposes only. In cases where any differences occur between the English version and the original Japanese version, the Japanese version shall prevail. This translation is subject to change without notice. (Company Name), its subsidiaries, and/or its affiliates shall individually or jointly accept no responsibility or liability for damage or loss caused by any error, inaccuracy, misunderstanding, or changes with regard to this translation.

4. その他書類の英文開示と留意事項

(1) 決算短信・四半期決算短信等

2025 年 4 月 1 日、プライム市場上場会社において、日本語の決算情報（決算短信、四半期決算短信、決算補足説明資料）の開示と同時に英文開示を行うことが義務化された。以下では制度上、実務上の留意事項を説明する。

① 制度上の留意事項

ア. 英訳の対象範囲

英訳の対象範囲について、日本語での開示内容の全文を英訳し同時に開示することが望ましいとされているが、開示内容の一部またはその概要のみを英訳して日本語と同時に開示することは認められており、決算短信や四半期決算短信におけるサマリー情報のみ英文開示することでもよい。さらに、全文の英訳を開示する場合においても、サマリー情報を日本語と同時に開示し、全文は後日開示するような段階的な開示を行うことも可能である。このため、各社において海外投資家等からのニーズや社内のリソースを踏まえ、同時開示する英文の範囲を決定し、開示内容の一部または概要を同時開示する場合は、事後的に任意に英訳を追加開示するかどうかについても検討することが望ましい。

イ. 開示時期の設定

開示時期の設定においても注意が必要である。決算短信および四半期決算短信は、内容確定後に直ちに開示することが求められる。開示時期は各社の事情に合わせて設定することになるが、日英同時開示のために決算発表日を遅らせることは認められない。英訳作業に時間を要することが想定される場合は、英訳する範囲をまずは日本語での開示内容の一部または概要とし、必要に応じて後日追加開示する対応を検討すべきである。

ウ. 独立監査人による期中レビューを受けている場合の留意事項

2023 年の金融商品取引法改正により、2024 年 4 月 1 日から上場会社の四半期報告書が廃止された。それに伴い、東証の上場規程施行規則で定められている条件に該当する場合は、四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等への期中レビューが義務づけられている。また、各社が任意で期中レビューを受けることも可能とされている。

期中レビューを受けている場合、英訳した四半期財務諸表等へのレビューは不要であるが、レビュー報告書受領前後で四半期決算短信を二度開示する際は、英訳も再度同時開示が必要となるので注意が必要である。

② 実務上の留意事項

実際に決算情報を英訳する際の留意点について、一部または概要を同時開示する場合、一部または概要を同時開示し、全文を後日追加開示する場合、全文を日本語と同時開示する場合に分けて説明する。

ア. 一部または概要を同時開示する場合

一部または概要の最低限の対応として、サマリー情報のみを英訳して同時開示することが考えられる。サマリー情報の英訳にあたっては、東証が各会計基準に応じた英文開示様式例をウェブサイトで一般公開している¹⁰⁶。各様式例では、例えば数字など各社で記載内容が異なる部分がハイライト表示されており、ハイライト部分に該当する数字等を入力することでサマリー情報の英訳を作成することができる。英訳の正確性、作成時間短縮の観点からも、自社で英訳する場合はこれらを使用することが得策である。ただし、投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報や、英文開示様式例で示されていない部分の記載は、各社において英訳を行う必要があるので、注意が必要である。

また、決算補足説明資料について一部または概要を開示する場合、あらかじめ決算補足説明資料にサマリー頁を作成しておく、当該サマリー頁のみを英訳して同時開示することができるため、便利であると思われる。

イ. 一部または概要を同時開示し、全文を後日追加開示する場合

決算情報の全文英訳にあたり、財務諸表において注意すべき点がある。各勘定科目の英訳は、金融庁が運営するE D I N E TにおいてE D I N E Tタクソノミとして定義されており、ウェブサイト上で提供されている「勘定科目リスト」や「国際会計基準タクソノミ要素リスト」で確認することができる¹⁰⁷。これらを参照することで英訳の正確性を担保することが可能である。なお、同タクソノミに基づく英訳は、印刷会社が提供する開示書類作成ツールにおいて、有料サービスではあるものの、日本語で作成した財務諸表をE D I N E Tタクソノミで定義された英訳に変換する機能が実装されていることもあるので、作成時間短縮のための一つの手段として導入を検討することも考えられる。

また、表記ルールについても注意が必要である。同一単語については英訳を統一することが望ましく、特に複数人、もしくは複数部署が分担して英訳作業を行う場合においては、社内で事前に表記ルールに関するコンセンサスをとることが大切である。例えば、日本円の表記を「¥」、「JPY」、「yen」のどの記載方法に統一するか、といったことが挙げられる。数字の表記に関しては、日本語と英語の単位

¹⁰⁶ <https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/form/index.html>

¹⁰⁷ <https://disclosure2dl.edinet-fsa.go.jp/guide/static/disclosure/WZEK0110.html>

の違いにも注意が必要である。日本語では、数字の単位区切りが万進法であるため、ゼロが4個増えると単位が変わる。英語では千進法であるためゼロが3個増えると単位が変わる点が異なっている。そのため、定性的情報の記載等において、「億円」単位で記載している数字は英訳すると、「million」や「billion」単位での記載になり、表記するゼロの数や3桁区切りで記載するカンマの位置が変わってしまうため注意が必要である。

ウ．全文を日本語と同時開示する場合

全文英訳の同時開示にあたり、上述イ．の留意点に加えて、英訳開始から開示までのスケジュールに注意したい。各社の状況にもよるが、英訳開始から開示までかなりタイトなスケジュールになることが想定される。そのため、英訳にあたり作業時間短縮のために機械翻訳等を活用することが選択肢の一つとなる。

また、決算情報の英訳において特に注意が必要なのは「レイアウト崩れ」への対応である。特に決算短信のサマリー情報は日本語における段組みが明確であり、英訳により文字数が増減することでレイアウトが崩れてしまう可能性がある。この問題への対策として、英訳後の文字サイズを小さくしたり、各ツールの設定を活用したりすることで、「レイアウト崩れ」をある程度防ぐことが可能である。また、このような翻訳ツールを使用しない場合においては、過去に開示した決算情報の英訳をあらかじめ作成しておき、それらを訳例として使用することで英訳作業の効率化を図ることが考えられる。

(2)適時開示情報

2025年4月1日、プライム市場上場会社において、日本語の適時開示情報の開示と同時に英文開示を行うことが義務化された。

プライム市場上場会社において、日本語による開示と同時に英文開示が義務づけられる「適時開示情報」とは、上場会社がT D n e tを利用して適時開示する会社情報をいい、上場規程において適時開示が求められる会社情報（上場会社または上場子会社等の決定事実、発生事実、業績予想の修正等）のほか、会社が任意で適時開示する会社情報を含み、例えば、「月次業績速報」や「役員の異動」について適時開示する場合も英文開示が必要である。なお、T D n e tを利用して開示する情報であっても、P R 情報等¹⁰⁸として登録される情報は対象外である。

適時開示情報のうち、英文開示を行う範囲は、プライム市場の位置づけから全書類・全文の英文開示が望ましいとされるが¹⁰⁹、上場規程上は、日本語による開示の一部または概要を開示することで足りる（上場規程 436 条の 4）。一部または概要の水準感に一律の定めはなく、海外投資家との対話の内容等も踏まえて各社において検討することとされるが、少なくとも決定または発生した事実について、いつ、何を決定したか／何が発生したか、また、決定または発生した事実による影響（見込み額）といった、海外投資家が事案の概要を把握するために必要な情報を開示することが望まれる。また、一部または概要を英語で開示したうえで、詳細は日本語による開示を参照することも考えられる¹¹⁰¹¹¹。例えば、第三者委員会調査報告書の受領についての開示において、日本語の開示資料では、開示版調査報告書の全文を添付し、英語の開示資料では、当該報告書の英文要約を“Summary Version”として添付したうえで、詳細は日本語の開示資料を参照するよう記載すること等が考えられる。

¹⁰⁸単なる組織変更や社員の人事異動、定例的な販売キャンペーンの開始等で業績に与える影響がほとんど見込まれないものなど、投資判断上有用な会社情報以外の会社情報を報道機関等に向けて伝達する場合には、「適時開示情報」ではなく「P R 情報等」として登録される。（東証「会社情報適時開示ガイドブック（2025 年 4 月版）」31 頁）

¹⁰⁹「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について 1 頁

<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/skc8fn0000002jw1-att/mklp770000006a17.pdf>

¹¹⁰J P X「上場会社向けナビゲーションシステム」F A Q
<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8615.html>

¹¹¹東証「開示様式例（一部又は概要）」
https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/form/nlsgeu000005c13g-att/4_EnglishSampleDisclosureForms_ExcerptsorSummaries.doc

① 軽微基準に該当する適時開示情報

軽微基準に該当する適時開示情報であっても、公平な情報提供の観点から、日本語で適時開示を行う場合には、英文開示が必要である¹¹²。

② 開示資料の訂正がある場合

英文資料においても、日本語の開示資料と同様の誤りがある場合は、英語での訂正開示が必要である。英文資料には誤りがなく、日本語の開示資料のみに誤りがある場合は、訂正内容の影響等を踏まえて判断する。例えば、日本語の一部または概要を英語で開示し、詳細は日本語の開示資料を参照するよう記載している場合で、日本語の開示資料に投資判断上重要な誤りがあった場合等は、日本語の開示資料に訂正を行った旨を英語で開示する¹¹³。

また、東証は、英文開示は日本語の開示の参考訳の位置づけであり、内容の正確性は規則違反に対する措置の対象外とし、開示済みの英文資料に誤訳が見つかった場合の訂正開示の要否は、誤訳による影響等を踏まえて判断することとしている。英語での訂正開示を行う場合は、正誤表の形式を用いることなどにより、訂正内容が容易に判別できるように記載する¹¹⁴。

③ 英文開示のタイミング

英文開示は、日本語による開示と同時に行うことが原則である。ただし、例えば、発生事実に係る開示等急遽対応が必要になる場合や、関係者との調整等により開示直前まで日本語による開示内容が定まらない場合（会計不正の第三者委員会や公開買付けの特別委員会等が考えられる）であって、英語による同時開示を行おうとすると、日本語による開示の遅延が生じるときは、この限りでないものとされる。

上場規程において求められる会社情報の適時開示については、該当する場合は直ちにその内容を開示することが求められているため、日本語の内容が定まっている場合には直ちに開示する必要がある。投資判断に重要な影響を与える会社情報の適示・適切な開示は、健全な証券市場の根幹をなすものであるため、日英同時開示実現のために日本語による開示の遅れが懸念される場合には、日本語による開示が優先される。この場合であっても、同日中には英文開示をする必要がある¹¹⁵ので、日

¹¹² J P X「上場会社向けナビゲーションシステム」FAQ
<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8613.html>

¹¹³ J P X「上場会社向けナビゲーションシステム」FAQ
<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8623.html>

¹¹⁴ J P X「上場会社向けナビゲーションシステム」FAQ
<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8626.html>

¹¹⁵ J P X「上場会社向けナビゲーションシステム」FAQ

本語による開示の一部または概要の英文開示を日本語による開示と同時に行うといった対応が考えられる。なお、日本語での開示の一部または概要の英文開示をすることで足りるため、後日の全文の英文開示は義務とされていない。

④ プライム市場の英文開示に関するFAQ

J P Xは、上場会社向けナビゲーションシステムにおいて、プライム市場の英文開示（2025年4月以降）に関するFAQを公表している。【図表Ⅱ－32】は、2025年3月末時点における適時開示情報の英文開示に関するFAQの概要である。

【図表Ⅱ－32】適時開示情報の英文開示に関するFAQの概要

管理番号	質問（要旨）	回答（要旨）
8611	英文開示の義務化の対象となる適時開示情報とは何か。	上場会社がT D n e tを利用して適時開示する会社情報をいう。具体的には、上場規則において適時開示を求められる会社情報のほか、会社がT D n e tを利用して任意で適時開示している会社情報についても英文開示が必要。
8612	業績予想の修正等、一部の適時開示項目のみを英文開示することでもよいのか。	上場規則において適時開示を求めている会社情報のすべてについて、英文開示が必要である。
8613	軽微基準に該当する適時開示についても、英文開示は必要か。	軽微基準に該当する場合であっても、日本語で適時開示を行っている場合は英文開示が必要である。
8615	英文開示の範囲について、「日本語による開示の一部・概要」の水準感はどのようなものか。	一部・概要の水準感について、一律の定めはなく、海外投資家との対話の内容等も踏まえて、各社において検討する。東証の、一部・概要を開示する際の考え方等は、「開示様式例（一部又は概要）」も参照する。 一つの日本語資料で複数の開示項目を記載している場合、英文資料でも同様にすべての開示項目を記載する必要がある、一部の開示項目のみの英文開示は認められない。 例：日本語の決算短信に「減損損失の発生」を含めて開示する場合、英文の決算短信に同

<https://faq.jp.x.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8617.html>

		内容を含めるか、別途「減損損失の発生」の英文資料を作成して開示する必要がある。
8616	「日本語による開示の一部・概要」で開示した場合、その後の全文の英文開示は必要か。	「日本語による開示の一部・概要」を同時開示した後の全文の英文開示は必須ではない。全文の英文開示の要否は、海外投資家との対話の内容等も踏まえて、自社で検討する。
8617	すべての適時開示について、必ず日英同時開示が求められるのか。	すべての適時開示について日英同時開示が原則である。ただし、開示直前まで日本語による開示内容が定まらない場合であって、英語による同時開示を行おうとすると、日本語による開示の遅延が生じるときは、この限りでない。 日英同時開示のために、日本語による適時開示自体が遅延するような場合は、まずは日本語による開示を優先し、その後同日中に、日本語による開示の一部・概要を英語で開示する（具体的な対応については東証担当者に相談）。 英文開示も、日本語による適時開示と同様、原則として平日夜間は19時まで開示を受け付ける。19時までに開示できない場合は、翌営業日立会時間開始（午前9時）までに開示する。
8618	適時開示情報に関する英文資料は、どのような方法で開示すればよいか。	T D n e t を利用して開示する。
8619	「開示事項の経過」や「開示資料の追加」としての適時開示についても英文開示が必要か。	日本語で「開示事項の経過」や「開示資料の追加」としての適時開示を行う場合、当該時点で新たな会社情報が生じていると考えられるため、日英同時開示が必要である。
8620	当社について報道または噂が流布され、その情報の真偽を明らかにする必要が急遽生じたため、日本語による開示（以下、開示①）を優先して行った。当該案件について、同日中に決定事実として開示	開示①についても、速やかに英文開示を行うのが原則。 ただし、開示①についての英文開示を可及的速やかに準備したとしても、開示②の日英同時開示を行うタイミングのほうが早くなる場

	(以下、開示②)を日英同時に行う場合、開示①についても、事後的に英文開示が必要か。	合は、開示①についての英文開示は不要である。
8622	日英同時開示を実施しなかった場合に罰則はあるか。	その内容や経緯・原因等に応じて、公表措置等の対象となる場合がある。 (英語による同時開示を行おうとすると、日本語による開示の遅延が生じるときに日本語による開示を優先した場合は措置の対象となる規則違反に該当しない。)
8623	日本語の開示資料に誤りがあって訂正を行う場合、英文開示は必要か。	英文資料に日本語の開示資料と同様の誤りがある場合、英語での訂正開示が必要となる。 日本語の開示資料のみに誤りがある場合、訂正内容の影響等を踏まえて英語での訂正開示の可否を判断する。
8626	英文開示資料の誤訳について、訂正開示は必要か。	英文開示は日本語の開示の参考訳との位置づけであり、訂正開示の可否は、誤訳による影響等を踏まえて判断する。 英語での訂正開示を行う場合、訂正内容が容易に判別できるよう、訂正前後の内容を(例えば「正誤表」の形式により)記載する。

(出所) 上場会社向けナビゲーションシステム「『プライム市場の英文開示(2025年4月以降)』の検索結果」(2025年3月末時点)をもとに作成

⑤ 英文開示における留意事項

ア. 英文開示に係る体制の整備

決定事実に関する開示は取締役会等の機関決定後直ちに、発生事実に関する開示はその発生を認識した時点で直ちに、開示する必要がある。また、「直ちに」とは、原則として当該事実の決定または発生した日の、当日中に開示するものとされる¹¹⁶。速報性が強く求められる適時開示において、日英同時開示のために日本語による開示の遅延を発生させないためには、平時において、英文開示に係る体制を整備することが肝要である。また、英文開示に係る体制の整備とともに、

¹¹⁶ 東証「適時開示セミナー(新任者編)」

改めて「適時開示に係る社内体制¹¹⁷⁾」を確認することも有用である。

a. 機関決定等における英文開示資料の取扱い

開示文書は、取締役会等に参考資料として配布されることが多く、英文開示資料も同様に取り扱うかの方針を事前に決定しておく。

b. 社内用語の英訳

開示資料において使用頻度が高く、社内で統一すべき用語については、事前に英訳を決定しておく。最低限英訳を整備したい用語としては、「役職名」、「部署・組織名」、「経営理念・ビジョン・会社方針」、「主要製品名」等が考えられる。

c. 定期的な開示が予定される開示資料の英訳作成

剰余金の配当に関する開示や自己株式の取得状況に関する開示、役員等の異動の開示等の定期的な開示が予定される開示資料は、過去の開示資料をあらかじめ英訳し、開示内容が確定した段階で、当該情報を書き換えることでスムーズな開示を行うことができる。

d. 翻訳会社・翻訳ツールの選定

適時開示情報の多くは、内部者取引規制における重要事実に該当するため、情報管理の徹底が求められる。翻訳会社への委託にあたっては、秘密保持契約の締結を徹底する。機械翻訳を利用する場合、サービスの利用規約を確認し情報漏洩リスクに留意するほか、社内規程上、翻訳ツール等への入力が許容されている情報なのか留意し、必要に応じて社内規程の整備を行う。

e. 他社事例の収集

他社の適時開示事例を収集し、好事例を参考にすることが考えられる。他社事例は以下のウェブサイトで確認できる。なお、2023 年英文開示調査において、海外投資家の考える英文開示が優れている会社名が開示されており、参考にされたい¹¹⁸⁾。

i. TDnet Database Service

TDnet に登録・開示された上場会社等の過去 5 年間の適時開示情報の閲覧が可能であり、公開項目毎に英文資料を指定して検索することができ

¹¹⁷⁾ 東証「会社情報適時開示ガイドブック(2025 年 4 月版)」616 頁

¹¹⁸⁾ 東証、前掲注 10) 40 頁

る。上場会社は、TDnet オンライン登録サイト内の関連リンクから無償で利用可能である。

【図表Ⅱ－33】TDnet Database Service 検索画面

(出所) TDnet Database Service

ii. Listed Company Search

東証に上場している会社の基本情報、適時開示情報等が閲覧可能であり、適時開示情報の開示については、“Timely disclosure information”の“Other information”に掲載されている。和文と英文の開示資料を単一ページから参照することが可能である。

iii. Company Announcements Service

東証上場会社がTDnetを通じて英語で開示した適時開示情報は、海外投資家が容易にアクセスできるよう“Company Announcements Service”に掲載されている。上場会社でないなど、“TDnet Database Service”が利用できないときはこちらが便利である。

iv. 各社ウェブサイト

2025 年 3 月までは、英文の適時開示資料は東証への提出義務がなく、多くの上場会社が、英文資料を自社ウェブサイトにのみ掲載する対応を取っていた。i ～ iiiにおいて目当ての英文資料が掲載されていない場合は、各社ウェブサイトに掲載されていないか確認する。

f. ディスクレイマーの活用

前述 II 3. (6)③イ. 参照。

g. 英文開示と米国証券法

米国証券法は米国外の会社にも適用されるため、日本企業が証券の勧誘、募集、売付けといったエクイティファイナンスを行う際には、いかに SEC 登録の免除を受けるかが問題となる。この点、証券の募集および売付けがオフショア取引¹¹⁹で行われ、発行者が米国に向けた募集努力 (directed selling effort)¹²⁰ 含まないこと等の要件を満たした募集については、SEC 登録が免除されるレギュレーション S を活用することが一般的である。したがって、エクイティファイナンスに関する開示資料について英文開示を行う場合には、米国外の投資家のみを対象とし、米国における証券の販売または購入の勧誘を意図した募集行為ではない旨のディスクレイマーを付すことで、SEC 登録を回避する等の対応が考えられる。

【図表 II-34】エクイティファイナンスの英文開示に関するディスクレイマーの文例

In addition, this press release does not constitute an offer to sell or a solicitation of an offer to purchase any securities in the United States or elsewhere. The shares of our common stock referred to above have not been, and will not be, registered under the United States Securities Act of 1933,

¹¹⁹ オフショア取引とは、「米国内の」(ルール 902(h)(1)) 者に対して募集が行われず、かつ、以下のいずれかの条件を満たす取引を指す。

・発注がなされた時点で買い手が米国外にいるか、そのように売り手及びその代理人が合理的に信じている。

・(発行体による募集の場合) 売付けが、確立された (established) 米国外の取引所で行われる。

・(発行体以外による転売の場合) 売付けが、指定の (designated) 米国外の取引所で行われるとともに米国内の買い手とあらかじめ取り決められた取引ではない (山本雅道著『アメリカ証券取引法入門—基礎から学べるアメリカのビジネス法—(改訂版)』第一法規 172 頁)。

¹²⁰ 米国に向けた募集努力とは、米国市場に影響を与える可能性があり (might condition) 投資家の関心を高めようとするものである (ルール 902 (c)) (山本、前掲注 119) 172 頁)。

as amended, and may not be offered or sold in the United States absent registration thereunder or an applicable exemption from registration requirements. The shares of our common stock referred to above will not be publicly offered or sold in the United States.

(また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。)

(出所) 本田技研工業株式会社「Notice Concerning Secondary Offering of Shares」「株式の売出しに関するお知らせ」(2024 年 7 月 4 日) より抜粋

また、アンスポンサード ADR (発行会社の関与や承認なしに、米国の金融機関が米国市場で発行する預託証券) が発行された場合、訴訟リスクの軽減を目的として、自社がその発行に関与していないことを英文開示資料や自社ウェブサイトに記載する対応が考えられる。

なお、本記載は、一般的な情報を参考として提供することを目的とするものであり、米国証券法に関する法律助言を提供するものではない。

【図表Ⅱ－35】アンスポンサード ADR に関するディスクレイマーの文例

●● encourages anyone interested in buying or selling its common stock to do so on the Tokyo Stock Exchange, which is where its common stock is listed and primarily trades. ●●’s disclosures are not intended to facilitate trades in, and should not be relied on for decisions to trade, unsponsored American Depositary Receipts (“ADRs”).

The Company has not and does not participate in, support, encourage, or otherwise consent to the creation of any unsponsored ADR programs or the issuance or trading of any ADRs issued thereunder in respect of its common stock. ●● does not represent to any ADR holder, bank or depositary institution, nor should any such person or entity form the belief, that (i) the Company has any reporting obligations within the meaning of the U.S. Securities Exchange Act of 1934 (“Exchange Act”) or (ii) ●●’s website will contain on an ongoing basis all information necessary for ●● to maintain an exemption from registering its common stock under the Exchange Act pursuant to Rule 12g3-2(b) thereunder.

To the maximum extent permitted by applicable law, ●● and its affiliates disclaim any responsibility or liability to ADR holders, banks, depositary institutions, or any other entities or individuals in connection with any unsponsored ADRs representing its common stock.

(出所：日本酸素ホールディングス株式会社「Notice Regarding Early Repayment of Hybrid Loan (Subordinated Loan)」(2024年11月29日)より抜粋)

イ．英文開示文書作成時の留意事項

上述のとおり、適時開示情報の開示には速報性が求められるが、開示内容によって準備期間に差がある。通常、発生事実に関する開示よりも、決定事実に関する開示の方が開示スケジュールに余裕がある。決定事実に関する開示と発生事実に関する開示における英文開示文書作成に際しての留意事項を、以下で説明する。

a．決定事実に関する開示における留意事項

決定事実に関する開示は、当該事実に関する機関決定後直ちに行うものとされるため、例えば、事業の譲受けに関する開示の場合は、株式売買契約締結を承認する取締役会の開催日を開示日として、開示スケジュールを設定する。このような案件においては、通常、遅くとも当該買収の取締役会への付議が予定された時点までに、当該買収の概要等の情報が開示担当部門に共有される。情報共有を受けた開示担当部門は、日本語と英語の開示文書を同時に作成し、情報のアップデート毎に日英双方のドラフトを更新する。日本語による開示の一部または概要を英文開示する場合、英文開示の水準感について、東証が公表している開示様式例（一部又は概要）¹²¹を確認することが考えられる。

なお、開示文書の分量が多く、開示日までに余裕がある場合には、翻訳会社の活用も有効である。また、証券会社等のアドバイザー契約締結先や法律事務所等が開示文書を作成する場合は、英語の開示資料の作成もあわせて依頼することが考えられる。

開示文書の作成においては、担当事業部門から英文資料の資料提供も忘れないようにしたい。また、事業の譲受けに関する開示等の場合、相手先の概要や譲受けの日程等の情報だけではなく、譲受けの理由において会社の成長につながる投資であることを明示する等、定性情報も記載するため、会社の意思をより適切に投資家に伝えるために、担当事業部門による英文開示資料のレビューを受けることが望ましい。

また、開示内容や開示時期の統一のために、相手先と開示文書のすり合わせを行う際には、英語の開示資料についても相互に提供することで、英文開示の範囲や英語表現の差異に起因するトラブルを避けることができる。

b．発生事実に関する開示における留意事項

¹²¹ <https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/form/index.html>

上述のとおり、発生事実に関する開示については、その発生を認識した時点で直ちに開示する必要があるため、日英同時開示の時間的制約から、関係者間での確実な認識統一や翻訳会社への翻訳依頼等は難しい。また、Need to Knowの原則のもと社内の情報共有範囲も限られることから他部署への応援要請も難しい。担当部門において英語に堪能な人材が不足している場合は、東証が公表している開示様式例や機械翻訳の活用が効率的である。

機械翻訳を利用する場合、「正確性」を確認するライト・ポストエディットを優先し、メリハリをつけた対応が望まれる。日時、場所、数字、単位、固有名词等に加え、「いつ、何を決定したか／何が発生したか」「影響（見込み額）」等の海外投資家が事案の概要を把握するために必要な情報として、東証の様式例において明示されている項目が、校正において優先すべき項目として考えられる。英文の流暢さを追求し、投資家に対しより訴求性の高い英文での開示が理想的ではあるものの、速報性が強く求められる適時開示情報の開示においては、多少の不自然さが残るとしても日英同時開示を徹底することが望ましいと考えられる。英文開示PTでヒアリングした機関投資家からも、「自然な英語が理想的ではあるものの、日本企業の英文開示資料の読みにくさは許容範囲内である」旨のコメントがあった。

(3) CG 報告書

① 概要

上場会社は、新規上場時にCG報告書を提出することを求められており、また、報告書の内容に変更が生じた場合には遅滞なく変更後の報告書を提出することが求められている（上場規程210条12項1号・419条）。プライム市場上場会社においても、CG報告書は2025年4月の英文開示義務化の対象外であるが、2023年英文開示調査によると、CG報告書の開示を「必須（Essential）」と回答した海外投資家が49%、「必要（Necessary）」と回答した海外投資家が31%である。他方で、プライム市場において、CG報告書の全文を英文開示している企業は31.0%、一部・抜粋を英文開示している企業は1.4%にとどまる。

② 英文開示の留意事項

ア. スケジュール

CG報告書の記載内容に変更があった場合、遅滞なく更新が必要であるが、資本構成および企業属性に関する事項、CGコードに関する事項および投資家の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして東証が認める事項に関するものである場合、変更が生じた後、最初に到来する定時株主総会の日以後遅滞なく更新することで差し支えないとされている¹²²。以下において、定時株主総会後に提出するCG報告書の全文を日英同時開示する場合について記載する。

CG報告書の提出日（定時株主総会の日以後遅滞なく）から逆算してスケジュールを設定する。スケジュール設定における考慮要素としては、翻訳方法（内製・外製）、社内リソース（人材・体制・予算）、英文開示済のその他開示文書を考慮した実質的な英文作成量等が考えられる。

上場会社のコーポレートガバナンスについての取組みや目的を記載するCG報告書は、定時株主総会の度に記載内容が大きく変更されるといった性質ではないため、あらかじめ直近提出時のCG報告書の英訳を作成しておくことが有効である。前期の株主総会終了後から当期株主総会の着手前（6月総会の場合は7月から翌3月頃）に、直近提出時のCG報告書の英訳を作成しておく余裕をもったスケジュールを設定することができる。

イ. 他の開示書類等を参照している場合

CG報告書に記載される内容のうち、有価証券報告書、アニュアルレポートまたは自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により開示している場合は、その内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのURL）を記載するこ

¹²² J P X「上場会社向けナビゲーションシステム」FAQ
<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge6927.html>

とで差し支えないとされている¹²³。当該参照先が和文開示のみである場合、参照先情報の英文開示を行うことや、リンクの後ろに“in Japanese Only”と付記する等の対応が考えられる。

ウ．表記揺れ

C G 報告書の英文資料を作成する場合、東証の英文開示様式例の活用や、東証の開示する日英対訳集および英文版C Gコード等を参考とすることが考えられる。東証の英文開示様式例には、各項目名や選択肢において“Outside Director”や“Audit and Supervisory Board Member”等の特定の用語の英訳が存在するため、自社で作成した英文との間で表記揺れが生じる場合は、項目名を自社用語に合わせる等の対応を行う。なお、東証は、必要に応じて、英文版C Gコードとは異なる訳語を用いることで差し支えないとしている¹²⁴。

エ．和文と英文の東証への提出フォーマットの違い

前回提出時のC G報告書を更新して作成・提出するとき、和文の場合はT D n e t オンライン登録サイト上で前回データの更新を行うため、データ作成画面において、更新項目にチェックを入れることで、作成文書に「更新」アイコンが付される。しかし、英文の場合は自社で作成したP D FファイルをT D n e tに登録することにより提出するため、更新箇所を明示するために手動で“Updated”の記載を付す等の対応が考えられる。

¹²³ 東証「コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領（2025年5月改訂版）」25頁

¹²⁴ J P X「上場会社向けナビゲーションシステム」FAQ
<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge6929.html>

(4) 有価証券報告書

① 概要

有価証券報告書は、2025 年 4 月の英文開示義務化の対象外であるが、海外投資家のニーズを踏まえ、東証は、有価証券報告書への対象範囲の拡大について、金融庁とも連携しつつ検討を進めるとしている¹²⁵ことから、以下では英文作成時の留意事項等について説明する。

ア. 英文開示の制度化に向けた議論の状況

金融庁が 2018 年に公表した金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告では、海外投資家の株式保有割合が上昇し、英文による企業の財務諸表データや記述情報を求めるニーズが高まっている一方、有価証券報告書の英文はほとんど作成されていないことが課題認識として示された。これを受け、金融庁は、E D I N E T のシステム上で、財務諸表本表や提出書類の見出しの英文化などを進めたほか、金融庁のウェブサイトでは有価証券報告書の英訳を実施している企業の一覧の公表を行なった。また、英文開示未対応企業に対して、海外投資家からの要望が特に強い政策保有株式に関する情報の英訳を自社のウェブサイトに掲載することを提言し、さらには、E D I N E T の英文サイトに英訳された有価証券報告書を掲載できるよう整備を進める旨が示された。

2024 年 12 月から開始した金融庁主催の「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」では、定時株主総会の基準日の後ろ倒しを含め、有価証券報告書の定時株主総会前の提出を前提とした、株主総会プロセスの見直しが議論されている¹²⁶。また、経済産業省が主導する「企業情報開示の在り方に関する懇談会」では、有価証券報告書と事業報告に加え、CG 報告書や統合報告書などを含む開示書類の体系について抜本的な見直しが検討されているが、これらは、いずれも企業が有価証券報告書に相当する内容について英文開示を実施することを念頭に置いており、引き続きの検討課題として議論が続けられているようである。

¹²⁵ 東証「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について」（2024/5/9 掲載）

<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/skc8fn0000002jw1-att/mklp7700000006a17.pdf>

¹²⁶ 2025 年 3 月 28 日には、全上場会社に対し、金融担当大臣名で、株主総会前の適切な情報提供についての要請が行われている。

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250328-2/20250328-2.html>

イ．有価証券報告書の英文開示の現状

上述のとおり、有価証券報告書は主要な開示書類の中でも英文開示の実施率をもっとも低い書類の一つである。対応済み企業においても、全文を英訳している企業の割合および和文との同時開示を実施している企業の割合は低く、開示の範囲およびタイミングの点で、国内外の投資家の間で情報の非対称性が発生しているといえる。

企業において英文開示が進まない理由として、第1に書類の分量の多さや内容の広範さの点で英文作成にかかる実務上の負担が極めて大きいことが考えられる。2004年3月期から、「事業等のリスク」、「財政状態および経営成績の分析（Management Discussion & Analysis）（以下、MD&A）」、「コーポレートガバナンスの状況」等の項目が新設され、以降も定期的に記載内容の見直しや拡充が行なわれており、定性情報の記載内容は年々増加している¹²⁷¹²⁸。

また、企業側が英文開示の必要性について腹落ち感に欠けていることも理由の一つだと考えられる。株式会社プロネクサスが2022年に実施したアンケートでは、回答企業271社のうち、有価証券報告書の英文開示について「非常に重要」または「どちらかといえば重要」と回答した企業の割合は、28%に留まっている¹²⁹。この背景として、企業が、有価証券報告書をあくまで法令順守のために作成すべき書類であり、投資家の議決権行使判断や投資判断に直接的に利用されないだろうという固定観念を抱き、企業価値向上のための書類とは認識していないことが考えられる。

ウ．海外投資家のニーズ

一方で、東証が海外投資家に対して実施した調査では、回答71件のうち、有価証券報告書の英文が投資判断を行ううえで「必須」または「必要」と回答した割合は85%に上り、決算短信およびIR説明会資料に次いで英文開示へのニーズが高い結果となった。その理由として、有価証券報告書には企業の経営情報が網羅的に記載されており、投資判断に必要な情報の収集ツールとして有用性が高いことが考えられる。英文開示PTでヒアリングした機関投資家は、「会社の沿革、事業戦略、経営成績および財政状態等の情報をワンストップで把握できることから、投資先とのエンゲージメントの際に有価証券報告書を参照するケースが多い」とコメントしている。今後もさらにサステナビリティ情報の記載が拡充す

¹²⁷ 久禮由敬、今村峰生 「英文開示・対話を通じた企業価値の磨き方ー「英語にするだけ」の次のステージへの挑戦」 企業会計 Vol. 75 No. 3 36 頁

¹²⁸ 矢澤憲一・金鉉玉・伊藤健頭 「テキストマイニングで解き明かす有報の60年」 企業会計 Vol. 74 No. 2 27 頁

¹²⁹ プロネクサス 「有価証券報告書の英文開示に関するアンケート結果」

るなど、企業情報を網羅的に把握するツールとしての重要性がより一層高まるものと思われる。

また、統合報告書とは異なり、書類のフォーマットが定型であり、他の投資先との横比較がしやすいことをメリットとして挙げる投資家や、米国証券取引委員会の Form 10-K に相当することを理由に目を通すと回答した投資家からの声も確認されている¹³⁰。

昨今では、議決権行使判断においても、有価証券報告書の記載情報の重要性は高まっているように思われる。上述の金融庁主催の会議体では、有価証券報告書と比較した事業報告等の問題点として以下の点を掲げ¹³¹、株主総会開催前に有価証券報告書の提出を求める論拠の一つとしている。

- 「対処すべき課題」について、有報では経営理念や中長期的経営計画の記載がある有用な開示内容となっている一方、事業報告では単年度の記載に留まっている。
- 事業報告には、サステナビリティ開示、政策保有株式関係の記述が無く、肝心のコーポレートガバナンスについては、取締役会や委員会の活動状況の開示も無い。
- 計算書類についても、キャッシュ・フローに関する情報や注記がない。そのため、例えば国際会計基準の「その他の営業費用」の内訳がなく、株主総会時点で損失の詳細内訳を把握できないことがある。
- 会社法監査の監査報告書に KAM（監査上の主要な検討事項）がないため、会計監査人がどう見ていたかなどの情報が得られず、追加的な減損発生の有無への確信度を高めることができない。

② 財務情報にかかる留意事項

有価証券報告書に記載する企業情報のうち、企業の概況、事業の状況、設備の状況、提出会社の状況等の定性情報については、一般的には招集通知などの他の開示書類で記載する項目と重複することが多く、作成にあたり留意すべき点についても共通するため、以下では、財務情報の記載にあたっての留意事項を取り上げる。

¹³⁰ 東証「プライム市場における英文開示の拡充について」英文 I R 人材育成講座（一般社団法人東京国際金融機構（FinCity.Tokyo）、株式会社日本取引所グループ・株式会社東京証券取引所共催）（2024 年 2 月 21 日）10 頁

<https://fincity.tokyo/wp-content/uploads/2024/02/1708325741-b216ef13092f2ca61456c91dd13393fc.pdf>

¹³¹ 金融庁「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」（第 1 回）議事要旨

<https://www.fsa.go.jp/singi/sokaimaekaiji/gijiyousi/20241220.html>

すでに英文開示を行なっている企業では、和文をそのまま英訳して開示しているケースが多数であるが、特に、日本基準を採用している企業においては、海外投資家に対してよりわかりやすく情報を伝えるために、注記や組み換えを行うことが考えられる。英文財務諸表における代表的な組み換え例は【図表Ⅱ－36】のとおりである。

【図表Ⅱ－36】 英文財務諸表における代表的な組み換え例

	代表的な組み換え例
貸借対照表	現金及び預金の代わりに、現金及び現金同等物を記載する
	無形固定資産を投資その他の資産に含める
	関係会社投融資を投資有価証券とは区別して独立掲記する
	負債の部と純資産の部の間に契約債務及び偶発債務を記載する
	資本金、自己株式の科目名に株式数を記載する
損益計算書	営業外損益と特別損益を同一区分にて記載する
	英文財務諸表では、有価証券報告書と比較して、財務諸表に記載される項目が少ない傾向にあるため、開示する項目を集約する場合がある
	1株当たり情報を追加で記載する場合がある
株主資本等変動計算書	前期と当期で表を2つに分けず、「前年同期首～前年同期末（＝当年期首）～当期末」と連続して一つの表として記載する
	株式数を追加で記載する場合がある
キャッシュ・フロー計算書	営業活動によるキャッシュ・フローの小計欄をなくす場合がある
	英文財務諸表では、有価証券報告書と比較して、財務諸表に記載される項目が少ない傾向にあるため、開示する項目を集約する場合がある

また、注記に関しては、日本基準に基づき作成されている旨や、海外投資家の理解のために組み替えを行なっている旨のほか、海外投資家の理解のためにドル換算額を併記し、その旨を注記する事例が確認されている。さらには、注記についても【図表Ⅱ－37】のような組み換えを行うことが考えられる。

【図表Ⅱ－37】 注記の代表的な組み換え例

	代表的な組み換え例
注記の順番	関連する本表の順番（資産→負債→純資産→損益）で記載する
注記の内容	表示方法の変更を記載しない場合がある
	B/S 関係注記、P/L 関係注記という区分をなくすことがある

	有価証券関係注記で、B/S 計上額が取得原価を超える/超えないによる区分をなくして合算して表示する場合がある
	資本に関する注記で、配当金、剰余金、自己株式に関する日本の会社法等の規定の扱いに関して記載する場合がある
	1 株当たり情報で、1 株当たり純資産額の記載を省略する場合がある

これらはいずれも、会計基準の違いを踏まえ、海外投資家が必要とする情報を適切に発信するための応用的な工夫であり、英文開示に取り組むにあたり、すべての企業が対応すべき事項ではない点に留意が必要である。

③ 対応済の企業の事例

以下では、すでに英文開示に取り組んでいる企業のうち、翻訳会社に外注している A 社、機械翻訳で内製する B 社の事例の取組みについて紹介する。

ア．A 社の事例（翻訳会社を活用し、英文を和文の 2 か月後に開示/日本基準）

a．背景

A 社（3 月期決算会社）では、2022 年度より、有価証券報告書の英文開示を開始した。その背景としては、同社が注力してきた E S G 分野の外部評価の取得にあたって、有価証券報告書の英文が参照資料の一つとして挙げられていたことや、同時期に同社としてはじめて外国人取締役を選任し、開示資料の英文作成に一層注力し始めたことなどが挙げられる。

b．実務スケジュール

A 社では、定時株主総会が終了し、和文の有価証券報告書を開示し終えた 6 月下旬頃に、翻訳会社に対して、和文原稿の全文および社内用語集ならびにその他の英文開示書類を提供し、英訳の作成を依頼する。

翻訳会社からは、依頼から 1 ヶ月半が経過した 8 月中旬頃に英訳原稿が納品され、関係部門の担当者約 10 名で一斉に確認を開始する。その際、各部門のチェックの進捗や修正指摘事項を見える化するため、各担当者はオンラインで共有された Excel ファイルに修正指摘事項を記入するという工夫を行なっている。担当者によるチェック完了後は、各部門の管理職が修正指摘事項を確認し、反映すべき事項を決定する。なお、各部門からの修正指摘事項のうち、最終原稿に反映されたものは、総務部門がとりまとめのうえ、社内用語集に反映する。

修正事項の決定後は、各担当部門間で一つの英文原稿ファイルを回覧しながら順に修正し、各部門による反映が完了し次第、とりまとめ部門である総務部の確認を経て、自社ウェブサイトの開示している。

イ．B社の事例（機械翻訳ツールを活用し、日英同時に開示/ I F R S）

a．背景

B社（3月期決算会社）では、国内外の投資家間での情報の非対称性を解消することを目的に、2014年より、有価証券報告書を含むすべての開示書類について日英同時開示を実施している。有価証券報告書については初年度のみ翻訳会社に英訳を外注し、翌年度以降は、サステナビリティ情報など、法令改正により追加で開示が必要となった項目を除き、原則的に機械翻訳ツールを活用して自社で内製している。

b．実務スケジュール

同社では4月初旬に、とりまとめ部門である財務部門から、経営企画部門、総務部門、サステナビリティ担当部門等の関係部門に対して、5月初旬を締切として和文原稿の作成を依頼する。財務部門の担当者は、5月中旬以降、各部門が作成した原稿の確認を進めるとともに、機械翻訳ツールを活用して担当パートの英訳の作成を同時並行で進め、完了し次第、管理職による確認を得る。

同社では、監査法人との監査契約において、有価証券報告書の英文を監査対象に含めており、英文原稿が確定する5月下旬頃から順次監査の実施を依頼する。英文監査の過程では、監査法人に所属するネイティブから、定性情報および数値情報について前年度原稿からの更新漏れや体裁に関する指摘のほか、他の記載箇所との単語の整合性や、前置詞を含む単語の使い方など、表現に関する指摘も受けるとのことであり、監査が英文の確からしさを担保する一助となっている。これらの指摘事項を適宜原稿に反映させ、原稿を確定した後、監査法人から英文の監査報告書を受領し、6月下旬の株主総会終了後に自社ウェブサイトにて日英同時に開示している。

ウ．今後の検討事項

翻訳会社を活用するA社の事例を踏まえると、有価証券報告書の全文の英訳を外注した場合、一般的に望ましいとされる日英同時開示は望めないうえに、毎年数百万円規模の翻訳費用が発生する。一方で、B社のように内製を選択した場合にも、和文原稿の確認と英文原稿の作成を同時並行で進めるため、担当者の作業負担が非常に高くなるということで、一定数以上の人員が確保された組織でない限りは内製での対応は難しいと考えられる。

以上を踏まえ、今後、有価証券報告書の英文開示に取り組む企業のうち、リソースを十分に確保することが困難な企業においては、まずは開示の優先順位が高い項目から英文を作成し、段階的に開示を進めていくことが、企業を取りうる現実的な選択肢であると考えられる。具体的な開示の方法は、英文開示の目的によって異なり、例えば、単に有価証券報告書の和文でしか提供されない情報について、英文開示を推進したい企業においては、部分的な英文を作成して開示する方法が考えられる一方、株式関連実務との関連では、事業報告との一体的開示の方法による開示も選択肢の一つである。

a. 有価証券報告書の部分的な英文開示

上述の東証による海外投資家への調査において、有価証券報告書の記載項目のうち、英文開示が必要であるとの回答率が高かった項目は以下のとおりであった。

【図表Ⅱ－38】 英文開示が必要であるとの回答率が高かった項目（80%以上の回答を抜粋）

- ・ 経理の状況（90%）
- ・ 株式の保有状況（85%）
- ・ MD & A（83%）
- ・ コーポレートガバナンスの概要（80%）
- ・ サステナビリティに関する考え方および取り組み（80%）
- ・ 経営方針、経営環境および対処すべき課題等（80%）
- ・ 配当政策（80%）

また、令和4年 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」では、海外のアクティブ運用会社に所属する委員から、グローバル投資家は株式の保有状況やMD & A、事業等のリスクなどの項目を参照しているとの発言が確認されている¹³²。

これらの投資家からの要望を踏まえ、自社にとって開示の優先順位の高い項目を検討のうえ、有価証券報告書の抜粋版として和文と同時または同日に開示する方法が考えられる。

b. 有価証券報告書と事業報告の一体的開示

¹³² 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」（第8回）議事録
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/disclose_wg/gijiroku/20220418.html

さらに発展して、有価証券報告書の英文開示の目的を、株主総会前に株主に提供する情報の拡充と定める企業においては、株主総会における株主の議決権行使判断の観点から重要な項目について事業報告との一体的開示を行ない、その英文を開示することで、有価証券報告書の英文開示に代える方法が考えられる。

すでに株主総会資料の任意記載事項を拡充する動きは広がっており、例えば、政策保有株式の保有または縮減方針等の情報を株主総会参考書類の参考情報として記載している事例も確認されている。今後、有価証券報告書の記載情報が、投資家の議決権行使判断にあたり必要または有用と考える企業においては、前倒して原稿を作成し、参考書類や事業報告にも記載を盛り込むことは有用な選択肢であると考えられる。

一体的開示を採用する場合、現状の実務に比べて原稿作成時期が早まり、和文、英文ともに原稿作成の実務負荷が高まると想定される。一方で、上述の開示の優先度が高いと考えられる項目はいずれも定性的な情報が多く、一般的には事業年度の終了前から原稿作成を開始できると考えられるため、実務スケジュールを少し前倒すことで、事業報告の校了期限までには十分に間に合うと思われる。全文の英文開示に取り組むよりも負担は少ない。また、上述の部分的な英文開示との比較においては、投資家がワンストップで情報を把握できるようになる点で、より有用性が高いと考えられる。

これから英文開示を検討する企業においては、まずは、現状和文の有価証券報告書でしか開示されていない情報のうち、自社にとって優先的に英文開示を進めるべき項目は何かを議論することから始めることが望ましいと考えられる。

Ⅲ 卷末資料

1. 英文開示のチェックリスト

	チェック項目	ページ	✓
【事前準備（基本方針・体制整備に関して）】			
（基本方針等の決定に関連する留意事項）			
①	以下の内容が盛り込まれた英文開示に関する基本方針が、適切な社内機関の決定に基づき定められているか。	P55	
	・ 英文開示すべき対象書類が選定されているか（プライム市場上場会社は、決算情報と適時開示情報については英文開示が義務づけられていることに留意）。	P55	
	・ 対象書類について、英文開示する範囲（全文、一部、要約）を設定しているか。	P57	
	・ 翻訳の品質基準を定めているか。	P57	
	・ 英文開示のタイミングを定めているか（東証の方針に則り、日英同時開示を原則とするのが望ましい）。	P57	
	・ 英文開示の所管部署を決定し、基本方針の実現のための体制づくりがされているか。	P58	
②	英文開示を行う際の決裁レベルについて検討されているか。	P55	
③	基本事項を定めた基本方針の他、実務レベルでの方針も定めているか。	P55	
④	以下の観点を検討し、他社をベンチマークしながら英文開示の検討を行っているか。	P58	
	・ 自社と同様の業種や市場に上場している企業を対象としているか。	P58	
	・ 売上高や時価総額、従業員数など規模の近い企業を対象としているか。	P58	
	・ 他社がどの範囲まで英文開示を実施しているか詳細に調査しているか。	P59	
	・ 他社が使う専門用語や業界特有の表現等、翻訳の質についての検証をしているか。	P59	
⑤	海外投資家等からの問い合わせ、フィードバック等をもとに、英文開示の振り返りを行い、計画的に改善に取り組んでいるか。	P59	
（英文開示のための体制整備に関する留意事項）			
①	業務フローに応じて以下のような社内体制が整備されているか。	P60	
	・ プロジェクトマネージャー	P60	

	チェック項目	ページ	✓
	※基本方針の決定や英文開示全体の設計・管理を行う者		
	・ 翻訳担当 ※和文から英文への翻訳作業を行う者	P60	
	・ 校正担当 ※翻訳後に誤記や訳抜け、表現・ニュアンスの相違等の確認を行い、誤りがあれば修正作業をする者	P60	
	・ 英文資料開示の決裁者 ※校正が完了した英文資料の開示に係る決裁者	P61	
②	状況に応じ、以下から適切な翻訳・校正方法を選択しているか。	P61	
	・ 外製（翻訳会社に委託）	P61	
	・ 内製かつ機械翻訳	P62	
	・ 内製かつ人手翻訳	P63	
③	相応の言語スキルを有する人材の確保の他、英文開示業務の平準化・簡素化や外部リソースの活用等を検討しているか。	P64	
（日英同時開示に向けて考慮すべき事項）			
①	英文開示資料の作成期間（英訳する和文の分量、翻訳・校正方法によって変化）を踏まえて和文の完成時期を決定し、余裕をもったスケジュールで取り組んでいるか。	P67	
②	用語集は作成されているか。	P69	
【スケジュール作成】			
①	和文および英文の制作スケジュールを、以下の関係者と調整の上、作成しているか。	P73	
	・ 社内関係者 ※どの部署で英文を制作するか、校正作業はどの部署がどのような手順で関与するか	P73	
	・ 証券代行機関 ※アクセス通知、交付書面等の発送日や納品日の日程調整	P73	
	・ 印刷会社 ※和文の校了日を決定し、入稿日・校正日程等を調整し、英訳の開始日を定める	P73	
	・ 翻訳会社 ※英訳の開始日、和文原稿の提出日、初校の納品日、校正回数・日程、校了日等を調整	P74	
②	適度な余裕をもったスケジュールとなっているか。	P74	

	チェック項目	ページ	✓
③	英文開示を和文と同じレイアウトで作成する場合、その工程にあわせたスケジュールとなっているか。	P74	
④	英訳範囲（前年や他書類の流用、重要でない項目の省略等）を検討し、英訳スケジュールの効率化を行っているか。	P75	
⑤	社外役員候補者の経歴等について、経歴書の和文と英文を入手し、差異がないか確認を行っているか。	P76	
【翻訳会社に委託する場合】			
（事前検討・準備段階での留意事項）			
①	初めて翻訳会社へ委託する場合や翻訳会社を変更する場合は、余裕をもって準備を始められているか。	P80	
②	翻訳会社を選定する基準として、「品質」「ISO17100への準拠状況」「実績」「発行会社・業界知識」「費用」「対応速度」等が考慮されているか。	P80	
③	高度に専門的かつ難解な事項（複雑な役員報酬議案や株主提案議案等）や他社実績が少ない事例がある場合において、法律事務所へ依頼することを検討したか。	P83	
（翻訳会社との契約締結や打ち合わせにおける留意事項）			
①	翻訳物の著作権帰属や機密保持について契約内に盛り込まれているか。	P81	
②	英訳範囲や各種日程等を踏まえたスケジュールは決まっているか（校正回数や校正時間にも留意が必要）。	P81	
③	PDF化まで依頼するか、最終版の和文の反映をもって校了とするかが決まっているか。	P81	
④	英文の用紙サイズ、ページ数を和文と合わせるか等、レイアウトについて決まっているか。	P82	
⑤	社内用語集や英訳の参考資料を共有しているか。	P82	
⑥	昨年度の反省を踏まえた留意点を確認できているか。	P82	
⑦	英訳表現の方向性（「忠実な訳」か「意識」かなど）は決まっているか。	P82	
⑧	費用について確認できているか。	P82	
（実際に英訳を依頼する際の留意事項）			
①	和文提出時に、昨年度からの変更箇所が分かるようになっているか。	P82	
②	翻訳依頼範囲に限られる場合は、該当箇所にハイライトを入れたり、文字色を変更したりして明確にしているか。	P82	
③	図版を英訳対象とする際は、編集可能な元データも提出しているか。	P82	
④	翻訳会社から受け取ったデータは、社内校正を行う前に、昨年度からの	P82	

	チェック項目	ページ	✓
	更新箇所が分かるようにしているか。		
⑤	校正を複数回行う場合、社内校正結果の提出時に、和文の更新箇所の英訳依頼もできているか。	P83	
【法律事務所に委託する場合】			
①	翻訳を依頼する範囲をある程度限定したか（翻訳時間、費用対策）。	P83	
②	社内で暫定版の英文を作成し、その内容の確認を依頼することを検討したか（翻訳時間対策）。	P83	
③	翻訳会社と並行して依頼する場合、別途スケジュール調整ができているか（翻訳会社より時間がかかることが多い）。	P83	
④	依頼時に、社内用語集や英訳の参考資料を共有しているか。	P84	
⑤	一部分のみの翻訳を依頼する場合、依頼していない箇所との整合をとるための基準を事前に決めているか。	P84	
【内製する場合】			
（事前検討・準備段階での留意事項）			
①	事前に期数や日付等の形式的な更新作業や、前年より変更されることが想定される箇所のマーキング、不要箇所の削除等を行い、当該時点で校正を行い、英文原稿のドラフトを作成したか。	P88	
②	機械翻訳を利用する場合は、利用するソフトについて、試用してみて使い勝手を確認したか。また、工数、訳文の質、傾向、用語登録機能の有無、料金、セキュリティ等の面から検討したか。	P86	
③	機械翻訳を利用する場合は、利用するソフトについて実際に設定、試用し、自社に適した翻訳結果を生じやすくするような仕様にカスタマイズしたか。	P88	
④	基準日後に数値等が確定したタイミングで、英文原稿のドラフトに数値等を入力したか。	P91	
⑤	英文原稿のドラフトが、新たに作成した決算短信やその他関連資料における記載と整合性が保たれているか確認したか（資料による日本語表記揺れに注意）。	P91	
⑥	機械翻訳に入る前に、過去分も含めた決算短信やその他関連資料に同じ内容の英文や用語がないか、東証の英文開示をサポートするコンテンツや、全株懇モデル（英訳版）、他社の英訳資料から引用できるものがないか確認したか。	P91	
（機械翻訳を実施する際の留意点）			
①	機械翻訳に入れる文章について、機械が翻訳しやすいように、以下の確	P92	

	チェック項目	ページ	✓
	認・検討を行ったか（ブリエディット）。		
	・ 不要な改行、スペースが削除されているか。	P93	
	・ 句読点が適切に記載されているか。	P93	
	・ 長い文章は短く区切られているか。 ※段落ごとに必要な文章を機械翻訳するなどの工夫も必要	P93 P96	
	・ 機械翻訳しやすいと思われる表記になっているか。 ※漢数字よりもアラビア数字、ひらがなよりも漢字、特殊記号は使わないなど	P93	
	・ 固有名詞や専門用語はあらかじめ英語に変換しているか。	P93	
	・ 主語や目的語が省略されているものについて、補われているか。	P93	
	・ 主語や述語が不明確な文章について、明確になるよう修正しているか。	P93	
	・ あいまいな日本語表現について、修正されているか。	P93	
②	生成された訳文について、以下の確認・修正を行ったか（ポストエディット）。	P96	
	・ 固有名詞や数字、単位に誤訳はないか。 ※機械が学習したデータにない単語、略語、漢数字など	P96	
	・ 句点のない原文を誤認識していないか。 ※機械が文の終わりを認識できず不自然になっていないかなど	P96	
	・ 記号の誤認識はないか。 ※「・（ナカグロ）」が「or」や「and」に適切に訳されているかなど	P97	
	・ 日付の表記が英語として正しく記載されているか。 ※「1/1」と「January 1」など	P97	
	・ 「誰が・誰に・何を・いつ」が一致しているか。 ※和文の言葉の省略に伴う誤訳など	P97	
	・ 適切な語句が選択されているか。 ※「多義語」「同音異義語」など	P97	
	・ 慣用句が正しく訳されているか。 ※日本語の比喩表現など	P97	
	・ 日本語特有の重複表現が適切に訳されているか。 ※「D X化」「I T技術」など	P97	
	・ 原文の情報が正しく訳されているか。 ※原文の単語抜けなど	P97	
	・ 原文の否定文は正しく訳されているか。 ※二重否定文の誤訳など	P97	

	チェック項目	ページ	✓
	・オノマトペは正しく訳されているか。 ※会社の基本方針のフレーズやパーパスなど ※事前に英語版のコピーライティングを依頼する等も要検討	P97	
	・流暢性は確認できているか。もしくは流暢性を犠牲にする検討を行ったか。	P96	
(人手翻訳を実施する際の留意点)			
①	スケジュールにゆとりを持ち、計画的な英訳が遂行できているか。	P102	
②	翻訳にとりかかる前に、翻訳者間（担当者間）で翻訳のゴール（「正確性」「流暢性」のどちらに重きを置くのかなど）は明確になっているか。	P102	
③	和文の招集通知の修正範囲・新規ページ等を確認し、スケジュール感を把握できているか。	P103	
④	翻訳の分担決めを行ったか。当該分担は、整合性を保てる分担や着手順となっているか。	P103	
⑤	用語集の作成等、英単語の統一や表記ルール、英訳に係る社内ルール等の認識統一が行われているか。	P103	
⑥	類似点のある企業や自社のベンチマーク企業の英訳資料について、動向確認を行っているか。	P103	
⑦	スペルや文法チェックが行える機能やツール等の導入について、検討を行ったか。	P104	
⑧	新たに加わった部分について、過去資料等からの流用状況や、当該箇所の英訳状況について確認を行い、参照先としてまとめたか。まとめた際は、校正の担当者に参照先を引き継いだか。	P104	
⑨	翻訳者が和文の文章全体を通読し、起承転結の流れを把握し、構成を理解できているか。	P104	
⑩	必要に応じて和文の制作担当者に問い合わせ等を行い、書き手の意図を正確に捉えた翻訳ができるように準備できているか。	P106	
⑪	和文の作成と並行して英訳が進行する際は、どのバージョンの和文ファイルを翻訳しているのか等、ファイル管理を徹底して行えているか。	P106	
⑫	翻訳の際に、修正履歴をつけているか。	P106	
⑬	前回の株主総会資料と同じ内容の和文箇所について、再翻訳の必要性の有無を確認したか。	P106	
【基本的な校正の手順等】			
(校正の手順に関する留意点)			
①	自社の人的リソースも踏まえ、対応可能な校正のレベル感・方針をあ	P107	

	チェック項目	ページ	✓
	らかじめ確認しているか。		
②	校正担当者／部署が複数ある場合は「英訳原稿を複数ファイルに切り分ける」、「担当箇所が分かるようマーキングする」等した上で、最新の和文とあわせて英訳を送り、期日までの確認・校正を依頼しているか。	P107	
③	校正の依頼に際しては、校正方針や用語集等の資料を提供しているか。	P107	
④	校正結果を受け、他の箇所においても同様の修正が必要ないか、平仄は取れているか確認・検討を行ったか。	P107	
（固有名詞や数字、単位等の確認に関する留意点）			
①	日時、場所、数字・数値、役員候補者の情報について、誤りがないよう複数人で徹底した確認を行ったか。	P107	
②	数値について「億」などの桁数の表現を、英文における桁数の表現に合致するよう変換した場合、変換後の内容に誤りがないか。	P107	
③	役員候補者の略歴等について、誤記載・固有名詞の表記間違い等を防ぐため、和文とあわせて各役員候補者に確認を依頼したか。	P107	
（形式的な確認に関する留意点）			
①	時制の不一致、主語・目的語の取り違い等の文法ミスおよびスペルミスはないか。	P108	
②	訳漏れ、重複はないか（訳漏れの確認については、校正対象の英文を機械翻訳で和文に翻訳し、当該和文と、翻訳前の和文（原文）を比較し、一致しているか確認する逆翻訳（バックトランスレーション）の手法が有用）。	P108 P110	
③	項目番号に誤りはないか。	P108	
④	図版は更新されているか。	P108	
⑤	和文と英文で頁数が異なる場合は、参照頁番号が英文版に更新されているか。	P108	
（用語確認に関する留意点）			
①	用語集を作成した場合、その英単語が一貫して使用されているか。	P109	
②	すべての文言を統一することが難しい場合は、サービス名・商品名および経営計画等でのキーフレーズに絞る等して確認を行ったか。	P109	
（全体的な精読（流暢性の確認）に関する留意点）			
①	フォーマルな表現となっているか等の言い回し（流暢性）まで確認するのか、事実関係の正誤確認（正確性）にとどめるかといった、方針	P109	

	チェック項目	ページ	✓
	をあらかじめ決定しているか。		
②	表現の一貫性、専門用語が専門外の者にとって分かりやすく英訳されているか。	P109	
③	日本特有の法令・制度等について英語圏の読者にとって分かりやすく英訳されているか。	P109	
④	ニュアンスは適切に表現されているか。	P109	
(リーガルチェックに関する留意点)			
①	法定記載事項が会社法の趣旨に沿った表現になっているか。	P109	
②	会社法に関する表現のチェックが翻訳会社で提供されない場合や、内製（機械翻訳、人手翻訳）の場合、会社法に関わらず訴訟等の法的リスクのある記載が含まれる場合は、必要に応じて社内の法務部門や顧問弁護士等に英訳の確認・校正を依頼しているか。	P110	
【決裁、開示、その他の留意事項】			
(決裁に関する留意点)			
①	英文開示の基本方針として、あらかじめ決裁の要否、決裁者を定めているか。	P112	
②	取締役会で英文の決裁を得ることとした場合、和文が英文より前に確定するようスケジュールが組まれているか。	P112	
(英文開示に関する留意点)			
①	開示書類の準備にあたり、以下の確認・対応を行ったか。	P112	
	・ T D n e t 登録に際し、PDFのプロパティ設定を行ったか（※自社でPDFを作成する場合）。	P112	
	・ 東証へ提出する英文招集通知のPDFを自社ウェブサイトに掲載する場合、担当部署へ事前に連絡や調整を行ったか（電子提供の対応と同時に進行するとスムーズ）。	P112	
②	英文招集通知を開示している場合、電子提供措置開始後の電子提供措置事項の修正にあたり、以下の確認・対応を行ったか。	P112	
	・ あらかじめ修正に備えたフォーマット等を準備しているか（開示までの時間が限られるため、事前準備が望ましい）。	P112	
	・ 和文と同時に開示できるよう、前営業日までにT D n e t への登録、自社ウェブサイトへの掲載準備を完了するよう留意できているか。	P113	
(その他に関する留意点)			
①	原稿管理（版管理）について、ファイルの取り違いや先祖返り・英訳漏れを防ぐ観点で、以下のような工夫を行っているか。	P113	

	チェック項目	ページ	✓
	・ 修正時に変更履歴を付したか。	P113	
	・ ヘッダーに自動更新の日付・時間を表示設定したか。	P113	
	・ ファイル名に版番号を付したか。	P113	
	・ 英訳を依頼した和文のファイル名に、版番号の後に「英訳依頼」等と記載し、それとわかるようにしているか。	P113	
	・ 原稿を格納するフォルダにおいて、古い版は専用のフォルダに随時移動させているか。	P113	
	・ 校正のために切り分けたファイルを統合する場合等、転記をするときは、修正箇所を都度転記するのではなく、段落ごと等文章のかたまり毎に転記しているか。	P113	
②	英文開示を参考訳と位置付ける場合、免責文言（ディスクレーマー）について、以下のような対応を行っているか。	P113	
	・ 対象の英文開示は参照用であることを明記しているか。	P113	
	・ 和文と英文で相違がある場合、和文が正しいものであることを明記しているか。	P113	

2. 英文株主総会資料の記載事例集

(1) 株主総会参考書類

① 資本準備金の減少

《ホソカワミクロン株式会社 第 80 回定時株主総会第 2 号議案》

Item No. 2 Reduction of Capital Reserve

1. Reason for Reduction of Capital Reserve

In order to ensure the agility and flexibility of our future capital policy, we would like to reduce the amount of the Company's capital reserve and transfer it to other capital surplus in accordance with the provisions of Article 448, Paragraph 1 of the Companies Act.

2. Details of Reduction of Capital Reserve

(1) Amount of Reduction of Capital Reserve

The capital reserve of 3,206,917,643 yen will be reduced by 3,000,000,000 yen and the entire amount of the reduction will be transferred to other capital surplus, leaving the amount of the capital reserve after the reduction at 206,917,643 yen.

(2) Effective Date of Reduction of Capital Reserve

February 28, 2025

第 2 号議案 資本準備金の額の減少の件

1. 資本準備金の額の減少の理由

今後の資本政策の機動性・柔軟性を確保するため、会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えさせていただきたく存じます。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金 3,206,917,643 円のうち 3,000,000,000 円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を 206,917,643 円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2025 年 2 月 28 日

② 退職慰労金の支給

《株式会社ファーマフーズ 第 27 期定時株主総会第 6 号議案》

Proposal No. 6 Provision of Retirement Allowance to Retiring Directors

Since Director ○○ ○○'s term of office will expire at the conclusion of this General Meeting of Shareholders, the Company proposes to pay her retirement allowance within a reasonable amount in accordance with the Company's prescribed standards to reward her efforts during her term of office and requests that the Board of Directors determine the specific timing, method, etc. of such payment.

The retirement allowance is to be presented in appreciation of the efforts made to improve the company's business performance and corporate value. The amount is calculated based on the criteria for position, years in office, etc. It is reported to the Board of Directors after consultation by the Nomination and Compensation Committee. Therefore, the Company believes that the contents of this proposal are appropriate.

The amount of the retirement allowance will be appropriated from the cancellation refund of the term insurance policy insured by the Director concerned.

The amount of retirement allowance and career summary of the retiring Director are as follows.

Name	Amount	Career summary
○○ ○○	¥10 million	Oct. 2000 ○○ ・ ・ ・

第6号議案 退任取締役への退職慰労金贈呈の件

取締役〇〇 〇〇氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的な贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、当社の業績及び企業価値の向上に尽力したため贈呈するものであり、その金額は役位、在任年数等に応じた基準により算定され、指名報酬委員会による協議を経て取締役会に対して答申が行われております。そのため、本議案の内容は相当であると判断するものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告 25 頁に記載のとおりであります。

なお、退職慰労金額は、当該取締役を被保険者とする定期保険の解約返戻金により充当されます。

退任取締役の退職慰労金額及び略歴は、次のとおりであります。

氏名	金額	略歴
〇〇 〇〇	10 百万円	2000 年 10 月 〇〇 ．．．

③ 退職慰労金の打ち切り支給

《ジェコス株式会社 第 57 回定時株主総会第 5 号議案》

Proposal 5: Payment of Retirement Benefits to Retiring Directors and Lump-sum Payment of Retirement Benefits to Directors and Audit & Supervisory Board Members in line with the Termination of the Officers' Retirement Benefit Plan

As Directors ○○ ○○ and ○○ ○○ will retire from office due to expiration of their terms of office at the conclusion of this General Meeting of Shareholders, the Company proposes to pay retirement benefits to them in accordance with the standards predetermined by the Company and in amounts within a reasonable range. The reason for the payment is to appreciate their hard work toward improving business results and enhancing corporate value of the Company. The Company requests that specific amounts, timing and methods of payment and other related matters be left entirely to the discretion of the Board of Directors.

Career summaries of the retiring Directors are as follows:

Name	Career summary
○○ ○○	June 2023 ○○ ・ ・ ・
○○ ○○	June 2022 ○○ ・ ・ ・

At the Board of Directors' meeting held on April 25, 2024, the Company resolved to abolish the current officers' retirement benefit plan as of the conclusion of this General Meeting of Shareholders.

Accordingly, subject to the approval of Proposal 2, "Election of Six (6) Directors," the Company proposes to pay retirement benefits to two (2) Directors and two (2) Audit & Supervisory Board Members corresponding to their terms of office from the time of their assumption of office to the conclusion of this General Meeting, respectively, in accordance with the standards predetermined by the Company and in amounts within a reasonable range. The reason for the payment is to appreciate their hard work toward improving business results and enhancing corporate value of the Company.

<次ページに続く>

The timing of the lump-sum payment of retirement benefits will be at the time of retirement of each Director and Audit & Supervisory Board Member, and the Company requests that specific amounts, methods of payment, and other related matters concerning Directors be left entirely to the discretion of the Board of Directors, and the same concerning Audit & Supervisory Board Members to the discussion of the Audit & Supervisory Board Members.

Career summaries of the Directors and Audit & Supervisory Board Members subject to the lump-sum payment of retirement benefits are as follows.

Name	Career summary
○○ ○○	June 2021 ○○ • • •
○○ ○○	June 2022 ○○ • • •
○○ ○○	June 2022 ○○ • • •
○○ ○○	June 2023 ○○ • • •

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役および監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって、取締役〇〇〇〇および〇〇〇〇の両氏は任期満了により退任されることから、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。その理由は、当社の業績および企業価値向上に尽力したためであります。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたく存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
〇〇 〇〇	2023年6月 〇〇 ．．．
〇〇 〇〇	2022年6月 〇〇 ．．．

また、当社は、2024年4月25日の取締役会において、現行の役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案「取締役6名選任の件」の承認可決を条件として、取締役2名および監査役2名に対し、それぞれ就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で贈呈いたしたく存じます。その理由は、当社の業績および企業価値向上に尽力したためであります。

なお、打ち切り支給の時期につきましては、各取締役および監査役の退任時とし、その具体的な金額、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることにそれぞれご一任願いたく存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
〇〇 〇〇	2021年6月 〇〇 ．．．
〇〇 〇〇	2022年6月 〇〇 ．．．
〇〇 〇〇	2022年6月 〇〇 ．．．
〇〇 〇〇	2023年6月 〇〇 ．．．

④ 取締役賞与の支給

《東京エレクトロン株式会社 第 61 期定時株主総会第 3 号議案》

Proposal 3: Payment of Bonuses to Corporate Directors for the 61st Fiscal Year

Based on TEL's executive compensation system, net income attributable to owners of parent and consolidated ROE for the 61st fiscal year, TEL seeks shareholder approval to pay 531.8 million yen as the cash bonus portion of annual performance-linked compensation to 3 Corporate Directors(excluding 3 Outside Directors) as of the final day of the 61st fiscal year in accordance with Article 361, Paragraph 1 of the Companies Act.

TEL believes this proposal is appropriate, as the amount of bonuses to be paid is linked to business performance in the 61st fiscal year, with a view to motivating recipients to contribute to improving the business performance in each fiscal year, in accordance with TEL's executive compensation system.

第 3 号議案 第 61 期取締役賞与金支給の件

当社の役員報酬制度及び第 61 期の親会社株主に帰属する当期純利益、連結 ROE に基づき、第 61 期末日時点の取締役 3 名（社外取締役 3 名を除く。）に対し、年次業績連動報酬の現金賞与部分として、総額 5 億 3,180 万円を支給することにつき、会社法第 361 条第 1 項の規定に基づき、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、当社の役員報酬制度に従い、事業年度ごとの業績向上への意識を高めること等を目的に第 61 期の業績に連動して賞与を支給するものであり、相当であると判断しております。

⑤ 株式報酬（譲渡制限付株式）の支給

《森六ホールディングス株式会社 第 109 期定時株主総会第 8 号議案》

Proposed Resolution 8: Determination of the Amount of Remuneration, etc. for Directors
(Excluding Directors who are Audit and Supervisory Committee
Members and Outside Directors) to Grant Them Restricted Stock

At its 104th Ordinary General Shareholders' Meeting held on June 27, 2019, the Company obtained the approval of its shareholders to monetary remuneration claims in an annual amount of no more than 210 million yen (not including the employee salary portion payable to Directors who concurrently serve as employees) to be paid to Directors (excluding Outside Directors) to grant them restricted stock, separately from the limit on the remuneration for Directors to an annual amount of 324 million yen (not including the employee salary portion payable to Directors who concurrently serve as employees).

If Proposed Resolution 1, "Partial Amendments to the Articles of Incorporation (1)," is approved as originally proposed, the Company will transition to a company with audit and supervisory committee. Accordingly, the Company proposes that its shareholders approve: abolishing the above limit on the remuneration for Directors to grant them restricted stock; and newly paying remuneration to Directors (excluding Directors who are Audit and Supervisory Committee Members and Outside Directors; hereinafter referred to as the "Eligible Directors") to grant them restricted stock, separately from Proposed Resolution 6, "Determination of the Amount of Remuneration, etc. for Directors (Excluding Directors who are Audit and Supervisory Committee Members)," for the purpose of increasing the Eligible Directors' motivation to contribute to increasing the medium- to long-term corporate value of the Company and having the Eligible Directors further share the same values as the Company's shareholders, by further clarifying the linkage between the Eligible Directors' remuneration and performance.

<次ページに続く>

The remuneration to be paid to the Eligible Directors to grant them restricted stock will be monetary claims (hereinafter referred to as “Monetary Remuneration Claims”), the total of which will be no more than an annual amount of 210 million yen (not including the employee salary portion payable to Directors who concurrently serve as employees). However, this amount of remuneration is based on the assumption that, in principle, an amount equivalent to the consideration for the Eligible Directors’ performance of their duties for the three fiscal years covered by a medium-term management plan will be paid in a lump sum in the first of the three fiscal years. Therefore, the Company assumes that the amount of remuneration will substantially be no more than 70 million yen per fiscal year.

The specific time of payment and the specific amounts allocated to the individual Eligible Directors will be determined by the Board of Directors after deliberation by the voluntary Nominating and Compensation Advisory Committee.

The Company plans to modify its policy for determining the details of remuneration, etc. for individual Directors of the Company after its transition to a company with audit and supervisory committee, by introducing provisions requiring Directors to return their remuneration (i.e., a malus clause and a clawback clause) as described under the heading “<Reference>” on page 31 of the notice of this general shareholders’ meeting. The Company believes that the content of this proposed resolution is appropriate because this proposed resolution intends to pay stock remuneration in accordance with that policy, and because this proposed resolution was determined by the Board of Directors after receiving a report from the voluntary Nominating and Compensation Advisory Committee.

The Company currently has two (2) Directors who are not Outside Directors. If Proposed Resolution 1, “Partial Amendments to the Articles of Incorporation (1),” and Proposed Resolution 3, “Election of Six (6) Directors (Excluding Directors who are Audit and Supervisory Committee Members),” are approved as originally proposed, the number of Eligible Directors will be two (2).

<次ページに続く>

This proposed resolution will take effect on condition that the amendments to the Articles of Incorporation proposed in Proposed Resolution 1, “Partial Amendments to the Articles of Incorporation (1),” take effect.

Pursuant to a resolution of the Company’s Board of Directors, the Eligible Directors will pay the entire Monetary Remuneration Claims, which are to be received by them under this proposed resolution, as properties contributed in kind, upon which shares of the Company’s common stock will be issued or disposed of to the Eligible Directors. The total number of shares of the Company’s common stock to be so issued or disposed of will be no more than 81,000 shares per year (however, this total number will be adjusted to a reasonable extent if, on or after the date of approval of this proposed resolution, a stock split (including allotment without contribution) or a stock consolidation of the Company’s common stock occurs or any other event arises that requires adjustment of the total number of shares of the Company’s common stock to be issued or disposed of as restricted shares). As described above, however, the Company assumes that Monetary Remuneration Claims involved in the restricted stock remuneration program will in principle be paid in a lump sum in the first of the three fiscal years covered by a medium-term management plan in an amount equivalent to the consideration for the Eligible Directors’ performance of their duties for the three fiscal years. Therefore, the Company assumes that the number of shares granted will substantially be no more than 27,000 shares per fiscal year.

The amount per share to be paid in as described above will be determined by the Board of Directors based on the closing price of the Company’s common stock at the Tokyo Stock Exchange on the business day preceding the date of the relevant resolution of the Board of Directors (or, if no trading takes place on that business day, the closing price on the immediately preceding trading day) and within a range that is not particularly advantageous to the Eligible Directors receiving shares of the Company’s common stock. Before issuing or disposing of shares of the Company’s common stock as described above, a restricted stock allotment agreement containing the following provisions (hereinafter referred to as the “Allotment Agreement”) will be entered between the Company and each of the Eligible Directors.

<次ページに続く>

(1) Period of transfer restriction

An Eligible Director must not transfer, create any security interest over, or otherwise dispose of, the shares of the Company's common stock allotted to him/her under the Allotment Agreement (hereinafter referred to as the "Allotted Shares"), for a period to be determined in advance by the Company's Board of Directors within the range of one to five years from the date of allotment under the Allotment Agreement (hereinafter referred to as the "Transfer Restriction Period") (hereinafter referred to as the "Transfer Restriction").

(2) Handling of the Allotted Shares upon resignation or retirement

If an Eligible Director resigns or retires from the position specified in advance by the Company's Board of Directors prior to the expiration of the Transfer Restriction Period, the Company will automatically acquire, without consideration, the Allotted Shares allotted to the Eligible Director unless his/her resignation or retirement is due to the expiration of his/her term of office or is otherwise justified. If the Company's Board of Directors otherwise decides that it is appropriate for the Company to acquire all of the Allotted Shares without consideration, the Company will automatically acquire the Allotted Shares without consideration.

(3) Lifting of transfer restriction subject to achievement of performance targets

Notwithstanding the provisions of (1) above, the Company will lift the Transfer Restriction on the Allotted Shares allotted to an Eligible Director upon the expiration of the Transfer Restriction Period: (i) on condition that the Eligible Director continues to hold, throughout the Transfer Restriction Period, the position specified in advance by the Company's Board of Directors; and (ii) subject to his/her achievement of, or according to the level of his/her achievement of, the targets for performance, management indicators, etc. set in advance by the Company's Board of Directors for the medium-term management plan covering the Transfer Restriction Period.

<次ページに続く>

However, if the Eligible Director resigns or retires from the position specified in advance by the Company's Board of Directors prior to the expiration of the Transfer Restriction Period due to the expiration of his/her term of office or for any other good reason, the number of Allotted Shares for which the Transfer Restriction is lifted will be reasonably adjusted according to the period during which he/she held the position. Any Allotted Shares for which the Transfer Restriction has not been lifted pursuant to the above provisions at the time of expiration of the Transfer Restriction Period will be automatically acquired by the Company without consideration.

(4) Handling of Allotted Shares in the event of reorganization or the like

Notwithstanding the provisions of (1) above, if, at any time during the Transfer Restriction Period, any merger agreement in which the Company will be the absorbed company, a share exchange agreement in which the Company will be a wholly-owned subsidiary, or a share transfer plan or any other event involving reorganization or the like is approved at the Company's general shareholders' meeting (or by the Company's Board of Directors if the reorganization or the like does not require approval of the Company's general shareholders' meeting), the Company will automatically acquire the Allotted Shares without consideration.

(5) Other matters to be determined by the Board of Directors

Other than the above, the methods of expressing intentions and those of giving notice under the Allotment Agreement, the method of amending the Allotment Agreement, and other matters to be specified by the Board of Directors will be contained in the Allotment Agreement.

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2019年6月27日開催の第104期定時株主総会において、年額324百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の取締役の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権を、年額210百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

第1号議案「定款一部変更（1）の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、上記の譲渡制限付株式付与のための報酬枠を廃止し、報酬と業績との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」とは別枠で、新たに取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額210百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度70百万円以内での支給に相当すると考えております。

各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、任意の指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会において決定することといたします。

監査等委員会設置会社移行後の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、報酬の返還条項（マルス条項・クローバック条項）を導入するかたちで招集ご通知30頁<ご参考>に記載のとおりに変更することを予定しております。本議案の内容は、当該方針に基づいて株式報酬を支給するものであり、また、任意の指名・報酬諮問委員会の答申を得たうえで、取締役会において決定していることから、相当であると判断しております。

現在の社外取締役を除く取締役は2名ですが、第1号議案「定款一部変更（1）の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象取締役は2名となります。

<次ページに続く>

本議案は、第1号議案「定款一部変更（1）の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年 81,000 株以内（ただし、本議案が承認された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度 27,000 株以内の付与になると考えております。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より1年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退職時等の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき任期満了その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。その他、本割当株式の全部について、当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合も、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

<次ページに続く>

(3) 業績達成による譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあり、かつ、譲渡制限期間において対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会が予め定める業績や経営指標等に係る目標達成を条件として、又は目標達成度に応じて、本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、任期満了その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、在任期間に応じて、合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

⑥ ストックオプションの支給

《シャープ株式会社 第 130 期定時株主総会第 3 号議案》

Proposal No. 3: Issuance of Stock Acquisition Rights as Stock Options

The Company requests the authorization to allot stock acquisition rights as stock options to Directors, Executives and Employees of the Company and its subsidiaries in Japan (the “Company Group”), pursuant to Articles 236, 238 and 239 of the Companies Act of Japan, and the Company would like to delegate the decision of the offering matters of stock acquisition rights to the Board of Directors.

1. The Reason why the Issuance under Particularly Favorable Conditions is Required:

The Company has decided to implement a stock option plan and will issue stock acquisition rights as stock options as one of the types of remuneration for Directors, Executives and Employees of the Company Group. This will help the Company retain and recruit human resources required for the Company’s revitalization and growth, and will serve as an incentive to increase their motivation to participate in the Company Group’s business management and contribute to higher performance, as well as the increased corporate value of the Company.

2. Outline of Issuance of Stock Acquisition Rights:

(1) Persons to whom Stock Acquisition Rights will be allotted:

Directors, Executives and Employees of the Company and its subsidiaries in Japan.

(2) Class and number of shares to be issued upon exercise of Stock Acquisition Rights:

The class of shares to be issued upon the exercise of stock acquisition rights shall be common stock of the Company, and the number of shares to be issued shall not exceed 9,750,000.

<次ページに続く>

If the Company splits its common stock (including allotment of its common stock without compensation; hereinafter the same shall apply) or consolidates its common stock, the number of shares to be issued upon the exercise of stock acquisition rights shall be adjusted in accordance with the following formula; provided that such adjustment shall be made to those that remain unexercised at the time of such adjustment, and any fraction less than one share arising as a result of such adjustment shall be rounded down.

$$\begin{array}{ccccc} \text{Number of shares} & & \text{Number of shares} & & \text{Ratio of split or} \\ \text{after adjustment} & = & \text{before adjustment} & \times & \text{consolidation} \end{array}$$

If the Company conducts a merger, company split, share exchange, share transfer or the like that makes it necessary to adjust the number of shares, the number of shares shall be adjusted within a reasonable range, taking into account the conditions of the merger, company split, share exchange, share transfer or the like.

(3) Total number of Stock Acquisition Rights to be issued:

Not more than 97,500 units of stock acquisition rights shall be issued.

One hundred shares shall be issued per unit of stock acquisition rights; provided that, in the event of any adjustment of the number of shares stipulated in (2) above, the number of shares to be issued per unit of stock acquisition rights shall be adjusted accordingly.

The date of allotment of stock acquisition rights shall be determined by the Board of Directors, and the Board of Directors may allot the stock acquisition rights at a plurality of times within the scope of the aforementioned limit.

(4) Cash payment for Stock Acquisition Rights:

No cash payment is required for stock acquisition rights.

(5) Value of assets to be contributed upon the exercise of Stock Acquisition Rights:

<次ページに続く>

The value of assets to be contributed upon the exercise of each stock acquisition rights shall be the value per share to be issued by the exercise of each stock acquisition rights (the “Exercise Value”) multiplied by the number of shares to be issued upon the exercise of one unit of stock acquisition rights.

The Exercise Value shall be the closing price on the Tokyo Stock Exchange on the day immediately prior to the date of the resolution by the Board of Directors of the Company determining the Subscription Requirements of the stock acquisition rights or the closing price on the date of the allotment (if no closing price is available on such day, then the closing price on the trading day immediately preceding such day), whichever is higher.

If the Company splits its common stock or consolidates its common stock after the issuance of stock acquisition rights, the Exercise Value shall be adjusted in accordance with the following formula, and any fraction less than one yen arising as a result of such adjustment shall be rounded up.

$$\text{Exercise Value after adjustment} = \text{Exercise Value before adjustment} \times \frac{1}{\text{Ratio of stock split or stock consolidation}}$$

If shares to be offered are issued at a below-market price (including issuance of shares by allotment of shares without contribution and delivery of treasury shares, but excluding exercise of stock acquisition rights(including bonds with stock acquisition rights) and conversion of securities convertible into common stock of the Company), the Exercise Value shall be adjusted in accordance with the following formula, and any fraction less than one yen arising as a result of such adjustment shall be rounded up. The “Number of shares already issued” in the above formula shall be the total number of issued shares of the Company less the number of treasury shares held by the Company. If the Company disposes of treasury shares, the “Number of shares newly issued” and the “Stock price before new issuance” shall be respectively replaced to read as the “Number of treasury shares disposed of” and the “Stock price before disposal.”

<次ページに続く>

Exercise Value after adjust-ment	=	Exercise Value before adjust-ment	×	Number of shares already issued	+	Number of shares newly issued	×	Amount paid in per share
				Number of shares already issued		+	Number of shares newly issued	
						Stock price before new issuance		

If the Company conducts a merger, company split, share exchange, share transfer or the like that makes it necessary to adjust the Exercise Value, the Exercise Value shall be adjusted within a reasonable range, taking into account the conditions of the merger, company split, share exchange, share transfer or the like.

(6) Exercise period of Stock Acquisition Rights:

The exercise period shall be from the date on which two (2) years have passed from the date of allotment of the stock acquisition rights to the date on which ten (10) years have passed from the date of allotment. If the final day of the exercise period falls on a holiday of the Company, the final day shall be the working day immediately preceding the final day.

(7) Conditions etc. for exercise of Stock Acquisition Rights

- (i) The holders of stock acquisition rights shall remain Directors, Auditors, Executive Officers or employees of the Company or its subsidiaries at the time of exercising stock acquisition rights; provided, however, that exceptional treatment may be allowed in this regard in writing by the Board of Directors of the Company in consideration of the circumstances.
- (ii) Stock acquisition rights may be exercised by the holder of stock acquisition rights, in whole or in part, according to the following categories.
 - i) The entire allotment of stock acquisition rights shall not be exercised prior to the date on which two (2) years have passed from the date of allotment.

< 次ページに続く >

- ii) 50% of the allotment of stock acquisition rights, whichever is larger, may be exercised from the date on which two (2) years have passed from the date of allotment to the date prior to the date on which three (3) years have passed from the date of allotment (if a fraction less than one unit arises in the number of exercisable stock acquisition rights, such fraction shall be rounded down).
- iii) 75% of the allotment of stock acquisition rights, whichever is larger, may be exercised from the date on which three (3) years have passed from the date of allotment to the date prior to the date on which four (4) years have passed from the date of allotment (if a fraction less than one unit arises in the number of exercisable stock acquisition rights, such fraction shall be rounded down).
- iv) The entire allotment of stock acquisition rights may be exercised from the date on which four (4) years have passed from the date of allotment to the date on which ten (10) years have passed from the date of allotment.
- (iii) Stock acquisition rights shall not be inherited; provided, however, that exceptional treatment may be allowed in this regard in writing by the Board of Directors in consideration of the circumstances.
- (iv) Stock acquisition rights shall not be offered for pledge or disposed of in any other way.
- (v) Other details and conditions shall be determined by the Board of Directors of the Company.
- (8) Matters concerning increase in capital and capital reserve by issuing of shares upon exercise of Stock Acquisition Rights:
 - (i) Amount of increase in capital by issuing shares upon exercise of stock acquisition rights shall be half of the upper limit of capital increase as calculated pursuant to the provisions of Article 17, Paragraph 1 of the Ordinance on Accounting of Companies, where any resultant fraction less than one yen shall be rounded up.
 - (ii) Amount of increase in capital reserve by issuing shares upon exercise of stock acquisition rights shall be the upper limit of capital increase as described in (i) above less the amount of increase in capital set out therein.
- (9) Reasons and conditions for the acquisition of Stock Acquisition Rights:

The Company may acquire stock acquisition rights on the date otherwise determined by the Board of Directors of the Company without any compensation therefor in the following cases:

< 次ページに続く >

- (i) In the case where a proposal of any merger agreement under which the Company is dissolved, or any absorption-type company split (*kyushu-bunkatsu*) agreement or incorporation-type company split(*shinsetsu-bunkatsu*) plan in which the Company will be a splitting company, or any share exchange agreement or share transfer plan in which the Company will be a wholly owned subsidiary of another company is approved at a General Shareholders' Meeting of the Company (or by the Board of Directors for a company split that does not require the approval of the General Shareholders' Meeting);
 - (ii) In the case where a holder of stock acquisition rights ceases to accommodate the conditions of (7) above before exercising stock acquisition rights; or
 - (iii) In the case where a holder of stock acquisition rights requests a waiver of Stock acquisition rights.
- (10) Restriction on the acquisition of Stock Acquisition Rights by transfer:
Any acquisition of stock acquisition rights by transfer shall require an approval of the Board of Directors of the Company by its resolution.
- (11) Treatment of Stock Acquisition Rights in case of organizational restructuring of the Company:
In the event the Company merges (limited to cases where the Company becomes a dissolving company), performs an absorption-type company split or an incorporation-type company split, or conducts a share exchange or a share transfer (hereinafter collectively "Organizational Restructuring"), stock acquisition rights of a corporation described in Article 236, Paragraph 1, Items 8.1 (イ) through 8.5 (ホ) of the Companies Act of Japan (hereinafter "Restructured Company") shall be delivered under the following conditions to holders of stock acquisition rights remaining unexercised (hereinafter "Remaining stock acquisition rights") at the time when Organizational Restructuring takes effect. In this case, the Remaining stock acquisition rights will lapse and the Restructured Company will issue new stock acquisition rights. However, the foregoing shall apply only to cases in which the delivery of stock acquisition rights of the Restructured Company according to the following conditions is stipulated in the merger agreement, the absorption-type company split agreement, the incorporation-type company split plan, the share exchange agreement or the share transfer plan.

< 次ページに続く >

- (i) Number of stock acquisition rights of the Restructured Company to be delivered:
The Restructured Company shall deliver stock acquisition rights, the number of which shall equal the number of Remaining stock acquisition rights held by the holder of the Remaining stock acquisition rights.
- (ii) Class of shares of the Restructured Company to be issued upon the exercise of stock acquisition rights:
Shares of common stock of the Restructured Company
- (iii) Number of shares of the Restructured Company to be issued upon the exercise of stock acquisition rights:
To be decided according to (2) and (3) above after taking into consideration the conditions, etc. of the Organizational Restructuring.
- (iv) Value of the assets to be contributed upon the exercise of stock acquisition rights:
The value of the assets to be contributed upon the exercise of each stock acquisition rights shall be decided according to (5) above after taking into consideration the conditions, etc. of the Organizational Restructuring.
- (v) Exercise period of stock acquisition rights:
Starting from the later of either the first date of the exercise period of stock acquisition rights as stipulated in (6) above, or the date on which the Organizational Restructuring becomes effective and ending on the expiration date for the exercise of stock acquisition rights as stipulated in (6) above.
- (vi) Matters concerning increase in capital and capital reserve to be increased by issuing of shares by the Restructured Company upon the exercise of stock acquisition rights:
To be determined in accordance with (8) above.
- (vii) Restriction on acquisition of stock acquisition rights by transfer:
Acquisition of stock acquisition rights by transfer shall be subject to the approval of the Board of Directors of the Restructured Company (or by the majority decision of Directors if such company is not a company with Board of Directors).
- (viii) Conditions and reasons for the acquisition of stock acquisition rights:
To be determined in accordance with (7) and (9) above.
- (12) Rules pertaining to fractions of less than one share arising from the exercise of Stock Acquisition Rights:
Fractions of less than one share in the number of shares to be delivered to holders of stock acquisition rights who exercised stock acquisition rights shall be rounded down.
- (13) Other details of Stock Acquisition Rights:
Other details of stock acquisition rights shall be determined by the meeting of the Board of Directors to determine the Subscription Requirements of Stock Acquisition Rights.

第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社子会社（以上を総称して以下、「当社グループ」といいます。）の取締役、執行役員及び従業員（以上を総称して以下、「役職員」といいます。）に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することとし、その募集事項の決定を取締役会に委任することといたしたいと存じます。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の再生・成長に必要な人材を維持・獲得し、かつ、当社グループへの経営参加意識と業績向上への貢献意欲を高め、当社の企業価値向上へ貢献するインセンティブとすべく、当社グループの役職員に対する報酬の一つとしてストックオプションとしての新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、9,750,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

97,500個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、上記2.(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式数についても同様の調整を行う。

また、新株予約権の割当日は取締役会において定めるものとし、取締役会は当該上限の範囲内において複数回に分けて新株予約権を割り当てることができる。

<次ページに続く>

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの金額（以下、「行使価額」といいます。）に、新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議の前日の東京証券取引所の終値と割当日の終値（いずれも、当日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうち、いずれか高い方の価格とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。当該算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

割当日の2年後の応当日から10年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

<次ページに続く>

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮のうえ、当社取締役会が書面により特例として認めた場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
 - i) 割当日からその2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
 - ii) 割当日の2年後の応当日から割当日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
 - iii) 割当日の3年後の応当日から割当日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の75%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
 - iv) 割当日の4年後の応当日から割当日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。
 - ③ 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮のうえ、当社取締役会が書面により特例として認めた場合はこの限りではない。
 - ④ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。
 - ⑤ その他詳細・条件は、当社取締役会において決定するものとする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

<次ページに続く>

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

次のいずれかに該当する場合、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会）で承認された場合
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に上記 2. (7) に規定する条件に該当しなくなった場合
- ③ 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. (2) 及び(3)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2. (5)に準じて決定する。

<次ページに続く>

⑤ 新株予約権の権利行使期間

上記 2. (6)に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 2. (6)に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

上記 2. (8)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要する。

⑧ 新株予約権の行使条件及び取得事由等

上記 2. (7)及び(9)に準じて決定する。

(12)新株予約権の行使により生ずる 1 株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13)新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

(2) 任意記載事項 (参考情報)

① 役員選任方針と手続

《TDK株式会社 第128回定時株主総会第2号議案》

[Reference] Policy and Procedures for Election of Directors and Audit & Supervisory Board Members

■ Policy for Election of Directors and Audit & Supervisory Board Members

The Company's policy for election of Directors and Audit & Supervisory Board Members is as follows.

- (1) The candidate must be able to understand the Company's board culture and share its values.
- (2) The candidate must have excellent character and insight, as well as experience and abilities to contribute to the sustainable growth of TDK and the enhancement of its corporate value over the medium to long term.
- (3) The candidate must have a high sense of legal compliance and ethics.
- (4) The Company shall strive to balance diversity, including gender, internationality, and professional experience, with appropriate size for the Board of Directors as a whole, including Directors and Audit & Supervisory Board Members.
- (5) Outside Directors and Outside Audit & Supervisory Board Members must satisfy the requirements provided in the items to be verified regarding independence established by the Company.
- (6) Independent Outside Directors must include those with management experience at other companies.
- (7) At least one (1) of the Audit & Supervisory Board Members must have sufficient knowledge of finance and accounting.

<次ページに続く>

■ Procedures for Election of Directors and Audit & Supervisory Board Members

The Company's procedures for election of Directors and Audit & Supervisory Board Members are as follows.

In selecting candidates for Directors and Audit & Supervisory Board Members, the Nomination Advisory Committee, the Chair and more than half of the members of which are Independent Outside Directors, shall thoroughly deliberate on the candidates and report to the Board of Directors. The Board of Directors shall respect and deliberate the contents of the report, decide on the candidates for Directors and Audit & Supervisory Board Members, and submit them to the General Meeting of Shareholders. In selecting candidates for Audit & Supervisory Board Members, the Audit & Supervisory Board shall review the candidates in advance, and with the consent of the Audit & Supervisory Board, the Board of Directors shall select the candidates.

《ご参考》取締役・監査役の選任方針と選任手続

■ 取締役・監査役の選任方針

取締役・監査役の選任にあたっての方針は、次のとおりであります。

- (1) 当社のボード・カルチャーを理解し、その価値観を共有できる人材であることを要件とする。
- (2) 人格、見識に優れ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する経験・能力を有する人材であることを要件とする。
- (3) 高い遵法精神、倫理観を有している人材であることを要件とする。
- (4) 取締役・監査役を含む取締役会全体として、ジェンダー、国際性、職歴等を含む多様性と適正規模の両立を図る。
- (5) 社外取締役及び社外監査役については、当社の定める社外役員の独立性検証項目に定める要件を満たすことを要件とする。
- (6) 独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるものとする。
- (7) 監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者とする。

<次ページに続く>

■取締役・監査役の選任手続

取締役・監査役の選任手続は、次のとおりであります。

取締役・監査役の候補者の選定にあたっては、独立社外取締役を委員長とし、過半数の委員を独立社外取締役で構成する指名諮問委員会において、十分に審議した上で、取締役会に候補者の答申を行う。取締役会は、この答申内容を尊重して審議を行い、取締役候補者・監査役候補者を決定し、株主総会へ付議する。なお、監査役候補者の選定にあたっては、事前に監査役会での検討を行い、監査役会の同意を得て、取締役会において選定する。

② スキルマトリックス

《双日株式会社 第21回定時株主総会第3号議案・第4号議案》

(Reference)

In implementing our management strategy, our Board of Directors is required to support swift and decisive decision-making by the executives and to appropriately supervise business execution.

Therefore, Sojitz believes it is important for the Board of Directors to have knowledge of international affairs, economics, and culture, as well as a global perspective that allows for dialogue and acceptance of diversity. In addition, knowledge and experience in formulating and implementing management strategies and policies, knowledge and experience in M&A, investment and financing and digital transformation to create opportunities for sustainable growth, and experience in business management to increase business value are considered important.

Sojitz also believes that expertise in risk management, legal affairs, finance and accounting, human resources, and internal controls is necessary to strengthen the business foundation, as well as environmental and social expertise to further promote the realization of a decarbonized, circular economy and the resolution of social issues.

Skills Matrix of Sojitz's Board of Directors

- The skills, careers, and expertise required for the Board of Directors will be reviewed in response to changes in the business environment and management policies.
- Areas of particular attention should be paid to by each officer in supervising management are marked with (●).

<次ページに続く>

Directors after the Ordinary General Shareholders' Meeting to be held on June 18, 2024 (Plan)

Name	Purpose of election	〇〇
Position		〇〇
Global	We operate a diverse range of businesses on a global scale, and we believe it is important to have insight into international affairs, economics, and culture gained from our experience in managing businesses overseas.	
Corporate management	We believe that it is important to have experience and insight in business management and corporate governance gained from management experience at domestic and overseas operating companies and overseas offices, as well as experience in business execution at the Company's headquarters.	
Legal/Risk management	We believe that it is important to have experience and insight to supervise whether appropriate contractual actions and risk management are taken while foreseeing significant risks associated with the business execution.	
Business Investment /Mergers and acquisitions	We believe that it is important to have experience and insight to make decisions and supervise business investment and M&A management decisions, while overseeing management strategy, governance policies, and social and environmental impact.	

<次ページに続く>

Finances and accounting	We believe that it is important to have professional experience and insight in the areas of finance, accounting, and taxation for the Company to achieve sustainable growth, increase corporate value, and strengthen its financial base.	
Human Resources Strategy /Human Resources Management	We believe that it is important to have experience and insight in sustainable efforts to strengthen human capital and improve organizational culture for the Company to achieve “a general trading company that constantly cultivates new businesses and human capital.”	
Internal control	We believe that it is important to have professional experience and insight to monitor, confirm, and check functions to business execution, and to supervise whether appropriate legal compliance, operations, and improvements are being made.	
Environment and social	We are striving to create two types of value—“value for Sojitz,” such as business expansion and sustainable growth, and “value for society,” such as regional economic development and environmental preservation. To achieve this, we believe that it is important to have insight into global environmental and social issues.	
Digital	We aim to utilize digital technology in all of our businesses under the slogan“Digital in all.”We believe that it is important to have insight into to oversee“offensive”DX,”such as business model innovation and creation, and “defensive" DX,” such as improving efficiency and enhancing security.	

(ご参考)

当社経営戦略の実践にあたり、当社取締役会には、執行による迅速かつ果敢な意思決定を支援し、的確に業務執行を監督することが求められます。そのため取締役会として、国際情勢・経済・文化などに関する知見と、多様性を受容し対話できるグローバルな視点が重要と考えます。加えて経営戦略や施策の策定・遂行に関する知見や経験、持続的な成長に向け、機会を創出するM&Aや投融資・金融・デジタルトランスフォーメーションの知見や経験、事業価値を高める事業経営の経験が重要と考えています。

また、事業基盤を強固にするためのリスクマネジメント、法務、財務・会計、人事、内部統制、さらには脱炭素・サーキュラーエコノミーの実現、社会課題の解決を一層推し進めるための環境・社会に関する専門性が必要と考えます。

<当社取締役会のスキルマトリックス>

- ・ 取締役会に必要とされるスキル、キャリア、専門性は、事業環境の変化及び経営方針の変更に応じて見直してまいります。
- ・ 経営の監督にあたり、それぞれの役員が特に注視すべき分野に●印をつけています。

<次ページに続く>

2024 年 6 月 18 日定時株主総会後の当社取締役（予定）

氏名	選定主旨	〇〇
役職		〇〇
グローバル	当社は、多様な事業をグローバルに展開しており、海外での事業経営経験などから得られる、国際情勢・経済・文化に関する見識が重要と考えております。	
企業経営	当社は、国内外の事業会社・海外拠点の経営経験や、本社での業務執行経験などから得られる、事業経営やコーポレート・ガバナンスに関する経験・知見が重要と考えております。	
法務・リスクマネジメント	当社は、業務執行に伴う重要なリスクを予見し、適切な契約行為やリスクマネジメントが取られているかを監督するための経験・知見が重要と考えております。	
事業投資・M&A	当社は、経営戦略、ガバナンス方針、社会・環境への影響などを俯瞰し、事業投資や M&A の経営判断・監督をするための、経験・知見が重要と考えております。	
財務・会計	当社は、持続的な成長・企業価値向上・財務基盤強化に向け、財務・会計・税務の分野における専門的な経験・知見が重要と考えております。	
人事戦略・人材マネジメント	当社は、「事業や人材を創造し続ける総合商社」の実現に向け、人的資本強化と組織文化向上への持続的な取り組みに関する知見が重要と考えております。	
内部統制	当社は、業務執行への監視・確認・牽制機能や、適切な法規対応、運用、改善が行われているかを監督する専門的な経験・知見が重要と考えております。	

<次ページに続く>

環境・社会	当社は、事業拡充や持続的成長などの「双日 が得る価値」と、地域経済発展や環境保全などの 「社会が得る価値」といった『2つの価値』の 創造を図っており、その実現に向け、世界的な 環境問題や社会課題への知見が重要と考えてお ります。	
デジタル	当社は、「Digital in all」を掲げ全てのビジ ネスにデジタル技術を活用することを目指しま す。ビジネスモデルの変革や創出などの「攻 め」のDXと、効率化やセキュリティ強化などの 「守り」のDXを監督するデジタルの知見が重要 と考えております。	

③ 独立性判断基準

《三井化学株式会社 第27期定時株主総会第2号議案・第3号議案》

Independence Standards for Independent Outside Directors and Independent Outside Corporate Auditors

In order to be designated by the Company as an independent Outside director and an independent Outside corporate auditor, such director or corporate auditor must not fall under any of the following items.

- (1) A person who currently is or has been in the past an executive (such as an executive director, executive officer, senior director, general manager, or other such officer who executes operations) of the Company or a subsidiary of the Company.
- (2) A person for whom the Company is a major business partner* or, if that person is a juridical person, an executive of that person.
*If a business partner has received payments of 2% or more of its annual sales from the Company in any of the past three fiscal years, then the Company is a major business partner thereto.
- (3) A major business partner* of the Company or, if that partner is a juridical person, an executive of that partner.
*If the Company has received payments of 2% or more of its annual sales from a business partner in any of the past three fiscal years, or if a business partner has loaned a monetary amount of 2% or more of the Company's total assets to the Company in any of the past three fiscal years, then that business partner is a major business partner to the Company.
- (4) A large shareholder (a person directly or indirectly holding 10% or more of total voting rights) of the Company or, if that shareholder is a juridical person, an executive of that shareholder.
- (5) An executive of a juridical person for whom the Company is a large shareholder (directly or indirectly holding 10% or more of total voting rights).

<次ページに続く>

- (6) An accounting auditor of either the Company or a consolidated subsidiary of the Company, or a person who is in charge of auditing either the Company or a consolidated subsidiary of the Company as an employee of such accounting auditor.
- (7) An attorney-at-law, judicial scrivener, patent attorney, certified public accountant, certified public tax accountant, consultant, or other such professional who has received money or other assets, other than officer remuneration, from the Company exceeding an annual amount of ¥10 million in any of the past three fiscal years (if a group such as a corporation or association receives such assets, this includes any person belonging to such group for which the assets received from the Company exceed 2% of the group's annual revenue).
- (8) A person who has received donations from the Company exceeding an annual amount of ¥10 million in any of the past three fiscal years (if a group such as a corporation or association receives such donations, this includes any executive of such group for which the donations received from the Company exceed 2% of the group's annual revenue).
- (9) A person whose close relative (meaning a spouse or a relative within the second degree of kinship) falls under any item of (1) to (8) above.
- (10) A person who has fallen under any item of (2) to (9) above in the past three years.
- (11) Notwithstanding the provisions of each preceding item, a person regarding whom there are found to be special circumstances that may cause a conflict of interest with the Company.

独立社外役員の独立性基準

当社が指定する独立社外役員の独立性基準は、以下のいずれにも該当しない者としております。

- (1) 現在又は過去において、当社及び当社の子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役員、理事、部長等業務を執行する社員）であった者

<次ページに続く>

- (2) 当社を主要な取引先（＊）とする者又はその業務執行者
- （＊） 当該取引先が過去 3 事業年度のいずれかにおいて、年間売上高の 2%以上の支払いを当社から受けた場合、当社を主要な取引先とする。
- (3) 当社の主要な取引先（＊）又はその業務執行者
- （＊） 当社が過去 3 事業年度のいずれかにおいて、年間売上高の 2%以上の支払いを当該取引先から受けた場合、又は当該取引先が当社に対し、過去 3 事業年度のいずれかにおいて、総資産の 2%以上の金銭を融資している場合、当該取引先を当社の主要な取引先とする。
- (4) 当社の大株主（総議決権の 10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
- (5) 当社が大株主（総議決権の 10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
- (6) 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
- (7) 当社から過去 3 事業年度のいずれかにおいて役員報酬以外に、年間 1,000 万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の 2%を超える団体に所属する者）
- (8) 当社から過去 3 事業年度のいずれかにおいて年間 1,000 万円を超える寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の 2%を超える団体の業務執行者である者）
- (9) 近親者（配偶者及び二親等以内の親族）が上記(1)から(8)までのいずれかに該当する者
- (10) 過去 3 年間に於いて、上記(2)から(9)までのいずれかに該当していた者
- (11) 前各項の定めにかかわらず、当社と利益相反関係が生じうる特段の事由が存在すると認められる者

④ 政策保有株式の保有状況

《日油株式会社 第101期定時株主総会第3号議案》

(Reference)

Cross-Shareholdings

(Policy on Cross-Shareholdings)

In order to improve the Company's corporate value over the mid- to long-term by maintaining and enforcing smooth business operations and business relationships, the Company holds shares as cross-shareholdings only when it is deemed reasonable, after comprehensively considering factors such as risks of holding and the capital cost. It is our basic policy to reduce cross-shareholdings for which the significance of holding is deemed to have diminished.

(Efforts to reduce cross-shareholdings)

Under the basic policy, each year, the Board of Directors shall individually examine cross-shareholdings and review the appropriateness of continuing the holding. As a result of the review, the Company sold one (1) unlisted stock and five (5) stocks other than unlisted stock in fiscal year 2023 (including partial sales). The ratio of cross-shareholdings to net assets as of March 31, 2024, was 18.7%.

Number of stocks and the values recorded on the balance sheet in fiscal year 2023

	Number of stocks	Total values recorded on the balance sheet (Millions of yen)
Unlisted stock	28	840
Shares other than unlisted stock	35	46,691

In addition to the above, one stock is held as a deemed shareholding (2,132 million yen)

Stocks whose numbers were reduced in fiscal year 2023

	Number of stocks	Total sale values associated with the reduction in the number of stocks (Millions of yen)
Unlisted stock	1	107
Shares other than unlisted stock	5	2,499

(ご参考)

政策保有株式

(政策保有株式に関する方針)

当社は、円滑な事業運営、取引関係の維持・強化を通じて、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、保有に伴うリスクや資本コスト等を総合的に判断し、合理性があると認める場合に限り、株式を政策的に保有します。保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については縮減することを基本方針としています。

(政策保有株式の削減への取組み)

基本方針のもと、毎年、取締役会で個別に精査し、保有継続の適否を見直します。見直しの結果、2023 年度は非上場株式 1 銘柄、非上場株式以外の株式 5 銘柄を売却しました（一部売却を含む）。2024 年 3 月末の純資産比率は 18.7%となっております。

2023 年度の銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
非上場株式	28	840
非上場株式以外の株式	35	46,691

上記以外にみなし保有株式として 1 銘柄（2,132 百万円）保有

2023 年度において株式数が減少した銘柄

	銘柄数（銘柄）	株式数の減少に係る売却 価格の合計額（百万円）
非上場株式	1	107
非上場株式以外の株式	5	2,499

3. 日英基本用語実態調査

日経 225 銘柄を構成する各社が、株懇モデル（英訳版）で用いられている主な用語にどのような訳語を対応させているかを調査した（(2)で上位3つまでを表記）。各社で適切な訳語を選択する際に参考にしていただきたい。

また、株懇モデル（英訳版）においては、日経 225 銘柄の調査で最も多く用いられている訳語ではないものもある。このため、以下の(1)で、いくつかの用語について、日経 225 銘柄調査の結果とともに訳語の採用理由やその歴史的背景を紹介する。

なお、日経 225 銘柄には出入りがあるので、今回の調査対象は 228 社であった。

(1) 株懇モデル（英訳版）における訳語の採用理由等

① 監査役

株懇モデル（英訳版）では、定款の「監査役」の訳語を「**Audit & Supervisory Board members (kansayaku)**」とした。

日本法令外国語訳データベースシステム（Japanese Law Translation）（以下「JLT」という）では、監査役は「**company auditor**」（company は省略可）としている。法務省による法令外国語訳の作業では、「監査役」を英訳するときは造語するしかないが、「**audit and supervisory board member**」は訳語として長く、監査役会を持たない株式会社の監査役に（監査役会の）**member** はおかしいため、良訳が見つからなかった結果の **last resort** であったようだ¹³³。

日経 225 銘柄の調査結果では、「**Audit & Supervisory Board member(s)**」は 45 社と最も多かった（定款の英訳がウェブサイト上で確認できた会社は 118 社）。この点は、日本監査役協会が、1995 年から監査役の英文呼称を「**Corporate Auditor**」とすることを推奨し、2012 年からは、監査役の機能として監査に加え取締役会と協働して監督機能を果たすことが求められていることを明確にした「**Audit & Supervisory Board Member**」を新たに推奨したことが影響しているものと思われる。次いで多かったのは「**Corporate Auditors**」の 17 社であった。なお、「**company auditor**」とした会社は 1 社もなかった。

このため、株懇モデル（英訳版）においても、日本監査役協会が推奨し、一般的に用いられている訳語である「**Audit & Supervisory Board members**」を採用し、これに「監査役」であることが明確になるよう「**kansayaku**」を付記することとした。

なお、単数か複数かという問題もあるが、株懇モデルは上場会社を前提としており、監査役は 3 名以上選任されていることから、複数形としている。

② 会計監査人

株懇モデル（英訳版）では、定款の「会計監査人」の訳語は「**Accounting Auditors**」とし

¹³³ 前掲注 59) 柏木 143 頁

た。

J L Tでは、「Financial Auditor」である。

日経 225 銘柄の調査結果では、「Accounting Auditor(s)」が 96 社と圧倒的に多かったことから、株懇モデル（英語訳）では、一般に用いられている訳語として「Accounting Auditors」を採用した。上場会社では、一般に、会計監査人として監査法人が選任されることもあり、単数ではなく複数形としている。その他の訳語として「Independent Auditor(s)」が 12 社、「Financial Auditors」が 3 社であった。

③ 定時株主総会

株懇モデル（英訳版）では、定款の「定時株主総会」の訳語は「annual General Meeting of Shareholders」とした。

J L Tでは、「annual shareholders meeting」である。

日経 225 銘柄の調査結果では、「Ordinary General Meeting of Shareholders」が 87 社と圧倒的に多くなっている。この訳語を用いる場合、「臨時株主総会」を「extraordinary General Meeting of Shareholders」とすれば、定時は「ordinary」、臨時は「extraordinary」になり、対義語でわかりやすく表現できる。また、「Annual General Meeting of Shareholders」は 13 社、「Annual Shareholders Meeting」は 11 社であった。

株懇モデル（英訳版）が「annual General Meeting of Shareholders」を採用したのは、定時株主総会を略称で表記する場合、米国では「AGM」が一般的であることを勘案したものである。

商法改正の歴史を紐解くと、昭和 49（1974）年改正において、6 カ月決算から 1 年決算への移行に際して中間配当制度が創設されている。この昭和 49 年商法改正前は、定時株主総会を年 2 回開催するのが一般的であった。その頃に英文定款を作成した会社は、「AGM」ではなく「Ordinary General Meeting of Shareholders」を採用したと思われ、この訳語がその後も広く利用されたと推測することができる。

④ 議長

株懇モデル（英訳版）では、定款の「議長」の訳語は「Chairperson」とした。

J L Tでも、「chairperson」である。

日経 225 銘柄の調査結果では、「Chairman」が 64 社と最も多く、次いで「Chairperson」が 45 社であった。

株懇モデル（英訳版）では、「man」が男性を意味すると理解されるおそれがあるため、より包括性のある表現として「Chairperson」を採用した。

なお、定款モデル第 14 条の「議長となる」は動詞の「preside」、定款モデル第 21 条の役付取締役としての会長は「Chairperson of the Board of Directors」とした。

⑤ 議決権行使書用紙（議決権行使書面）

株懇モデル（英訳版）では、アクセス通知の「議決権行使書用紙（議決権行使書面）」の訳語は「voting form」とした。

J L Tでも、議決権行使書面は「voting form」である。

日経 225 銘柄の調査結果では、「Voting Right(s) Exercise Form」が 78 社と最も多いが、「voting form」も 64 社で続いている。

株懇モデル（英訳版）では、より簡潔な訳語という観点から「voting form」を採用した。

⑥ 1 株当たり当期純利益

株懇モデル（英訳版）では、事業報告の「1 株当たり当期純利益」の訳語は「Earnings per share」とした。

J L Tでは、「一株当たり当期純利益金額」を「per-share amount of net income of the period」としている。

日経 225 銘柄の調査結果では、「Basic earnings per share」が 53 社で最も多く、次いで「Net income per share」が 42 社、「Earnings per share」は 20 社と 3 番目に多かった。

株懇モデル（英訳版）では、1 株当たり当期純利益の略称として「EPS」が定着していること、東証による経団連モデルの英訳も「Basic earnings per share」を用いていることから、「Earnings per share」を採用した。

(2) 日英基本用語実態調査

(定款) 118 社

商号	株懇	Trade name
	J L T	trade name
	日経 225	Trade name 72 社 Corporate name 23 社 Name 8 社
機関	株懇	Organs
	J L T	organs
	日経 225	Organization(s) 26 社 Organs 23 社 Governing Bodies 15 社
監査役	株懇	Audit & Supervisory Board members (kansayaku)
	J L T	company auditor
	日経 225	Audit & Supervisory Board member(s) 45 社 Corporate Auditors 17 社 Auditor(s) 2 社
会計監査人	株懇	Accounting Auditors
	J L T	financial auditors
	日経 225	Accounting Auditor(s) 96 社 Independent Auditors 12 社 Financial Auditors 3 社
単元株式数	株懇	Number of Shares Constituting One Unit of Shares
	J L T	share unit
	日経 225	Number of Shares Constituting One Unit 21 社 Number of Shares Constituting One Unit of Share(s) 10 社 Number of Shares Per Unit 8 社
単元未満株式	株懇	Shares of Less than One Unit
	J L T	shares less than one unit
	日経 225	Shares Less than One Unit 27 社 Shares Constituting Less than One Unit 14 社 Fractional Unit Shares 7 社 Less-Than-One-Unit Shares 7 社

株主名簿管理人	株懇	Transfer Agent
	J L T	shareholder register administrator
	日経 225	Shareholder Register Administrator 16 社 Transfer Agent 12 社 Administrator of Register of Shareholders 10 社 Administrator of Shareholder Registry 10 社
株主総会	株懇	General Meeting of Shareholders
	J L T	shareholders meeting
	日経 225	General Meeting(s) of Shareholders 93 社 Shareholders Meeting(s) 11 社 General Shareholders Meeting 3 社
定時株主総会	株懇	annual General Meeting of Shareholders
	J L T	annual shareholders meeting
	日経 225	Ordinary General Meeting of Shareholder 87 社 Annual General Meeting of Shareholders 13 社 Annual Shareholders Meeting 11 社
議決権	株懇	voting rights
	J L T	voting rights
	日経 225	voting right(s) 114 社
基準日	株懇	record date
	J L T	record date
	日経 225	record date 108 社 base date 4 社
議長	株懇	Chairperson
	J L T	chairperson
	日経 225	Chairman 64 社 Chairperson 45 社 Chairmanship 3 社
取締役社長	株懇	President
	J L T	president
	日経 225	President 44 社 President and Director 11 社 Director and President 4 社
代表取締役	株懇	Representative Director

	J L T	representative director
	日経 225	Representative Director(s) 83 社 Representative Executive Officer(s) 10 社
役付取締役	株懇	Directors with Specific Title
	J L T	—
	日経 225	Directors with Specific Title(s) 18 社 Executive Director(s) 14 社 Directors with Title(s) 5 社
取締役会長	株懇	Chairperson of the Board of Directors
	J L T	—
	日経 225	Chairman of the Board 23 社 Chairman 18 社 Chairman and Director(s) 5 社
取締役副社長	株懇	Senior Executive Vice President
	J L T	vice president
	日経 225	Executive Vice President(s) 12 社 Vice President(s) 8 社 Vice President(s) and Directors(s) 4 社
専務取締役	株懇	Senior Executive Managing Director
	J L T	—
	日経 225	Senior Managing Director(s) 18 社 Executive Managing Directors 3 社
常務取締役	株懇	Managing Director
	J L T	—
	日経 225	Managing Director(s) 20 社 Executive Director(s) 2 社
業務執行取締役	株懇	Executive Director
	J L T	executive director
	日経 225	Executive Director(s) 72 社 Directors with Executive Authority over Operations 3 社
事業年度	株懇	business year
	J L T	business year
	日経 225	business year 86 社 fiscal year 22 社 business term 7 社

剰余金の配 当	株懇	dividends from surplus
	J L T	dividends of surplus
	日経 225	dividend(s) of surplus 31 社 distribution of surplus 22 社 dividends from surplus 19 社

(招集通知) 225 社

電子提供措 置の開始日	株懇	Start date of electronic provision
	J L T	—
	日経 225	Start date of measures for electronic provision 31 社 Start date of electronic provision measures 6 社 Commencement date of electronic provision measures 6 社 Date of commencement of electronic provision measures 6 社
株主各位	株懇	Dear Shareholders
	J L T	—
	日経 225	To Our Shareholders 75 社 Dear Shareholder(s) 70 社 To Shareholders with Voting Rights 20 社
招集ご通知	株懇	Notice of Convocation
	J L T	—
	日経 225	Notice 116 社 Notice of Convocation 73 社 Convocation Notice of 21 社
日時	株懇	Date and Time
	J L T	date and time
	日経 225	Date &(and) Time 178 社 Date 18 社 Time &(and) Date 7 社
場所	株懇	Venue
	J L T	place
	日経 225	Place 134 社 Venue 61 社 Location 18 社
目的事項	株懇	Agenda
	J L T	—

	日経 225	Agenda(s) 73 社 Purpose(s) 67 社 Meeting Agenda 46 社
報告事項	株懇	Items to be reported
	J L T	—
	日経 225	Matters to be reported 147 社 items to be reported 23 社 Report(s) 17 社
決議事項	株懇	Items to be resolved
	J L T	—
	日経 225	Proposal(s) to be resolved 37 社 items to be resolved 21 社 Matters for Resolution 16 社
会社提案	株懇	Company proposals
	J L T	—
	日経 225	Company proposal(s) 13 社
株主提案	株懇	Shareholder proposals
	J L T	—
	日経 225	Shareholder proposal(s) 13 社
招集にあたっての決定事項	株懇	Arrangements for convening the meeting
	J L T	—
	日経 225	Matters decided upon convocation 3 社 Predetermined terms of the convening 3 社
議決権行使書用紙	株懇	voting form
	J L T	voting form
	日経 225	Voting Right(s) Exercise Form 78 社 voting form 64 社 voting card 12 社

(株主総会参考書類) 226 社

株主総会参考書類	株懇	Reference Documents for the General Meeting of Shareholders
	J L T	reference documents for shareholder meetings
	日経 225	Reference Documents for the General Meeting of Shareholders 65 社 Reference Materials for the General Meeting of Shareholders 26 社

		Reference Documents for General Meeting of Shareholders 6 社 Reference Document for the General Meeting of Shareholders 6 社 Reference Materials for General Meeting of Shareholders 6 社
剰余金の処 分の件	株懇	Appropriation of Surplus
	J L T	—
	日経 225	Appropriation of Surplus 86 社 Appropriation of Retained Earnings 15 社 Dividend(s) from Surplus 6 社
剰余金の配 当が効力を 生じる日	株懇	Effective date of dividends from surplus
	J L T	the day on which relevant distribution of dividend of surplus takes effect
	日経 225	Effective date of dividend(s) of surplus 19 社 Effective date of distribution of surplus 18 社 Effective date of dividends from surplus 12 社
定款一部変 更の件	株懇	Partial Amendments to the Articles of Incorporation
	J L T	—
	日経 225	Partial Amendment(s) to the Articles of Incorporation 76 社 Amendment(s) to the Articles of Incorporation 9 社 Partial Amendment(s) of the Articles of Incorporation 4 社
提案の理由	株懇	Reason for proposal
	J L T	—
	日経 225	Reason(s) for (the) proposal 48 社 Reason(s) for (the) amendment(s) 40 社
変更の内容	株懇	Details of the amendments
	J L T	—
	日経 225	Details of (the) amendment(s) 58 社 Content(s) of amendment(s) 9 社
候補者番号	株懇	No.
	J L T	—
	日経 225	No. 91 社 Candidate No. 72 社 Candidate Number 30 社
略歴	株懇	Career summary
	J L T	brief biographical outlines
	日経 225	Career summary 90 社

		Brief personal history 23 社 Brief history 11 社 Past experience 11 社
現任（現在 に至る）	株懇	to present
	J L T	—
	日経 225	to present 70 社 current position 69 社 present 24 社
地位	株懇	positions
	J L T	position
	日経 225	position(s) 156 社 current position(s) 14 社 title(s) 11 社
担当	株懇	responsibilities at the company
	J L T	assignment
	日経 225	responsibility(ies) 122 社 area(s) of responsibility 33 社 assignment(s) 14 社
重要な兼職	株懇	significant concurrent occupations or positions
	J L T	important concurrent holding of positions
	日経 225	significant concurrent position(s) 94 社 important concurrent position(s) 31 社 significant positions concurrently held 12 社
所有する当 社株式の数	株懇	Number of the Company's shares held
	J L T	—
	日経 225	Number of shares of the Company held 26 社 Number of the Company's shares held 19 社 Number of the Company's shares owned 16 社
選任理由 （候補者と した理由）	株懇	Reasons for nomination
	J L T	—
	日経 225	Reason(s) for nomination as XXX 82 社 Reason(s) for selection as XXX 17 社 Reason(s) for nomination 10 社
期待される 役割の概要	株懇	summary of his/her expected roles
	J L T	summary of the role expected to be played

	日経 225	expected role(s) 76 社 outline of expected roles 41 社 overview of expected roles 35 社
社外取締役	株懇	outside Director
	J L T	outside director
	日経 225	Outside Director 190 社 External Director 19 社 Outside Member of the Board 6 社
独立役員 (取締役)	株懇	independent Director
	J L T	—
	日経 225	Independent Director 123 社 Independent Officer 75 社
責任限定契 約	株懇	agreement with him/her to limit liability for damages
	J L T	agreement limiting liability
	日経 225	liability limitation agreement(s) 40 社 contract(s) for limitation of liability 12 社 liability limitation contract(s) 5 社
補償契約	株懇	indemnity agreement
	J L T	indemnity agreements
	日経 225	indemnity agreement(s) 27 社 indemnification agreement(s) 7 社 indemnity contract(s) 3 社
役員等賠償 責任保険契 約	株懇	directors' and officers' liability insurance policy
	J L T	officer indemnification insurance policies
	日経 225	directors and officers liability insurance contract 62 社 directors and officers liability insurance policy 35 社 directors and officers liability insurance agreement 25 社
取締役の報 酬額改定の 件	株懇	Revision of Remuneration Amount for Directors
	J L T	—
	日経 225	Revision of the Amount of Remuneration for Directors 3 社
使用人兼務 取締役	株懇	Directors who also serve as employees
	J L T	—
	日経 225	Directors who concurrently serve as employees 6 社 Directors who serve concurrently as employees 3 社

(事業報告) 172 社

事業報告	株懇	Business Report
	J L T	business report
	日経 225	Business Report(s) 162 社 Report(s) 2 社
企業集団の 現況に関する事項	株懇	Current status of the corporate group
	J L T	current status of the business group
	日経 225	Current status of the (XXX) group 14 社 Current condition(s) of the (XXX) group 11 社 Current state(s) of the (XXX) group 10 社
事業の経過 およびその 成果	株懇	Business progress and results
	J L T	progress of business and the results
	日経 225	Business progress and result(s) 36 社 Business development(s) and result(s) 13 社 Progress and results of operations 8 社
設備投資 (等の状況)	株懇	Capital investments
	J L T	facilities and equipment investment
	日経 225	Capital investment(s) 60 社 Capital expenditures 52 社
資金調達 (の状況)	株懇	Financing
	J L T	procurement of funds
	日経 225	Financing 54 社 Financing activity(ies) 17 社 Fund(s) procurement 11 社
対処すべき 課題	株懇	Issues to be addressed
	J L T	problems to be dealt with
	日経 225	Issue(s) to be addressed 74 社 Challenges 3 社 Challenges to be addressed 3 社
財産および 損益の状況 (の推移)	株懇	Trends in assets and operating results
	J L T	status of property and profits and losses
	日経 225	Assets and income 6 社 Asset(s), profit(s) and loss(es) 4 社 Trends in assets and operating results 3 社
親会社株主	株懇	Profit attributable to owners of parent

に帰属する 当期純利益	J L T	net profit for the current period attributable to owners of the parent
	日経 225	Profit(s) attributable to owners of (the) parent 80 社 Net Income attributable to owners of (the) parent 20 社 Net income 6 社
1 株当たり 当期純利益	株懇	Earnings per share
	J L T	amount of net profit for the current period per share
	日経 225	Basic earnings per share 53 社 Net income per share 42 社 Earnings per share 20 社
重要な子会 社	株懇	Significant subsidiaries
	J L T	significant subsidiary companies
	日経 225	Principal subsidiaries 41 社 Major subsidiaries 38 社 Significant subsidiaries 27 社
特定完全子 会社	株懇	Specified wholly-owned subsidiaries
	J L T	specified wholly-owned subsidiary company
	日経 225	Specified wholly owned subsidiary(ies) 17 社 Specified wholly-owned subsidiary(ies) 14 社 Wholly-owned subsidiary(ies) 3 社
主要な事業 内容	株懇	Principal business
	J L T	principal content of business undertakings
	日経 225	Principal business(es) 39 社 Main business(es) 24 社 Major business(es) 16 社
主要な営業 所および工 場	株懇	Major offices and plants
	J L T	important business offices and factories
	日経 225	Principal business locations 10 社 Principal offices and plants 10 社 Principal offices 10 社
従業員の状 況	株懇	Employees
	J L T	status of employees
	日経 225	Employees 110 社 status of employees 25 社
前期末比増 減	株懇	Year-on-year variance
	J L T	—

	日経 225	Change from the end of (the) previous fiscal year 10 社 Year-on-year change 10 社 Change(s) from (the) previous fiscal year-end 10 社
主要な借入 先	株懇	Major lenders
	J L T	major lenders
	日経 225	Major lenders 41 社 Major creditors 16 社 Main lenders 14 社
会社の株式 に関する事 項	株懇	Shares of the Company
	J L T	particulars regarding stock company shares
	日経 225	Status of shares 20 社 Shares of the Company 18 社 Shares 13 社
大株主	株懇	Major shareholders
	J L T	—
	日経 225	Major shareholder(s) 105 社 Principal shareholders 26 社 Top 10(ten) shareholders 8 社
持株比率	株懇	Shareholding ratio
	J L T	—
	日経 225	Shareholding ratio(s) 54 社 Percentage of shares held 14 社 Ratio of shareholding 8 社
新株予約権	株懇	stock acquisition rights
	J L T	share options
	日経 225	stock acquisition right(s) 47 社 share acquisition rights 22 社 subscription rights to shares 13 社
会社役員に 関する事項	株懇	Directors and Audit & Supervisory Board members (kansayaku)
	J L T	particulars regarding stock company officers
	日経 225	Directors and Audit & Supervisory Board members 13 社 Company Officers 13 社 Corporate Officers 13 社
基本報酬	株懇	Basic remuneration
	J L T	—

	日経 225	Basic remuneration(s) 55 社 Basic compensation 34 社 Base salary 12 社
業績連動報酬	株懇	Performance-linked remuneration
	J L T	performance-linked remunerations
	日経 225	Performance-linked remuneration 44 社 Performance-linked compensation 39 社 Performance-based compensation 24 社
金銭報酬	株懇	Monetary remuneration
	J L T	—
	日経 225	Monetary remuneration 56 社 Monetary compensation 47 社 Cash compensation 7 社
株式報酬	株懇	Stock compensation
	J L T	—
	日経 225	Stock compensation 61 社 Stock-based compensation 15 社 Stock remuneration 13 社
社外役員に関する事項	株懇	Outside Directors and outside Audit & Supervisory Board members (kansayaku)
	J L T	—
	日経 225	Outside Officers 14 社 Matters concerning Outside Officers 12 社 Outside Directors 11 社
主な活動状況	株懇	Major activities
	J L T	status of main activities
	日経 225	Major activities 41 社 Main activities 34 社 Principal activities 26 社

4. 機関投資家インタビュー

(1) ブラックロック・ジャパン株式会社

インベストメント・スチュワードシップ部長 江良明嗣氏

(2024 年 11 月 11 日実施、在職当時のインタビュー。現在の役職はブランズウィック・グループ株式会社パートナー)

―大手の資産運用会社の場合、責任投資部門は投資部門と分かれている場合が多いと聞きます。貴社のインベストメント・スチュワードシップ部の業務範囲についてお聞かせください。

弊社の場合、いわゆる投資部門と責任投資部門との分かれ方ではありませんが、インベストメント・スチュワードシップ部として分かれています。したがって、それぞれの投資判断については、いわゆる投資部門でそれぞれの運用戦略に責任があるポートフォリオマネージャーが運用を担当します。我々は投資した後を担当します。アクティブとパッシブを合算してブラックロックとしての議決権行使を集約して議決権行使と対話を行っています。私はその日本拠点の担当チームのリーダーという位置づけです。

―貴社はグローバル投資家として世界各地に拠点があります。その中で、日本株の投資と議決権行使の業務について、いずれも東京が担当し、東京で完結しているのでしょうか。

日本株については、基本、日本のチームがすべての議決権行使を担当しています。対話も同様です。ただ、判断等については、非常に影響力の大きいケースや複雑性が高く判断が難しいと考えられるものについては海外拠点の担当者とも議論しながら最終的に判断するプロセスもあります。

―自社の株主名簿を確認すると、グローバルカストディアンの名義の中に、貴社と推測できる株主名を見かけることがあります。こうしたオフショアファンドの議決権行使も東京で担当されているのでしょうか。

その通りです。

―招集通知等の株主総会資料はどのように入手していますか。

紙ではなくウェブベースの入手です。当社は I S S のプラットフォームを利用して、そのプラットフォーム経由か、各社の WEB サイトから直接ダウンロードすることもあり

ます。

―招集通知等の株主総会資料を、①招集通知＋参考書類、②計算書類、③事業報告に大別した場合、実際にはどれを参照していますか。

ほぼ①を参照しています。②③は現状、IR資料、有報、短信など他の資料でカバーすることが多いです。あとは統合報告書なども参照します。

―狭義の招集通知における議決権行使の方法等に関する記載（事前の書面投票・電子投票の方法）を参照することはありますか。あわせて、英訳版についてはいかがですか。

議決権行使の方法等に関する記載については、すでに把握していることもあり、日本語を含めて参照することはないですね。招集通知の英語版については、先ほど申し上げたとおり、弊社における議決権行使は日本語でほぼ完結しているので、実際はほぼ見ていない状況です。ただ、海外の担当者と議論するときに英訳があれば、そのリンクを合わせて送ることはあります。ただし、議決権行使助言会社のレポートがすでに出ている場合は、そちらのレポートを読んだほうが主要な情報を英語で整理できる場合が多くあります。また少し失礼な言い方をすると、せっかくの英訳でも直訳なものも多く、最終的に意味が伝わらないものも結構あります。したがって、招集通知の英訳リンクを渡しても、実際はあまり読まれていないような感覚があります。

―渡す場合の件数はどれぐらいでしょうか。

年にもよりますが、年間数十件というレベルだと思います。

―聞くとところによると、議決権行使助言会社のレポートはレイアウトが決まっていて、クライアントの機関投資家も知りたい情報をすぐに見つけやすいという話を聞いたことがあります。やはり慣れは大きいでしょうか。

主要な議決権行使助言会社の推奨レポートはグローバルでほぼフォーマットが一緒に情報がまとまっていて読みやすいと思います。招集通知の英訳を使うのは、例えば株主提案の定款変更など、正確性を期して内容を確認したい場合に原文を確認すると言った形での活用方法になります。

―議決権行使業務に際して、コーポレートガバナンス報告書、有価証券報告書、統合報告書の利用はいかがでしょう。

議決権行使のタイミングにおける活用という意味では、コーポレートガバナンス報告書はタイミング次第ではそれなりに参照することもあります。有価証券報告書や統合報告書は株主総会の議案判断のタイミングでは時間の制約も大きい炒め、どちらかという企業との対話準備にあたって活用するという方法がメインかと思います。また、すべての会社の開示資料を網羅的に確認するのではなく、何か議決権行使基準に引っ掛かるとか、気になる点があった場合に確認することが多いです。

―総会資料に記載された議案の内容を確認する目的で上場会社に照会することはありますか。

必要に応じてコンタクトを取らせていただくこともあります。例えば情報開示が限定的な場合ですかね。少しテクニカルな話ですが、例えば取引関係がある所属先の出身の社外取締役が候補者になっているが取引関係の詳細についての記載がない場合、あるいは候補者の出席率が悪い場合にその背景や理由を確認するなど、そういうところですかね。ただ、時間の制約も大きいので、原則として開示資料に基づいて判断せざるを得ませんので、割合的にはそれほど多くありません。

―パッシブファンドとアクティブファンドの議決権行使基準は一般的にパッシブが厳しくて、アクティブは優しいというイメージがありますが、いかがでしょうか。

弊社においては、議決権行使方針に関する基本的な哲学は共通ですが、異なる判断を採用することは可能ですし、実際にございます。アクティブのポートフォリオマネージャーが、ファンドのポートフォリオの議決権行使についてこうしたいと考えれば、そのように言う権利はあります。他社の状況については代弁できる立場にはありませんが、一般論としてアクティブはそもそも投資したいと思う企業のみを対象として投資しておりますし、投資対象数もパッシブですと数千社ですが、アクティブですと最大数百社という違いはあるかもしれません。（注記：*なお、2025 年からブラックロックはインデックスファンドとアクティブファンドを分けて議決権行使を行う体制変更を実施している）

―上場会社は反駁レターのような補足文書を追加的に開示することがあります。このような場合の情報のトレースについてはいかがでしょうか。

そちらについては可能な限り確認しています。ただ、非常に多くの議案を判断しているのでそのようなレターが出ていることを見落としがちな状況でもあります。したがって、「出しました」とご連絡いただけるとありがたいです。議決権行使助言会社からの反対推

奨に対して反論するのは勇気が要ることかとは思いますが、なるべく堂々と自社の主張を公表されたほうが良いと思います。

—内容次第かもしれませんが、補足説明によって賛否が変わることはありますか。

内容次第ですが、反対が賛成に変わったケースもあります。例えば、ある会社の取締役会構成が我々の基準に満たないケースがありました。しかし、レターを通じて何年後までに改善するという主旨の説明を受けて、賛成した例もあります。今年の株主総会には間に合わなかったが、来年度以降における対応について一定の方向性がある場合はきちんと説明された方が良いと思います。

—議決権行使とは別に、年間を通じて企業と対話する際に参照する情報はありますか。

前述の通り、IR 資料、統合報告書などは対話時に確認します。また書類によって会社のフォーカスや説明のトーンが違っていると感じる場合も時折あるので、それを確認することもあります。

—社内の海外部門の会議で、日本の上場会社が作成した英文資料の利用についてはいかがでしょうか。

先ほどの反駁レターもそうですが、英語で出していただいた方が効果的な場合はあります。日本語で受けた情報を全部まとめて英訳するのは労力がかかります。実際に企業の担当者様には反駁や追加説明を英語でいただけないかとお願いしたケースもあります。

—近年、DeepL や ChatGPT などの機械翻訳／A I 翻訳ツールが広く利用されていますが、業務上の利用有無はいかがでしょうか。

はい。テクノロジーの発展は目覚ましいものがありますので、積極的に活用しています。

—日本の上場会社が特に開示業務において、機械翻訳／A I 翻訳ツールを利用することについて、特に上場会社の社内に英文開示のリソースが十分では無い場合に、人間によるチェックを省略することの許容度についてどのようにお考えですか。

はい。法的な観点もあろうかと思うので、最終的には各社のご判断だと思いますが、機械翻訳等でのドキュメントであることを明記するなど、正確性についてはユーザー側に判断を委ねる趣旨のディスクレイマーを記載すれば、活用いただくことに問題ないと思

っています。

—日本企業が開示する英文のレベル感についてどのような感想をお持ちですか。翻訳は意識ではなく直訳が多いとの指摘もあります。

招集通知の記載事項は日本語でもそもそも複雑なものが多いかと思うので、英語で読むとさらに理解しづらい文章は多いように思います。そのため、意識を多少織り交ぜた方が結果的には理解が進むと感ずることも多いですが、他方で意識の場合は、原文に対する正確性がかけるなど、トレードオフは十分理解できますので、わかりづらい文章となってしまう点についてはある程度仕方ないという感じがします。

少し異なる観点かもしれませんが、日本企業の説明は時として図に依存し過ぎる傾向にあるように思います。結果、わかりにくいと感ずる図を目にすることがあります。ある事象の対応関係を説明する場合、図中に矢印が多いと、最終的に何を示しているのか、理解が進まないケースがあります。また日本の関係者にとっては慣れているかもしれませんが、海外向けに説明する際には苦勞します。というのは海外ですと、図を活用するとう割合は低く、すべてなるべく言語化する、文章化を重視するためです。

これらを配慮した形で作成されると考えられる海外投資家をターゲットにした文章などは上手に書かれている感ずることが多くあります。その一方で、日本のステークホルダー向けに書かれた文章は、そのまま直訳するとわかりづらい文章が多いように思いますので、メッセージの出し方を工夫することはとても重要だと思います。

—やや細かい質問ですが、英語は同じ表現の繰り返しを嫌う言語と理解しています。開示資料や総会書類の英訳の際の配慮についてどのようにお考えですか。

英語は確かに繰り返しを嫌いますね。でも、日本語も同じではないでしょうか。ポイントをシンプルにまとめて書くことが良いというのは、ビジネス界ではどの言語も共通だと思います。

—適時開示情報の決算開示資料や有価証券報告書、CG報告書においてはXBRLが導入されています。XBRLデータは、一般的には報道機関や情報ベンダーにおける利用が中心かと思われますが、社内で利用することはありますか。

まずは金融情報ベンダー様に一度集約していただき、それを使っているという理解をしています。

—米国では、SECが上場会社に対し開示資料をプレインイングリッシュで作成するよ

う求めていると聞きました。このプレインイングリッシュに関して機関投資家の立場から何か意見があればお聞かせください。

わかりやすい文章、短時間で要点をつかめるというのは大事だと思います。

―東証は2025年4月からプライム市場における決算情報及び適時開示情報の英文開示を義務化します。日本企業が英文開示を進めた場合の機関投資家のメリットとして、事務作業の手順の削減や効率化が想定されると期待されますが、同じく投資家の立場から、ご意見ありましたらお聞きしたいと思います。

英文に関する認識や活用方法は前述の通りです。期待される効果等に関しては公表文章の中身次第かとは思いますが、今後の実務の進展を見守りたいと思います。

―日本企業が英文開示において優先的に取り組むべき書類があるとすれば何か、また、書類間で優先順位をつけるとしたらどのようなようになるか、ご意見がありましたらお聞かせください。

特にありませんが、海外投資家から最も質問を受ける内容を踏まえて、例えば、その周辺情報に該当するような書類から進めるなど、メリハリの付け方はあるように思います。

―英文資料は日本語と同じタイミングで全文翻訳し開示するのがベストプラクティスといわれますが、これが難しい場合について、和英同時の一部開示と数日遅れの全部開示のどちらが望ましいとお考えでしょうか。

投資家の立場だけ言わせてもらえば、両方同時に開示がベストだと思います。ただ、一部でもいいから、肝と考えられる部分については同時に出していただき、その後に全部開示という考え方も現実対応としてはありうると思います。

―非居住の海外機関投資家は議決権行使助言会社のレポートを中心に参照しているように想像します。

各運用会社の体制やポートフォリオ次第ですが、招集通知まで読み込む時間とリソースはかなり限られているように思います。日本に拠点がない運用会社ですと、ご指摘のように特にその傾向が強いように思います。

英訳にかかるコスト・ベネフィットを踏まえたうえで、会社にとって網羅的な英訳対応が会社にとっても株主にとってもプラスになるのであれば確実に対応すべきですが、や

や極端な言い方かもしれませんが、そういう会社は実はすでにある程度対応済みではないかと思います。

英訳については柔軟性はあってもいいのではないかと思っています。もちろん、グローバル投資家に向けたアピールという姿勢という観点から情報開示に取り組むこと自体はプラスだと思います。

—ありがとうございました。

(2) インスティテューショナルシェアホルダーサービシーズ株式会社 (ISS Japan)

日本リサーチ エグゼクティブディレクター 吉川武利氏

(2025 年 1 月 23 日実施)

―現状の日本株に関する議決権行使助言業務の体制についてお聞かせください。

議案によって異なります。株主総会の議案のほとんどは定型的な議案で、それ以外の M&A や株主提案、気候変動問題は特殊な事案かと思います。M&A 関連の議案の判断は、コーポレートガバナンスよりも投資判断に近いといえます。定型的な議案の判断はすべて日本のチームが担当しています。残りの特殊な案件については、日本国内で完結するものと、海外の M&A のチーム、あるいは気候変動等を分析しているチームが関わる場合があります。

―議案分析に際しての、招集通知等の株主総会資料の入手方法についてお聞かせください。

すべて証券取引所のウェブサイトから入手しています。中には、自社ホームページで会社法上の電子提供措置をされている会社さんがいるかと思いますが、実務上、個社のページに毎日アクセスして確認するのはなかなか辛い作業ですから、おそらくすべての機関投資家は東証から提供される情報を利用しています。そのため東証への招集通知の早期掲載は重要です。

―株主総会資料を、①招集通知＋参考書類、②計算書類、③事業報告に大別した場合に、実際に参照するものをお聞かせください。

結論を申し上げますと①と③を利用しています。②の計算書類は必要に応じて参照しますが、前提として決算短信の情報は集めています。

―英訳版の参照有無についてはいかがでしょうか。

I S S に限らない話かと思いますが、日本企業については、日本語ができる担当者が分析しますので、日本語の書類を見えています。したがって、基本的に英語の書類は見えていません。日本語は読めないけれども、日本株に投資しているという運用会社は存在するかもしれません。また、有事の事案の場合、先ほどのとおり、I S S では海外のチームと一緒に議論に参加することがあります。その際に英語の書類を参照する場合がありますが、先ほどのとおり、それは特殊な案件の場合ですので、数の上では極めて少数

です。

今回の東証による英文開示の義務化においては、同時開示が求められていますが、英訳のために日本語を遅らせるとか、そういうことはなさらずに、まずは日本語を出されて、その上で余裕のある範囲内で英文開示に取り掛かっていただくというのが、結果的に企業の皆さまが株主に正しくアピールする方法となるのではないかと、個人的には思っています。

—コーポレートガバナンス報告書、有価証券報告書、統合報告書などの、日本語で書かれた株主総会資料以外の書類の利用有無についてお聞かせください。

基本的に平時においては、広義の招集通知を見て分析もしくは判断をしています。おそらく、議決権行使に携わる機関投資家も同様の意見だと思いますが、株主として企業に求めたいのは、議案の判断に必要な情報や会社として株主が考慮すべきと考える情報は、まず招集通知に載せることだと思います。もちろん、一部の財務に関する数値、例えば決算短信のROEは当然関心事に含まれますし、政策保有株式に関する情報は前年の有価証券報告書に頼らざるを得ない状況があります。こうした場合は、ピンポイントで招集通知以外の書類を参照することになります。有事の場合は、状況次第で異なるかと思います。

—総会資料に記載された議案の内容を確認する目的で上場会社に照会することはありますか。照会することがある場合、どのぐらいの頻度か、イメージをお聞かせください。

一般的な開示をされている企業に対しては、我々から特に照会することはありません。ただ、候補者の性別や氏名のふりがななど、議案の本質ではないところで情報が不足しているケースがあります。また株式報酬議案では内容が複雑な場合が増えていきます。そういった場合には照会しています。年間3,300社ぐらいの議案を分析している中のイメージでいえば、5%ぐらいという印象です。M&Aや株主提案がある場合は、これも内容次第ですが、照会する場合があります。

—ESGファンドなど、機関投資家顧客のファンドの属性や要望に応じた議決権行使助言の内容に違いはありますか。

実は弊社顧客でもISSの助言方針を採用する投資家は少なく、ほとんどは顧客独自の議決権行使方針を持っています。そのため弊社では個々の顧客ごとにその顧客の方針に基づく推奨を提供しています。

例えば、一橋大学の円谷研究室のウェブサイトには、機関投資家の議決権行使の賛否データが公開されていますが、そちらを見ると、国内のいわゆるメインストリームの機関投資家でも、判断は様々だということがご理解いただけるように思います。

ISSでも、日本株チームによるレポートとは異なる、サステナビリティや気候変動問題を重視するレポート、あるいは反対に企業経営者の判断を尊重するといったレポートを作成しています。いずれも機関投資家の考え方に基づいていますので、投資家の考え方も様々であると想像しています。

ISSの影響力が議論されることがありますが、多くの顧客が弊社に求めることは、あくまで顧客の方針に従いレポートを作成することなのです。

なお、国内機関投資家の取締役反対率 12.6%に対し ISS の反対推奨率は 10.0%であり、ISS の基準は一般の印象とは異なり決して厳しくはありません。

一議決権行使助言方針の見直しを行う際の機関投資家からの意見の採否について、意見交換を行う場合の機関投資家の属性の有無等を含めてお聞かせください。

我々としては、日本のことを理解している投資家の意見を重視しています。国内資本の投資家ですとパッシブがメインになります。海外資本のパッシブとアクティブの投資家の話も伺いますが、その際も日本市場のことを理解している方々の話を伺いたいという考えに変わりはありませんので、多くの場合、日本に拠点を設けている投資家がメインになります。これとは別に、日本に拠点がなくとも、多くの日本株に投資している投資家に対しては、話を伺うことはあります。

一上場会社は議決権行使助言会社の反対推奨・助言に対し、反駁レターのような補足文書を追加的に開示することがあります。このような文書が公表された場合の対応についてお聞かせください。

招集通知と同様に東証経由で開示された補足文書は全件確認し、必要に応じてレポートを修正しています。時々、企業から弊社に対しメールで反論をいただくことがあります。ただ我々はあくまでも公開情報に基づいて判断をすることを大前提としています。公の場で開示されると大変助かるというのが、正直なところです。我々が事実誤認するケースも当然あり得ます。事実誤認があった場合はすぐにレポートを修正します。事実誤認が推奨結果に影響するものは、推奨を変更します。そうした事例は年間 10 件ぐらいあるかどうかです。

一方で、事実関係の指摘ではない、考え方の違いに対する反論を受けることがあります。我々からしますと、ポリシーに対する反論になってしまいますので、意見としてはお聞きしますが、それによって推奨結果が変わることはあまりないように思います。

タイムリーに返答を差しあげることはできなくとも、すべての反論に目を通していきます。ちなみに、東証サイト経由で開示された反論は、我々の顧客の投資家も参照できるようにすべて配信しています。

一年間を通じた企業との対話と、株主総会の議決権行使に際して参照している情報についてお聞かせください。企業が開示した英文資料を参照するのか否かについても教えてください。

我々、日本株リサーチの担当は、当然、日本語が普通に読めるスタッフですので、日本語の資料を見ています。日本語の資料で役員の性別がわからない場合、英文資料に Mr. /Ms. や he/she のような表現があれば、そこから性別を判断することはあります。また、例えば子会社の英語の固有名詞を確認しておきたいときなどに参照します。

一貴社内の海外部門との会議などで、日本の上場会社が作成した英文資料を利用することがあるかについてお聞かせください。

ゼロ件か、ゼロ件ではない、のどちらになるかといえば、ゼロ件ではないとの答えになると思います。ただ、件数的には年間 10～20 件といったレベル感です。

一近年、DeepL や ChatGPT に代表される機械翻訳／A I 翻訳ツールが広く利用されるようになってきました。貴社における利用の有無についてお聞かせください。

日本株に関する英文レポートを書く際に翻訳ツールを使うか否かというご質問だとすると、我々はすべて自分たちで英文を書いているという答えになります。

一この翻訳ツールに関連して、日本の上場会社が特に開示業務において、機械翻訳／A I 翻訳ツールを利用することについて、ご意見があればお聞かせください。

この質問の回答には、我々として少し悩むところがありました。といいますのも、我々は普段から日本語の招集通知もしくは日本語による開示を重視しているからです。また、一口に英訳といっても実際には様々なレベル感があり、企業がその翻訳をどこまでレビューできているのかといった点を含めても、様々なぶれが生じているように思います。こうしたこともあって、英語版の招集通知をあまり利用していない我々が、この質問に対して何か良い答えができるのかという点でも悩ましく思ったというのが正直なところです。

—この関連で、上場会社の社内に英文開示のリソースが十分では無い場合に、人間によるチェックを省略することの許容度についてご意見をお聞かせください。

あくまでも私見ですが、翻訳会社を利用する場合でもA Iや機械翻訳を利用する場合でも、その企業をよく理解していないと正しく翻訳できないと思います。企業の方が翻訳の内容を確認する意味はそこにあるはずです。単に機械翻訳をするだけであれば企業ではなく株主がしてもよいわけですが、しかし、これはリソースが限られている前提からの質問と思いましたので、難しい問題だと感じています。

—日本企業が開示する英文のレベル感についてどのように評価しているか、ご意見をお聞かせください。また、翻訳は意識ではなく直訳が多いとの指摘がありますが、この点についてもご意見をお聞かせください。

英語においてはわかりやすい表現が非常に重視されているということが、まず前提になると思います。これはブレイニングリッシュにも通じる話だと思います。一方で、日本語の招集通知を特に英語に翻訳すると、翻訳としては正しくても、意味が分かりづらい文章になることが多い気がします。読み手が日本のことをよく理解しているのであれば、直訳英語でも良いかもしれず、日本語は読めないが、自社に投資していて議決権行使しようとしている投資家に何かメッセージを出したい場合であれば、意識したほうがよいのではないかと、というのが個人的な意見です。

ただ、私自身が以前に事業会社で株式実務を担当してきた経験からすると、日本語で書いた文書を誰かが勝手に英語に意識することに関して了解を得ることは非常に厳しいことは重々承知しているつもりです。

—英語は同じ表現の繰り返しを嫌う言語と理解していますが、開示資料や総会書類の英訳に際しても同様に配慮すべきかどうかについて、ご意見をお聞かせください。

表現の繰り返しは、私自身も英文を書く際に悩ましく思う問題です。確かに重要なポイントですが、皆様の目的は、おそらく自然な英語を書くことよりも、物事を正確に伝えることだと理解しています。その意味では、下手に表現の繰り返しを避けようすると、別の表現が必ずしも同じ意味とは限らない場合があります。そうであれば、むしろ、同じ表現を使ってもいいのではないかと、個人的には思います。

—適時開示情報の決算開示資料や有価証券報告書、CG報告書においてはXBRLが導入されています。XBRLデータは、一般的には報道機関や情報ベンダーにおける利用が中心かと思われますが、貴社の議決権行使助言業務における利用についてお聞

かせください。

議決権行使助言は大量のデータ収集を前提としており、その点から利用しています。財務諸表関連のデータ収集については、XBRLはうまく運用されていると思います。一方、非財務情報、特にコーポレートガバナンス報告書などは、データポイント化されないままの形式で運用されています。これは株懇の皆さんにお伝えする話ではありませんが、改善の余地を感じています。機会があれば、東証さんにお伝えいただけますと幸いです。

一東証は2025年4月からプライム市場における決算情報及び適時開示情報の英文開示を義務化します。日本企業が英文開示を進めた場合の投資家側のメリットとして、事務作業の手順の削減や効率化が想定されるように思われますが、この見立てについてご意見をお聞かせください。他にもメリットがあるようであれば、あわせて教えてください。

今回の英文開示の義務化は、議決権行使の話から少し離れてしまいますので、専門外の話になりますが、大手の機関投資家は以前から日本に日本語のわかる日本市場専門のアナリストを抱えていますから、そういった投資家にしてみれば、英文開示が義務化されたからといって、投資判断を大きく変えるきっかけにはならないと思います。

今般の東証さんの開示義務化のメリットを享受するのは、こうした大手の機関投資家ではなくて、中小型株に投資する中小規模の投資家だろうとみています。アジアやヨーロッパといった特定地域の専門というよりも、例えば不動産や自動車など、業種に特化しているファンドや運用会社です。業種や他市場のことは分かるが日本語を読めないというアナリストがいる場合に、決算短信や適時開示の重要情報を英語で確認できれば、メリットではないかなと思います。

英文開示においては、誰がオーディエンスなのかを考えることが大切です。議決権行使の担当者のことを考えるのか、あるいはアクティブファンドのファンドマネージャーに自分たちのことをもっと知ってもらいたいと考えるのかによって、英訳の際に何をどの程度対応するのか、その仕方は変わってくるように思います。

一日本企業が英文開示において優先的に取り組むべき書類があるとすれば何か、また、書類間で優先順位をつけるとしたらどのようなようになるか、ご意見をお聞かせください。

そうですね、議決権行使関連で生活の糧を得ている立場からは「招集通知」と言うべきところかもしれませんが、実際には先ほどのとおり、必ずしも招集通知ではなくて、決算短信や業績予想の修正、あるいはM&Aのような、いわゆる株価が動くものについ

て早めに開示することが重要だと思います。

現在、日本株に投資する海外機関投資家で、日本語を理解できるスタッフがいないにもかかわらず議決権行使助言会社も使わないという投資家はおそらく皆無だろうと思います。

ですから、招集通知の英訳がない現状を急激に埋めなければならないというほどの大きなギャップがあるかという、必ずしもそうではありません。ただし、例えば我々 I S S が取締役選任議案において出席率 75%未満を理由に反対推奨したとします。その際に、会社が「この候補者にはこうした事情があった」といった説明をされたい場合には、英訳をされるメリットはあるように思います。

—今般の東証による義務化の動きに関連して、貴社として上場会社に要請されたい事項等がもしあればお聞かせください。

上場会社の株主構成でいうと、外国人株主比率の高い会社も一定数いるわけですが、一方で、国内のパッシブ運用の機関投資家の比率が高い会社も多くいるはずです。持ち株比率を考慮すれば、日英同時開示のために日本語による開示を遅らせることは避けて欲しいというのは、我々だけでなく機関投資家も同様の意見だろうと思います。

—最後に、英文開示以外に貴社として上場会社に要請したい事項等がもしあればお聞かせください。

まず、近年は株主提案が増えていますが、株主提案の分析には会社と提案株主の両方の主張をレポートに書く必要があります。その際、英訳がありますとそれをレポートに引用しておりますので、数パーセントの会社だけが該当する話かもしれませんが、株主提案に関する英訳は早めに出していただけると嬉しいです。

それと、これは毎年お願いしている事柄でもあります、役員選任議案の候補者の性別、氏名の読み方と外国人候補者のローマ字の綴りの明記です。あと、独立役員であることの明記は、取引所に対する独立役員の届出を意味するのか、会社の独立性基準を満たしていることだけを意味しているのか分からない場合が稀にありますので、明示をしていただけるとありがたいです。また補欠役員について独立役員に指定する予定があるかの記載が抜けているケースが多くみられます。この点も明記をすると機関投資家からの意図せぬ反対を防ぐことが出来るかと思います。

—ありがとうございました。

(3)Glass Lewis Japan 合同会社

リサーチエンゲージメント アジアリサーチ ヴァイスプレジデント 上野直子氏

リサーチエンゲージメント アジアリサーチ マネージャー 小暮道夫氏

(2025 年 1 月 20 日実施)

—現在の議決権行使助言業務の体制についてお聞かせください。

現在、国内 13 名、シドニー 2 名で日本市場を担当しています。この他に約 30～40 名ぐらい、期間限定で半年間ほどデータ収集専門のスタッフを確保しています。レポート作成のための下準備をしてもらっています。

プロキシファイト事案や気候変動関連の株主提案がある場合、グラスルイスは世界統一の基準で対応しています。米国本社で E S G が基本的に対応しています。日本チームはこうした事案で英語の開示がなければ、翻訳して情報を渡しています。

ただ、今年から、M&A やプロキシファイトに関する体制が変わり、米国の専門チームに加えて東京のアナリストも担当するようになりました。これにより、日本時間で対話できる機会が増えました。グラスルイスは、招集通知開示後は対話に関する沈黙期間を置いています。こうした案件については、遅くとも株主総会 10 日前ぐらいまでであれば、招集通知後も対話ができるようになる見込みです。

—招集通知等の株主総会資料はどのように入手していますか。

東証のデータベースサービスから集めています。

—招集通知等の株主総会資料を、①招集通知＋参考書類、②計算書類、③事業報告に大別した場合の、参照状況についてお聞かせください。

①②③はすべて参照しています。あと前年の有価証券報告書ですね。他にコーポレートガバナンス報告書と独立役員届出書、これらは必ず参照する資料です。ただ、日経 225 組入銘柄の特定企業に対しては、より詳細な ESG データの収集のため統合報告書とホームページの関連情報もチェックをしています。

—英訳の参照についてはいかがでしょう。

日本市場を担当するアナリストは、基本的に日本語の関連資料を参照しますが、役員選任議案に読み仮名がない場合や、性別の判断が難しい場合に、英訳を参照しています。あ

と、株式報酬に関しては日本語より英語のほうがシンプルに書かれていて分かりやすいところがあるので、内容が分かりにくい場合に、英訳を参照することもあります。

—総会資料に記載された議案の内容を確認する目的で上場会社に照会することはありますか。照会することがある場合、どのぐらいの頻度か、イメージをお聞かせください。

回答としてはゼロになります。原則、招集通知の公表後は、企業と話さないという社内ルールに基づきます。※注：M&A や株主提案の場合、対応が異なることがあります。

—一方で、招集通知を4週間以前に公表し、利用を申し込んだ発行会社に対しては貴社の Issuer Data Report（IDR）を通じたフィードバックのプロセスがありますね。

そうですね、私たちから質問することはありませんが、IDRに登録されている企業には、グラスルイスの助言の元となるデータの確認をお願いしています。これにより、取締役会の構成などの助言の判断につながるデータについては企業の担当者にも確認いただき、その正確性の向上につとめています。

—ESGファンドなど、機関投資家顧客のファンドの属性や要望に応じた議決権行使助言の内容に違いはありますか。

公表しているベンチマーク方針は特定のファンドから圧力により形成されるものではなく、グラスルイスが考え、グローバルで広く受け入れられているベストプラクティスをもとに導きだした助言と位置づけています。企業に厳しい要求をするファンドがいるからという理由だけで賛成助言にすることはありません。ただ、カスタムポリシーサービスでは、一部の機関投資家顧客向けに個別の要請に応じた分析を提供しております。そのサービスで提供されているのは、グラスルイスの助言ではなく、あくまでも機関投資家が独自に定める基準に従った分析です。

—議案賛否の助言ではなく、役員の独立性判断などはグラスルイスさんの判断に依存する投資家がいるようにも思われますが、いかがでしょうか。

最近では独立性基準などの細かな方針も機関投資家が自ら策定し、それに基づいて判断し提供しているケースも多くあります。例えば、グラスルイスではクーリングオフ・ペリオドを設定していますが、3年は短いので、5年にしてほしいという機関投資家にはクーリングオフ・ペリオドを別々に提供しています。これは一例です。

—助言方針の見直しを行う際、機関投資家の意見の採否はどのように判断していますか。

2023 年から「ポリシーサーベイ」を実施しています。機関投資家顧客、上場企業、コンサルティング会社など弊社が把握しているコンタクト先には幅広くサーベイに協力してもらっています。ただ、サーベイがすべてではなく、総会シーズン後の機関投資家や企業団体などとの意見交換も参考にしています。加えて、仮に基準を変更した場合に、どのぐらいの企業が新たに反対助言の対象になるかについても確認するようにしています。こうして日本のチームでまとめたものを最終的にグローバルの方針検討会議で決定するプロセスになっています。

—ここでいう機関投資家のうち、海外機関投資家は何割ぐらいですか。

8 割がグローバル投資家というイメージです。最近是国内の機関投資家の基準のほうที่厳しい場合があり、グローバル投資家からもう少し例外があってもいいんじゃないのという意見を聞くこともあります。

—反対助言に対して、反駁レターのような補足文書が追加的に開示されることがありますが、こうした場合の対応についてお聞かせください。

確認する努力はしていますが、すでにレポートを発行してしまった後になりますので、誰かから言われないう限り、気づかないまま総会を迎えてしまうことがあるかもしれません。直接連絡を受けた場合は内容を確認し、ミスがあれば内容を訂正した上で再発行します。ただ、解釈の違いについては、それを理由に訂正することはありません。なお、費用はかかりますが、グラスルイスには Report Feedback Statement (R F S) というサービスがあります。発行したレポートの助言賛否に対して、意見がある場合、発行済みレポートに、PDF でご提出いただいた意見をレポートに新しいセクションとして追加し、レポートを再発行することにより、その意見をグラスルイスのクライアントに周知します。こちらがフォーマルな反論の受付のプロセスになります。

—先ほどお聞きした内容にも一部重なりますが、日本の上場会社が作成した英文資料を利用することはありますか。

先ほどお話ししたとおり、米国本社チームの対応事案で英文資料があるとそちらを利用することがあります。日本のチームが翻訳する必要がなくなるので「ラッキー」という感じですね(笑)。あとは、助言に至る背景を機関投資家に説明する必要がある事案で、企業が英訳資料を出していればその資料を機関投資家に渡して説明することもあります。

—ちなみに平時は日本語で完結するものでしょうか。

そうですね。ただ、機関投資家向けのブリーフィングの際に、なぜグラスルイスは独立あるいは非独立と判断したのかなど、詳細な説明を求められる場面があります。その場合に英語の資料があるとクライアントも参照するので助かります。あと、最近は政策保有株式の課題がクライアントミーティングで話題に出ることが多く、その際いつも「有報の〇〇ページに…」と話しますが、そのたびに「また有報？それ英語ないよね？」みたいに言われてしまいます。

—ところで近年、機械翻訳／A I 翻訳ツールが広く利用されるようになってきました。グラスルイスにおける利用はいかがですか。

助言レポートに関連して翻訳ツールを利用することは社内ルールで禁止されています。一方で知らない言語の内容を自分たちが理解するために、社内ツールとして使うことは許されています。また、本社に報告が必要な面談があり、日本語の議事録を英訳する際に ChatGPT を利用することがあります。内容に誤りがないか確認したうえで本社に送りますが、説得力ある社内報告書を作成したいときなどには便利ですね。

—これに関連して、日本の上場会社が特に開示業務において、機械翻訳／A I 翻訳ツールを利用することについて、どのように思われますか。

企業がリスクをどう判断するかによると思います。グラスルイスでは、日本語訳と英訳の正確性を確認するために、翻訳内容を慎重にチェックしています。過去には英訳が全く違うニュアンスで伝わってしまい、レポートを再発行したことがありました。本社は英語の資料を基に正しい判断をしていると考えていましたが、日本語の招集通知とのニュアンスの違いから混乱が生じました。ですから、翻訳ツールだけに頼ることはせず、人の手で確認するようにしています。

翻訳ツールの使用や注記の対応は各社の方針次第だと思います。翻訳ツールの使用後に人が修正を加えるのであれば、それは翻訳ツールが 100% 作成したものではないと解釈できるように思います。ChatGPT の利用については、グラスルイス社内でも多くの制約がありますが、各社で I T 関連のリスクをどう判断するかですね。

—そうすると、上場会社の社内リソースが十分では無い場合に人手によるチェックを省略することについてご意見をお聞きしたいと考えていたのですが、許容度はゼロですね。

そうですね。解釈に差異が生じてしまう可能性を考えると、確認は必要だと思います。

—現在の日本企業が開示する英文について、意識ではなく直訳が多いとの意見もあるようですが、どのように思われますか。

英語は通じれば良い言語だと考えています。正式な文書や招集通知では文法ミスを避けるべきですが、難しい単語を使うよりもシンプルで明確に伝えることが重要です。これは大学時代の先生や職場の上司からも教えられたことです。英語は長く書こうと思えば非常に長くできますが、短く分けて書く方が良いとされています。シンプルな英語で伝えることがベストであり、直訳でも意図が伝われば問題ないはずです。株主提案の理由の英訳は難しいですが、私は直訳でよいと思っています。

—英語が同じ表現の繰り返しの嫌うという点については、どのようにお考えですか。

表現の繰り返しのする、しないはどちらも行き過ぎは良くないと思います。例えば「議案」を表す“proposal”ですが「この議案」を“this proposal”とすれば、後でまた“this proposal”と書く必要はないはずですが、文が長くなり前に登場した箇所から離れてしまった場合には、もう1回書いたほうが良いと思います。

ただ、こうした悩みどころは日本語も英語も同じような気がしています。仕事柄ネイティブが書く英文もチェックしますが、決して上手とはいえない英文を目にすることがあります。日本人だからといって日本語の文章がちゃんと書けると限らないじゃないですか。伝えたい事柄がちゃんと伝わるように書くことはどの言語でも大切だと思います。

—話が変わりますが、適時開示情報の決算開示資料や有価証券報告書、CG報告書においてはXBRLが導入されています。グラスルイスにおける利用についてお聞かせください。

データ収集で利用しています。XBRL書類から必要なデータを抽出して、それを自動的にアップロードして、システムに組み込んで利用しています。招集通知のデータもこうなれば良いと思います。

—米国では、SECが上場会社に対し開示資料をプレーンイングリッシュで作成するように求めていると聞きました。

そうですね。グラスルイスにも独自のスタイルというか、よく使う表現はあります。先ほどもお話したように、文章はシンプル・イズ・ベストだと思います。皆さん、インドの

開示文書を読まれたことはありますか。私はインド担当ではありませんが、発音や話し言葉ではなくて、インドの役員報酬議案は何を言っているのか、書かれてあることが何度読んでもさっぱりわからないことが多くあります。リーガルの専門用語が多いうえに、一文がめっちゃめっちゃ長いです。どこで区切って読めばいいかさっぱりわからない（笑）。アメリカ人に聞いても、本当わかりにくいと話しています。

これも繰り返しになりますが、文章は相手に伝わらなければ、何を書いても意味がないと私は教わってきました。外国人の中にはカッコいい言葉や難しい単語を使う人がいます。日本人にも難しい漢字を使う人がいますがそれも一緒です。長い文を書くことを良しとしている人は、ネイティブの間でも評判は良くなかったです。以前にそうした長文を目にして、同僚のアメリカ人に私の英語力の問題かと尋ねたら、書き手のライティングの問題と言われたことがありました。私が渡米したときに、日本の受験英語で知っていて良かったと思ったものに関係代名詞があります。あの which、that、what ですが、関係代名詞が1語使われているぐらいの長さがちょうどよい長さだと思います。それと難しすぎない、自分が理解している単語で書くことが大切です。

米国SECがプレインイングリッシュの使用を言い出したのは、役員報酬に関する開示があまりにも分かりにくかったからでしょう。意図的にわかりにくく複雑にして、投資家が判断できないようにしているんじゃないかという噂があったぐらいです。ですから、プレインイングリッシュによる開示を求めるのは一理あるような気がしています。

一日本企業が英文開示を進めた場合の投資家のメリットについてご意見をお聞かせください。

そうですね、ベンダーの立場からすると、株主提案などがある場合、本当に英語の資料があるとありがたいと思っています。近年は顧客の投資家も自分たちで開示資料を読んだりして、私たちのレポートの判断に対して、普通に照会が来たりします。そうした投資家にとって英語の情報はすごく重要です。自分たちが利用するベンダーの情報が正しいかどうかのチェックする際に、日本語だけだとやりにくいと思います。作業効率の面もありますが、それまでなかったところに英文開示が加われば、その企業はそれだけすごく進化したとプラスに評価されると思います。

一日本企業が英文開示において優先的に取り組むべき書類があるとすれば何か、ご意見をお聞かせください。

グラスルイスとしてお願いしたいのは、やはり招集通知や事業報告などの株主総会資料です。余裕がある企業には有価証券報告書ですとか、お願いしたいものはいろいろあります

が、そこまで手が回らない場合、まずは株主総会資料の英訳に優先して取り組んでいただきたいです。

—和英の同時開示については、どのようにお考えですか。

開示できるものから早く開示していただきたいです。多分日本の機関投資家が聞いたら、絶対日本語を早く出して欲しいと要望されるように思います。

—今般の東証による義務化の動きに関連して、貴社として上場会社に要請されたい事項等がもしあればお聞かせください。

こういう言い方はいけないのかもしれませんが、たまに1ページだけの招集通知の英訳を見かけることがあります。株主総会日と議案のみで、取締役7名選任ですとか、候補者氏名がない決議事項だけという内容です。1枚だけだったら、英訳しないほうが良いような気がします。

アナリストとして担当したことがあるシンガポール、マレーシア、香港は全て英語で出されています。もちろん、読んでいてわかりにくいと感じる英語もありました。日本企業はこれから日本語の開示と同じぐらいの分量の英訳に取り組んでいく流れにありますが、企業によってリソース面の課題はあると思います。ですから、AIツールのようなものをうまく利用してファクトチェックはしっかりやる。そしてディスクレイマーを付けることで、読み手も注意しながら読むようになります。こうしたツールの利用について、市場が許容するのであれば、それでよいと思います。

先ほどの和英同時開示についても、企業によっては高いハードルかもしれませんが、海外の機関投資家が求めていますし、やはり同時に開示するということは、公平な情報提供という重要な側面でもありますので、ぜひそこは努力して実現していただきたいと思います。

—ありがとうございました。

【参考文献】

（政府刊行物等）

- ・新しい資本主義実現会議決定「資産所得倍増プラン」（2022年11月28日）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/dabiplan2022.pdf
- ・資産運用立国分科会取りまとめ「資産運用立国実現プラン」（2023年12月13日）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou_torimatome/plan.pdf
- ・金融庁「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」各資料
<https://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/index.html>
- ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」各資料
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/disclosure_wg/disclosure_wg_index.html
- ・金融庁「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」（第1回）議事要旨
<https://www.fsa.go.jp/singi/sokaimaekaiji/gijiyousi/20241220.html>
- ・金融庁「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」（第1回）事務局資料
<https://www.fsa.go.jp/singi/sokaimaekaiji/siryou/20241220/siryou.pdf>
- ・経済産業省「企業情報開示の在り方に関する懇談会 中間報告」（2024年6月25日）
https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/corporate_information/20240625_report.html
- ・日本貿易振興機構（ジェトロ）「ジェトロ対日投資報告 2023」第2章 日本の対内直接投資動向第2節 国・地域別対日投資動向
https://www.jetro.go.jp/invest/investment_environment/ijre/report2023/ch2/sec2.html
- ・アメリカ国立公文書記録管理局「Top 10 Principles for Plain Language」
<https://www.archives.gov/open/plain-writing/10-principles.html#:~:text=Plain%20language%20is%20clear%2C%20concise%2C%20organized%2C%20and%20appropriate,read>
- ・米国証券取引委員会「A Plain English Handbook How to create clear SEC disclosure documents」
<https://www.sec.gov/pdf/handbook.pdf>
- ・米国証券取引委員会「Staff Legal Bulletin No. 7 (CF) “Plain English Disclosure”」
<https://www.sec.gov/interp/legalslbcf7.htm>
- ・アメリカ連邦政府出版局「Federal plain language guidelines」
<https://www.plainlanguage.gov/guidelines/>
- ・GovInfo「Plain Writing Act of 2010」
<https://www.govinfo.gov/content/pkg/COMPS-13907/pdf/COMPS-13907.pdf>

(東京証券取引所刊行物等)

- ・東京証券取引所「会社情報適時開示ガイドブック(2025年4月版)」

<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/disclosure/guidebook/index.html>

- ・東京証券取引所「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」各資料

<https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/index.html>

- ・東京証券取引所「英文開示に関する海外投資家アンケート調査結果」(2023年8月)

<https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0060/jr4eth000000165w-att/jr4eth000000168g.pdf>

- ・東京証券取引所「プライム市場英文開示義務化に向けた実態調査集計レポート(2023年8月末時点)」(2023年10月11日)

- ・東京証券取引所「英文開示実践ハンドブック第2版」(2024年10月4日)

<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/handbook/nlsgeu000006mkr2-att/nlsgeu000006nbam.pdf>

- ・東京証券取引所「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備の概要」(2024年2月26日)

<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/skc8fn0000002jw1-att/skc8fn0000002jyd.pdf>

- ・東京証券取引所「プライム市場における英文開示の拡充に関して寄せられた主なご質問と回答(2025年3月更新版)」(2025年3月)

- ・東京証券取引所「2024年3月期決算会社の定時総会の状況及び今後の動向について」(2024年9月20日)

<https://www.jpx.co.jp/news/1021/mklp77000000ha2l-att/20240920.pdf>

- ・東京証券取引所「英文開示実施状況調査集計レポート(2024年12月末時点)」(2025年1月22日)

https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0060/mklp77000000q7qr-att/20250122-01_JP.pdf

- ・東京証券取引所他「2023年度株式分布状況調査の調査結果について」(2024年7月2日)

<https://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/examination/mklp77000000aiyf-att/j-bunpu2023.pdf>

(書籍・雑誌等)

- ・浅井満知子『伝わる短い英語』東洋経済新報社(2020年)

- ・井川智洋・児玉高直・杉渕均『海外投資家ニーズを押さえた英文開示のあり方・作り方』中央経済社(2023年)

- ・池上嘉彦『日本語と日本語論』ちくま学芸文庫(2007年)

- ・石井隆之『英語スタイルブック ライティングの表記ルール辞典』クロスメディア・ランゲージ (2019 年)
- ・井上多恵子『グローバル×AI 翻訳時代の新・日本語練習帳』BOW&PARTNERS (2022 年)
- ・一般社団法人日本ブレインランゲージ協会編著『ブレインジャパニーズの教科書』コスモピア (2024 年)
- ・庵功雄編著『「日本人の日本語」を考える』丸善出版 (2022 年)
- ・長部三郎『伝わる英語表現法』岩波新書 (2001 年)
- ・柏木昇『法律文書の英訳術』商事法務 (2023 年)
- ・加藤千晶『圧倒的に伝わる英文を書く技術』アルク (2023 年)
- ・坂西優・山田優『自動翻訳大全』三才ブックス (2020 年)
- ・隅田英一郎『AI 翻訳革命』朝日新聞出版 (2022 年)
- ・外山滋比古『英語の発想・日本語の発想』NHKブックス (1992 年)
- ・中山裕木子『シンプルな英語』講談社現代新書 (2021 年)
- ・長谷川俊明『法律英語とガバナンス』第一法規 (2019 年)
- ・浜辺真紀子『「株主との対話」ガイドブックーターゲットティングからESG、海外投資家対応まで』中央経済社 (2023 年)
- ・早津恵美子「日本語」(東京外国語大学語学研究所編『世界の言語ハンドブック2』三省堂 (1998 年) 所収)
- ・牧野成一『日本語を翻訳すること』中公新書 (2018 年)
- ・山田優『ChatGPT 翻訳術』アルク (2023 年)
- ・山本雅道『アメリカ証券取引法入門ー基礎から学べるアメリカのビジネス法ー改訂版』第一法規 (2019 年)
- ・T. D. ミントン『日本人の英語表現』研究社 (2012 年)
- ・ティエリー・ボイポー『機械翻訳 歴史・技術・産業』森北出版 (2020 年)
- ・デイビッド・セイン『英語ライティングルールブック 改訂新版』Gakken (2024 年)
- ・森田修=マルコム・ヘンドリックス『ビジネス英語ライティング・ルールズ』日経文庫 (2025 年)
- ・Tim Loughran, Bill McDonald 「Regulation and Financial Disclosure: The Impact of Plain English」
https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1131643
- ・一般社団法人日本ディープラーニング協会「生成 AI の利用ガイドライン」
<https://www.jdla.org/document/#ai-guideline>
- ・全国株懇連合会『2024 年度全株懇調査報告書』 (2024 年 10 月)
https://www.kabukon.tokyo/data/data/research/research_2024.pdf
- ・井上卓「IR・SR編 経営に資する法務に求められるIR・SRの視点」ビジネス法務 2024 年 11 月号

- ・井上卓・平岡幸一郎・高橋直樹・監修 武井一浩「東京株式懇話会「S R活動実態調査」と実務上の示唆―企業価値向上に向けたS R活動の実践―」旬刊商事法務 No. 2363、2024 年 7 月 5 日号 24 頁
- ・岩田宜子・原山真紀「海外機関投資家に株式を「持ち続けてもらう」ために」企業会計 Vol. 75 No. 3 (March 2023)
- ・音川和久・村宮克彦「企業情報の開示と株主資本コストの関連性」會計第 169 巻第 1 号 (2006 年)
- ・川島直樹「英訳した有価証券報告書の開示事例分析」Disclosure & IR 2022. 8 (Vol. 22)
- ・久禮由敬・今村峰生 「英文開示・対話を通じた企業価値の磨き方―「英語にするだけ」の次のステージへの挑戦」企業会計 Vol. 75 No. 3 (March 2023)
- ・砂川伸幸・岡田紀子「[研究ノート] I R活動による資本コストの低下と企業価値の向上」京都大学経営管理大学院経営研究センター・ワーキングペーパー【KAFM-WJ012】 (2018 年 12 月)
- ・円谷昭一「解題 理想の英文開示への一歩」企業会計 Vol. 75 No. 3 (March 2023)
- ・内藤啓介「英文開示の現状 ―新市場移行を踏まえて」企業会計 Vol. 75 No. 3 (March 2023)
- ・水越恭平 「東証プライム市場の英文開示制度の実務と法務のポイント」株懇会報 873 号
- ・矢澤憲一・金鉉玉・伊藤健頭「テキストマイニングで解き明かす有報の 60 年」企業会計 Vol. 74 No. 2 (February 2022)
- ・株式会社プロネクサス 「有価証券報告書の英文開示に関するアンケート結果」

執筆者一覧

東京株式懇話会研究部研究第1部（英文開示推進プロジェクトチーム）

■ 編著者

中川 雅博（三菱UFJ信託銀行）

■ 著者

園田 成晃（SMB C日興証券）	第Ⅰ編第1章担当
柳田 和雅（富士興産）	第Ⅰ編第1章担当
羽根 康博（みずほ信託銀行）	第Ⅰ編第2章担当
浅井 堅登（池上通信機）	第Ⅰ編第3章（1）担当
濱子 佳蓮（野村ホールディングス）	第Ⅰ編第3章（2）担当
佐藤 真基（日本たばこ産業）	第Ⅱ編担当
岡田 裕之（三菱重工業）	第Ⅱ編第1章（1）担当
原田 健（ユニプレス）	第Ⅱ編第1章（2）担当
星 清澄（トプコン）	第Ⅱ編第2章（1）担当
大串 隆広（KADOKAWA）	第Ⅱ編第2章（2）担当
古谷 真菜（ラサ工業）	第Ⅱ編第2章（3）担当
池本 彩七（住友林業）	第Ⅱ編第3章担当
伊藤 菜美季（ニフコ）	第Ⅱ編第3章担当
岡井 沙織（中外製薬）	第Ⅱ編第3章担当
寺田 はる名（ソフトバンクグループ）	第Ⅱ編第3章担当
梶 夏輝（日機装）	第Ⅱ編第3章担当
鎌田 隆弘（明和産業）	第Ⅱ編第4章（1）担当
千田 晴加（日本酸素ホールディングス）	第Ⅱ編第4章（2）（3）担当
高橋 陸（IHI）	第Ⅱ編第4章（4）担当
吉田 陽祐（三井住友信託銀行）	巻末資料担当
梅澤 典男（三菱UFJ信託銀行）	巻末資料担当
坪井 秀介（メディアスホールディングス）	巻末資料担当
前澤 優佳（山洋電気）	巻末資料担当
石井 更沙（プロネクサス）	巻末資料1、担当
大島 健吾（日本電信電話）	巻末資料1．担当
椎名 洋平（三菱UFJ信託銀行）	巻末資料1．担当
西川 恵祐（三井住友信託銀行）	巻末資料2．担当
浪波 健二（三井住友信託銀行）	巻末資料3．担当
白倉 和典（三菱UFJ信託銀行）	巻末資料3．担当
坂東 照雄（ICJ）	巻末資料4．担当